

平成27年 第4回定例会

東 御 市 議 会 会 議 録

平成27年12月1日 開会

平成27年12月18日 閉会

東 御 市 議 会

平成２７年東御市議会第４回定例会議事日程（第１号）

平成２７年１２月１日（火） 午前９時 開議

- 第 １ 会議録署名議員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 諸般の報告
- 第 ４ 議会改革特別委員会調査報告
- 第 ５ 市長招集あいさつ
- 第 ６ 議案第８１号 平成２７年度東御市一般会計補正予算（第６号）
- 第 ７ 議案第８２号 平成２７年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
- 第 ８ 議案第８３号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例
- 第 ９ 議案第８５号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び
東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第１０ 議案第８４号 東御市個人番号の利用等に関する条例
- 第１１ 議案第８６号 東御市税条例等の一部を改正する条例
- 第１２ 議案第８７号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例
- 第１３ 議案第８８号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例
- 第１４ 議案第８９号 明神館改修増築工事変更請負契約の締結について
- 第１５ 議案第９０号 財産の処分について
- 第１６ 請願・陳情の報告

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
建設課長	関一法	教育課長	小林哲三
代表監査委員	竹内春彦		

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

ただいまから平成27年東御市議会第4回定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、依田政雄君及び柳澤旨賢君を指名します。

◎日程第 2 会期の決定

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

会期は、本日から12月18日までの18日間に決定しました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 諸般の報告をいたします。

監査委員から平成27年9月、10月及び11月実施分の例月出納検査結果報告書が提出され、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についての報告書、及び地方自治法第180条第1項の規定による議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定された市長専決処分事項報告書が提出され、それぞれその写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第 4 議会改革特別委員会調査報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 議会改革特別委員会調査報告をいたします。

調査報告の写しはお手元に配付のとおりですが、本件に関しては委員長の調査報告を求めます。

青木議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（青木周次君） 皆さん、おはようございます。

それでは議会改革特別委員会調査報告を申し上げます。

本特別委員会は、平成27年第2回定例会において設置され、議会改革に関する付議事項について調査、審議を行っております。付託を受けた4項目のうち、関連のある（１）常任委員会の設置の見直しについてと、（２）議員定数についてを優先審議した結果、議員定数について調査、審議が終了し、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

調査、審議結果。付議事項（２）議員定数について、議員定数を現行の19人から2人減じ17人とするものと決定。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

議会改革特別委員長、着席願います。

◎日程第 5 市長招集あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 市長招集あいさつを願います。

市長。

○市長（花岡利夫君） おはようございます。

師走に入り、ひつじ年の暦もあと1枚を残すだけとなりました。今年の秋は例年に比べ足早に過ぎ去り、周囲の山々を鮮やかに彩った紅葉に取ってかわり、いつしか浅間の峰が雪化粧する季節を迎えました。湯の丸山高原も冬山の安全祈願祭を終え、待望のホワイトシーズンの準備も整い、先月29日にはスキー場がオープンしました。

風花が舞い、寒さもひとしお増して、東御の里にも冬将軍の到来間近を予感させるころとなりました。

11月13日、フランス、パリで一般市民を無差別に襲った残虐な同時多発テロが発生しました。犠牲となられた方々に対し、心から深く哀悼の意を表します。このような非人道的で卑劣な無差別テロは、断じて許されるものではありません。再発防止に向けては国際社会が緊密に連携し、重層的な対策を進められることを念じてやみません。

本日ここに、平成27年東御市議会第4回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、歳末を控え公私ともに何かとご多端の折、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。今般提出いたします議案をはじめ、市が直面いたします喫緊にして重要な案件や課題の審議につきまして、議員各位の特段のご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、日本経済の情勢につきましては、内閣府が11月16日に発表した7月から9月期の国内総生

産、GDPの速報値は、設備投資の伸び悩み等により、成長率が実質0.2%の減、年率換算で0.8%の減となり、2四半期連続のマイナス成長となりました。同じく25日に発表された直近の「月例経済報告」では、経済の基調判断を「景気は、このところ一部に弱みも見られるが、緩やかな回復基調が続いている」と前月から据え置きました。

また、景気の先行きについては、「雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」としつつ、「アメリカの金融政策が正常化に向かう中、中国を始めとするアジア新興国等の景気が下振れをし、我が国の景気が下押しされるリスクがある」としております。

地域経済に関して、11月6日の日本銀行松本支店による「長野県の金融経済動向」では、「生産は新興国経済の減速の影響などから、このところ横ばい圏内の動きとなっている。雇用・所得は、着実な改善が続いている」とされました。更に長野労働局が11月27日に発表した「最近の雇用情勢27年10月分」の中で、県内の有効求人倍率が前月を0.02ポイント上回る1.28倍で、22年ぶりの高水準を示したことにより、「雇用情勢は着実に改善が進んでいる」としました。

一方で、上田管内の有効求人倍率は1.09倍と、依然として全国平均や県平均を下回る状況であり、県下最低を推移しております。

アベノミクス効果は中央の一部企業にのみ留まっており、依然として地方への波及効果が実感できない状況にあります。

こうした経済状況の中、県においては現在開会中の県議会に、補正予算案として、安全で魅力ある「信州の山」の発信のほか、子育て支援、県民生活の安全・安心の確保などに要する経費1億4,021万4,000円を計上いたしました。

また、この間、地方創生の推進に関して、長野県版地方創生総合戦略としての「長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」を決定されるとともに、TPPに関しては知事を本部長とする長野県TPP農業分野等対策本部を設置され対応に当たられております。加えて、子どもを性被害から守るための取り組みについても、条例制定の是非を念頭にタウンミーティングを重ねられていることは特筆すべきであります。

阿部県政に対しましては、基礎自治体としての市町村の思いを酌んだ安定した県政、市町村との協力を期待するとともに、「市民のため」を主眼として、引き続き良好な関係を構築すべく、努めてまいります。

国政におきましては、安全保障関連法案が可決された後、年内に臨時国会が開かれずに、各方面に影響を残したまま年を越し、新年早々の通常国会召集が予定されております。

国会閉会中、政治の空白期間においても、経済対策は言うに及ばず、消費税関連法案（軽減税率）の扱いや環太平洋連携協定（TPP）の国内対策、1億総活躍社会の実現、中韓との関係改善をはじめとして外交問題と内憂外患の山積する課題に直面しております。

今後の市政運営や経済活動にも多大な影響を及ぼすことから、引き続き国政や県政の動向、とり

わけ大切な基幹産業である「農」をみんなで守り、育てていくためのＴＰＰに関する対応と、年初早々に発せられる国の補正予算には十分に注視してまいりたいと考えております。

本市におきましても、こうした国や県の状況と実際の現実を直視する中、当面の間、税収等を慎重に見込みつつ、実施計画の策定と新年度予算の編成作業をスタートさせたところであります。

私にとりましては任期最後の４カ月を残すだけとなりますが、第２次東御市総合計画「とうみ夢・ビジョン2014」に沿った形で、一つ一つの事業を原点に立ち返って精査見直しつつ「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」実現のため、任期満了までの間、誠心誠意市政運営に取り組んでまいり所存でございます。

平成28年度予算編成に当たりましては、行政の中断なき継続性と健全財政の堅持を旨に、最小の経費で最大の効果を上げるよう、行財政の簡素・効率化を図りながら、一層の経費の節減、合理化と財源の重点的配分に徹してまいります。

市政をお預かりする責任者として、市の進むべき方向を指し示し、確実な一步を踏み出すべく、市民益にかなう施策を展開してまいることとし、その考えの一端を、補正予算や条例の制定・改正を通じてこの定例会にお示しさせていただきます。

ここで９月定例会以降の市内の動きを振り返りますと、「東御の日」は平成18年に制定されて今年で10年目を迎え、「10月３日は東御の日」がすっかり定着してまいりました。当日は長きにわたり地域社会の発展と福祉増進のために各分野において貢献された皆様と市に多額のご寄附をいただいた皆様に対する表彰、花いっぱいコンクールに入賞された皆様の受賞式に続き、日本ワインに造りが深い、フード＆ワインジャーナリストの鹿取みゆきさんをお迎えし、記念講演会を開催いたしました。

「転換期の日本ワイン産業と長野、東御の可能性」と題した講演では、県外産と東御市産のワイン用ブドウの生産状況の比較に始まり、今後のワイン産業の展望や課題について具体的なお話をいただき、120名の皆様に聴講いただきました。

また、この日、エフエムとうみが開局5周年を迎えました。身近な情報を適時にお伝えする手段として、コミュニティの醸成に寄与するとともに、今後は3. 1 1の教訓から、更に災害時の役割を発揮すべく、臨時災害放送局としての機能拡充を図ってまいります。

また、総合戦略の策定と歩調を合せて、向こう10年を見据えた観光・農業分野における施策の指針とすべく進めておりました「第２次東御市観光ビジョン」を10月に、「東御市農業振興計画」を11月に、それぞれ市民参画のもとに素案が集約され、パブリックコメントと関係審議会等を経て成案として策定することができました。

スポーツの秋、市では10月４日、総合体育大会を開催いたしました。秋晴れの中、2,145名の参加者が、21競技で白熱した試合を繰り広げるとともにさわやかな汗を流しました。

11月１日には、マラソン大会を開催いたしました。木々の紅葉が美しい芸術むら公園から晩秋の八重原地域を走るコースで、105名が健脚を競いました。

11月8日には、駅伝大会を開催いたしました。分館や事業所、学校などから15チーム、170人が参加、東御中央公園を発着点とし、市内5地区をめぐる7区間24.9キロメートルの道のりを、沿道からの声援を励みに、秋雨の中、たすきリレーで駆け抜けました。

また、11月14日・15日の2日間に渡り、第64回長野県縦断駅伝競走が開催されました。当市からは上田東御小県チームに5選手が出場し、主要区間を快走しました。特に第4区では、コトヒラ工業所属の小山祐太さんが区間賞に輝く活躍をされ、総合5位入賞の原動力となりました。

芸術・文化の秋、丸山晚霞記念館では、特別企画展「川瀬巴水・吉田博木版画展」を開催しております。大田区郷土博物館からお借りした日本を代表する版画家、川瀬巴水の作品と、丸山晚霞の盟友、吉田博の作品、約250点を2部に分け展示しております。

また、梅野記念絵画館では、「山内龍雄展」及び「荘司貴和子アンコール展」を開催し、報道機関等にも取り上げられ、好評を博しております。

中央公民館では、10月31日、11月1日と総合文化フェスティバルが開催され、日頃から生涯学習を实践されている皆さんの作品約1,000点の展示発表が行われました。

実りの秋、昨年のような大雪や度重なる降ひょうなどによる大きな気象災害はなく、誰もが豊かな実りの秋を期待していたわけですが、盆明けから約1カ月間続いた長雨の影響で、収穫前のブドウが裂果し、水稻においても登熟期の天候不良の影響により、作柄が思わしくありませんでした。特産のシナノグルミは、豊作であった昨年の裏年ということと細菌性の新病害発生が確認されたことで、大幅な減収が心配されましたが、おおむね平年並みの作柄でありました。

11月21日・22日には、道の駅雷電くるみの里において恒例の「くるみ祭り」が開催され、今年収穫されたくるみの品評会やしげの里づくりの会主催による「くるみ料理コンテスト」も行われました。

収穫の秋は、同時にまつり・イベント・交流の秋でもあります。10月10日・11日の両日にわたって、第23回火のアートフェスティバルを芸術むら公園で開催し、約3万人の来場者がありました。2日目の雨もイベント開始前には上がり、雄大な自然の中、陶芸をはじめとした多彩なワークショップ、各種出店、ステージ演奏を楽しむことができました。

今年は、気仙沼市並びに同市観光協会の協力のもと復興支援市を企画し、サンマをはじめ、ホタテ・イカ焼きなど、より大勢のお客様に気仙沼の海の幸をご堪能いただきました。

11月12日から15日までの4日間、銀座NAGANOにおいて上田地域広域連合主催によるNHK大河ドラマ「真田丸」放映50日前イベントが開催されました。信州上田地域「銀座NAGANOの陣」と題し、関係する4市町村が日替わりでの分担となり、東御市は、最終日の15日を受け持ち、原口そばの里で栽培された地粉を使った成立高原蕎麦、地域のこだわりの食材で作った各種料理、ワインなどをご賞味いただき、「真田丸」放映に先駆け、当市の魅力を発信しました。

また、昨日、11月30日には田沢おらほ村の皆さんが銀座NAGANOに出展され、田沢地域の味や観光などの魅力をPRしました。

11月23日には、小春日和の中、第25回海野宿ふれあい祭が開催されました。毎年好評を博す名物

「くるみおはぎ」「海野ほうとう」の販売や「時代衣装行列」「白鳥神社例祭浦安の舞」が披露され、四半世紀に及ぶ地域全体での自然体のおもてなしにより、大勢の皆様に海野宿の一日を楽しんでいただきました。

また、市の内外で、交流事業が活発に行われました。10月3日には、2回目となった東京都大田区の「国際都市おおたフェスティバル in 空の日・羽田」に、11月7日・8日の両日には、26回目を数える「OTAふれあいフェスタ」に参画し、東御市産の自慢の農産物や観光のPRをしてまいりました。

10月18日、奈良原市有林において、昨年に続いて「東御の森 森林環境イベント」を開催いたしました。多くの親子連れを中心に、参加された95名は、秋晴れの中、木に触れ、木と親しむなど有意義な時間を満喫されていました。

秋本番は、まさに芸術・文化・スポーツを始めとして、市や地域を挙げての各種イベントが目白押しとなりました。そんな中、3.11とともに経験した者として、様々な催しが普通に、そして当たり前に行うことのできるありがたさと、被災地の一日も早い完全復旧と復興をみんなで願い、思いを分かち合いたいと思います。

近年は地震や台風、集中豪雨などの災害がいつ、どこでも起こり得る環境となってきました。このような災害が発生した際、物資の確保をはじめ、住民生活の早期安定を図る上で、市として応急的な対応ができる体制を整備することは、極めて重要であるとの考えのもと、10月2日には、信州うえだ農業協同組合と「災害時における災害対応の協力に関する協定」を締結いたしました。協定締結により、災害時に物資や労務の提供など幅広い対応の協力を、信州うえだ農業協同組合にも要請することができることとなりました。この協定を含め、現在32の企業及び団体などと様々な分野での「災害時における応援協定」の締結となりましたが、今後も災害への備えを更に強化していきたいと考えておるところでございます。

10月22日には、仕事と生活の調和及び男性の家事参画啓発事業の一環として実施した、「育児・家事を楽しんでいる男性の写真募集事業」の表彰式を行い、入賞者6名の表彰を行いました。なお、応募作品は、中央公民館・図書館等で展示をいたしました。

10月28日には、介護と認知症を題材とした公演「生きる」が、サンテラスホールにて開催されました。実際に起きた事件の判決をもとに、東御市和出身のブッチー武者（武者博和）さんが主宰する劇団ZANGEによる公演で、上演に向けては、実行委員会組織を立ち上げ、当日は約600名を超える皆様に鑑賞をいただくことができました。直面する高齢化社会において、誰しもが避けては通れない介護や認知症について考えていただくよい機会になったものと考えております。

10月13日、県庁で、「信州型自然保育認定制度」の認定証交付式が開かれ、知事から市内公立保育園全5園に認定証が交付されました。この制度は、信州の豊かな自然を活用した保育を促進するために県が4月に創設したもので、保育園では、かねてから散歩や畑での野菜づくりなどに積極的に取り組んでいたことから、1週間で5時間以上、屋外を中心とした体験活動を行っている「普及

型」として認定されました。未来を担う子どもたちが、信州の自然の中で感性あふれる人に育つよう、県と連携を取りながら、より良い子育て、より良い保育を追求してまいります。

10月23日には、0・1・2歳を対象とした子育てフェスティバルを、北御牧子育て支援センターで開催しました。今年は天候にも恵まれ、市内外から小さなお子様と保護者の皆様350名ほどのご来場をいただきました。フェスティバルでは、子育てサポーターのすくすくママ〜ずの皆さんによるリズムあそび、子育てサークルのびのびっこのみなさんによるバザー、木のおもちゃとの触れ合いコーナー等、小さなお子さんがゆったり遊べることを配慮いたしました。また、子育て支援サポーターとして登録されている方々や、地域の皆様のご協力のもと開催できましたこと、心より感謝申し上げます。

11月15日には、子育て講演会およびシンポジウムをサンテラスホールで開催いたしました。「地域みんなで子育て 東御の自然の中でおらほの子どもを育てよう」と題した、汐見稔幸先生のご講演をいただきました。

シンポジウムでは、県から、信州型自然保育認可制度の目的を、東御の子どもの元気な育ちを支えるネットワークからは里山探検事業の取り組みを、子育て支援サポーター団体すくすくママ〜ずからは団体活動理念や活動状況の報告がなされ、私からは市の取り組みとして保育園の園庭芝生化の効果について話題提供をいたしました。

会場の皆様からの意見や汐見先生からのご助言も含め、東御の自然や環境を最大限に生かした子育てについての理解を深める場となりました。

マイナンバー制度が10月5日に施行され、これに基づき11月16日から、市内に住民票をお持ちの方々に個人番号をお知らせする「通知カード」の送達が始まり、12月中旬には終了する予定です。市では、地区ごとに説明会を開催し、制度の概要をはじめ個人番号カードの申請方法や個人番号の利用範囲等についてお知らせする機会を設けましたが、更に市民の皆様にご理解いただきますよう、市報やホームページ等を活用し一層の周知を図ってまいります。

また、制度を安心してご利用いただくため、個人情報のセキュリティ対策に万全を期するとともに、安全性に十分配慮し、慎重な運営に努めてまいります。

一方で、地道に取り組んで参りました諸施策が広く認知されるとともに進展しつつあります。この間、市内の先駆的な取り組みとして、農業の6次産業化やワイン振興、地元産材を用いた公共施設等の現地視察に、農林水産大臣はじめ同省の幹部が、更には林野庁長官も来訪され、湯の丸の高地トレーニング用長水路プール予定地を視察されました。

また、湯の丸高原高地トレーニング施設検討委員としてもご尽力いただいております、公益財団法人日本水泳連盟会長であった鈴木大地氏が、10月1日付でスポーツ庁初代長官に就任され、同9日には、懇意にいただいている馳浩衆議院議員が文部科学大臣に就任されましたことは、当市にとりましても大変に心強い限りであります。2年越しの勝利と高参加率を果たしたチャレンジデーの取り組みで培った結束力を背景に、引き続き施設誘致に向けて、「湯の丸からセンターポールに日

の丸を！」を合言葉に、市民の皆様と一丸となって国に対してさらなる働きかけをしてまいります。

この三カ月ばかりの間の主な動向について申し上げましたが、「小さくともキラリと光る東御市」に向けての明るい兆しが各分野において発現していることを大変うれしく思っております。

今後も、私自身が確実な一歩を踏み出し、引き続き初心を忘れずに誠心誠意市政に携わってまいり所存でございます。

それでは、本定例会に提案いたします議案につきまして、順を追ってその概要を申し上げます。

最初に、平成27年度の補正予算につきましてご説明申し上げます。今回の補正予算は、9月補正予算編成以降の諸事情により、必要が生じた新規の事務事業費や、国・県補助の精算等に伴う事務事業費及び財源の調整につきまして、関係経費を計上いたしました。

議案第81号並びに議案第82号、一般会計・特別会計合せて2件の補正予算でございます。

まず、議案第81号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第6号）でございますが、歳入歳出予算に3億8,895万5,000円を追加して、総額を151億2,487万3,000円といたすものでございます。その主なものとして、荒廃農地復旧対策事業補助、農地の利用集積に対する農地中間管理事業協力金、事業所の機械設置等に対する商工業振興助成事業補助、臨時災害放送局設置整備事業補助、海野宿歴史民俗資料館改修工事、地方債の繰上償還などを行うため、増額補正をお願いするもので、国や県の補助金及び繰越金等を財源とするものでございます。

次に、議案第82号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、前年度国庫負担金の精算等に伴い増額補正をお願いするものでございます。

細部につきましては、それぞれ担当部長から提案の説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、条例等の議案につきましてご説明申し上げます。

議案第83号につきましては、選挙公営制度の創設に伴う条例の新設でございます。

また、議案第84号につきましては、番号法の施行に伴う個人番号の独自利用等にあたり、新たに条例を制定するものでございます。

議案第85号から議案第88号までは、関係法令の改正、施設の整備・改修等に伴い、既存条例の一部を改正するものでございます。

議案第89号につきましては、明神館改修増築工事請負契約の変更について、議案第90号につきましては、羽毛山工業団地の売り払いに伴う財産の処分について、それぞれ条例の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

条例案、契約案件、財産処分の詳細につきましては、それぞれ担当の部長から説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、本定例会に提案いたします議案につきまして、その概要を申し上げます。十分にご審議をいただきますとともに、それぞれの案件につきましてのご承認・ご決定を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

このような時期にあたり、私の任期も最終盤を迎えます。本市が置かれている状況は、今後も一層厳しさを増すことが予想されます。しかし、そのような中にあっても常に遠くを見据えつつ今の難関に全力で立ち向かう勇気と、ピンチをチャンスにつなげる柔軟な発想力を持って、私たちは困難を一つ一つ克服していかなければなりません。

そのためにも、私自身が、前例にとらわれない柔軟な発想と現状を打破する先見性ある決断力と行動力で、市民の皆様から寄せられた声にしっかり耳を傾けながら、市民生活の現場に生じている様々な課題に立ち向かってまいります。

また、就任時から首尾一貫して実践してまいりました、市民の皆様が安全と安心を実感できる暮らしの実現を目指して、自立したまちづくり、安定した市政運営を進めるべく、今後も「市民目線」をモットーに、リーダーシップを発揮しつつ、残りの任期も引き続き市職員と一丸となって粉骨砕身、努めてまいることを改めてここにお誓い申し上げます。

市民の皆様、並びに議員の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、本定例会招集に際してのごあいさつといたします。

◎日程第 6 議案第81号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第6号）

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第81号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） おはようございます。

ただいま上程となりました議案第81号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案説明を申し上げます。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要につきましては、市長が招集のあいさつの中で申し上げましたので、直接説明に入らせていただきます。

議案第81号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第6号）。

平成27年度東御市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,895万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を151億2,487万3,000円とするもので、第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、債務負担行為の変更及び追加につきましては、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、ご覧のとおりでございますので、よろしく願いいた

します。

4ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正でございます。

初めに変更につきましては、東御市長選挙費について限度額を220万円に変更をお願いするものでございます。これは任期満了に伴う選挙執行が来年4月に予定されておりますが、選挙期日が確定したことに伴い準備費用を精査いたしましたところ、本年度中に投票用紙等印刷を行うに当たりまして必要な増額変更をするものでございます。

次に、追加でございまして、3件ございます。小諸厚生総合病院移転新築整備支援事業補助金につきましては、期間を平成27年度から29年度まで、限度額は5,500万円とするものでございます。これは地域の中核病院となる公的医療機関の施設整備に当たりまして、本市との関係及び利用状況等を総合的に勘案の上、支援するもので、事業着手が本年度で完成が平成29年度となる見込みであることから、補助金交付決定を行うに当たり必要な債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、商工業振興助成事業補助金につきましては、期間を平成27年度から29年度まで、限度額は667万円とするものでございます。これは東御市商工業振興条例に基づいて、市内事業所に助成するものでございまして、事業着手が本年度で完成が平成29年度となる見込みであることから、補助金交付決定を行うに当たりまして必要な債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、花いっぱい運動花苗栽培委託につきましては、期間を平成27年度から28年度まで、限度額は300万円とするものでございます。これは花いっぱい運動に使用する花の苗を平成28年5月から配付するに当たりまして、その栽培の委託を本年度に発注する必要があるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

5ページから7ページにつきましては、省略をさせていただきたいと思います。

12ページをお願いいたします。初めに歳出から説明を申し上げます。

款1議会費項1議会費目1議会費101万6,000円の増額は、一般職員給与費の増でございます。これは人事異動等による給与の補正でございます。なお、これらの給与の補正に関しましては、後ほど給与費明細書でご説明いたしますので、各科目では説明を省略させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

款2総務費項1総務管理費目1一般管理費791万4,000円の減額は、(1)特別職給与費及び(2)一般職員給与費の減のほか、(6)一般管理諸経費ではマイナンバー制度に伴う給与システム改修に要する委託料等の増額補正でございます。目5財産管理費233万4,000円の増額は、北御牧庁舎の修繕工事等に要する費用の補正でございます。

14ページをお願いいたします。

項2徴税費目1税務総務費464万4,000円の増額は、一般職員給与費の増でございます。目2賦課徴収費200万円の増額は、市税の過年度還付金の増額補正でございます。

項3戸籍住民登録費目1戸籍住民基本台帳費101万7,000円の増額は、(1)一般職員給与費の減額補正及び(2)戸籍住民事務諸経費ではマイナンバー制度に伴う窓口業務に要する費用の増額補

正でございまして、臨時職員賃金及び窓口受付発券システム導入委託料などでございます。

次に、項4 選挙費目1 選挙管理委員会費34万4,000円の増額は、16ページをお願いいたします。

(1) 選挙管理委員会費34万円の増額は、選挙年齢引き下げに伴う選挙システムの改修に要する委託料の補正、及び(2)の一般職員給与費の増でございます。目3 長野県議会議員選挙費1,046万1,000円の減額は、今年の4月の県議会議員選挙が無投票であったことに伴う不用額の減額補正でございます。

18ページをお願いいたします。目4 市長選挙費181万7,000円の増額は、選挙期日が確定したことに伴い、入場券の郵便料などの費用の増額補正でございます。

項6 監査委員費目1 監査委員費335万6,000円の減額は、一般職員給与費の減でございます。

款3 民生費項1 社会福祉費目1 社会福祉総務費989万2,000円の増額は、20ページをお願いいたします。(1) 一般職員給与費で144万3,000円の減のほか、(8) 障害者自立支援介護給付費565万円は国庫負担金の精算に伴う補正でございます。(11) 心身障害者扶養共済費4万円は、心身障害者扶養共済補助金の増額補正でございます。(12) 更生医療扶助費459万5,000円は、更生医療扶助費の増額補正及び国庫負担金の精算に伴う補正でございます。(13) 補装具交付事業費70万8,000円は、補装具交付費の増額補正及び国庫負担金の精算に伴う補正でございます。

(28) 臨時福祉給付金費25万9,000円は、臨時福祉給付金の受付期間の延長に伴う臨時職員賃金の増額補正でございます。(29) 子育て世帯臨時特例給付金費8万3,000円は、平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の事務費補助金の精算に伴う増額補正でございます。

最下段、項2 児童福祉費目1 児童福祉総務費299万5,000円の減額は、一般職員給与費でございます。

22ページをお願いいたします。目2 保育園費722万4,000円の増額は、(1) 一般職員給与費の減のほか、(2) 保育所運営事業費では保育園運営に要する需用費90万円の増、(4) 私立保育園運営委託事業費では海野保育園の園児増加に伴う保育所運営委託料等830万円の増額補正でございます。目4 子育て支援費824万1,000円の増額につきましては、(1) 子育て支援センター運営諸経費は財源補正でございます。

24ページをお願いします。(2) 子育て支援センター管理諸経費170万円は、北御牧子育て支援センターの雨どい等修繕に要する工事請負費の補正でございます。(4) 育児支援家庭訪問事業費及び(5) 放課後児童クラブ事業費につきましては、財源補正でございます。(8) 家庭的保育事業費654万1,000円は、保育料の見直し及び休日保育加算に伴う小規模保育事業委託料の増額補正でございます。

項3 人権同和対策費目3 人権啓発センター運営費843万5,000円の増額は、一般職員給与費の増でございます。

26ページをお願いいたします。項5 生活保護費目1 生活保護費639万3,000円の増額は、生活保護費等の国庫負担金の精算に伴う補正でございます。

款 4 衛生費項 1 保健衛生費目 1 保健衛生総務費1,063万6,000円の増額は、一般職員給与費の増で
ございます。目 3 母子衛生費につきましては、財源補正でございます。

項 2 清掃費目 2 じん芥処理費17万5,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増のほか、28ペー
ジをお願いします。（２）じん芥処理事務諸経費10万5,000円はコピー使用料の増額補正でござい
ます。

款 5 農林水産業費項 1 農業費目 1 農業委員会費16万1,000円の減額は、一般職員給与費の減でござ
います。目 2 農業総務費284万5,000円の増額は、一般職員給与費の増でございます。目 3 農業振
興費2,116万9,000円の増額の内訳は、（１）農業振興事業諸経費720万円で、これは荒廃農地復旧
事業に要する補助金の増、（２）農業経営基盤強化推進事業費 1 万5,000円は、農業経営基盤強化
資金利子助成補助金の増、（６）新規就農者確保育成事業費142万7,000円は、新規就農者に係る果
樹等苗木購入補助金の増、30ページをお願いします。（13）農地中間管理事業費1,252万7,000円に
つきましては、農地中間管理事業に係る農地の集積に伴う各種協力金の補正でございます。目 5 農
地費90万円の増額は、市単独土地改良事業補助金の増額補正でございます。

款 6 商工費項 1 商工費目 1 商工総務費549万8,000円の増額は、（１）一般職員給与費の増及び
（４）商工総務事務諸経費では工業団地管理に要する費用の補正等でございます。目 2 商工振興費
1,610万円の増額は、32ページをお願いいたします。（３）商工業振興助成事業費で、東御市商工
業振興条例に基づく助成に要する補助金の増額補正で、機械設置事業等に対する支援でございます。
目 4 観光費165万円の増額は、（１）観光事務諸経費で、大河ドラマ「真田丸」等に係る観光商品
の企画・制作事業に要する補助金の補正でございます。目 7 温泉施設運営費1,121万円の増額は、
明神館改修増築工事等に伴う備品購入費などの増額補正でございます。

款 7 土木費項 1 土木管理費目 1 土木総務費122万3,000円の減額は、一般職員給与費の減でござい
ます。

款 8 消防費項 1 消防費目 5 防災対策費2,160万円の増額は、臨時災害放送局設置整備事業に要す
る補助金の補正でございます。これはエフエムとうみにおける放送機器の更新に当たり、災害時の
放送機能を強化するための補助でありまして、財源として地方創生に係る交付金を活用するもので
ございます。

34ページをお願いいたします。款 9 教育費項 1 教育総務費目 2 事務局費144万6,000円の増額は、
（１）教育長給与費の増、（２）一般職員給与費の減のほか、（４）学校教育事務諸経費では非常
勤特別職に係る通勤手当の増、（８）幼稚園教育支援事業費では申請者の増加に伴う私立幼稚園就
園奨励費250万円の増でございます。

項 2 小学校費目 1 学校管理費90万円の増額は、（４）小学校修繕事業費で祢津小学校の雨漏り修
繕に要する工事請負費の補正のほか、祢津小学校、和小学校及び北御牧小学校の各諸経費のうち児
童の教材に係る節予算の組みかえ、すなわち備品購入費から需用費への組みかえでございます。

36ページをお願いいたします。項 3 中学校費目 1 学校管理費280万3,000円の増額は、北御牧中学

校放送設備更新に要する工事請負費の補正等でございます。

項4社会教育費目1生涯学習費91万2,000円の減額は、一般職員給与費の減でございます。目6図書館費39万3,000円の増額は、一般職員給与費の増でございます。目8海野宿費928万9,000円の増額は、海野宿歴史民俗資料館の改修工事に要する費用の補正でございます。目10文化振興費288万5,000円の増額は、梅野記念絵画館入り口の木道の老朽化に伴う修繕に要する工事請負費の補正でございます。

38ページをお願いいたします。項5保健体育費目1保健体育総務費15万円の増額は、全国スポーツ大会参加補助金の増額補正でございます。目2学校給食運営費345万9,000円の増額は、(1)一般職員給与費の増のほか、(3)給食施設維持補修費で滋野小学校給食室天井雨漏りの修繕に要する工事請負費300万円の補正でございます。目3体育施設費248万4,000円の増額は、中央公園の立木管理委託料の補正でございます。

款10公債費項1公債費目1元金2億4,402万4,000円の増額は、地方債に係る繰上償還金の補正でございます。借入利率の高い地方債について工業団地の土地売却収入金などを活用し、繰り上げて償還するものでございます。

款11災害復旧費項1農林水産施設災害復旧費300万4,000円の増額につきましては、40ページをお願いいたします。(1)農業施設災害復旧費(単独)、及び(2)農地災害復旧費(単独)、それぞれ豪雨災害により被災した農業施設及び農地の復旧に要する補助金の補正でございます。

恐れ入りますが、8ページにお戻りいただきたいと存じます。歳入について申し上げます。

款12分担金及び負担金項2負担金目2民生費負担金480万円の増額は、私立保育園の広域保育料でございます。

款14国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金646万円の増額のうち、補装具交付負担金は補装具交付金の増額によるもの、自立支援医療費負担金は更生医療扶助費の増額によるものでございます。保育所運営費負担金2,500万円の減額は、子どものための教育・保育給付費負担金(保育所)への制度移行によるものでございます。また、子どものための教育・保育給付費負担金(地域型保育給付費)327万円の増額は、小規模保育事業委託料の増額によるものでございます。

項2国庫補助金目1民生費国庫補助金795万6,000円の増額のうち、臨時福祉給付金給付事務費補助金につきましては、事務費の増額によるものでございます。保育緊急確保事業費補助金775万1,000円の減額は、地域子ども・子育て支援事業補助金への制度移行によるものでございます。また、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業補助金は、県補助金の安心こども基金事業補助金からの移行による増額でございます。目4教育費国庫補助金362万5,000円の増額のうち、幼稚園就園奨励費補助金は申請者の増加による増額、文化財保護費補助金は海野宿歴史民俗資料館の屋根の改修工事に係る補助金でございます。目5総務費国庫補助金1,114万1,000円の増額のうち、選挙人名簿システム改修費補助金は選挙年齢引き下げに伴う選挙システムの改修に係る補助金で、個人番号カード事務費補助金はマイナンバー制度に伴う窓口業務に係る補助金でございます。地域活性化・地域

住民生活等緊急支援交付金は、地方創生先行型として臨時災害放送局設置整備事業に充てる交付金でございます。

款15県支出金項1県負担金目1民生費県負担金323万円の増額のうち、補装具交付負担金は補装具交付費の増額によるもの、自立支援医療費負担金は更生医療扶助費の増額によるものでございます。保育所運営費負担金1,250万円の減額は、子どものための教育・保育給付費負担金（保育所）への制度移行によるものでございます。また、子どものための教育・保育給付費負担金（地域型保育給付費）163万9,000円の増額は小規模保育事業委託料の増額によるものでございます。

項2県補助金目2民生費県補助金34万7,000円の減額のうち、10ページ、11ページをお願いします。こちらでは11ページの説明欄の上段で、放課後児童クラブ事業補助費及び保育緊急確保事業費補助金、これらの減額につきましては地域子ども・子育て支援事業補助金への制度移行によるものでございます。安心こども基金事業補助金は、国庫補助金への制度移行による減額でございます。多子世帯保育料減免事業補助金は、保育料に係る市独自の多子世帯減免に対する補助金でございます。子育て支援総合助成金は、制度移行による増額でございます。

目4農林水産業費県補助金1,253万4,000円の増額のうち、農業経営基盤強化資金利子助成事業補助金はスーパーL資金の新規借り入れに係る利子の助成でございます。農地中間管理事業機構集積協力金は、農地の荒廃化を防ぐため地域や担い手への農地集積に対する協力金でございます。目6教育費県補助金18万円の増額は、海野宿伝統的建造物修理補助金でございます。

項3委託金目1総務費委託金1,046万7,000円の減額は、長野県議会議員選挙費委託金の減額でございます。目2民生費委託金4万6,000円の増額につきましては、多子世帯応援クーポン券事業委託金でございます。

款16財産収入項2財産売却収入目1不動産売却収入2億1,420万円の増額につきましては、羽毛山工業団地の土地売却収入金でございます。

款18繰入金項1基金繰入金469万5,000円の増額は、減債基金繰入金でございます。

款19繰越金項1繰越金1億3,090万2,000円の増額は、純繰越金でございます。

以上が歳入でございます。

次に、飛びますが、42ページをお願いいたします。給与費明細書でございます。まず特別職でございますが、この表の最下段の比較の欄をご覧いただきたいと思います。区分欄のその他、職員数161人の減、及び報酬の168万1,000円の減額は、4月に執行されました長野県議会議員選挙が無投票になったことに伴いまして、投票日における投票管理者等の任命が不要になったためでございます。その他手当6万2,000円の増額は、教育委員会の指導主事の通勤手当の増によるものでございます。共済費1,000円の増額につきましては、負担率の変更等によるものでございます。

43ページをお願いいたします。一般職でございます。（1）総括の表の比較の欄をご覧いただきたいと思います。職員数は補正前に比べまして2名の増でございます。給料及び職員手当につきましては次のページの説明欄にございますが、異動等に伴う増減でございます。共済費の増額につき

ましては、負担率の変更等によるものでございます。このページの下表につきましては、職員手当の区分ごとの内訳でございますので、またご覧ください。

45ページにつきましては、一般会計における職員1人当たりの平均の給料、給与月額及び平均年齢につきまして11月1日と1月1日で比較したものでございます。

46、47ページをお願いいたします。債務負担行為に関する調書でございます。当該年度に係る分4件でございます。東御市長選挙費は、限度額220万円、平成28年度までの期間で支出予定額220万円でございます。

小諸厚生総合病院移転新築整備支援事業補助金は、限度額5,500万円、平成29年度までの期間で、支出予定額5,500万円でございます。

商工業振興助成事業補助金は、限度額667万円で、平成29年度までの期間で、支出予定額667万円でございます。

花いっぱい運動花苗栽培委託は、限度額300万円、平成28年度までの期間で、支出予定額300万円でございます。

これらの財源の内訳は、いずれも一般財源でございます。

以上、議案第81号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第6号）につきまして、提案説明を申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 7 議案第82号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 議案第82号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。本案に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま上程となりました議案第82号をご説明いたします。補正予算書の49ページをお開きください。

議案第82号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）です。

平成27年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ922万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,422万9,000円とするもので、第2項補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

補正の内容は、当初の見積もりに比べ更正決定等による一般被保険者の保険税過年度還付金が増加したことによる増額補正、及び平成26年度の療養給付費国庫負担金が確定し、精算返還金が生じたためでございます。

50ページから53ページまでは省略させていただきまして、54ページをお開きください。

歳入は款11繰越金、前年度繰越金922万9,000円の増額です。

おめくりいただき、56、57ページをご覧ください。

歳出は、款10諸支出金項1償還金及び還付加算金目1一般被保険者保険税還付金150万円の増額は、過年度還付金です。同じく目3国庫支出金等返納金772万9,000円の増額は、療養給付費国庫負担金の前年度精算返還金です。

以上、議案第82号につきまして提案理由をご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 8 議案第83号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

◎日程第 9 議案第85号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(上程、説明)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第8 議案第83号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、日程第9 議案第85号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(掛川卓男君) ただいま一括上程となりました議案第83号及び議案第85号の2議案につきまして、提案説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議案第83号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます、新設条例でございます。

説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行いますので、こちらの資料の1ページをお開きください。

1の条例の名称につきましては、東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例でございます。

2の制定の理由でございますが、選挙に立候補しようとする人の負担を減らし、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会を持てるようにするため、公職選挙法の規定に基づき市議会議員選挙及び市長選挙に係る選挙運動費用の一部を公費負担するに当たりまして、条例を制定するものでございます。

3の条例の概要といたしまして、選挙運動にかかる費用のうち有償契約を締結して、選挙管理委

員会に届出をしたものについて公費負担をするに当たりまして、国の基準や県内他市の状況等を勘案し、その限度額を定めるものでございます。ただし公費負担をするのは候補者に係る供託物が公職選挙法第93条第1項の規定により、市の帰属にならないという場合に限るものでございます。

対象となる費用については、そこに（１）から（３）までございますけれど、これらは東御市議会議員選挙及び東御市長選挙におけます選挙運動用の自動車費用、それから選挙運動用のビラ作成費用、これは市長選挙のみです。それと選挙運動用のポスター作成費用でございます。

４の施行期日につきましては、平成28年４月１日から施行しまして、この施行日以後にその期日を告示される選挙から適用することといたします。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第85号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

この説明につきましては、別冊の条例案に関する資料で行います。こちらの資料の５ページを開きください。

１の条例の名称につきましては、東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例でございます。

２の改正の理由でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による厚生年金法などの関連法等の改正によりまして、公務員共済組合員が厚生年金保険制度に加入することとされたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

３の改正の概要といたしましては、年金たる補償ということで、傷病補償年金等でございますが、及び休業補償につきまして市議会議員その他非常勤の職員及び非常勤消防団員等が、公務上災害を受けた補償として支給される場合において、同一の事由について他の法律に基づき障害厚生年金その他の年金が支給されるときに行う調整に係る規定を改正するものでございます。

４の施行期日につきましては、公布の日から施行し、平成27年10月１日から適用することとするものでございます。

この資料の６ページから29ページにつきましては、新旧対照表でございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上、議案第83号及び議案第85号につきましてご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第１０ 議案第８４号 東御市個人番号の利用等に関する条例

◎日程第１１ 議案第８６号 東御市税条例等の一部を改正する条例

（上程、説明）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第10 議案第84号 東御市個人番号の利用等に関する条例、日程第11 議案第86号 東御市税条例等の一部を改正する条例、以上２議案を一括議題とします。本２議案

に対する提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ただいま上程となりました議案第84号及び第86号につきまして、ご説明いたします。議案書5ページをお開きください。

議案第84号 東御市個人番号の利用等に関する条例です。以下、12ページまで条文及び別表でございす。

改正の概要をご説明いたしますので、別冊の条例案に関する資料をご覧ください。この資料の3ページをお開きください。

1、条例の名称は、東御市個人番号の利用等に関する条例で、新設条例でございす。

2、制定の理由は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法に基づく個人番号の利用と特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるための条例制定でございす。

3、条例の概要は、個人番号の利用に関し、法に規定されている事務及び法に定められた以外の事務について、事務の名称及び特定個人情報の内容などを規定するものでございす。

4、施行期日は、個人番号利用開始の平成28年1月1日とするというものでございす。

続いて議案書をご覧ください、議案書の25ページをお開きください。

議案第86号 東御市税条例等の一部を改正する条例です。以下、27ページまで改正条文でございす。

改正の概要をご説明いたしますので、恐縮ですが、また別冊の条例案に関する資料をご覧ください。資料の31ページをお開きください。

1、条例の名称は、東御市税条例等の一部を改正する条例で、関係する条例は東御市税条例、東御市国民健康保険税条例、東御市介護保険条例の3条例でございす。

2、改正の理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴う所要の改正と、市税及び介護保険料の減免を受けようとする納税者等の利便性を高めるために、減免に係る申請期限の改正を行うというものでございす。

3、改正の概要は、番号法の施行に伴い個人番号及び法人番号の規定を整備いたします。また、市民税、固定資産税、軽自動車税、特別土地保有税、国民健康保険税及び介護保険料の減免申請期限を現行の納期限前7日を納期限までに延ばすというものでございす。

4、施行期日は、番号法の施行に伴う規定は平成28年1月1日、減免申請の期限に係る規定は平成28年4月1日でございす。

32ページ以降、税条例に関する新旧対照表が47ページまで、48ページが国民健康保険税条例、49ページ、50ページが介護保険条例のそれぞれ新旧対照表でございすが、説明は省略させていただきます。

以上、議案第84号及び86号につきまして、提案の理由並びに概要をご説明いたしました。よろし

くご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第 1 2 議案第 8 7 号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例

◎日程第 1 3 議案第 8 8 号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例

◎日程第 1 4 議案第 8 9 号 明神館改修増築工事変更請負契約の締結について

◎日程第 1 5 議案第 9 0 号 財産の処分について

(上程、説明)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第12 議案第87号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例、日程第13 議案第88号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例、日程第14 議案第89号 明神館改修増築工事変更請負契約の締結について、日程第15 議案第90号 財産の処分について、以上4議案を一括議題とします。本4議案に対する提案理由の説明を求めます。

産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいま上程となりました議案第87号、88号、89号、90号について、提案説明申し上げます。

まず議案第87号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の29ページでございますが、条例の概要につきましては別冊の条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の51ページをご覧ください。

初めに改正の理由は、アートヴィレッジ明神館の宿泊者の満足度向上を図るための宿泊機能の強化、及び自然と触れ合う機会を提供する農林業体験交流施設、いわゆるコテージの整備に伴い、必要な改正を行うものでございます。

改正の概要は、1つ目として、アートヴィレッジ明神館の日帰り利用時間及び宿泊利用料金の改正を行います。2つ目として、公園内に農林業体験交流施設を設置し、施設の利用時間及び利用料金を定めます。3つ目として、その他必要な改正を行うものであります。

施行期日は、平成28年4月1日、ただしアートヴィレッジ明神館に係る部分については公布の日から6月を超えない範囲において規則で定める日といたします。

次ページからは条例の新旧対照表でございます。ご確認ください。

次に、議案第88号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の31ページでございますが、条例の概要につきましては同じく別冊の条例案に関する資料で説明いたしますので、資料の55ページをご覧ください。

改正の理由は、東御市青年研修センターの宿泊利用の廃止及び使用料の額を見直すこととし、必要な改正を行います。

改正の概要は、1つ目として、開館時間を原則午前9時から午後10時までとします。2つ目として、12月29日から翌年1月3日までを原則休館日とします。3つ目として、研修室の使用料の額を4時間まで2,000円、8時間まで3,600円、8時間超過の場合の超過1時間につき400円に見直しす

るものでございます。

施行日は、平成28年4月1日といたします。

次ページからは条例の新旧対照表でございます。ご確認ください。

続いて、議案書へお戻りいただきまして、議案書の33ページをご覧ください。

議案第89号 明神館改修増築工事変更請負契約の締結について。明神館改修増築工事変更請負契約の締結について、変更請負契約を締結するため議会の議決をお願いするものであります。

請負契約の金額につきましては、変更前が2億8,436万4,000円、変更後が2億9,235万6,000円でございます。799万2,000円の増となります。

契約の相手方につきましては、長野県東御市鞍掛18番地、株式会社竹花組東御支店支店長、木村啓二でございます。

今回の変更をお願いする主な内容につきましては、工事着工後改めて建物を点検、調査しましたところ、厨房のエアコン設備が経年による劣化が激しく、交換が必要であること、あわせて更新の時期が近づいている照明施設をこの機会に維持管理費の軽減のためLED化することなどによる増額でございます。

なお工事の完了期日については、この追加工事等に伴い当初の1月20日を3月31日に延長いたします。

次に、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第90号 財産の処分については、長野トヨタ自動車株式会社が羽毛山工業団地内へ進出したという申し出があったことに伴い、売却するものでございます。

なお去る11月27日に土地売買の仮契約の調印を行っております。

それでは議案書をご覧ください。工業用地として土地を処分するため、東御市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

売却の相手方は、長野県長野市大字南長野南石堂町1275番地1号、長野トヨタ自動車株式会社代表取締役社長、宇都宮進一。

売却する土地の表示及び価格につきましては、まず土地の表示は東御市羽毛山字五輪立519番地17。宅地、1万5,965.45平米。価格は2億1,420万円でございます。

次ページは売却する土地の位置図でございますので、ご確認ください。

以上、4議案一括して提案説明申し上げましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

◎日程第16 請願・陳情の報告

○議長（櫻井寿彦君） 日程第16 請願・陳情の報告をいたします。

本定例会において11月20日までに受理したのは、陳情5件です。写しはお手元に配付したとおり

です。

本陳情については、後日上程し、所管の委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午前１０時３５分）

平成 2 7 年東御市議会第 4 回定例会議事日程（第 2 号）

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日（木） 午前 9 時 開議

第 1 一般質問

出席議員（１９名）

1 番	窪 田 俊 介	2 番	佐 藤 千 枝
3 番	横 山 好 範	5 番	蓮 見 喜 昭
6 番	山 崎 康 一	7 番	若 林 幹 雄
8 番	阿 部 貴代枝	9 番	平 林 千 秋
1 0 番	依 田 俊 良	1 1 番	長 越 修 一
1 2 番	井 出 進 一	1 3 番	青 木 周 次
1 4 番	三 縄 雅 枝	1 5 番	町 田 千 秋
1 6 番	依 田 政 雄	1 7 番	柳 澤 旨 賢
1 8 番	堀 高 明	1 9 番	清 水 新 一
2 0 番	櫻 井 寿 彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	花 岡 利 夫	副 市 長	田 丸 基 廣
教 育 長	牛 山 廣 司	総 務 部 長	掛 川 卓 男
市 民 生 活 部 長	土 屋 一 夫	健 康 福 祉 部 長	山 口 正 彦
産 業 経 済 部 長	北 沢 達	都 市 整 備 部 長	橋 本 俊 彦
病 院 長	結 城 敬	病 院 事 務 長	武 舎 和 博
教 育 次 長	清 水 敏 道	総 務 課 長	横 関 政 史
企 画 財 政 課 長	岩 下 正 浩	生 活 環 境 課 長	塚 田 篤
子 育 て 支 援 課 長	土 屋 親 功	福 祉 課 長	柳 澤 利 幸
農 林 課 長	金 井 泉	教 育 課 長	小 林 哲 三
代 表 監 査 委 員	竹 内 春 彦		

議会事務局出席者

議 会 事 務 局 長	宮 嶋 武 彦	議 会 事 務 局 次 長	堀 内 和 子
書 記	正 村 宣 広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ちましてお知らせいたします。建設課長からご親族の葬儀のため本日と明日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、お知らせいたします。また、副市長から地方自治法第121条の規定により、説明員の紹介があります。

副市長。

○副市長（田丸基廣君） おはようございます。本日の一般質問の説明員として、午後から市民病院の結城敬院長が出席いたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号1 高齢者対策について、受付番号2 地方創生（先行型）の進捗状況と今後の取り組みについては、受付番号3 教育問題について。10番、依田俊良君。

依田俊良君。

○10番（依田俊良君） おはようございます。さわやかな風の会、依田俊良です。3点について質問いたします。

まず最初に、高齢者対策について。最近、下流老人などと、何とも失礼な言葉を目や耳にすることがあり、高齢者の貧困が話題となっています。下流とは下に流れると書きます。これは「下流老人 一億総老後崩壊の衝撃」という本でつくられた造語であり、生活保護基準等で暮らす高齢者及びそのおそれがある高齢者を意味しています。テレビの特集番組やニュースなどでも、この問題が多く取り扱われ報道されています。夏の猛暑に電気代の金額を心配し、エアコンを使用せずに熱中症になってしまうお年寄り、医療費が払えないため病気であるにもかかわらず病院での治療を受けられず、市販薬を飲みながら痛みをごまかして暮らすお年寄り、家族や友人がいないため会話することなく何もすることがなく、1日室内で1人テレビを見て暮らすお年寄りなど、大変深刻な問題となっています。

「内閣府男女共同参画白書」によれば、65歳以上の総体的貧困率は22%で、単身男性高齢者のみの世帯では38.3%、単身高齢者女性のみの世帯では52.3%で、単身高齢者の総体的な貧困は極めて高く、高齢女性に至っては半分以上が貧困下で暮らしております。現在、既に600万人がひとり暮

らしをしており、そのうち半数近くはこのような生活保護レベルでの暮らしをされているとのこと
です。年金の支給金額が低いことや働いて得られる賃金が少ないこと、家族からの援助も期待でき
ないなど、収入が低い理由は多岐にわたります。

平成27年度版「高齢社会白書」によりますと、我が国の総人口は平成26年10月現在1億2,708万
人であり、65歳以上の高齢者は過去最高の3,300万人で、男性が1,423万人、女性は1,877万人であ
り、総人口に占める割合は26%となり、そのうち65歳から74歳の前期高齢者は13.4%、75歳以上は
12.5%を占めています。

また、社会保障給付費全体について、平成24年度は108兆5,586億円となり、過去最高の水準とな
りました。国民所得に占める割合は昭和45年、47年前ですが5.8%から30.9%に上昇し、社会保障
給付費のうち高齢者関係支給費については平成24年度は74兆1,004億円、社会保障に占める割合は6
8.3%となっています。国においては、高齢者の捉え方の意識改革、老後の安心を確保するための
社会保障制度の確立、高齢者の意欲と能力の活用、地域力の強化と安定的な地域社会の実現、安
全・安心な生活環境の実現、若年期からの人生90年時代への備えと世代循環の実現の6つの基本的
考えにのっとり、高齢社会対策を推進するとしています。

東御市人口ビジョンでも将来展望しておりますけれども、特に高齢者における人口推移をどのよ
うに捉えているか、現在、東御市における高齢者対策はどのようなものがあるか、将来に向けての
高齢者対策の考えをあるかをお聞きします。

2点目に、地方創生（先行型）の進捗状況と今後の取り組みについて質問します。

人口減を抑えるためには市では人口ビジョン、東御市総合戦略を策定し、既に各種事業を進めて
います。仕事の創生は地域内の安定した雇用と所得を確保するため、農・商・工連携による6次産
業化の推進や東御市の地域資源である農業の成長産業化を図るとともに、観光による地域活性化、
また地域経済を支える中小企業の育成支援や事業継承の円滑化を進め、雇用や就業機会の確保、拡
大を図り、新たな雇用の場を創出するため、企業や創業にかかわる包括的な支援体制の整備を進め、
外部からの人材を呼び込んでいくとのことでありましてけれども、現在の先行型事業の進捗状況はど
のようになっているか、また、それぞれの事業で新たな雇用の拡大、創業を進めるには農・商・工
業者と連携を密にするための相談員等の受け皿として、支援体制が必要であると考えているが、現在の
職員体制で十分か、お聞きします。

3点目、教育問題について。

日本の戦後教育は自由、平等、個性の尊重を大切に、機会平等の理念を実現し、国民の教育水準
を高め、社会・経済の発展の原動力となってきました。しかし1980年前後を境にして、日本は経済
的な豊かさを達成し、国民の多くが物質的な豊かさを享受できるようになりましたが、一方で進学
率の上昇や豊かな社会で育った子どもが増えて、子どもと教育をめぐる環境は大きく変化し、社会
や経済の発展に構造的ともいえる新たな教育問題を抱えることになっています。

特に近年、社会経済の変動や子どもを取り巻く環境の変化に伴う子ども自身の意識の変化に、現

在の教育は十分対応できていないのではないかと思っています。

まず最初に、不登校について質問します。文部科学省の調査結果によりますと2014年度に病気や経済的理由以外で年度間に30日以上欠席した不登校の子どもは、公立・私立全体で小学校が2万5,886人、前年度比7%増、中学校が12万2,902人、2.7%増で、いずれも2年連続して増加しており、特に児童・生徒数1,000人当たりの不登校数は小学校が3.9人、中学校では12.1人となっており、小学校に関しては過去最多を更新したと聞いています。

これまで小・中学校の不登校は2007年をピークにして、2012年まで5年連続で減少を続けており、鎮静化しつつあると言われてきましたが、2015年から2年連続して増加したことから、不登校が再び増加傾向に転じるのではないかと懸念されております。

不登校になったきっかけとして学校が掲げているのは、不安など精神的混乱、無気力、いじめを除く友人関係をめぐる問題などで、多くの保護者が心配するいじめなどは少数であったようです。不登校が増えた理由について、都道府県教委は家庭の教育力低下により、基本的生活習慣が身につかないことが不登校に結びつくケースが増えていると説明しています。以前には東御市が不登校数県内ワースト1になったことがありましたが、現在の状況はどのようなになっているか、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。

受付番号1、依田俊良議員の高齢者対策についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

最初に、市における高齢者対策はどのような施策があるかでございます。

本年3月、平成27年度から29年度までを計画期間とした市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定したところでございますが、少子高齢化の進展により、高齢者福祉サービスや介護サービスが増加する中で、住み慣れた地域で高齢者自身が生きがいを持ち、健康を維持しながら生活できることは誰もが望むことであることから、「健やかで生き生きと安心を結ぶ福祉のまち」を基本理念に、その実現のため介護サービスの充実強化や医療と介護の連携の強化等、新しい介護予防・日常生活総合支援事業への円滑な移行など、8項目の基本目標を掲げ取り組んでいるところでございます。

施策としましては、地域包括システムの構築に向け医療と介護の連携や在宅福祉・施設福祉サービスの充実、認知高齢者対策、総合事業への移行を見据えた介護予防、生活支援サービスの整備と生きがいづくり、介護予防を中心とした健康づくり事業などに取り組んでいるところでございます。

次に、将来に向けての高齢者対策の考えはあるかということでございます。

平成29年度に次の市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画を策定していくこととなりますが、少子高齢化が一層進展する中で、独居高齢者、高齢者のみ世帯の増加や高齢者の保健、医療、福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応していくために、地域包括ケアシステムの構築を進め、それを

機能させた高齢者対策を推進していかなければならないと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号2、依田俊良議員の地方創生（先行型）の進捗状況と今後の取り組みはのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

最初に、地方創生先行型事業の進捗状況でございますが、市では現在、地域経済の活性化による雇用機会の拡大及び所得の向上により人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域社会の実現につなげるために、地方版総合戦略に位置づけられている施策を効果的に実現するための地方創生先行型事業を実施しています。

このうち、まず定住促進事業でございますが、1つ目としまして、移住・定住の専用のホームページ、ポータルサイトを年度内の開設をめどに進めております。2つ目として、空き家一斉調査でございますが、今後の施策展開に生かすための実態調査を現在、行っており、年度内のデータベース化を目指しております。3つ目として、子育て応援ポータルサイトは12月中の開設のための最終段階となっております。

次に、商工業魅力アップ補助事業及び観光・産業シェアスペース設置運営事業でございますが、商工会への補助事業として、商工会館内にコワーキングスペースとシェアスペースが設置される中で、事業継承や創業支援としての研修会やコーディネーターの派遣等が実施されています。

次に、観光ガイド育成事業でございますが、養成講座の開催により25名のガイドが育成されました。

次に、農山村交流促進事業でございますが、1つ目として、農業収穫体験事業を東御市振興公社に委託し、首都圏から276人の皆さんに参加していただいています。2つ目として、就農トレーニングセンターの改修が完了し、新規就農希望者の短期お試し滞在が可能となりました。3つ目として、クラフトビール振興事業は、新商品開発と販路拡大を振興公社へ委託し、現在、事業を進めております。

これらの事業のほかに、プレミアム商品券と生活応援商品券の発行も実施し、計画されている事業については予定どおり進捗している状況でございます。

続きまして、農・工・商事業者との連携による事業推進支援の職員体制についてであります。今回の地方創生事業に関し、農・工・商事業者との連携による事業事務量が増大しております。これらに即した組織体制の整備や職員の士気、健康管理面等への影響を考慮しつつ、限られた人員の中で事務事業に見合った職員配置を適宜行ってまいりたいと考えております。

なお今後、県や商工会、農業団体、市等をはじめとする地域関係者で組織する協議会を設立し、実践型地域雇用創造事業の採択に向けた準備を現在、進めているところでございます。この事業は、雇用機会が不足している地域における自発的な新規創業、新分野への進出、魅力ある職場づくりなどの雇用創造の取り組みを支援する厚生労働省の委託事業であります。本事業を活用することができれば、協議会の運営、事務に携わる事業推進員はもとより、新規創業等の雇用の拡大の取り組み

の相談、指導、後押しを行う実践支援員の配置が可能となり、これらの雇用が現在、進めています総合戦略の施策の一部につながるとともに、この実践支援員により市の施策推進の役割を部分的に担ってもらうことができるものではないかと考えています。

今後もこのような有効活用が可能な制度を利用しながら、職員体制の充実に留意しつつ、総合戦略の実現に向けて努力してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） おはようございます。

受付番号3、依田俊良議員の教育問題についてのご質問につきまして、教育長にかわりお答えをいたします。

東御市の小・中学校の不登校の状況でございますが、小学校の在籍比率につきましては平成22年度0.33%、23年度0.38%、24年度、25年度ともに0.29%、26年度0.1%とわずかに上回りました23年度を除き、いずれも県平均を下回っております。中学校の不登校生徒在籍比率につきましては平成22年度、県平均の2.76%に対しまして東御市では4.97%と県下でワーストとなりまして、大変憂慮すべき状況でございましたが、その後は平成23年度4.03%、24年度3.19%、25年度2.07%、26年度は2.52%と県平均を下回る状態にまで改善し、本年度におきましてもほぼ昨年と同程度に推移しております。

これまでの改善に当たりまして、平成22年度後半から始まりました地域の皆さんによる学校応援団による学習支援活動、不登校対策としての臨床心理士や心の教室相談員、支援員の配置のほか、校長、教頭、担任、関係者によります定期的な支援会議の影響が大きいほか、未然防止策として学級満足度調査、いわゆるQ U検査の実施と、その分析による学級運営の改善や不満足群への対応を行ってきたところございまして、多面的に、また、きめ細やかに子どもたちに向き合ってきた成果であると考えているところでございます。

不登校には様々な原因や状態、そしてその程度の個人差もありますことから、今後とも地域の皆さんの力をおかりしながら、教職員と教育委員会が保護者と連携して、不登校の減少に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 再質問いたします。

最初に、高齢者対策について、市においてもいろいろな高齢者対策を進めていますが、また、きめ細かに進めていただきたいと思いますけれども、個人的に心配しているのは認知症でございます。最近行われた認知症予防に関する意識調査によれば、「認知症、認知症予防という言葉をよく耳にしますか」との質問に、78%の人が「思う」と回答しました。また、「認知症にならないか心配ですか」との質問には、65%の人が「心配だ」と回答しております。「認知症予防に取り組みたいですか」との質問には、58%の人が「取り組みたい」と回答しています。高齢者の4人に1人は認知症、または予備群と言われている現在、政府の試算では10年後の2025年には認知症患者が700万人、

5人に1人まで増加すると推計を発表しました。今年の初めには認知症対策について、関係閣僚会議を開き、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランを策定し、現在の認知症施策推進5カ年計画にかわる新戦略として、12の関係府省庁による横断的な対策が進められておりますけれども、東御市の重点的な取り組みはどのようなものか、お聞きます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 国では、認知症対策として施策推進総合戦略を策定したが、東御市の重点的な取り組みはどうか、どのようなものかというご質問でございます。

市の取り組みといたしましては、まず認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進といたしまして、認知症サポーターの養成と活動の支援を行っております。11月末現在1,429名のサポーターの養成を行い、サポーターの身近なところで認知症の方を支えるなど、できることから取り組んでいただくよう普及・啓発に努めております。

また、認知症の様態に応じた適時適切な医療・介護等の提供としまして、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員を連携役として、認知症高齢者やその家族に対して切れ目のない支援を行ってまいります。

そのほか早期診断、早期対応のための体制整備としましては、認知症初期集中支援チームを設置して、認知症の重度化を予防していくほか、引き続き介護予防教室においても健康づくり事業に取り組む中で、認知症予防に努めているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 最近、高齢者の交通事故が多発しております。高速道路の逆走、アクセルとブレーキの踏み違い等のニュースをたびたび耳にします。認知症の疑いがあるにもかかわらず、生活の必要に迫られて運転を続けている高齢者も多いと思います。

65歳以上の高齢者の交通事故者数は平成26年2,193人で、前年より減少したものの、交通事故死者全体の割合では53.3%と過去最高になりました。高齢ドライバーの事故を防ぐために、75歳以上の高齢者が運転免許を更新する際、認知症の疑いがあると判定された場合は、医師の診断を義務化するという道路交通法が6月に国会で成立しました。

認知症のおそれはないと判断され、免許が更新された後も違反があれば検査を受ける制度も新たに設けられ、公布から2年以内に施行となります。市ではどのような取り組みをされているのか、お伺いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） おはようございます。ただいまのご質問につきまして、お答えをいたします。

まず改正道路交通法でございますけれども、免許更新時前に特定の交通違反等を行っていない場合でも、講習予備検査で認知症のおそれがあると判断された場合には、医師の診断が必要となり、そこで認知症と判断されると免許は更新できず、取り消しとなります。また、講習予備検査を受け

て免許が更新された方も、その後、特定の交通違反を行った場合は臨時の認知機能検査を受検し、結果が認知症のおそれがあると判断された場合は、医師の診断が必要となり、同じく認知症と判断された場合には免許が取り消される場合もございます。

これらの警察等の手続きと補完関係を保ちながら、市といたしまして運転免許証自主返納促進事業により、デマンド交通とうみレッツ号の利用の呼びかけを行っておるところでございます。もちろん高齢者の交通安全啓発活動につきましても、あらゆる機会をとらえ今まで以上に強めてまいり所存でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 東御市においても、先ほど部長の方から、運転免許証自主返納促進事業を行っているといいますが、実績はどのようなものか、ちょっとわかったらお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にお答えいたします。

平成24年度の本事業開始以降、24年度が10名、25年度が20名、26年度が25名、27年度は11月30日現在で18名、累計で73名の方が本事業の申請をいたしまして、デマンド交通の利用券1万円分の交付を受けております。

なお73名の申請者の申請時の年齢は、60歳代が4名、70歳代が22名、80歳代が42名、90歳代が3名で、80歳代の方が最も多くなっております。

今後は従来の市報やホームページによる周知のほか、地区高齢者クラブが実施する学習教室等で警察と連携し、高齢者の免許更新状況における講習予備検査の改正点の周知を行い、運転免許証自主返納促進につなげていきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 最近特に高齢者をターゲットにしたオレオレ詐欺や架空請求などの特殊詐欺の被害が増えています。「あなたが特別に選ばれました」というようなアポイントメント商法、キャッチセールス商法、マルチ商法、資格取得商法、自己啓発商法、送りつけ商法、点検かたり商法と言われる悪質商法などが社会問題になっています。とても高齢者が暮らしにくい時代になったと思っています。

先日、上田市の特殊詐欺被害のまとめが新聞で報道されましたが、東御市における状況はどうか、また対策はどのようにしているか、お聞きます。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にお答えいたします。

東御市における平成27年1月から11月30日現在までの特殊詐欺被害認知件数は2件で、平成26年1月から12月までの被害件数5件を下回っておる状況でございます。

平成27年における2件の被害の概要は、還付金詐欺が1件、オレオレ詐欺が1件となっております。

して、被害額はおよそ200万円でございます。

市では、市報において悪質商法をはじめ特殊詐欺等への注意や対策方法を扱った記事を毎月掲載するとともに、エフエムとうみを活用し最新の特殊詐欺事例等の周知と警戒の呼びかけを行っております。また、上田警察署及び上小防犯協会発行の防犯チラシの各戸回覧も毎月行っておりでございます。このほか市ホームページにおける周知や地区高齢者クラブ等が実施する会合等に、東御市交番職員の派遣を依頼し、被害防止のための講話の実施、上田警察署及び上小防犯協会や消費者団体くらしの会と連携し、配付物による街頭啓発活動も行っておりでございます。

今後は街頭広報車による啓発活動等も計画しており、特殊詐欺等による被害を未然に防げるよう、更に対策を強化してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） マイナンバーカードの話でございますけれども、県内19市が保管しているマイナンバーカードの世帯数が11月30日現在で2万9,027世帯あるそうです。東御市においては242世帯が不着であるようですが、現在もっと多くなっていると思いますけれども、マイナンバーが流出した、登録抹消のため現金を振り込めとか、あなたのマイナンバーが漏れている、取り消し料を払ってなど、マイナンバー詐欺も多発しているようですけれども、東御市における問題は起きているかどうか、その辺を質問します。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にお答えいたします。

東御市におきましては、11月中旬からマイナンバーの通知カードの郵送が始まっており、配達状況についてなどのお問い合わせが増えておりますが、特に問題、トラブル等は起きておりません。なお市民からの問い合わせや相談に的確に対応するために、当該制度全般に関しては市民課で対応し、当該制度に便乗した不審な電話や訪問、契約トラブル等については生活環境課にて対応する体制を庁内でとっておりますが、国、県等の情報は常に共有を図りながら、市民への対応を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 続きまして、地方創生の取り組みについて。人口減少を抑えるには、より多くの人に移り住んでいただくことが必要であり、そのためには子育てしやすい環境を整備すること、そして何より雇用の場を確保することが必要です。地域ごとに異なる産業構造や地理的な要因など、地域が有する様々な特性を生かして効果的に雇用創出を図る必要があります。実践型地域雇用創造事業の活用を検討していくとの答弁でしたが、当該事業はどのような事業であるか、また市が検討し、取り組もうとしている事業の具体的な内容及びスケジュールがありましたら、今後どういうふうに進めていくか、お知らせください。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 実践型地域雇用創造事業の内容と今後の進め方ということでござ

いますが、本事業は地域に雇用を創出する計画提案をもとに、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められ、事業要件を満たしたものが採択されます。

事業の特徴としましては、市町村と経済団体等が協力し、地域特性を生かしつつ創意工夫や発想を凝らしながら、新たな雇用を創出する取り組みが事業対象となることです。具体的には、観光資源や農産物等を利用した様々なサービスや商品を開発する過程で、企画、開発、創造、販売等に係る場面での人件費等や、これに関連して波及的に雇用の機会を拡大させるために必要な取り組みも対象となります。

また、この事業に係る求職者と企業等をマッチングさせるための人材育成セミナー等の開催や、地域の雇用創出、創業のための研修会への参加等の支援も事業メニューの1つでございます。なお各年度の事業費は2億円が上限であり、国からの委託事業であることから、基本的には全額国の負担となります。

事業期間は最大3年ですが、年度ごとの実績により地域内の就職者や創業者の実績が低い場合などは事業が打ち切られることがあります。

次に、市が検討している内容でございますが、サービス等の開発では農畜産物を利用した6次産業化による地域ブランド品及び観光資源を活用した観光ツアールート等の開発など、更にはこの2事業の結びつきにより相乗的な効果が得られないか研究しております。

また、セミナーでは、事業者向けとしたITの活用等による経営革新セミナー、求職者向けでは企画・営業のビジネススキル向上セミナーなどの実施を考えています。特に女性雇用拡大を目的としたセミナーを人口減少の対策の柱の1つとして、市内企業においても新たな人材確保につながるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

これらの取り組みにより、新たな創業や市内企業の分野への参入等による効果的な雇用の場の確保や波及的な雇用の創出につながればと考えております。

次に、今後の予定でございますが、年内に地域協議会設立の準備を整え、来年1月には協議会を設立し、関係者のご意見を聞きながら国へ提案書を提出できるよう進めてまいります。

なお採択の可否につきましては、6月ごろになる予定でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 総合戦略は県内ではいち早くまとめられ、関連事業としての地域再生交付金を活用し、各施設のリニューアル等に着手していること、更に県内の市町村に先駆けた実践型雇用創出事業への取り組みなど、他の市町村と比較するものではありませんけれども、補助金等の財源を確保しながら、限られた期間の中で精力的に効率よく計画を進められていることに対して評価させていただきます。

現在の地方創生の予算は、長野県は多い方だと伺っていますけれども、計画してもマンパワーが足りず事業がとどまることのないよう、また農・商・工・観光との連携を密に、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、教育問題について再質問いたします。

先日、不登校対策の東部中学校の取り組みが新聞に紹介され、評価されていました。また、地域の皆さんのサポートも成果につながったと思います。

県では、本年度の全国学力学習状況の結果を踏まえ、県内の学力向上策などを検討しています。県教委の外部検証委員会は、伊藤教育長に報告書を提出し、各学校での学力テストや県教委独自の学習調査の結果を共有し、授業改善に結びつけるなどと提言しましたが、県教委独自の調査とはどのようなものか、また、本年度東御市における学力テストの状況はどうであったか、質問します。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 学力テストにかかわる県独自の調査とはどのようなものでございませうけれども、PDCAサイクルづくり支援事業というもので、児童・生徒の学力向上を目指して各校が指導改善に取り組む上で参考となる情報を提供することを通して、学力向上のためのPDCAサイクルの確立を支援するというものでございます。

具体的には、希望する学校の小学校5年生、中学校1年生、2年生を対象といたしまして、4月にP調査という、前の学年までの学習内容の定着度合いを調査するテスト、11月にはC調査といたしまして、その学年の学習内容の定着度合いを見るテスト、そして最後に2月にファイナルチェックを行い、それぞれ分析をいたしまして、授業改善に役立てるというもので、小学校では国語と算数、中学1年では数学、中学2年では英語と国語でありますことから、小学校6年生と中学校3年生を対象とする学力テストの準備対策といえるものでございます。

次に、本年度の東御市の学力・学習状況調査、いわゆる学力テストの結果でございますが、小学校6年生では国語A、国語B、算数A、算数B及び理科の5科目のうち、国語Aと理科はほぼ全国平均と同等、国語B、算数A、算数Bはやや下回る結果でございました。中学校では国語Aがやや下回る、数学Aと理科は下回る、国語Bと数学Bは大きく下回る結果となりまして、特に活用力を求めるB問題で大きく下回ったことから、教育委員会としても大きな課題であると認識をしております。市の平均もさることながら、それぞれの学校によりまして平均値に差があるということも課題であると思っております。

なお一昨年度、昨年度は小・中学校ともに全国平均をほとんどの科目で上回っていたということを考えますと、学年による偏りといったことも大きいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 次に移ります。県内の公立中学校で運動部が社会体育の別団体をつくって、休日や夜に練習しています。県教委は部活動と社会体育団体活動の区別がいまいなどとして、以前適正化に向け動き出しましたが、現在はどのような状況か、また、問題は起きていないか、質問します。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 県では特に中学生期の学力や体力向上、生活リズムの適正化などを図

るため、昨年2月に中学生期のスポーツ活動指針を示したところでございまして、東御市でもこれに従いまして各中学校の部活動の在り方につきまして、従来の在り方を見直し、その適正化を図っているところでございます。

特に運動部の活動につきましては、大会直前などの例外期間を除きまして、朝の部活動は行わないこと、また平日や休日にも休養日、休む日を設けるなどの取り組みはおおむねされているものの、放課後の部活動の区切り、任意で参加することとなっております社会体育への移行につきましては、スポーツのそれぞれの種目によりまして受け入れ態勢がまちまちであることから、適正な移行ができていない状況も一部にあるように思われます。

また、保護者による社会体育という形の運営、これは指導力や責任体制にも問題がございまして、更に保護者の一部による、その主導による場合は更に公平性などの問題が生じている場面もあるようでございます。

県の指針は、理論にかなった理想的なものでございますが、学校現場や保護者の間には理解不足や戸惑い、また自分の子どもがいるうちは従来どおりにやってほしいという思いが強いということもございまして、指針どおり移行していくためには、もうしばらく時間が必要であると感じております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 最近何人かの保護者より、いろいろな部活の問題、社会体育の問題を聞く機会がありました。しっかりとした教育委員会の対応を期待しておりますところでございます。

最後に、18歳選挙権に向けて、全高校に副教材「私たちが拓く日本の未来」が370万部、教員指導資料20万部が配付が始まりました。小・中学校における主権者教育はどのように進めていくか、また9月議会において同僚議員の子ども議会についての質問に対しての再検討はされたか、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 公職選挙法の改正に伴います選挙権年齢の18歳以上への引き下げに対応する主権者教育は、実際に有権者となります高校生に対しまして、副教材「私たちが拓く日本の未来」、また先生方にはその指導書が配付されておりますが、その活用方法や授業時間の確保、また指導者の養成と、更には政治的中立性の問題など、課題が多いようございまして、模擬投票や模擬議会といったことも示されておりますが、まだそれぞれ手探りの状態のようでございます。

小学生、中学生の時期におきましては、「学習指導要領」によりまして小学6年社会科、また中学校3年の公民の授業で、民主主義や地方自治といったものを取り扱っておりますほか、特に小学校を中心に総合学習、キャリア教育、地域での公民館活動や育成会活動などで、地域とのかかわりを持ち、社会や政治に対する関心を高めることが基本であると教育委員会では考えておりまして、現在、進めておりますそれぞれの学校のコミュニティスクールの仕組みの中でも位置づけをしてまいりたいと考えております。

また、子ども議会につきましては、9月の定例会でご質問をいただき、一部少数の児童・生徒だけを対象とする方式は、学校教育としては不適切であるというお答え、また別の方式で可能かどうか検討するというふうにお答えをしたところでございます。教育委員会で検討いたしました結果、例えば夏休みのイベント行事というような形であれば、できないことはありませんが、一番大切な開催の目的、何のためにするのか、また、その一部の子どもたちにとって本当に必要、あるいは有益かという点でまだ疑問が残っているところでございます。

地方自治や代表制民主主義の啓発、勉強ということで議会活動を体験するということであれば、市議会において開催いただくということもありましょうし、また選挙、投票等の啓発ということを含めれば、選挙管理委員会ということも考えられると思います。

模擬議会であれば、子どもたちが議員役だけでなく議長役や市長役をはじめ執行部の役を務める方式もあるでしょうし、逆に議論を実際の市政に反映するのであれば、市長が出席して責任を持って答弁するといった方式の方法も考えられます。市または教育委員会として、子ども議会を開催する意義や必要があるかどうかにつきましては、次の総合教育会議でも話題としていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田俊良君。

○10番（依田俊良君） 法律改正により平成27年4月から、首長と教育委員会による総合教育会議が設置されるなど教育行政に首長の意向をより反映させやすくする仕組みも始まりました。ある調査によれば、自治体全体の重点施策は何かという質問に対して、子育て・少子化対策分野が抜きん出て多く、次いで観光・商業分野、農林水産分野、4番目に学校教育分野と続き、課題としては予算が不足しているが圧倒的で、税収不足で思い切った施策が打てないというジレンマもあるようです。

地方創生が政府の最重要施策の1つと位置づけられている中、子育て、教育施策をどう充実させるかは地方自治体の大きな問題です。しっかり取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号4 ごみ減量の取り組みについて、受付番号5 病院事業の経営改善について、受付番号6 課題の多いネット社会から子どもたちを守る取り組みについて、受付番号7 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行について。8番、阿部貴代枝さん。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） おはようございます。8番、太陽と風の会、阿部貴代枝でございます。

私たちは10月27日、28日に気仙沼市の仮設住宅へ交流会に行ってきました。震災後、同じ仮設住宅にですが、4回目の訪問です。入居されている方の表情は大きく変化があり、大変前向きに生活されていると感じました。新しく公営住宅ができ、引っ越しされたご家族もぼちぼちおりました。被害に遭ったまちの中は、水産関係の工場などが建ち並び、復興を感じてまいりました。この

ごろは記憶に薄れようとするこの大きな災害を忘れてはならないという思いを強くして戻ってまいりました。

それでは質問いたします。初めに、ごみ減量の取り組みについて。

先日、政務活動費を活用させていただき、熊本県の水俣市、玉名市、八代市の3つの市へ視察研修に行っていました。視察させていただき、いろいろな角度から3市ともそれぞれ頑張っているなど感動して帰ってきました。

そこで次の2点について質問いたします。水俣市では、2009年に「ゼロ・ウェイストのまちづくり水俣宣言」をしました。水俣市は皆様もよくご存じの工場から海へ捨てられた水銀が食べ物のつながりを通して起きた水俣病を経験したまちです。水俣市が宣言したゼロ・ウェイストとは、資源やエネルギーの消費をできるだけ減らす、暮らしの中で使うものを無駄なく、できるだけ回す、自然に捨てなければならないごみを限りなく減らす、そしてそのための暮らしや仕組みをみんなでつくって支えていくという、そういうことだそうです。

東御市では、廃棄物処理計画で27年度までのごみの量を4,468トンまで減量するという目標があります。ごみに関しては、各区においてごみを分けるなど、多くの取り組みがなされています。安易にごみを燃やさない、埋め立てをしないために、市のごみの分別の量やごみの減量が重要ですが、リサイクルされている量や可燃ごみなどの市内の最近の状況はいかがでしょうか、お聞きいたします。

次に、病院事業の経営改善について。

今回、玉名市の公立玉名中央病院企業団が経営している公立玉名中央病院を視察しました。この病院は、平成15年度から少しずつ損失が始まり、18、19年度は5億円以上の損失経営が続いて、22年度から少しずつ好転されているという状況をお聞きしました。まだ赤字の部分もあるようですが、改革の意識を病院の中の院内全体でしっかり持って経営に取り組んでいるということがわかりました。

そこで東御市病院事業の3施設の経営改善についてお聞きいたします。平成20年度から26年度まで、病院事業経営健全化資金として、一般会計から毎年1億円の繰入が行われてきました。平成26年度決算においては、消費税の増額、法改正による病院事業会計システムの改修や引当金の重複など、特異的事項もありましたが、25年度に比べ1億3,000万円増額の2億3,000万円の繰入になりました。累積欠損金は8億9,000万円です。前年と比較し、入院患者数や外来患者数の減少、人間ドックをはじめとする各種検診等の減少、それによる収益の減少がありました。各種の実績などから、社会福祉委員会では、9月議会の26年度の決算の審査の結果、附帯意見として、前段は略しますが、病院関係者は一丸となって市立病院としての立ち位置をしっかりと見据え、危機感を持って経営改革を進めていくことが重要であると付させていただきました。このことについて、病院関係の皆様はどのように受けとめていただいているのでしょうか。昨年5月に、経営改善のためのコンサルをお願いしていますが、具体的に実践、検討されていることがありましたら、お聞かせください。

次に、課題の多いネット社会から子どもたちを守る取り組みについて。

便利ではありますが、課題が多い現代のネット社会に対応するためには、市内全域での取り組みが必要であると考えています。さきに今年の5月に佐久市教育委員会が、市内の小学3年生から中学3年生までを対象に、インターネットなどの利用に関する調査を実施した結果が報道されました。平日と休日を分けて調査していますが、その中で特に気にかかったのは、中学生が休日にインターネットを利用する時間は4時間以上がおおよそ5人に1人、小学生で20人に1人になっており、一部で依存度が高い傾向がわかった。また「ネットやゲームをしているとやめられないことがあるか」という質問に、「やめられない」、「なかなかやめられない」と答えた児童は20.7%、生徒は21.6%ということです。この状況でネットリテラシーの育成が喫緊の課題で、佐久市教育委員会と保護者は連携して問題解決に取り組んでいます。

ネット利用の依存により学力低下やLINEなどを使ったいじめなどへ発展する可能性や、性被害に遭う子どもの実態をしっかりと認識することが重要な社会になっています。

東御市教育委員会では、児童・生徒や保護者に対するネットリテラシーに関する取り組みを行っていますが、市内の状況の成果はどのように感じられますか。

また、先日小学校6年生保護者にアンケート調査を実施されましたが、結果はどのようなでしょうか、お聞きいたします。

次に、「障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律」の施行についてです。

平成28年4月に施行される障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律の施行を前に、文部科学省が10月に調査した障害のある児童・生徒の学校における保護者等の付き添いに関する実態調査の結果を公表しました。日常の学校生活において、児童・生徒に付き添っている保護者などは全国の公立小・中学校のうち1,495校で、1,897人に上ることがわかったそうです。これは先の法律の施行を前に、合理的配慮の提供に際し、論点となると考えられるということで、付き添いの調査を実施したとしています。

そのうち医療的ケアを伴う付き添いが2割、医療的ケアを伴わない付き添いは8割であったそうです。施行に伴い、公立の小・中学校は、障がいのある子どもに合理的配慮が義務づけられますが、どのような配慮を求めることができるのか、学校の状況はどのように変わるのか、お聞きいたします。

初めの質問は以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 受付番号4、阿部貴代枝議員のごみのリサイクル量、可燃ごみの量及び最終処分場への埋め立て容量の現状はのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

最初に、ごみのリサイクル量のご質問ですが、市のごみ総排出量は平成26年度実績で7,213トンでありました。このうちリサイクルされた資源化量は2,234トンです。リサイクル率は30.97%とな

り、これは廃棄物処理法の基本方針で定める25%、及び長野県廃棄物処理計画で定める30%の目標をともに達成しております。

次に、可燃ごみの排出量ですが、26年度の実績は4,908トンで、今年度27年度は10月までの実績で前年度同期と比較しておよそ68トン減量されております。また1日1人当たりの一般廃棄物の排出量は26年度実績で638グラムとなっており、これは現在、長野県が取り組む29年度までに1人1日ごみの量を800グラム以下とするごみ減量化推進事業、チャレンジ800を大きく下回っております。また、ご質問にあります水俣市の26年度実績の809グラムと比べましても同様の状況にあり、これまで市民の皆様との協働により先進的に取り組んできたごみ減量化・資源化の成果が数字にもあらわれております。

次に、最終処分場への埋め立て容量ですが、東御市一般廃棄物最終処分場の容量は2万3,786立方メートルでございます。年間600トンほどの焼却灰等を埋め立てており、26年度末の残余容量は1万3,479立方メートルとなっております。また北御牧地区の焼却灰等を埋め立てております川西粗大ごみ処分場の容量は3万6,900立方メートルでございます。年間500トンほどを埋め立てており、26年度末の残余容量は4,060立方メートルとなっております。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 受付番号5、阿部貴代枝議員の病院事業の経営改善についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、26年度決算審査の附帯意見に対する関係者の受けとめについてのご質問でございますが、市の病院事業会計を構成しております東御市民病院、みまき温泉診療所、助産所とうみの各施設で勤務しております管理者ほか職員一同、本附帯意見を重く受けとめまして、庁内組織として既に実施しております病院事業経営検討会議などを通して、これまで以上に経営改革に取り組むことを再確認したところでございます。

続きまして、経営改善策の具体的な検討内容についてのご質問でございますが、コンサルの経営分析によりまして、収入面の改善につきましては診療報酬の適切な加算措置や加算にかかわる新たな届出を行うことにより、収入増に結びつく取り組みを行っております。また病棟におきましては地域包括ケア病床の導入という、新たな取り組みを7月から8床で開始をした後、10月には個室の2床を追加導入したところで、今後この病床のさらなる拡大を検討してまいりたいと考えております。

次に、支出面でございますが、短期的な改善策といたしましては、第三者の評価を取り入れながら委託契約や材料費等の一般経費のさらなる縮減に取り組んでまいりたいと考えておまして、また中長期的な改善策といたしましては、人件費や減価償却費の縮減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 受付番号6、阿部貴代枝議員の課題の多いネット社会から子どもたち

を守る取り組みのご質問につきまして、教育長にかりお答えをいたします。

インターネットは通信や情報収集において便利なツールではございますが、子どもたちにとりましてはいじめ、性的被害、詐欺、ネット依存などの様々な問題が発生しているところでございます。

長野県教育委員会が今年の夏、抽出で行いました小学校高学年及び中学生、高校生のアンケート調査によりますと、小学生では84%、中学生では94%、高校生に至りましては99%と、ほとんどの児童・生徒がインターネットを利用できる環境にあるという、その普及状態が確認をされたところでございます。

東御市では、様々なネットトラブルから子どもたちを守る対策といたしまして、平成21年度からネットリテラシー教育を始めまして、今年で7年目となります。これまでに広報による啓発活動をはじめ小・中学校の児童・生徒へのリーフレットの配付、全学年、全学級におけるネットリテラシー授業の実施のほか、小・中学生、保護者、育成会などを対象とした出前講座を実施してまいりました。更に今年度からは出前講座の内容や実施方法を見直しながら、低年齢化するネットトラブルを早期に予防するため、乳幼児の保護者向けに子ども連れの保護者が集まるイベントでのチラシ配付や、乳幼児健診での待ち時間を利用いたしました紙芝居による啓発活動を開始したところでございまして、人の集まる場所へ積極的に出向いて啓発活動の強化をしているところでございます。

ネットリテラシー教育の成果はどうかのご質問でございますが、例えば中学2年生の家庭で、ルール化をしている割合が2年前の34%から約50%に増えていること、またフィルタリングをしている割合が44%から約60%に増えていることなど、一部では成果があらわれつつあることがうかがえます。

しかしながら何を成果指標とするかも含めまして、教育効果を評価するということはなかなか困難でございますので、教育委員会といたしましてはネットをどう利活用するのか、またスマホやゲーム機とどう付き合うのかといったことをネットリテラシー教育、あるいは情報教育という観点から子どもたちが必要十分な対応ができるように、今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

なお先月実施いたしました小学校6年生及び中学校2年生のアンケート結果でございますけれども、現在、集計中でございますので、いましばらくお待ちをいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号7、阿部貴代枝議員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行についてのご質問についてお答えします。

障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮が義務づけられることとなりますが、この合理的配慮については障害者権利条約第2条に規定されているところであり、求められる配慮は障害者に対する社会的障壁の除去であり、その実施に伴う負担が過重でないときに実施することが求められるところでもあります。

東御市では、これまでも障がいのある子どもの受け入れの際には、障がいの有無、あるなしにか

かわらずできるだけ同じ環境で学べるよう、同じように学べるよう必要な施設整備のほか、支援員や介助員を配置し、個々に合せた学習環境の整備を図ってきたところであります。

具体的な施設整備の事例としましては、身辺自立がまだ十分でない児童のためのシャワールームの設置や、車いすの利用児童のための階段昇降機の設置などがあります。このたびの法施行により、多様なニーズにこたえるべき合理的配慮が更に必要になりますので、これまで以上に児童・生徒の状況を的確に把握するとともに、保護者と十分話し合いをして、合意形成を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時30分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ここからは一問一答でお聞きいたします。

先ほど、ごみの関係ですが、燃やすごみの減量はクリーンリサイクルタウン東御市の取り組みの成果が本当に地道に出ていると感じました。一般廃棄物の排出量が長野県全体では先ほどお答えにもありましたが、チャレンジ800で800グラムを目指していますが、それを大きく下回っている638グラムということです。これは本当にすごいことではないでしょうか。しかもここ数年、この状態が維持されているのです。

そこでもう少しお聞きしたいのは、燃やしているごみの中に堆肥化できる生ごみや、紙類でリサイクルできるなど資源になるものも混入されているかと考えますが、およそどのくらい混入されているのか、状況をお聞かせください。

また発泡スチロールのトレーや段ボール、ペットボトルなどリサイクルされるために各区のストックヤードなどに出されて、リサイクル業者に売り渡されるリサイクルのごみは年間どのくらいになるか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にお答えします。

初めに、可燃ごみの中の堆肥化できる生ごみや紙類などの資源物の混入量についてのご質問ですが、平成26年度ごみ質調査の結果では、可燃ごみに含まれる生ごみの量は1,400トン、紙類・布類は3,200トン、合計4,600トンでございまして、可燃ごみ全体で4,908トンの94%に上り、可燃ごみのほとんどを占める状況となっております。

次に、資源物売払収入金の年間額についてのご質問でございますが、同じく26年度の資源物売払収入は全体で861万6,929円でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 堆肥化される生ごみとか、そのほかも大分燃やされているという状況がわかります。ただ、リサイクルごみの売払額が年間に860万円、両方のところですね、なるということで、この860万円の数字は今回の広報12月号でも紹介がありました。ただ、現在、燃やしてしまっている紙類なども売り払えば収益になると考えます。市民の皆さんの意識で燃やしてしまえばそれだけですが、手間をかけてリサイクルして、そこが収益につながっています。そのリサイクルの売払金を各区へ還元金として支出したらいかがでしょうか。この近辺でもそんなところがあるかと、この前、水俣へ行ってそんな話を聞いてきたのですが、各区に直接還元金があるとすれば、できるだけ資源にしようという、そういう分別する、そんな意識の向上も図れるかと考えられます。

ただ、リサイクルするといっても、トラックで運んだり次の製品にするためにはエネルギーや薬品などがかかります。まず出すごみを限りなく少なくすることが大切です。そこで、リデュースの啓発と地球環境を大切にするためのつながりとして、東御市でもこのゼロ・ウェイストの取り組みは考えられないでしょうか。今はゼロ・ウェイストなどとはほど遠く聞こえるかと思いますが、最近国内でも3市町村が宣言し、2つの市が現在、検討中だということです。また多くの国でも広がりが進んでいるようです。東御市では実績でごみの排出量も非常に少ないですし、市民の皆様の意識もかなり高いと考えますので、市民の皆様にぜひ呼びかけて、東御市での宣言に向けた、今すぐ宣言ではありませんが、それに向けた取り組みの検討の余地はないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） ご質問にお答えいたします。

初めに、資源物売払金の各区への還元についてのご質問ですが、ごみ処理にかかる経費は平成27年度予算で4億5,295万7,000円でございます。市民の皆様にご負担いただいております指定袋のごみ処理手数料や、先ほどお話がありました資源物売払金を財源に充てておるところでございますが、多くは一般財源からの支出で、3億6,498万1,000円を見込んでおるところでございます。

市は現在、資源循環型社会の実現を目指し、生ごみリサイクルシステムの構築を推進しております。更に北御牧地区可燃物の東御クリーンセンターへの持ち込みを平成29年度からとし、準備を進めているところであり、これら実現のためには市民協働により市を挙げて発生抑制のリデュース、再使用のリユース、再生利用のリサイクルの3Rを進めることが必要でございます。

現段階ではそのための施設整備も含めた体制づくりを進めなければならぬ状況にございますので、資源物売払金の各区への還元という形ではなく、今までどおりごみ処理にかかる経費の貴重な財源として活用させていただきたいと考えます。

次に、ゼロ・ウェイストの取り組みについてのご質問ですが、水俣市をはじめとするゼロ・ウェイストへの取り組みは、ごみの発生抑制を目指した究極的な考え方であり、東御市が取り組んでございます、取り組み目指す姿勢と同じ方向にあると考えております。東御市は旧両町村の時代から、ごみ減量化・資源化に積極的に取り組み、先ほどお話ししたような県内市町村の中でもトップクラ

スの数字となっている現状がございます。

市では、市民の皆様の手によって大きな成果を上げてきたこれまでの取り組みを財産とし、これを礎に発展することを念頭におきまして、現在、「自然との調和を目指す循環型都市とうみ」を基本理念とする第2次一般廃棄物処理基本計画の策定を進めておるところでございます。本計画におきましては、計画目標値として平成42年度までに焼却処理する量を3,550トンまで減らし、先ほどお話しした資源化率につきましては44.99%まで高めることを掲げておるところでございます。

これら目標値を達成すれば、東御市モデルとして全国でもトップクラスとなり、水俣市と比べても遜色がない状況までいけるというふうに考えております。まずは市民の皆様との協働により市を挙げて第2次基本計画の確立を目指してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 確かに東御市の市民の取り組みはとてもよい状況だと私も感じております。でもごみの還元金はとてもいい方法、たとえ5万円でも10万円でも、いい方法だなと。みんながそのことによる意識が更に加速されるというのでとてもいい方法だと考えて、提案したのですが、財政的に無理だということなので、また私たちはゼロ・ウェイストの精神でごみ減量、私、ごみ減量アドバイザーなんかもやっていますけれど、ごみ減量アドバイザーとして更にごみ減量化・資源化をみんなで取り組んでいきたいと思っています。

次に、公立玉名中央病院の経営改革についての視察をしてきた状況をちょっとお話ししたいと思います。そこでは2時間以上にわたる時間を、中野哲雄病院長が実情をお話ししてくださいました。その玉名病院は、当初は玉名市ほか18カ町村の伝染病院として病院組合が発足され、いろいろな経過があって現在の開設者は公立玉名中央病院企業団が経営しております。一般病床は262床、回復期のリハは40床、計302床が認可病床の病院であります。

この病院は、地域の中核病院としての自覚をしっかりと持っていて、しっかりとしたそういう理念のもとに経営をしていこうということがよくわかりました。お医者さんも職員もみんなが赤字の危機感を受けとめて、一丸となって努力しているということです。中でも一番感心したことは、病院の院長の考え方と態度です。整形外科医のお医者さんですが、例えばお医者さんを確保するために熊本大学の医学部の教授にかかわりを持つために、2カ月半の時間をかけてやっと面会できたこと、そしてそれからはお医者さんとかいろいろな事業など連携を図ってやっているということ、また看護師確保のために看護学校の先生も忙しい時間の中でもやっているということ、また病院の中の薬なども他の病院と比較していろいろな角度から交渉をしてきたことなど、いろいろな話をお聞きしていて、私が持っているドクターのイメージからかなり離れていて、とても感心させられました。もともとそういう感覚はなかったようなんですが、経営感覚を自らあえて持とうとして、病院経営を行っているということでありました。

そこで東御市のことなんですが、東御市の市立病院施設では平成26年度決算の監査の指摘に、経

営上の構造的課題として他の公的病院に比べ病床利用率が低く、労働配分率が高いなど、課題が内在していると指摘がありました。他の類似病院と比べ60床というベッド数など、規模的にも課題はたくさんあると考えます。

先日、社会福祉委員会と結城院長と懇談会を行ったときに、結城先生はプライマリーケアや外来に力を入れていきたいとおっしゃっておりました。市民のための病院として市内にある病院や施設などのできないところを受け持ち、共存し、継続するところは継続し、なくすところや移行するところなど少しずつでも、小さなところでも改善していったほしいと考えました。

新しい公立病院改革プランの策定も義務づけられておるところですが、市民病院としてのガイドラインがどのような改善を行っていくのか、お聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいまの議員の質問にお答えしたいと思いますが、まず初めに玉名中央病院を視察なされた中身について、細かく紹介いただいたのですが、この病院は看護配置基準が7対1という、収益性の高い基準で運営をしておりまして、300床余りの病院で、企業団による運営ということですが、経常収支はなかなか毎年3億円前後の赤字がある中で、5億円を繰り入れて黒字化を図ってきたという中で、25年度末では10億円余りのまだ累積欠損があるというような状況でありまして、このような規模の大きな病院であってもなかなか経営が苦しいというところでありまして、やはり病院経営については非常に難しいし、環境的にも厳しいものがあるということがご理解いただけるのではないかとこのように思っているところであります。

ただいまご質問がありました公立病院改革プランの策定に向けた改善内容にかかわる再質問でございすけれども、収入の手段としまして病床利用率ということがたびたび取り上げられ、ただいまもお話が合ったわけなんです、ただ、必要以上に入院をしていくという医療はもちろん適切ではないわけでありまして、これが公立病院の果たす役割ということについては甚だ疑問を感じているというところでもあります。やはり適宜適切なその人に合った治療をして、必要ならば入院をしていただくという医療が適切だというふうに考えております。これにつきましては、地域包括ケアの推進という観点からも同様なことが言えるわけでありまして、やはり入院した場合でもその患者さんの身になって適宜適切な対応を行った上で、速やかに退院調整をしていくと、こういうことが地域包括ケアのやはり趣旨であるというふうに思っております。

そういう中では、そういった医療費のことにつきましてもやはり国保ですとか、後期高齢者医療、そういったところとも密接につながってくところがありますので、そういった部分全体的な面で考えていく必要があるというふうに思っております。

特に当院につきましては、地域の皆様、いわゆる小児科の医療、小さいお子さんから高齢者の医療までということで、幅広い皆さんにご利用をいただいているということもありますので、いわゆる専門医療に特化をして高収益の医療を提供していくという病院ではございませんので、そういった中でもなかなか収益性の高い確保というのは難しいところがあるわけでありまして。

いずれにいたしましても改革プランの策定におきましては、やはり行政の進める施策と矛盾をすることがないように、本末転倒にならないような形で、やはり広い意味でのコストバランスを考えていく必要があるだろうというふうに思っております。いわゆる市民の安全・安心を守る病院でありますので、そういったことも頭に入れながら、一步一步改革をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 玉名中央病院、大きなところなので、それと7対1のそういうこととかいろいろあって、比較にはできませんが、私が今回紹介したのは、本当に病院長をはじめ全職員が一生懸命取り組んでいるという、そういう姿勢がやっぱり必要なんだなということで私は今、紹介させていただきました。市民病院は本当に市民病院をはじめほかの病院施設は、市民にはなくてはならない施設と考えています。

ただ、私、今回この質問をしたのは、平成27年9月1日の監査の多くの報告の中に、病院事業の刷新が急務と、経営課題の主なものとして経営形態の在り方の決断時期とあり、3つの方式が示されていた、そのことに私はこの報告の部分がとても衝撃でしたので、今回ちょっと質問するような格好になりました。本当に合併して以降の市民病院への患者の流れや施設が分かれている中での医師さんを含めた職員体制など、経営的なことを抜きにして継続していくことの難しさや大変さを議会ももちろんですが、病院関係者や市民の皆さん、みんなで共有して、しっかりその方向や役割をみんなが考え、認識していかなくはいけない、そんな時期かなと考えております。

現在、28年度を目途に、東御市内全体の公共施設等の在り方を検討されているとお聞きいたしました。合併したことにより同じ、または類似する施設が複数存在していることがあります。高齢化や人口減少の中で、3万人規模の当市に見合った施設運営の在り方の検討をしていく必要があるということの検討かと考えております。市民病院等は身近でかかれる、命にかかわる、すぐに入院できるなど、市民のための病院事業を運営する中で、とても重要な部分ですが、市内の公共施設ばかりでなく、経営的なことも含め、いろいろな改革は決断は病院施設も例外ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

済みません、この質問の最後に、できれば市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

市民病院の経営が大変苦しい状況にあるという状況の中で、この問題に関しましては当初東部町時代に旧中央病院を厚生連の病院として維持しようという形で、町が町民の陳情を受ける形で動いて、医療関係者の理解が得られないという状態の中で、100床以下の病院では経営が成り立たないという形の中で極めて大きな議論になりながら、当時の町長が英断されて、なおかつ途中で更に病院の移転、建替えというところに歩を進めていただいたわけであります。

そういう中で、旧東部町と旧北御牧村が合併のときに、みまき診療所と市民病院の統廃合という

ことを専門委員会を設けて検討して、現時点においては別々の機能を有しており、それぞれの特徴を生かした運営が望ましいという結論を得ておるところであります。現時点で赤字同士の両方を一緒に統廃合するということによって得られるメリットということに関しては、見えるものも見えなくなるという可能性がありますので、現時点の中で病院等の機能等をよりよい形にしていくという努力をもう少しさせていただきたいと。環境としては市民病院よりも大きな周りを囲む病院がすべて新しく建替わったり、また期待された高度化医療センターとの連携というのが、両方の都合によってうまくいっていない状況とか、確かにマイナス要因が読みと違って重なっているという状態のことを招いた責任は私にあるというふうには認識しておりますけれども、経営形態を変えれば解決するという段階に現時点ではないという判断をしておりますので、その中で今できる努力をベストを各々が尽くしていくと。それから院長をはじめ事務長、私も可能な限り信州大学病院及び医学部に足を運ばせていただいて、医師の派遣等に関してお願いしておりますので、うちの院長が玉名病院の院長ほどに働いていないというふうな認識は私は持っておりませんので、申し添えさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 何かさっき玉名の院長先生の話を紹介したら、そういうとり方もあるんですね、済みません。そんなことはないです、私は結城先生ととても親しいし、結城先生は私の主治医ですので、時々行ってはいろんな話をしてまいりますので、そんなことは全然思っておりません。本当に誠実な方だと思っています。もし変なふうに聞こえたとしたらごめんなさいね。本当に少しずつ一步一步改善、みんなが問題を共有して改善していってもらえれば、本当に大事な病院施設なので、ぜひその辺、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に、ネットについてですが、ネット利用の低年齢化に対する予防ということで、子ども連れの保護者が集まるところでの啓発活動を行っているということですが、ただ、配付物や紙芝居などのいろんな啓発活動という行動だけでは、効果が薄いのではないかなと思っています。私はそれを聞いた皆さんが、本当に「そうなんだね」と心から理解して、それで少しずつでも行動に起こしてくれるような、そんな啓発的な活動でなくては意味がないのではないかなと思うところがあります。

私がネット利用について、そのたびその質問をしているのは、今の小学生や中学生に起こり得るいろんな課題を本当に心配しているのであって、リテラシーのリーフレットの配付も大切なんですが、今の活字離れを考えると、伝えたいという、伝えたいことをどういうふうに上手に描いたリーフレットであっても、このリーフレットですが、あっても確かに書いてあることは本当に利口なことが書いてある、我が家のルールとか書いてあります。でも本当にこれがあったとしても、それを読んでもらえなくてはどうしようもないし、読んでもらって、心の中に、ああ、本当に危険なんだという、そういうことが理解してもらって、そういうことの必要が大事なのではないか、配付しているということが大事ではないと、そういうことを思っているんですが、東御市においてはネットリ

テラシー教育を平成21年度から行っておりますが、この教育の成果を点数ではあらわせないかもしれませんが、子どもの目線で子どもや保護者の心が動かされるところまで踏み込んだ啓発活動であれば、必ず効果が見えてくるはずだと考えますが、いかがですか。心に届く取り組みのその成果として、例えばネットに関するトラブルがうちではすごい少ないんだよ、今まであったとしてもうんと少なくなっている、それから児童・生徒のネット依存が全然あまり感じられない、学力も大丈夫なんだよという、そういう成果が検証できると思うんですけど、そういう考え方はおかしいですか。ちょっと教育長にお聞きしたいと思いますが。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 子どもや保護者に届くネットリテラシー教育、いかがかということでありまして、大変大事なところをお話いただいたというふうに思っております。これまでの取り組みで成果が上がっていることにつきましては、申し上げたとおりであります。フィルタリングをする家庭が増えてきた、それからルールについても大分理解が深まってきているということは大変いいことかなと思います。これは啓発が各家庭、児童・生徒に届いているというふうに理解しております。

見えないところでは、おっしゃったようにネット上のトラブルというものは非常に少なくなっているわけでありまして。深刻な事態に陥るようなことはございませんでした。

ただ、これからはそういった負のことも大事で、例えばゲームを始めて50分から最大90分が限界だよというような、研究に基づいた、確かな技術に基づいた啓発は必要かなということを思っております。

なお、そういったゲームやパソコン等、楽しむ時間で失われた時間というところに意識を置いていく、そういう啓発は大事なかなということを思います。健康や健全な心を失っていいのかというようなこと、あるいは失われた時間の中で家庭のお手伝いができない、そのことによって家族の一員として役立つ人間になるかというようなこと、あるいは学力、体力の低下につながっているんだよと、失われた時間でそういうことが起こっているよというようなことを深く啓発していく必要はあるかなということを思います。

市全体でどのようにしていくかということも大事なことでありますけれども、連携教育を東部中学校区では進めておりますけれども、その中に作業部会というのが幾つかございます。検討されている内容の中に、ノーメディアデーを検討するということが挙げられております。これは一方的に進めるということではなくて、広く意見を聞きながら検討していくものだと思いますけれども、そんな方向も少し考えていきたいなということは思っております。このことが本当に児童・生徒の心に届くか、ご家庭、保護者に届くかということは、また、その方法にもよるかなということを思いますので、十分そこを考えながら進めてまいりたいなということを思います。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 啓発のことをちょっとお聞きしたら、何か本当にいろいろ問題もない

し、何か家庭の決まりもつくられているしという、今、お聞きしているとかかなりよい状態であるように聞こえるんですが、本当の現状はどうだか、私、自分の孫や、校庭で遊んでいる子どもたちのところへ、ちょっと話を聞きにいったりすると、何か教育長が感じているようなより、もっと深刻な状態があるような気がするんです。本当に休みのときに子どもたちが遊んでいる、4、5人こう、たむろして校庭なんかにいるから、行って遊ぶと、子どもたちがこうやってゲームをやっているんですね。「休みの日なのにお父さんと遊ばないの」と言ったら、お父さん、ゲームばっかやっていると、スマホばっかやっていると、そういうような答えが返ってくるんですよ。うちの場合も、どっちかといえば言いたくないんですけど、そういう状態が非常にありまして、本当に子どもの現状をもうちょっとよく知ってほしいなと私は常に思っています。

そして今回、佐久市の教育委員会でやった調査の関係を私、松島指導主事のところに直接行ってお話を伺ってきました。そのアンケートなんですけれど、皆さんもアンケート、この間やったんですけれど、アンケートは25項目が東御市のアンケート調査でした。それでそれを見たときに、保護者は「ええっ、またこんなこと」という、やらされ感を持ったと話していました。佐久市教育委員会では、9項目だったそうです。松島先生のお話では、負担感をできるだけ少なくして、しかもその調査の結果を教頭先生が集計表に打ち込むと、こうやって、これはちょっと全体のなんですけど、各学校のグラフが打ち込んだだけで一目瞭然、えっ、うちの学校の子どもはこんなに何時間も、これを見るとこれは全体なんですけれど、小学校3年生で2時間、3時間やっている子どもがもう本当に100人近いぐらいのような、そういう、休日ですけれど、そういうような結果が出ているんです。

それで、「えっ、うちの学校の子どもが」という、そういう驚きになるこの棒グラフが瞬時に自分の学校の調査のあれを入れたらあらわれるようになっていた。その結果、後で全体の、これは全体なんですけれど、これを送っても、そんなことはもう目じゃないと、自分の学校の状態を非常に危惧して、真剣に向き合って、それで保護者の皆さんと少しずつその問題を共有して、今、いろんな危機感を拾い上げながら、自分たちから何とかしていかなくてはいけないということを少しずつ始めているということで、来年になったら本当にそういうことを感じている皆さんを集めて、例えばいつもだったら普通の協議会だったら、どここの民生委員から何名、何から何名、何から何名ということではなくて、こういう現状を話をして、その中で本当に危機感を感じてくれた皆さんたちを集めて協議会をつくって、本当に規則的なこととか、いろんなことを話し合っていくという、そういう話がありました。本当に聞いていて、すべて東御市に当てはまることではありませんが、私は真剣に向かい合っているという、そういうことを感じてきました。東御市としてもぜひ内容を精査するなど、アンケートを有益な形で使って、これからのことにつなげていってほしいと思います。

さっきも教育長がおっしゃいましたが、無理な禁止は現実的ではなく、親や学校が子どもとしっかり話し合って、そのルールを決めて、その中で利用する習慣をつくっていくという、そういうこ

とが大事ではないかと思っています。

そのルールも、家庭で決めていただく前に、やっぱり市内全体ではこういう形のルールですがという、そういう基本的な目安になるものが必要かと考えていますが、あまり今、いい状態かということのお話の中で、また目安となるルールづくりという、そんなこと必要ないかなと言われるかもしれませんが、ちょっと簡単に教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 市全体の目安ということで、ご質問でありますけれども、先ほど議員お示しのリーフレットというか、啓発にはそのことがきちっと書かれているわけであります。そのことをしっかり進めていくということが大事なことだろうというふうに思っております。なおかつ先ほどのように全体ではどんなふうに取り組むかということについては、ノーメディアデーを位置づけるかどうか、これは検討してまいるということであります。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） ノーメディアデーですね、ぜひ、とても大事なことだと思います。できればこんなふうに時間もこのくらいにするとかという、そんなルールでもできてくればいいかなと思っていますが、またいろんなところで推進していただきたいと思います。そのことなんですけれど、いいです、それよりもう時間がないので。

次のことで、差別解消のこの最後の質問なんですが、差別解消のこの法の施行で、これまで以上に状況を把握し対応していただくという、とても前向きな答えでした。今までもほかの地域に比べてとても配慮されていることは皆さんが感じていることです。その配慮が本当に本人やご家族が求める配慮となっているかなど、更にその状況を細心に、細かく把握されて、学校の中での合理的配慮がなされ、子どもたちの気持ちに寄り添えるならば、それは障がいのあるなしにかかわらず、そのことはすべての子どもにとっても最良な教育環境になるもとであり、子どもたち1人残らずよい居場所が学校にあるという、そういうことだと思います。法の施行を機会に、更に障害を理由とする差別の解消に向け、すべての児童・生徒、先生方、保護者に法の理解を図っていただき、東御市内の小・中学校の子どもたちがいい教育環境の中で学校生活が過ごせるよう、推進していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号8 安全で安心して暮らすために。14番、三縄雅枝さん。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） こんにちは。三縄雅枝でございます。

開会の日に市長は、今年もカレンダーは1枚を残すところになりましたとあいさつをされました。あと1枚かというふうに思ったところです。あれから一般質問の原稿書きに気がいってありましたら、あっという間にカレンダーの3分の1が過ぎてしまいました。びっくりぽんです。毎年恒例に

なっております今年1年を漢字1字であらわすということがありますが、私も考えてみました。国内外の状況、そして自身を思ったとき、その1字は激しいという「激」というふうになりました。来年は穏やかという字になればいいなというふうに思っておりますが、この場に立つことがある限り、穏やかはしばらくお預けかなというふうに思っております。今日も激しくはないですけども、強い思いを持ってここに立たせていただいております。

それでは通告に従って質問をいたします。安全で安心して暮らすためにということで、3点の質問をさせていただきます。

まず、認知症初期集中支援チームについてということでございます。経済協力開発機構が11月4日発表した世界の医療に関する報告書によりますと、2013年時点での日本の平均寿命は83.4歳で、調査対象の44カ国でトップであり、日本の高齢化率は世界一の23%、65歳以上の高齢者に占める認知症有病率も15%と、国際的に突出をしております。厚生労働省は2025年に国内で最大で730万人が認知症になるという推計をしております。

国は、この認知症対策を総合的に進めるために、国家戦略を定めました。戦略案では、基本的な考え方として「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けられる社会の実現を目指す」とあります。そして幾つかの柱が掲げられました。その中には認知症サポーターの養成目標も掲げられております。また認知症の早期診断につなげるため、認知症初期集中支援チームを17年度までにすべての市町村に設置し、支援員が患者本人や家族の相談に乗り、在宅生活をサポートする取り組みも18年度から各市町村が実施を目指す方向であります。

過日の新聞報道によれば、県内では設置予定としたところは6市町村で、東御市は含まれておりませんでした。これを設置するためには様々な課題があるということでしたけれども、市における状況はどのようなものか、お伺いをいたします。

次に、健診事業についてでございます。私はこれまで健康づくりについて様々な角度から質問をし、提案をさせていただいてまいりました。健康でいられることがいかに幸せか、日々実感しております。一人ひとりが健康でなければ家庭も地域も元気になりません。このような思いから健康づくりに力を入れており、今回も健診事業について質問をさせていただきます。

健康でいるためには、まず自分の体を知ることです。そのための健診であるというふうに思っています。とかく行政が健診健診と言うと、健診率の向上が目的かというふうに思いがちですが、そうではなく自身の体の状態、自覚症状がない疾病の早期発見、早期治療につなげるための健診事業であります。この健診事業については、一般質問でも、また委員会の中でも議論をしてまいった経緯がございます。特定健診については、担当課の皆様の努力のかいあってか、低い低いと言われるところを脱し、徐々に増加の状況にあると認識をしております。がん検診については、現在の社会状況の中で重要施策であり、国もがん対策を打ち出すも、国民は「がん検診を受けましたか」という問いに「えっ、いいえ」と答える人が5人いれば4人が「いいえ」と答えるのが現実のようであります。今や2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなるという時代です。がん検診

の重要性は増しております。

市において、特定健診、がん検診の受診率の推移、また評価と課題は何か、お聞きをいたします。

次に、子育て応援ポータルサイトについてお聞きをいたします。昨今、子育て家庭の家庭形態や就労形態が多様化する中で、保育だけでなく様々な形の子育て支援が求められており、各自治体における支援事業も利用者のニーズに幅広く対応する必要性が増してきております。

平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートしたことに伴って、保育をはじめとする様々な子育て支援に関する情報提供や相談、助言等を行う利用者支援事業の実施が自治体に求められたことがきっかけで、自治体独自の支援事業を検討、展開するようになりました。利用者支援事業といっても様々なわけですが、今回は情報提供ということでお聞きをいたします。

現在の東御市のホームページを見てみますと、一般的という印象です。気になったのはページに入っても完結しないということです。詳しくは何々ブックの何ページをお読みくださいとか、冊子のどこどこをお読みくださいとか、詳しくはお知らせ版に掲載します等の記述があります。改善の余地が大いにあるというふうに思いました。委員会でお聞きしたところによりますと、今回、子育て応援ポータルサイトを開設するということでもありますけれども、具体的にどのような内容で、いつから利用ができるのか、お聞きをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号8、三縄雅枝議員の安全で安心して暮らすためにのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の認知症初期集中支援チームについてのご質問でございますが、国が平成30年度までに全国の市町村への設置を目指しているものでありまして、市におきましても国の目標に沿い取り組んでいるところでございます。

認知症初期集中支援チームは、地域包括ケアシステム構築を実現させるための取り組みの一環であり、認知症の方やその家族に早期にかかわることで、早期診断、早期対応の支援体制を構築することを目的としたチームでございます。主な役割としまして、認知症サポート医、これは認知症の専門知識を有する医師でございますが、サポート医の指導のもと、訪問等を通じて初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活を手助けしていくということでございます。

なお認知症サポート医につきましては、28年度小県医師会、東御市医人会から推薦いただいた医師に養成研修を受講してもらうことになっており、またチーム員も研修を受講するなど、チーム結成に向けた準備をしております。

そのほかの認知症施策につきましても、順次進めているところでありますが、28年度に認知症地域支援推進員を配置し、医療と介護のつなぎ役として認知症高齢者やその家族の支援に当たっております。また医療機関だけでなく、介護事業者とも連携し、情報共有に努めてまいりたいと考えております。

2点目の健診事業についてのご質問でございます。市国民健康保険の40歳以上の加入者を対象と

した特定健診、特定保健指導は、開始から本年度で8年目となり、特定健診に対する理解浸透と関係医療機関等のご協力により、定着しつつあります。特定健診受診率は、平成25年度は43.7%、26年度は44.0%と増加しており、県内市町村の平均受診率、25年度43.8%、26年度44.9%と比べおおむね県平均と同程度の受診率で推移しております。

評価につきましては、受診により生活習慣病の早期発見と治療に結びついた人が多くいること、また健診による保健指導を受け、食事の質と量の見直しや運動により活動量を増やすなどの生活習慣改善に結びついている人がいることが挙げられます。

一方で課題としましては、40歳から50歳代の受診率が低いことや全体としても第2次市総合計画の目標値である50%以上にまだ到達していない点と、生活習慣の改善によって生活習慣病を発症予防することの理解が全体に行き渡っていない点が挙げられます。

次に、がん検診につきましては、国ががんによる死亡率減少を目的として推奨する胃、肺、大腸、乳、子宮頸がんの5つの検診に加え、市独自として前立腺がん検診を実施しております。受診率につきましては、職域や人間ドック等で受診された人については把握できないため、市主催の検診を受診された人のみの受診状況はわかりますが、分母を推計検診対象数にいたしますと5つのがん検診の平均受診率は13.2%となっております。25年度に実施した保健事業に関するアンケートの結果では、5つの検診について平均すると受診率は56.5%でした。年代別では男女ともに30歳代から50歳代の受診率が40%から50%と低い状況でありました。評価につきましては、市主催の検診でがんが見つかり、早期治療に結びついた人がいることが挙げられます。

一方課題は、30歳代から50歳代の受診率が低いことやがん検診による早期発見と生活習慣の改善が大切なことの理解が全体に行き渡っていない点が挙げられます。

3点目の子育て応援ポータルサイトのご質問でございますが、スマートフォンを活用した情報提供が多くなってきている中で、具体的にどのように考えているのかということでございます。現在、子育て支援における制度、サービスは子育て支援課をはじめ健康保健課、教育課など、多くの課の連携と調整により、実施している状況であります。

そのような様々な事業やサービスについて、情報発信を1カ所で総合的に行うための子育て応援ポータルサイトをこの12月に開設するため、現在、準備中であります。名称については去る10月23日に実施された子育てフェスティバルにおいて、来所者に投票を行ってもらい、「すくすくぽけっと」に決定したところでございます。

具体的には市のホームページ上にサイトを置き、ライフステージごとにページ構成をし、子どもの年齢に合せて情報を得やすい工夫をしていきます。また子育て支援センターや保育園の取り組み、家族が見られる情報や子育て世代へのインタビュー等を設定していきます。市内の子育て世代、県内外の子育て世代に向けてパソコンやスマートフォン等の機種に対応した表示で、適切な情報発信を行っていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） これからは一問一答という形で、項目ごとに質問をさせていただきます。

まず認知症初期集中支援チームについてということです。認知症初期集中支援チームについては、東御市においては様々な準備をしていただいている、大事な医師の確保もできそうだということでもありますので、よかったなというふうに思っています。

過日、認知症をテーマにした「生きる」の舞台が上演されました。改めて認知症について考えさせられ、認知症施策の重要性も感じたところでもあります。答弁の中で、認知症初期集中支援チームは、地域包括ケアシステム構築を実現するための取り組みの一環であるというふうに言われました。この地域包括ケアシステム、国はこれからの超高齢化社会を見据え、高齢者対策として地域包括ケアシステムの構築をと言っているというふうに思いますけれども、私はこのシステム、仕組みについては高齢者に限定するものではなく、子どもから若者、高齢者、障がいのある人、すべて含め、いわゆる東御市民すべてを含め、地域のすべての住民のための仕組みになり得るというふうに思っておりますし、また、そうすべきであるというふうに考えています。

現在、市において高齢者を中心に地域包括ケアシステムの構築に向けて準備をされているのとこのですけれども、このシステムについてどのようにとらえて、その進捗はどのような状況にあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 市では地域包括ケアシステムをどのようにとらえ、その進捗はどのような状況にあるのかのご質問でございます。議員ご指摘のとおり、地域包括ケアシステムはすべての住民のための仕組みとして、すべての住民のかかわりにより実現されるものと理解しております。市におきましては、高齢者を中心とした地域包括ケアシステムを構築するため、検討を進めているところでございますが、東御市らしさ、地域の特徴を大切にしながら、自立し、互いに助け合い、寄り添い、支え合う地域を目指し、市民、医療、民間、行政が一体となって支援する仕組みを地域包括ケアシステムと捉えております。現在は地域支援事業の枠組みを活用し、地域包括ケア実現に向けた取り組みの充実・強化を図っておりまして、具体的には医療介護連携では多職種による連携会議の開催、認知症初期集中支援チームの結成に向けた準備、個人を中心とした地域ケア会議の開催、生活支援・予防支援では配食サービスや運動教室等を中心に、支援が行われており、高齢者実態調査等を行う中で個々のお宅に訪問しながら、相談事業を展開しております。

これからこれらの取り組みを体系化し、新しい仕組みづくりの検討に入っていくこととなりますが、現在、地域包括推進会議設置に向けて準備を進めております。この推進会議の設置により、個々に進めている取り組みが結びつけられ、同時に地域ニーズや社会資源の発掘から地域課題の共有、具体策の検討が行われることになり、東御市版の高齢者を中心とした地域包括ケアシステムが構築できるものと考えております。

引き続き、東御市の老後は何とかなりそうと思っただけの地域包括ケアシステムの構築に向

けて努力してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 答弁いただきました。市においては、高齢者を中心とした東御市版地域包括ケアシステムの構築に向けて、東御市では高齢になっても大丈夫というふうに今、おっしゃいましたけれども、市民みんなが東御市に住んでいて大丈夫だというふうになるようになればいいというふうに思っています。

先ほども申し上げましたが、地域包括ケアシステムはすべての住民のかかわりにより実現されるべきものであるというふうに考えております。市としてもそのような考え方であるということも今、お聞きをしたところでございます。

国は数年前から、これからの地域づくり、地域の住民の安心・安全のための仕組みとして地域包括ケアシステムの構築を進めております。しかし仕組みの在り方については当然のことながら、その地域の実情に合せてというふうに言っております。今回、認知症対策として認知症初期集中支援チームを設置するようにとのことを言ってきておりますけれども、国は何か問題が起きるたびにチームをつくり対策をとというふうに言ってきています。今後においてもこういうことは同様であるかなというふうに思います。これから引きこもり、自殺対策と、いろいろあるわけですが、多分国はそういうことについてそれぞれ対策を講じなさいというふうに言ってくるかというふうに思うんですけれども、そのたびに組織をつくって対策を講じるなどということは、この小さい自治体においては当然不可能なことだというふうに思っています。であるならば今、高齢者を中心として構築しようとしている多職種によるケア会議、先ほど地域包括推進会議、仮称だと思いますけれども、そういうふうに言っておりましたけれども、ケア会議を核となり得る盤石な組織につくり挙げることで、答弁にもありましたけれども個々に進めている取り組み、いわゆる点としてそれぞれ取り組みをしておりますけれども、そこがケア会議である核へ線としてつながっていく、そこで共有された情報を検討するということは、面として広がっていき、今まで以上に幅広い支援が可能になるというふうに考えております。このケア会議の組織を盤石にして、きちんと機能することができれば、国がこれからいろんなことを言っても、そんなに驚くことではないし、今までやっている中に組み込んでいけばいいというふうに思いますので、すべてに対応ができるというふうに考えているところであります。

この地域ケアシステム、どのようにでき上がるかということも、世界の中では注目をされている、世界も地域づくりをどうしていくかということを考えているのかと思いますけれども、日本がこの地域包括ケアシステムがどんなふうになれるのかということに注目しているというふうに聞いたときに、あ、そうなんだというふうにびっくりもいたしましたけれども、そういうことだそうであります。

そこで提案をさせていただきますけれども、現在、福祉課で高齢者を中心としてつくって行っている地域ケアシステムづくりを市としての福祉施策の中心として位置づけ、庁内関係部署一丸と

なってこのシステム、仕組みづくりに取り組むことを提案させていただきたいと思います。なぜこのように全庁挙げてというふうに願うのかということでもありますけれども、過日の全員協議会が行われたときに、そのときに東御市国土強靱化地域計画というものの説明がありました。強靱化計画というふうに聞きますと、ハードということが思い浮かびますけれども、説明によりますと国土強靱化とはあらゆるリスクを見据えつつ、どんなことが起ころうとも最悪な事態には陥ることが避けられるような強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていこうというものがありますとありました。その最大の目的は人命の保護が最大に図られることということでありました。この人命の保護を最大に図る、これを現実問題としてどうするのかというふう考えたときに、そのノウハウが地域包括システムにあるというふうに考えています。市民の命、そして安心・安全を守るための地域包括システムの構築に向け、庁内挙げて取り組んでいただきたい、そのことについてお考えはどうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 地域包括ケアシステムを市としての福祉施策の中心に核として位置づけ、庁内関係部署一丸となって取り組んだらどうかということでございます。

地域包括ケアシステムにつきましては、当面は高齢者を中心としたシステムの構築に向けて取り組んでいくこととなりますが、このシステムは福祉施策全般に対して有効なものと考えておりまして、これからの地域づくりの考え方にも相通ずるものであります。庁内関係部署の協力を得ながら、医療機関や介護事業所、その地域に暮らす住民の皆さんと一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 答弁で庁内一丸となって、また地域も巻き込み、市民も巻き込み一丸となってつくっていただけるということで、大変前向きで期待のできる答弁をいただいたというふうに思っておりますけれども、とはいうものの一朝一夕にできるというふうには思っていないということも、できないということも承知をしているところであります。ですのでやはり本気で庁内一丸となってこのことに取り組んでいただくことを強く願っております。よろしくお願いいたします。

更に提案をさせていただきますけれども、この地域包括ケアシステム、東御市国土強靱化地域計画を実効性のあるものにするために、福祉のキーワードとしてアウトリーチ、オーダーメイドということが、これからの福祉のキーワードになってくるということでもあります。訪問をし、個々人の状況はどうかを把握し、更に取り巻く家庭環境はどうか把握しなければ、適切な支援はできないというふうに言われています。実態を把握する中で個人だけではなく家庭ごとの支援が必要になってくる場合もあるようであります。市においてもそれぞれの部署、それぞれの成長段階において心を持って訪問事業はしていただいているとの認識はあります。しかしながら現状は支援する人、ピンポイントでの訪問ではないかなというふうに思うところであります。家族全体の状況を把握するには至っていないというふうに思っています。特に引きこもり、自殺対策において、アウトリーチ

の対象になる若者世代は、深刻かつ複雑な背景要因を抱えている場合が多くある、少なくないというふうに言われておりますし、その家族にも大きな負担があると言われております。また虐待についても同じことが言えるのかなというふうに思っています。

行政の方によく聞くこと、耳にすることなんですけれども、家庭訪問をすると「何しに来た」というふうに言われるというふうにおっしゃっています。そんなときのためにも「市の施策として、どこのお宅にも訪問させていただいています。何かご心配はありませんか」、そんなことを言いながら訪問事業ができればいいなというふうに思っています。以前にも訪問事業を市の重要施策との提案をさせていただいたことがありますけれども、そのときにも重要性は認識をしているという答弁もいただきました。しかしなかなか大変なことなんだろうというふうに思いますけれども、本当に大事なことだというふうに思っております。

これからの福祉施策のキーワードとしてアウトリーチ、訪問をした後、その結果、当然今も個人個人の支援の仕方、オーダーメイドといえそうなのかなというふうに思いますけれども、今以上にやはりアウトリーチとオーダーメイドということを心しながら、福祉施策をしていただきたい。そのことが福祉施策の質の向上、スキルアップを図るためにも大変重要なことかなというふうに思っておりますので、そのことについてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） これからの市の福祉施策のかなめはアウトリーチ、訪問事業を行い、その結果としてのオーダーメイドの支援が必要であるということであります。

市では、高齢者や障がい者に対して訪問や窓口等での相談を通じて、その方に対応したサービスの提供計画や就労支援窓口等の紹介を行っております。ご指摘のとおり相談者を中心とした対応となりがちではありますが、ケース会議等を通じて相談者にかかわる職員がそれぞれが持つ情報を持ち寄ることにより、相談者をはじめとした家族全体の状況を把握するよう努めているところであります。

研修会等の参加により、ケースワーク力のアップや内部研修、ケース会議を通じた家族全体の状況把握を引き続き努めてまいります。

なお家庭訪問につきましては、議員ご提案のような環境になるよう努力してまいりたいと考えておりますが、個々のケースが増加している状況において、職員がそれを行うことは難しい状況にあります。地域包括ケアシステムの構築の中で、民生委員や地域の皆さんからの情報をくみ取る仕組みを検討してまいりたいと考えております。

具体的には特殊な事情を持った方への家庭訪問でございますが、民生委員さんをお願いしている実態調査に基づく訪問は、その性格上了承を得られた方に対してのみとなっており、その割合は対象者の15%程度となっている状況を見ますと、積極的な家庭訪問が難しい状況にあります。引き続きご理解を得るための方策について検討し、環境を整えてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 本当に訪問事業、大変に難しいというふうに思っております。今、言ったような問題を抱えた人たち、それは難しいといってそのままにしておくの方が問題だというふうに思うんですね。何が課題で、どうすればそれが少しずつクリアできるのか、やっぱりそういうことをきちんと検討することが大事なというふうに思いますので、その点はよろしく願いたいと思います。

仕組みをつくるときに、市民を守るという仕組みをつくるときに、やはりこの訪問事業、それを組み込んでいくということは、市民の安全・安心が図られることは間違いがないというふうに思います。当然先ほどもありましたけれども、行政だけではマンパワーが足りない、当然それは誰もが思っていることだと思います。協働のまちづくりというふうに言っている意味はここにあるのではないかなと。やはりもう時代も時代です。東御市は人口が3万人、世帯は1万1,000世帯、本当にそのスケールメリットを生かした細かいところまで手の届く福祉施策ができるというふうに思っています。やはりそれは地域の資源を大いに活用する、理解して、協力していただくということだというふうに思うんです。市民はやはり自分たちを守るためのことというふうな理解ができれば、協力は惜しまないというふうに思いますので、ぜひ難しいとは思う訪問事業、そしてそれに対するオーダーメイドの支援、ぜひ可能にしていきたいということをお願いをして、この認知症初期集中支援チームについての質問は終わらせていただきます。

次に、健診事業についてです。課題と評価ということをお聞きいたしまして、答弁をいただきました。実施をしている事業に対し、現状、そして実施をしてきたことに対する評価、課題については常に検証していくべきというふうに思っています。答弁にもありますように特定健診の健診率は向上してきております。徐々にではありますが市民の健康に対する意識が向上してきているあらわれでありますし、関係の皆さんの地道な努力が功を奏したというふうに、努力の結果だというふうに思っています。とはいえ国の目標は60%、市は50%ですので、まだまだ知恵と努力が必要かなというふうに感じているところであります。

また、がん検診については、いろんな事情がある中で、適正な数値が出せないということでありますがけれども、低い状況にある。がん検診は、がんがあるかどうかを調べる検査で、一般に健康だと思われている人が受けるもので、がんと診断されても今のがん医療ではおおむね5割の人が治るというふうに言われています。でも残念ながら5割の人は亡くなっています。その違いはどこにあるかといえば、がんが早期に見つかったか、進行して見つかったか、その違いが大きな要因であるというふうに言われています。早期に見つかるためにはがん検診を受けることです。今後の中で特定健診、がん検診、それぞれの課題を踏まえる中で、市民の健康を守るための健診事業、どのようにしていこうというふうに考えているのか、お考えをお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 特定健診、がん検診の課題への対応策ということでございます。

来年度特定健診では、かかりつけの医療機関での個別検診と、J A信州うえだ、J A佐久浅間との共催による集団検診を保健センター、滋野コミュニティセンター、和コミュニティセンター、北御牧公民館、ラ・ヴェリテを会場として引き続き実施したいと考えております。

また、がん検診では、本年度は子宮頸がん検診について、受診できる医療機関が上田市、小諸市に広げ、肺がん検診では市民病院において実施する集団検診に加えて、平日の検診日を設け、個別検診の機会の充実に努めてまいりました。来年度からは個別検診に加えて、検診バスを利用して保健センターを会場に胃バリウム検査、乳がんマンモグラフィ検査、子宮がん検診について集団検診を取り入れたいと考えております。また健康づくり講演会や教室等を開催し、各種検診の必要性、生活習慣病やがんに対する正しい知識を持っていただくための啓発事業を強化していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 今後の対策ということで具体的な答弁をいただきました。このことによって健診率の向上、市民の意識啓発につながることを心から願っているものです。

がん検診の受診率が確実に向上したという例を紹介したいと思います。ある自治体の集団検診において、女性のがん検診、子宮頸がん、乳がん、胃がん、大腸がん、肺がんをセットで1日で行うことができるというものです。働く女性が増える中で、検診を受けたいと思ってもその都度お休みをもらってというのは厳しい状況があるかと思います。1日で最大5項目の検診ができとなれば、受けようと思っていなかったものまで受けようという気になると思います。そしてそこは料金も割安になっています。このセット検診、女性に限らず男性、そして市民全体にも適用できるのではないかなというふうに思っています。

先ほどの答弁に、来年度から検診バス等を利用し、集団検診も取り入れていくというお話がありました。この実施をしている自治体でも市役所のホールと検診車を使って行っているということでした。市においての受診者の利便性を図るためにも、がん検診の受けやすい環境整備のためにも、このセット検診、実施をしてはというふうに思います。

また、答弁の中にもありましたけれども、30代から50代、いわゆる働き盛りの受診率が低いということでした。このセット検診はこのことの、若い方の、働き盛りの皆さんの受診率の改善、これにもなるのではないかなというふうに考えておりますが、このセット検診についてどのようにお考えか、お聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） ただいまご提案いただきましたがんのセット検診につきましては、実施自治体の事例等を研究し、また医療機関等とも協議を行い、市民の皆様の利便性を図るために実施に向けて可能性を探っていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） やる気がないなという気が。セット検診についても、今、本当に医療

機関とも協議を行いという答弁をいただきました。医療機関がどこを指しているのかわかりませんが、市には市民のための市民病院があります。市民病院とよく相談してとの答弁をいただきましたかったかなと私は思いました。いろんな事情があるかと思いますが、市民病院との検討の中で、実施することは可能だというふうに思っていますので、ぜひ検討していただきたいということをお願いしておきます。

今回質問させていただいた福祉、健康づくり、子育てにおいて市民が安全で安心して暮らせるための施策を進める上で、それぞれに医師の介入が欠かせないということがわかりました。当然のことながら病院には、市民病院には医師の皆さんがおります。市民病院を聖域とせず、仲間意識を持って福祉施策に今以上に巻き込んでいただきたい、そのように思っています。

また、病院にあっても、福祉施策に巻き込まれることをありがたい、市民のために何ができるか、このことを共通の認識として、意識として持っていただけたらというふうにも思っています。

先ほど来、病院の財政的な問題のお話がありました。財政面、当然大事な観点ではあるというふうに思っておりますが、しかし市民病院として市民にどれだけ貢献できているのか、そのことの方がより重要ではないかというふうに、私は常日ごろ思っております。福祉施策と病院と、そしてもっといえばシンクタンクであるしんたいががっちりタッグを組んだとき、それぞれの存在意義と価値が今以上に発揮できると確信しますし、そのことが市民の福祉の向上につながることは誰が考えても明白だというふうに思っています。どうか横の連携を密にして、福祉施策の向上を目指していただきたい、このように考えておりますけれども、この考えについて、どうお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 議員ご指摘のとおり、健康福祉部の各種施策につきまして、市民病院、身体教育医学研究所がしっかりとタッグを組んだときに、それぞれの部署の能力、価値が一層発揮できるものと考えております。これからも一層これらの機関と連携を密にして、市民の福祉の向上に努めてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 2番目の質問はこれでおしまいですか。

○14番（三縄雅枝さん） そうです。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） ぜひ本当にそうしていただきたい。それをしながらやっぱり地域包括ケアシステム、しっかりと考えていくこと、本当に日本のモデルとしての地域包括ケアシステムができるのではないかなというふうに思いますので、総務部長にも強靱化計画をするためにやはり最大の協力をしていただいて、ノウハウはこちらが持っていますので、よろしくお願いします。

ということで2つの項目について終わりました、子育てについてはもう少しなんですけれども、午後からですか。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 休憩前に引き続いて質問をさせていただきます。

子育て応援ポータルサイトについてでありますけれども、最初の質問に対しましては答弁をいただきましたので、再質問ということでさせていただきます。2点確認をさせていただきたいと思います。

冒頭で今の子育てのホームページへ入っていても、そこで完結しないということを申し上げました。まず今度「すくすくぽけっと」というふうな名称で開設されるということですが、そのサイトへ入っていけば、もう冊子を見てくださいとか、そういうものではなくて、必要な情報に入っていったらリンクされていて、そこへ入っていったことで情報が完結されるというふうに思っているのかということが1点、それと12月に開設ということですが、開設、今はまだ開設されていませんよね。どのくらいになるのか、予定としてはいつごろになるのかということがわかれば、お聞きをしたいと思いますけれども。開設後により利便性を高めるためには、利用者の声を聞くことが必要かというふうに思います。聞いた結果、少し変更しなければならないというようなことになった場合には、改めて費用負担、多分つくることに対しても委託をしているのではないかなというふうに思うんですけれども、その変更をするに当たって改めて費用負担がかかるのかどうかということ、その2点について質問をいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） まず1点目のポータルサイトに入れば必要な情報先にはリンクされるのかのご質問でございます。新たに開設する子育て応援ポータルサイトの情報でございますが、母子保健や子育て支援センター、保育・福祉等の情報の概要について紹介させていただき、その後更に詳細な内容については、既存の市のホームページや関係機関の必要な情報にリンクするという内容でございます。

次に、2点目のポータルサイトの開設の時期でございますけれども、昨日担当職員で構成します、どんなものをつくるかというような会議が行われまして、いろいろ意見は反映いたしまして、来週一応市長の方へ、こういった形でやっていきたいというようなお話を申し上げて、ご了解いただいたところで、また開設に向けて、ですから今月中には開設に向けていくと思っております。

それで開設後に変更ですとか改善が必要な場合につきましては、費用が発生するのかというご質問でございますけれども、ポータルサイトの開設、この維持管理につきましては来年度末まで、3月まで委託契約に加えており、利用者の声等をお聞きする中で、変更や改善をしてみたいと考えております。費用の発生はございません。

来年度からは、サイトの閲覧状況や閲覧時間等の分析、利用者の意見を定期的に聞き取る中で、

より皆様に見ていただくための改修費用として保守管理料を予算化してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 答弁をいただいた中によりますと、現在のページよりも情報提供の質は上がるかなというふうに思っていますので、よろしくお願いをいたします。

これから開設しようという、この時期にちょっと申しわけないかなというふうに思うんですけれども、これからの情報提供の仕方としては、不特定多数の人にはサイトを開設して、情報がありますので来てくださいねという、そういうものも用意することは必要だというふうに思うんですけれども、利用者のニーズに幅広く対応するということができれば、確実に子育ての皆さんが必要とする情報、例えば予防接種とか、健診とか、そういう確実に必要とする情報については、こちらから情報を発信していくという考え方が、これからの流れではないかなというふうに思っています。

ある自治体では、子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用した支援事業を行っておりまして、多様化する子育ての家庭のニーズに沿った情報を提供している、そういうアプリを公開しているということでもあります。核家族化や一人親世帯の増加、地域のつながりの希薄化などにより、保護者が孤立しがちであることから、出産や子育てに対する不安や負担は軽くないと考え、スマートフォンで時間や場所にとらわれず、気軽に子育て支援に関する情報を得ることができるようにすることで、子育て世代の不安感や負担の軽減を図れるアプリが有効であるというふうに考えて、アプリを開設し、情報を発信しているということでありました。

保健師さんたちに聞きますと、本当にもう私たちが考えれば当然知っているのではないかという情報も、本当に知らないことが多い。やっぱりお年寄りと生活していなかったり、本当に核で子育てをしているとなかなか情報があるとはいえ、適切な情報が得られないという中で、こちらからいろんな情報を発信することによって、情報を得ることができるという、そういうアプリを開設してやっているということでもあります。

ちなみにこの自治体は、それが原因だというふうには思いませんが、子どもの数も増えて、出生率も上がっているということでもあります。今後の中で市においてもアプリをというふうな考え方もありますけれども、まず今、開設しようとしているものを充実していただいて、確実に必要とする情報については、こちらからぜひ発信をしていく方法、そんな方法がとれないかということでお聞きをしますけれども、お考えをお聞きいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 子育て世代に広く普及しているスマートフォンを活用して、確実に必要な情報を市から発信することはできないかのご質問でございます。

今回のポータルサイトの開設に当たり、子育ての情報が欲しい方、メール等で子育て相談の要望のある方には、あらかじめ子育て支援センターにおいてメール配信登録を行っていただいております。今後も登録された皆様には、こちらから情報を発信していくとともに、大勢の皆様に登録していただけるよう推進してまいりたいと考えております。

なおご提案がございました予防接種や乳幼児健診等の情報を提供する専用アプリにつきましては、導入費用等の財政的な問題もございますので、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 本当にこのことに限らず、いろんなことが多様化している中で、サービスを提供する側も大変だなということは思っております。でも提供するのであれば価値あるもの、喜んでもらえるもの、そういうものにしていく必要があるのかなというふうに思いますので、当然財政的なもの、いろんなことがありますけれども、やはり時代に合った情報提供、サービスをぜひご検討いただきたいということをお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号9 東御市の観光振興について、受付番号10 湯の丸高原施設整備基本構想について。15番、町田千秋君。

町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 議席番号15番の町田でございます。久しぶりの一般質問、また今、来る途中で大分やじられまして、若干あがっております。

早いもので、今日は師走のもう10日になります。今年も残すところあと20日ばかりになりました。テレビや新聞では、連日この1年の振り返りや今年の流行語などが特集をされております。例年のことながら、これからクリスマスや年の瀬、新年と続き、孫たちからはじいちゃんの懐具合を当てにされ、うれしくもあり、すねをかじられる悩みも尽きない時期でもあります。今年1年、自分はどんな年だったのか、来年は何をしようか、そして東御市はどうか、いろいろ思い起こしながら、質問の原稿をつくったところであります。

それでは通告に従って、2項目に関しての一般質問をいたします。

まず初めに、東御市の観光振興について質問をいたします。

今年は新語流行語大賞の候補にも挙げた北陸新幹線が3月14日、金沢まで延伸した年でした。東京ー金沢間が最速2時間半で結ばれ、兼六園をはじめとする北陸地方の観光スポットは軒並み観光客が増え、新幹線効果が顕著となりました。

長野市では、4月から5月にかけて、善光寺で7年に1度の御開帳が開催され、期間中過去最高の707万7,700人もの善男善女が全国から参拝に訪れたと報じられました。来年は諏訪地域で、御柱祭の年に当たり、こちらも春先には数多くの観光客が押し寄せ、大変なにぎわいが予想されます。更に当地においても、大河ドラマ「真田丸」の放映開始を待つまでもなく、各方面では受け入れの準備が進められております。

5年後の2020年東京オリンピック・パラリンピックを待つまでもなく、この数年身近なところで全国的なイベントが多数広げられる時期、観光客を呼び込む絶好のチャンスであることは誰もが思いを同じにするとところであります。こんなせっかくのチャンスをみすみす逃してはならないとの思いから、市の進める観光振興について、何点か質問をさせていただきます。

①として、この議会初日に市長が招集あいさつでも述べていた、向こう10年を見据えた観光分野

における指針として策定した新しい観光ビジョンとはどういうもので、目指すものは何か。また10月にできたばかりという観光ビジョンを市民への周知はどの程度されたのか。

②として、東御市の観光現状をどう認識しているのか。また、そこから見えてくる課題はどんなことが考えられ、そしてその方策は何か。

③として、市には、例えば私の大好きな海野宿のたたずまいや芸術むら公園から眺める浅間連山のなどの魅力的な風景・景観や観光資源が数多くあると思いますが、農業や林業、商工業など、ほかの産業と結びつけて、どのように発信するお考えか。

④として、市単独では限界があるのは明らかですが、広域での連携の可能性については、どうお考えですか。

⑤として、同様に市や観光協会だけに任せておくのではなく、重伝建の全国大会の開催で海野の区民の皆さんを巻き込んで成功させたときのような、市民に協力を求めるとしたら、それは何か。

⑥として、現在、市には三大拠点と呼ばれる海野宿、湯の丸高原、芸術むら公園、特に明神館の大改修を控えて誘客対策等、それぞれの位置づけと今後地方創生事業として予定されている整備計画はどうなっているのか。

続いて、前の質問と多少関連してくるかもしれませんが、湯の丸高原施設整備基本構想について質問をいたします。

合併前の東部町時代、私が議員としてはまだ駆け出しのころでありました。湯の丸高原は町にとっての大きな財産、宝物であって、多目的ホールのような施設を用意して市外からの誘客につなげれば必ず町の将来のためになるとの考えから、施設の建設について一般質問した覚えがあります。いささか無謀だったとの思いもありましたが、後に同様の請願が当時の東部町観光協会長、湯の丸区長から提出され、議会本会議において当時の議員22名、全員一致で採択されたものと記憶をしております。

昨年市では、湯の丸高原施設整備基本構想を策定し、公表しました。合併協議を経て十数年ぶりにあの当時の思いがよみがえった思いがいたしました。議員生活を続ける中で、ずっと自分が追い求めてきた夢が再び日の目を見るときが来たのかなと感慨深いものがあります。

そこで私の夢でもある湯の丸高原の施設整備に関して、市民と話題を共有し、オール東御のつもりで推進していただきたく、何点かお聞きをいたします。

①として、市長は昨年9月定例会における同僚議員の一般質問に対し、湯の丸高原施設整備基本構想は観光ビジョンの見直しと連携した未来構想図であると答弁されております。そこで新たな観光ビジョンができた今、未来構想図である基本構想は何のために作成し、具体的な内容はどうなっているのか。

②として、現在、水泳連盟を中心に議連や市民会議も立ち上げる中、国の誘致運動を進めている高地トレーニング用プールは、基本構想の中でどういう位置づけがされているのか。

③として、湯の丸高原施設整備基本構想の中に、プールの誘致にプラスとなるような具体的な施

設整備の計画はあるのか。

④として、私の思いも同じように詰まっている湯の丸高原施設整備にかける市長の率直な思いをお聞かせいただきたいと思います。

以上、通告による2項目に関して、最初の質問をさせていただきました。どうか市民の理解していただけるような答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号9、町田千秋議員の東御市の観光振興についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、新しい観光ビジョンとはどういうもので、目指すものは何か、市民への周知はどうかありますが、観光ビジョンは本市における観光のあるべき姿、進むべき方向性を明らかにするとともに、計画的かつ効果的な観光振興を図るための観光まちづくりの指針となるものでございます。そして本ビジョンが目指すところは、東御市を訪れるすべての皆さんに東御市ならではの魅力に触れ、感動を抱いていただくことによって、地域との間に心と心のつながりをつくり出すことにあります。

本年10月14日にビジョンを策定し、現在、市のホームページへ掲載しているほか、今後は「市報とうみ」へ掲載していくことなどを通じ、市民への周知を行っていく予定でございます。

次に、東御市の観光の現状と課題、今後の方策は何かであります。市内の三大観光地である湯の丸高原、海野宿、芸術むら公園における観光客入り込み数は年間約85万人に上りますが、近年は減少傾向にあります。この要因としては、本市の観光は総体的に見るだけの観光の域を脱せず、近年の旅行者ニーズである、地域を楽しみ、地域固有の歴史や文化、産業を体験する観光への対応が遅れており、本市特有の観光資源を十分に生かし切れていないことが考えられます。

これらのことから、挙げられる課題として目的指向型の旅行者の受け入れ態勢の整備、観光資源と地域産業・食とを結びつける必要性、観光プロモーション力の強化による魅力の発信の3点であると認識しているところでございます。

このため地域とともにつくる観光地づくり、地域資源をつなぐ東御市ならではのストーリーづくり、郷土愛をホスピタリティにつなげる人づくり、魅力を伝える情報発信力づくりの4点を課題解決の方策として考えているところでございます。

次に、魅力的な資源を他産業と結びつけてどのように発信するのかであります。方策の1つとして現在、旅行代理店へ向け地域の資源を生かした付加価値の高い体験型プログラムを提供していくことを考えています。具体的には、湯の丸高原の探勝に続いてワインにかかわる人と出会い、ブドウ農園を楽しみながら、豊かな農産物を使用した郷土食とワインを味わい、市内でゆっくり宿泊していただくといった体験交流滞在型ツーリズムを新たな観光ツールとして創出し、モニターツアーを通じながら観光代理店へ向けて発信してまいります。

次に、広域連携の可能性はどうなるのかでございますが、既にNHK大河ドラマ「真田丸」の放

映に合せた広域周遊観光ルートでの連携が始まっているところでございます。先ごろ銀座NAGANOにおいて開催された誘客イベント「信州上田地域 銀座NAGANOの陣」への参加や大河ドラマ「真田丸」の舞台「信州上田地域 周遊ガイドブック」の作成、更には上田広域観光周遊「真田氏史跡めぐりスタンプラリー」への参加などがございます。いずれも上田地域広域連合内に設置されている上田地域観光協議会が中心となつての取り組みであります、構成市として積極的に参画しているところでございます。

次に、市民に協力を求めるとしたら、それは何かであります、市民自らが市の歴史や文化、豊かな自然といった地域資源に誇りと愛着を持たねば、観光振興はなし得ないということを市民一人ひとりに理解していただくことが重要であります。市民自らが地域の魅力を発信していくことで、人々の共感を生み、やがては来訪者増加のきっかけになり、持続可能な観光交流につながっていくものと考えております。

次に、三大観光拠点それぞれの位置づけと、予定される整備計画はどうなるかであります、湯の丸高原はオールシーズン楽しめる観光地であることから、本市の観光の中心に位置づけているほか、海野宿にあつては歴史・文化観光の拠点、芸術むら公園については農と交流する拠点に位置づけているところであります。

今後の整備計画としては、湯の丸高原については、さきに策定した施設整備構想に沿って、自然環境とスポーツ環境が一体となったエコツーリズムに必要な基盤整備を実施してまいります。海野宿については、ハード面の整備は一定程度終了しましたので、静けさを生かした四季折々の観光演出、地域に触れ楽しめる散策ルートの創出など、ソフト面を中心とした取り組みを進めます。芸術むら公園については、ワインを中心としたグリーンツーリズムへの取り組みを推し進めるための施設の充実を検討しているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 町田千秋議員の受付番号10番のご質問に、私の方からお答えいたします。

湯の丸高原施設整備基本構想についてのご質問でございます。1点目の湯の丸高原施設整備基本構想は何のために策定し、具体的内容はどうなっているのかであります、この基本構想は第2次総合計画の重点プロジェクトに掲げる施策、観光拠点の整備と情報発信の強化に資するものとして、老朽化した施設の修繕・更新や新たな施設整備に関するグランドデザインであり、湯の丸高原の最盛期のにぎわいを取り戻すとともに、東御市観光への波及効果を目指して策定したものでございます。

なお本構想の策定に当たっては、平成5年度に旧東部町時代の湯の丸高原総合利用基本計画をも参考にしながら策定しております。

この構想では、施設整備を集中的に進める開発ゾーンと、環境保全を優先する保護ゾーンを設定し、自然保護と観光またはスポーツ利用の住み分けを図ることとしました。

開発ゾーンにおける具体的な方策としては、地蔵峠周辺をスポーツツーリズム関連ゾーンと位置

づけて開発し、駐車場や自然学習センターなど、既存施設の充実を図るとともに、新たに高地トレーニング用プールの誘致、及び体育館やコンベンションホールとしても活用可能である多目的な集会場の整備を目指しております。

次に、既存キャンプ場周辺をエコツーリズム関連ゾーンと位置づけて開発し、既存施設の充実のほか、新たにオートキャンプ場の整備を進めます。また、まな板平周辺におきましては、ジョギングコースまたは散策路の整備を盛り込んでございます。

次に、２点目の誘致活動を進めている高地トレーニング用プールは、構想の中でどういう位置づけがされているかではありますが、高地トレーニング用プールの建設が現実のものとなれば、国内外のパラリンピアンを含むトップアスリートの利用が見込まれると同時に、湯の丸高原の新たな観光資源としてマスコミにも取り上げられることから、新規の来訪者の獲得が見込まれます。また、このような直接的な経済効果だけでなく、市内観光への回遊がもたらす波及効果の拡大や県道湯の丸線をはじめとする交通インフラの整備が期待されることから、湯の丸高原の観光拠点機能向上のためにも重要な施設の１つとして位置づけているところでございます。

３点目のプール誘致にプラスになるような具体的な施設整備の計画はあるかにつきましては、基本構想に掲げた施設を一体のものとして整備することで、湯の丸高原の魅力を創出するとともに、高地トレーニング施設誘致活動に効果があるものと考えております。特に多目的集会場におきましては、高地でのトレーニングやレクリエーション、各種サークル活動やイベント等に天候にも左右されることなく多くの活用が見込まれるところであります。

なお、これに類似する多目的ホール兼体育館について、平成15年の旧東部町議会に請願書の提出がなされ、全会一致で採択された経過があることは私も承知しております。

最後に、４点目の質問の湯の丸高原施設整備にかかる私の思いについて申し上げます。湯の丸高原施設整備基本構想は、東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略でも交流人口を増加させるための施策として符合しておりますので、第２次観光ビジョンの目標値である年間観光客数68万人の実現に向けて早急な取り組みが必要であると考えております。

特に構想の実現に向け、中心的役割を担う高地トレーニング用プールの誘致活動につきましては、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた競泳チーム等の練習拠点となるように建設していただくことを目標としつつ、焦らず、急がず、あきらめずを旨に、粘り強く誘致活動を進めてまいりますので、議員各位のご理解、ご協力を改めてお願いするものであります。

○議長（櫻井寿彦君） 町田千秋君。

○１５番（町田千秋君） それぞれ質問いたしました２項目に対して丁寧に、しかも湯の丸高原施設整備基本構想に関しましては、市長自ら答弁をいただき、事業にかかる本気度が感じられました。

観光振興と湯の丸施設整備基本構想、これは関連をしておりますが、一応通告をした２項目に分けてこれからは一問一答で再質問いたしますので、いずれも市長の考えを答弁でお願いしたいと思います。

観光振興についてであります。市の三大観光地点である湯の丸、海野宿、芸術むら公園については、今後も東御市が他に誇れる観光スポットとしてそれぞれに役割を持ちつつ、更に充実を図っていただきたいと思います。

一方で、市内にはそれらに匹敵するものがありますが、残念ながら埋もれている魅力ある観光資源やスポットも数々存在しております。

そこで市長に1つ、提案をしたいと思います。10月3日は東御の日として市民の間にもすっかり定着されてきております。今年は10回目だったようです。そこで我が愛する市の名にちなんで、新たに十の美しいと書いて「十美」、十の味と書いて「十味」を提唱したいと思います。市外からのお客さんをおもてなしするには、まず地元のことをみんなが知り、それに誇りを持ってお伝えすることにほかならないと思います。十美の美しい景観と十味の自慢の味、例えば美しい景観として明神館から見た浅間山の風景や、祢津の城山公園のろし台のある場所から御牧原台地と遠くには美ヶ原・蓼科山、その向こうに富士山が見える景色であります。東御市の自慢の味としては、クルミを使ったくるみおはぎ、くるみそば、海野宿のほうとう、地元産のブドウのワインなどをそれぞれ十を市民から公募し、市民共通の十美、十の美と書いて十美、味と書いて十味を決めることにより、市民が一体となった観光振興につながるとと思いますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） ただいま町田議員から、とうみにちなんで十の美しさ、十の味をみんなで市民参画で選んで、それを育てていくという考え方はどうかという、すばらしい提案をいただきました。

実は丸山晚霞先生が、祢津八景であるとか、田中八景であるとかという形で、既に明治から大正年間にかけて、この地域のすばらしさ、また高山植物のすばらしさをアピールされておるところでございます。また市内在住の玉村先生がこちらに来られた折から、景観を考える会とワインを提唱され、その先見性のすばらしさに敬服いたしているところでございます。

そういう中で、玉村先生がつくられた景観を考える会というのがずっと活動されていまして、今、市民に東御の美しさを募集するということで既に40を上る箇所が応募されているという状態にありまして、新八景という形での募集だったかというふうに記憶しておりますけれども、自主的な活動が始まっておりますので、八景を十景にするかということも含めて、またこれから東御の味のよさを訪れる方に知っていただくということで、いろんな考え方はあろうかと思いますけれども、東御のおいしさをアピールしていくという趣旨に関しては大いに十の美しさ、十のおいしさということ、数を今この場で決めることに関しては、とりあえずちゅうちょはしますけれども、そういう美しさとおいしさを最も大切な東御の売りとして今後、市も積極的に関与してまいりたいというふうに考えましたので、答弁にかえさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） 次に、湯の丸高原施設整備につきましては、観光振興とも関連をしてお

りますけれども、施設整備に関して質問させていただきます。

先ほどから申し上げてきましたように、湯の丸高原における施設整備、特に多目的ホールの建設は大げさにいうと私の議員生活をかけた積年の夢でありました。先ほど市長が景観を考える会のお話をされましたが、私も最初立ち上げたときの議選の景観を考える会の審議委員になっておりまして、よく承知をしております。

湯の丸高原施設整備基本構想は、昨年3月に示されたものであり、現在までに至るまでには紆余曲折があるものと思っております。私とすれば個人的な思い入れの強い事業になりますが、かつて全会一致で請願を採択した趣旨も踏まえて、今回湯の丸高原を宝の山にする意気込みや決意を改めて市長から表明していただきたいと思います。

あわせて過日市長は、3期目の出馬を表明しましたが、この事業を実現させるためには続投することが当然だというふうに私は考えます。そこで本議場でも再度その決意をお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 残された任期を一生懸命全うすることを通して、3期目を市民に任せていただけるかどうかという判断を仰ぐということになろうかというふうに思っています。

そういう中で、湯の丸高原のすばらしさと、そして現在の危機的な状況ということが、もう一つは挙げられるのではないかとこのように思っています。かつて大学の寮が10を数える、そういう合宿の拠点でありました。今、1校を除いて、またその1校も寮に関する廃止という動きがある中で、湯の丸では大学の寮が皆無になろうとしております。更にスキー合宿という形で、今、九州から羽田に飛んで、バスで高校生が入っていただいて、多くのにぎわいを醸し出しているといえますか、担っていただいているわけでもありますけれども、消費税の値上げでありますとか、また観光バスの値上げ、規制の問題等考えると、今後も引き続き九州からの誘客が継続していくということに関しては、困難な面も財政的には存在しているというふうに考えられるところであります。

そういう中で、今、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けてトップアスリートの練習拠点、練習方法として高地トレーニングということが専門家の間で緻密に検討がされており、かつて以上にその有効性というもののエビデンスといえますか、科学的知見が高まっており、また一般的に水泳人の間では間違いなく効果があるという認識が高まっているという状況であります。国民的に高地トレーニングの重要性が認知されつつあると。また7月24日が開会式という東京オリンピック・パラリンピックの開会日を考えますと、日本を訪れた多くの外国の選手団が、より涼しく、より健康的にどうやって開会日まで過ごしていくかということが極めて重要な課題になってくるというふうに考えております。

かかる状況を勘案しますと、これからますます高地での、涼しい地域でのトレーニングということの地域住民を含めた理解が高まってくる、また、その必要性が認識されてくるということでございますので、それに合せながら、理解を得ながら、施設整備をさせていただきたいと。立場はどう

いう立場になるかもわかりませんが、私としては町田議員とともに立場を超えて協力、建設のための協力を尽くしてまいりたいということをお誓い申し上げたいというふうに表明させていただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 町田千秋君。

○15番（町田千秋君） いろいろ答弁をいただきました。プールの話が先行してしまいましたけれども、私は以前に高地のマラソンコースの要望をした経過があります。そんなことからして小諸市と連携をとっていただいて、高地のマラソンコースの整備の方もあわせてお願いしたいというふうに思います。

福島県の民謡に、「会津磐梯山は宝の山よ、笹に黄金がなりさがる」という民謡があります。ぜひひとつ東御市の湯の丸の山の笹にも、黄金がなりさがるように、そんな夢と希望のある施策の実現に努力していただきますことを期待いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号11 市民病院の役割について、受付番号12 オスプレイ訓練区域の設定について、受付番号13 土砂災害防止と開発問題について、受付番号14 T P P大筋合意について。9番、平林千秋君。なお平林千秋君から受付番号11、12、13に関し、事前に資料配付の申し出がありました。これを許可し、お手元に配付しておきましたから、ご了承をお願いします。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林千秋でございます。今回は4点についてご質問いたします。

まず市民病院の役割についてであります。

結城院長には、お忙しい中、本議場にお出かけいただきありがとうございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

市民病院については、先の9月議会でも取り上げられ、午前中にも質疑がありました。市民の高い関心のある問題であり、改めて伺います。東信地域の医療体制では、ここ数年、佐久医療センター、信州上田医療センターが整備され、地域医療体制が整ってまいりました。この間に結城院長が市民病院の新院長に就任され、東御市民病院について市民の医療需要にこたえるために、小規模多機能で患者や家族に優しい病院を打ち出し、市民の期待と関心を呼びました。その後の事態の進展の中で、市民病院は地域医療の中核的担い手を目指すということも示されております。そこで現在の医療体制の中で市民病院の現状と役割について伺います。

2番目は、オスプレイ訓練空域の設定についてです。

在日米軍は、東京横田基地に垂直離着陸機C V-22オスプレイの配備を決め、先ごろこれに伴う環境レビューを公表しました。これによると同機の訓練は自衛隊高高度訓練空域エリアH、通称ホテルと称されていますが、そこで実施するとしています。

そこで2点伺います。1、東御市区域はエリアH及び横田進入管制空域に含まれるかどうか。2

番目として、訓練内容に関する情報を得ているか。また東御市の対応をどう考えているかであります。

3点目は、土砂災害防止と開発についてであります。

2つの角度があります。第1、土砂災害防止法に基づいて市内22地点が土砂災害警戒区域、地すべりに指定されようとしています。先日住民説明会も行われ、地域で文書回覧もされています。そこで1、この警戒区域の指定に伴って、各地点での安全対策をどのように進めますか。2として、西田沢の指定区域内に太陽光発電所設置の動きがあります。また祢津東町地域の指定区は御堂再開発区域に含まれます。住民の安全確保が第一の課題だと思いますが、これら開発行為に対して市としてどう対応するのでしょうか。

2番目の課題は、御堂開発に関連してであります。御堂開発地域は約30ヘクタールに及ぶ市始めて以来の大規模開発となります。その直下には約400戸、千数百人が居住する大規模集落があります。開発に当たっては排水路、洪水防止調整池設置などの万全の安全対策が求められますが、現在の検討はどのようになっていますか。

最後に、T P P大筋合意についてです。

難航していたT P P環太平洋経済連携協定が、このほど大筋合意に達したとして、概要が公表されました。これによると農業分野でもいわゆる重要5品目も含め、大幅な関税撤廃が盛り込まれて、日本の農業や地域経済の打撃が懸念されております。県農協グループの試算では、農産物で約392億円の生産減少と見込んでいます。

そこで2点伺います。1、東御市の影響はどのように見えていますか。市では国際的経済問題に関する戦略本部をさきに立ち上げていますが、どのような対策を検討しているのでしょうか。

2点目として、またT P P暫定合意に対する農協をはじめ関係団体の動向をどのように把握されておりますか。

以上、最初の質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 受付番号11、平林千秋議員の市民病院の役割についてのご質問につきまして、市長に変わりお答えします。

初めに、市民病院を利用されている現状についてのご質問でございますが、病院の受け入れ状況につきましては、年間の延べ人数で入院が1万6,000余り、外来が6万人余りの患者さんを受け入れておりまして、そのうちの4分の3以上が市民の皆様にご利用いただいているという状況でございます。

また、透析につきましては、平均45人の方が年間延べ6,000回近くご利用をいただいております。その他人間ドック等の各種検診につきましても、六千数百名の皆様が毎年受診をされている状況でございます。

次に、課題でございますが、予約や新規などの外来患者さんの多くが午前中に集中するために、

診察までに一定時間お待たせしてしまう場合があること、またスタッフの配置につきましても、多機能であるがゆえに様々な分野の職員が必要となり、その人材確保に苦慮する場面がございます。

続きまして、市民病院が担う役割、今後の方向についてのご質問でございますが、ご案内のように市民病院は外来機能以外に入院や救急、手術、健康管理、透析などを取り扱う地元で唯一の総合的な病院として運営されておりますが、平成6年4月当時、病院の存続を願う地域住民の期待を一手に担いながら、東部町立ひまわり病院として開院をいたしまして現在に至っているものでございます。

この間、20年余りが経過する中で、厚生労働省の方針によりまして地域完結型の医療体制が推進されまして、それぞれの病院の役割がより明確となった今日、当院におきましては最初の診断から軽度の急性期までを、また高度急性期後の回復期までの部分をこれまで以上に地域に密着しながら担っている病院であるというふうに考えております。

現在、全国的に取り組んでおります地域包括ケアという枠組みの中におきましては、できるだけ高齢者が入院や介護を必要とする状態にならない医療が求められているものと感じておりまして、今後の進むべき方向といたしましては、プライマリ・ケアセンターという全人的医療を提供する中核的な病院を目指してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号12、平林千秋議員のオスプレイ訓練空域の設定についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

まず1点目の東御市がエリアH及び横田進入管制空域に含まれているかについてでございますが、ご質問のエリアHは長野、群馬、新潟の3県にまたがる自衛隊の訓練空域であり、横田進入管制空域は米軍横田基地の管制下にある空域で、長野県を含む1都8県にまたがっております。この2つの空域のうち、長野県分につきましてはほぼ重なっているという状況にあるということでございます。

このうちオスプレイの訓練につきましては、エリアHの空域で実施予定であることが公表されましたが、市に対しましては防衛省北関東防衛局から県を通じて当市が訓練空域に含まれる旨と、エリアHの座標値について情報提供があったところでございます。この座標値をもとに確認をいたしましたところ、市の西端のごく一部の地域を除きまして、東御市のほぼ全域がエリアH及び横田進入管制空域に含まれているという状況でございました。

次に2点目の訓練内容に関する情報を得ているか、また市の対応をどう考えているかについてでございますが、国等から提供のあった情報につきましては、今のところ東御市が訓練空域に含まれるという情報のみで、訓練の内容、時期等に関する情報については提供されておられません。市といたしましては、オスプレイの配備、訓練につきましては、国が責任を持って対応すべきものと認識しておりますが、市民の安全・安心に支障が及ぶことのないよう、市では今後も情報収集に努めるとともに、必要な情報につきましては適時市民の皆様にお知らせをしてまいりたいと考えております。

す。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 受付番号13、平林千秋議員の土砂災害防止と開発問題についてのご質問のうち、1点目の地すべりの土砂災害警戒区域の指定がされるようだのご質問につきまして、市長にかりお答えいたします。

初めに、同区域の指定に伴って各地点での安全対策をどう進めるかについてですが、長野県は平成26年度に行った基礎調査をもとに、27年度中に地すべりの警戒区域を指定する事務手続きを行っています。東御市における地すべりの土砂災害警戒区域指定は、10地点、22カ所が予定されていますが、この中には住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる特別警戒区域はありません。今回、指定予定の警戒区域内での安全対策ですが、土砂災害防止法は警戒区域を住民へ周知すること等を目的としているため、市では住民への周知として、警戒区域の指定が予定されている区域及び指定に関する住民説明会の開催通知を市内全戸に回覧し、本年10月24日と11月5日に長野県と共同で住民説明会を中央公民館で開催いたしました。

今後は平成19年度に長野県が指定した崖崩れと土石流の警戒区域、及び特別警戒区域をもとに作成しました土砂災害洪水ハザードマップを指定予定の地すべり警戒区域を加える形で作成し、土砂災害警戒区域に関する情報を市ホームページや市報、及び市民カレンダー等で住民への周知を図ってまいります。

次に、西田沢の太陽光発電所設置の動きと御堂再開発地域について、どう対応するかについてですが、市では東御市環境をよくする条例により、一般住宅の屋根及びその敷地以外に設置する太陽光発電等は、発電出力10キロワット以上のものについて届出いただくこととしていますが、現在のところ西田沢地域への太陽光発電所設置については、地元区からの相談はありましたが、事業者から届出はされていません。

県営畑地帯総合土地改良事業、祢津御堂地区の計画区域の一部約700平米が土砂災害警戒予定区域として示されています。該当する予定区域は、特別警戒区域の指定は受けておらず、安全対策をしなければ開発行為等が行えない区域ではないこと、また今回は荒廃地から従前の農地に戻す事業であり、土地を改変するものでないことから、実施主体である県では土砂災害警戒区域も含めて事業計画区域として進めたいという方針であります。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号13、平林千秋議員の土砂災害防止と開発問題についてのご質問のうち、2点目のご質問につきまして、市長にかりお答えいたします。

祢津御堂地区の排水路・洪水防止調整池設置などの現在の検討状況についてですが、現在、実施主体である県では、事業地区内の現地測量や調査を、市では地区外の排水に係る測量設計を進めているところでございます。

調査等の完了後は、既に策定済みである事業計画概要書をもとに、それぞれの施設ごとに設計基

準に示された想定される豪雨時の排水量を安全かつ速やかに処理できるよう県と連携しながら、排水計画を定めることとなります。

基本的には、県が排水路等の整備を進めることとなりますが、地区外への排水量は増加させないよう調整池などを設けることとなります。また県で対応できない地区外の水路等の整備は、市が地元区からの要望なども組み入れながら、過去の災害発生状況を踏まえた安全対策を講じてまいります。

続きまして、受付番号14 T P P大筋合意についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

このたび大筋合意されたT P P環太平洋経済連携協定による東御市への影響をどのように見ているかについてですが、農業が基幹産業である本市としては、この協定が発効された場合、米などの重要5品目に加えて、市特産の生食用ブドウなどの果樹や野菜類も対象品目となっていることから、少なからず影響を受けるものと考えられ、憂慮しているところです。

市では、10月5日のT P P合意を受けて、10月13日に市長を本部長とする東御市国際的経済連携戦略本部を設置しました。現在のところ国会審議も始まっていない中で、極めて限定的な情報しかないわけですが、戦略本部では関連情報の収集に努めるとともに、先月25日に政府が決定した総合的なT P P関連政策大綱、今後まとめられる対策関連予算、また国から12月中に公表される予定となっている影響調査の結果などを精査し、対応策などの検討を行ってまいります。

また、農業分野に限らずT P Pに関係する他の産業分野への影響にも注視していくとともに、関係者の皆様へ正確な情報を周知し、意見を集約する機会を設け、戦略的な施策を策定する参考とさせていただきたいと考えています。

次に、この大筋合意に関する関係団体などの動向ということでございますが、先月5日に長野県農業会議及び長野県農業委員会協議会が開催した第61回長野県農業委員大会では、T P P合意内容の検証に基づいた実効性と継続性のある一貫した基本農政の確立などを盛り込んだ、基本農政の確立及びT P P交渉に関する要請決議を行いました。

また地元農協を含む長野県J Aグループでは、大筋合意は容認できないとし、この合意による影響を最小限度にするため、万全な対策を講ずる必要があるという立場をとっています。

いずれにしてもそれぞれの団体も関連情報の収集、精査をしながら、具体的な対応を検討している段階と思われます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） それでは、ここからは一問一答でお願いします。

市民病院についてですが、今、事務長の答弁にありましたように、市民病院の市民の利用というのは非常に大きなものがありまして、市民の健康に大切な役割を担っているということが改めて示されたと思います。

そこで院長先生にお伺いしたいと思います。先日、先生は称津公民館で「地域医療の中での市民

病院の役割」をテーマにお話しする機会があり、私も傍聴させていただきました。そこでは皆様にお手元に配付した資料にもありますが、図表を使って説明し、参加された市民の方から先生の話で市民病院の役割がよくわかったということで、関心と呼んでおりました。

そこで現在の地域医療体制の中で、市民病院の担っている役割、そして今後の方向についてお聞かせいただきたいと思います。

また、その役割の中で先ほどの事務長答弁で地域医療の中核的はどういうものですかというふうにお尋ねしたんですが、その説明でプライマリ・ケアセンターという言葉がありました。今後の病院の役割についてのキーワードとなる考えだと思われます。市民病院が担っている医療内容について、先生の方から少し具体的にお示しいただきたいと思います。

以上、まとめてご質問いたしますが、よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院長。

○病院長（結城 敬君） 病院長なのですが、風邪を引きまして、せきが出るが声が出ないという状況に、さっきはちょっと調子がよかったです、申しわけありません。

当院の役割について、まずご説明をさせていただきたいと思います。

この図をご覧になっていただいていいですか。地域の医療の情勢がここ2、3年でかなり大きく変わりました。これまでは各病院がそれぞれ独立をして、外来、患者さんが見えて診断をつけて、治療、手術をして、リハビリをして、退院というような流れをそれぞれの病院が独自に行っていたんですけども、今は、今後は地域完結型の医療というふうになんて変わって、それはどういったことかといいますと、各病院が自分たちの得意な分野をきちっと担うことによって、しかもそれが連携をして、地域全体で医療を担っていこうというふうな考え方です。言ってみれば地域全体が大きな病院のような感じだと思ってください。そうしますとやはり急性期ですね、急性期の治療の中心というのは、やっぱり大きいのは手術です。そうしましたら手術ができる、以前は東御でも手術をやっていましたし、今現在もやってはいますが、やはり大きな手術というのは人がたくさんいて、昼でも夜でも常に外科医者がいて、そして何かあったら必ずICUがあってというような万全な体制がとれていないと、それは手術だけ例えばできるといっても、それは決して患者さんにとっては安心なものではないと思うのです。

そうなりますとどうしても大きな病院がその役割を担う形になってくると思います。東信地域でいえば佐久医療センターとか上田医療センターというのは、まずマンパワーもあってICUがあって、麻酔科があって、いつでも態勢がとれるというところがやっぱりその役を担っていくべきだと思っています。

ただ、東御は外科医者がいて手術はできるよというだけで、本当に大きな手術をしていくことが、幸いこれまでは大きなトラブルはありませんけれども、やはり本当に患者さんのことを考えればやっぱり万全の体制が整ったところでやった方がいいと思っていますので、それは佐久とか小諸とか上田、丸子というところをお願いをする形の方がいいのではないかとこのように考えております。

逆に大きな病院というのは、患者さんが殺到してしまう傾向にありますので、逆にこう、外来をできるだけ減らす形にしております。その1つの対策として、紹介状がなければ診ませんというふうになっております。そうしますと、もしではその中で東御市民病院がどういった役割を担えばいいかということで、もし東御がなかったとしたらとして考えていただくとわかると思うんですけども、うちの病院がないとしますと患者さんが、ではどこに行ったらいいのか、いきなり上田、佐久、小諸に行ったとしても、まずは紹介状がないので、そう簡単には診ていただけません。しかも例えば腹痛といっても、その腹痛といった患者さんの中にはいろんな方がいます。もちろん胃腸炎の方もいるし、盲腸の人もいるし、いろんな人がいます。だからそうなりますと胃腸炎ではなくて、腰が痛い、整形なのか膀胱といって、おなかの中の病気なのか、いやいや腎臓結石なのか、そういったことをではその病院にかかったときに、何科の先生に診てもらったらいいのかということも、そう簡単にはわからないのですね。そうしますとやはりこういった大きな病院というのは、診断がついて紹介された患者さんは次から次へと手術はする病院です。ですけれども診断をきちっとつけられるといったような病院とはちょっと違うのですね。そうしますとその役割をどこかが担わなければならないというふうになっています。

私たちは幸いベッドも60持っていますし、あとは医師も常勤が8人いて、それぞれ専門の分野が違います。しかもそこにはC TとかMR Iとか超音波、血液の検査、いろんな検査があります。ですから患者さんがいきなり来てもらったときに、この患者さんは自分たちで治療すべきなのか、またはどこに送ったらいいのかということがきちっと診断がつけるのですね。その役割はとても大事です。それを私たちは担うというふうに考えております。こちらの図を見てもらうとわかると思うのですけれども。

先週、ちょうどこんなことがあったのですね。61、62の男性が救急車ではなくて、いきなり病院に見えました、自家用車で見えました。そのときに私は外科の外来の最中だったのですけれども、どうも看護師さんが様子がおかしいと、冷や汗をかいていて、何となく様子がおかしいんだということで、すぐに来ました。すると確かに血圧は、脈は触れるのだけれども、痛み方が尋常ではないと、これは様子がおかしいということで、すぐに点滴をとって採血をし、これはひょっとすると、頭に浮かんだのが大動脈瘤なのですね。大動脈瘤というのはもし破裂すると、大体6割から7割の患者さんが亡くなります。そのぐらいに怖いものです。それをまずびんと頭にきました。それでそのときにすぐにC Tに連絡すると、患者さんがいらっしゃったのですが、ちょっと待ってくださいという話をして、すぐにC Tを撮っていただきました。そうすると思ったとおり大動脈瘤が破裂していたんですね。その方は、これまで東御にかかっていらっしゃれば、いろんな情報が電子カルテに残っているのでわかったと思うのですけれども、全く情報がなく初めての方だったので、わからなかったんですね。でもそこで看護師さんの動きは見事でした。すぐに点滴をとって採血をして、患者さんをすぐに連れてきた家族に説明し。僕はC Tをすぐに見にいったら、これはすぐに佐久に送らなければいけないと思いましたので、佐久にそれからすぐに連絡を、それも地域連携室がすぐ

に連絡をとってくれました。佐久の先生はオーケーですよという話だったのですけれども、ところがそれから実は佐久は手術でいっぱいいっばいで、すぐには対応はできないんだという電話がそれから5分か10分たってから来ました。それで3時間待ちます、という電話だったのですね。

大動脈瘤が破裂した状態で、3時間待っていれば確実に亡くなります。いやいや3時間は待てないんだけど何とかならないですか、そこで何とかやりとりをして、そうしたら向こうもではもういっぺん待ってくれと、もういっぺんオペ室にかけ合ってみますからということで、オペ室にかけ合っていて、それから5分後ぐらい、また電話が来て、わかりましたと、すぐにヘリコプターで来てくださいということになりました。それで結局当院に自家用車で見えてからヘリコプターで行くまでが1時間たっていないんです。非常に迅速な対応なんですね。その夕方、その心臓外科の先生から電話が来まして、無事助かりましたという連絡をいただきました。

こういったことはなかなか、マスコミの方はよかった話はなかなか言ってくれない。市民病院が悪かった話ばかりされていて、私たちが普段どんなことをしているか、しかも多分この患者さんとかかわったのは初めてです。しかもたかだか1時間です。とすればやっぱり1時間で行って、あとは佐久ですよ。ですから患者さんもそのときは痛いし、家族も気が動転していますので、感謝されるのは多分うちではなく、佐久医療センターにはお世話になりましたと思うんですけれども、私たちの方には、佐久の先生が、いや、ここは東御がやってくれたからだというふうにおっしゃってくれればいいんですけれども、まあ、そうはおっしゃらないと思いますので、そうなりますと私たちのところはたかだか1時間、しかもCTと血液の検査と点滴ぐらいなので、収益としてはその程度のものなのです。だけれどもそれで人1人の命を助けています。そういったことが実は数え切れないぐらいたくさんあるんです。そういったことを私たちがやっているということをまずご理解いただけたらというふうに考えます。

ですから確かに経営のこと、午前中もきっと経営の話が出たのでしょよね。しかも当院では人件費が高いということはいつも問題になっています。ですけれども人件費が高いということは、この小さな病院というのは、人が財産なんですね。職員があれだけ頑張ってくれる、私は本当に感動しました。しかも普段訓練はされていれば、例えば救急の病院で毎日そういう人ばかり診ていけばすぐに手が動く、体が動くのでしょけれども、そうではなくてたまにしか来ない患者さんにあれだけ迅速に対応ができて、しかも人を1人助けたということは、僕は本当に誇りに思っております。

ですから経営に関しては、確かに東御ではやっぱり手術がすぐにできない病院だということで、経営に関しては今後もそんなに簡単によくなるとは思えませんが、ここは今後も最大限の努力はいたします。

あともう1点、東御の役割として、高齢者の方を総合的に診ていくというプライマリ・ケアの1つの大きな目標があります。それは高齢者の方というのは、まずはたくさん病気を持っている。それが例えば骨粗鬆症があったり、心臓が悪かったり、不整脈があったり、肺が悪かったり、たくさん病気を持っている上に、大抵はお薬を10種類、20種類とたくさん飲んでいただいている、それ

が原因で実はどこか具合が悪かったりすることもある。それから今度は認知症の問題とか、気分障害、うつとかの問題、あとは今度は家族の介護者が誰なのか、病気が治ってから一体誰が、どこで見えていくのかというような、いろんな問題が複雑に絡んでいる、そういったことを一つ一つ丁寧に解いてほぐしていくというふうな医療というのは、実は僕はとても高度な医療だというふうに考えております。そこはぜひ当院が今後は目指したいというふうに考えておりますので、経営のことが一番問題になると思いますけれども、そこは今後もぜひ目指していきたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ありがとうございます。院長のお口から直接市民病院が今、どういう役割を担っているかということをお聞きできてよかったと思います。

私は今、東信医療体制全体が整っている中で、市民病院の立ち位置というのを市民全体が共有することが大事なというふうに思いまして、院長のお話は市民の皆さんにお聞きいただいて、こういう役割を担っているんだと、それを市民としてどう考えていくかという視点で、これから論議を深めていったらどうかなというふうに思いますので、どうもありがとうございました。

そこで院長も先ほど経営のことについて末尾の方で触れられました。院長が示された方向を目指しつつ、経営的にどうしていくかというのは、病院としての大きな課題だというふうに思います。お話の中にありましたように、今の診療体制、診療報酬体制の中で、60床の小規模病院を経営的に成り立たせるというのは非常に難しい課題だと思うんです。同時に市民病院をちゃんと維持していくということ、どう両立させていくかということだろうと思います。一定の市民負担は避けられなくて、東御市でも健全経営化目的でこれまで1億円、そして平成26年度は2億3,000万円というふうになって、このことが心配をされておられます。これはただし病院事業会計全体でありまして、市民病院、助産所、みまき診療所と3つの経営体がありますから、それぞれの課題があると思います。

そこでそのうち市民病院についての今後の見通しと経営改善の基本的な考え方、これは事務長ですか、伺いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいまのご質問でございますが、確かに議員おっしゃいますように3つの医療機関を抱える中の事業会計の中で、やはり市民病院の経営改善が一番大きなポイントだというふうに思っております。ご案内のように病院事業の主な収入は診療報酬と呼ばれる一律の価格のもとに収入を確保しているということでございますので、そういった中では先ほど院長からも話がありましたが、当院については小規模ながらいろんな部分を医療サービスとして担ってきているということがございまして、そういう中ではいろんな設備に関する投資を行い、そして職員についても多くの職員を雇用しながら、これまで維持をしてきたということがあります。そういった

中では経営的な面ではやはり維持をしていく経費というものが非常に多くのしかかってきているということでもあります。

当院の役割につきましては、先ほど院長が述べたとおりでございますが、2年にいっぺんの診療報酬の改定が来年の4月に予定されておまして、これはマイナスになろうというふうに言われております。そして再来年の4月には消費税が更に8%から10%に上がるということで、これもいろんな経費の面から見ると負担になる部分でありまして、なかなか明るい材料が見出せないところではありますが、午前中も答弁いたしました、そうはいいいましても医療費全体という見方もございます。トータル的なバランスのコストバランスを考えた中で、やはり市民の安心・安全を損なうことのないような病院経営をしていかなければいけないということがございますので、その辺もご理解いただきながら、改善に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 経営問題については、全体的な状況の中でいろんな条件を考えていかなければいけないことがあると思うんです。先ほど病院長が示されたように、地域医療体制の中での市民病院の立ち位置をしっかりと、市民がそれを情報を共有していけば、運営自体もプラスに作用していくというふうに私は思っているんです。だから短期的に言えば心配される事態はあるけれども、少し長期的な目で見ても、経営改善の努力をしていく必要があると思います。

そこで私は先ほど午前中の答弁の中で市長も触れられておりましたけれど、ひまわり病院を発足したいきさつというのも大事だと思うんです。当時東部中央病院が、院長先生がお亡くなりになって閉鎖になるという中で、ぜひ総合的な病院を東御市に残してほしいというかなり市民の方の強い要望がありまして、いろんな経過がありました、先ほど市長もちょっと触れられましたけれど。だけれどやっぱりつくってこうよという市民のご意向の中で誕生したというふうに聞いております。当時の資料に当たりますと、平成6年4月1日付の「医療タイムス」という専門紙があるんですが、そこには当時の様子を「身も心も太陽に向かい、咲く花のように元気になれる治療」ということで、ひまわり病院が発足しましたといって、当時の町長さんは「町民の皆さんが待ち望んでいた病院が完成しました。地域住民に密着した親切的な医療を目指します」というふうに病院の役割を語っております。当時の息吹が伝わってくるような感じがします。

それから21年が経過しまして、医療を取り巻く環境が変わったんですけれども、東御市内の唯一の病院、公立病院としての市民の皆さんの医療を担っていくという役割は変わっていないと思います。先ほど結城院長が示された東信地域全体が1つの病院のように連携して、東御市民病院は市民の医療需要全般にこたえ、適切に地域医療の中核的な担い手、プライマリ・ケアセンターとなるという方向に今、市民の期待にこたえる病院像といいますか、病院の在り方が示されていると思います。これは公立病院だからこその役割だというふうに私は思います。先ほどもちょっと強調しましたが、こうしたいわば市民病院像を医師や職員など病院関係者、そして行政、議会、地域住民が共有し、病院を帳じりから見るのではなく、それぞれの立場から市民病院を市民の命の拠点とし

て守り立てることが大事だと思います。

院長は、今日この場で話していただいたんですが、既に加沢地区だとか祢津にもお出かけになって、同様の話をされて、市民の理解を広げるように努力されておられます。引き続き訴えていただきたいと思いますし、同時に医師団、職員が一丸となってプライマリ・ケアセンターという位置づけで、市民の医療にどうこたえていくかということで、これまでの体制も病院自身が見直して、病院改革に当たるということが非常に大事だというふうに思っております。

そこで市長に伺いたいと思います。市長は市民病院の開設者であります。今日の医療体制の中で、市民病院の役割、今後の方向、どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員の再質問にお答えいたします。

東信地方の病院の病院群というものを考えさせていただきますと、信州上田医療センターがあり、そして丸子中央病院がしっかりとした病院として存在しており、今まさに小諸厚生病院が移転、新築という状態にあります。そして佐久医療センターがあつて、国保浅間病院があり、そして臼田厚生病院の建替えが始まっています。そういう東信全体の医療全体を考えてみたとき、それぞれが役割を果たしながら、これだけ充実した医療環境に東御市民はあるということに関して、まず感謝したいというふうに思っています。

そういう中で、当然財政的問題はありますけれども、市民病院の立ち位置、また市民にとってあつてよかったと言ってもらえるような活動ができるならば、やはりしっかりと公立病院として存続させていく必要があるのではないかというふうに思っております。

であります、やはりそのことに甘えることなく、各々が最善の努力をし、誰が見ても実力以上に頑張っている、一人ひとりが望まれている医療を実現のために努力しているということを市民に認めていただけるような、そういう職場になっているかどうかということは、やはり問われてくる、問われているということもあわせて事実であるというふうに思います。努力があつて初めて存続が認められる、そういう環境にあることをやはりスタッフ一人ひとりが認識し、努力していただくことを要求させていただきたいというふうに考えております。

そういう中で、市も最大限の努力をして、市民にお認めいただける病院として存続できるように努力してまいりたいということを申し述べて答えにかえさせていただきます。

○議長（櫻井寿彦君） ここで15分間休憩します。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時51分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 少しはしょって進めます。

2 番目の課題のオスプレイですね、先ほど総務部長答弁で訓練空域、ほぼ全域東御市がかかるというご確認をいただきました。そこで伺いますが、横田基地配備のC V-22オスプレイの部隊の任務はどう把握しますか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） オスプレイの任務についてのご質問でございますが、市に対して直接な情報提供はございませんが、防衛省がホームページで公表している資料によりますと、横田基地に配備されておりますオスプレイが担う任務、役割については2点ほど記載がございます。1点目は各種事態が発生した場合に、初動対応を行う米軍部隊を輸送する任務ということでございます。こういった部隊を輸送するかというと、アジア太平洋地域に所在する米軍の特殊作戦部隊などとされております。この特殊作戦部隊は民間人の救出を含め、対テロ作戦等を行うというふうにされております。2点目は、大規模災害が発生した場合に捜索、救難などの人道支援や災害救援活動を迅速かつ広範囲に行うとされておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） お示しのとおりでありまして、特殊作戦部隊なんです。災害出動すると書いてありますけれど、米軍がこのアジア太平洋に韓国、ハワイ、グアム、沖縄、各方面に特殊作戦部隊を配備してしまして、一体となって輸送任務に携わるということですね。災害訓練については米軍は災害のためにそういう部隊を配備しているのではなくて、付随的にそういうことも活用できるというものであります。つまり侵略作戦部隊なんです。それでわかりやすいえばウサマ・ビン・ラーディンという人がつかまって、殺害された事件がありましたけれど、特殊作戦部隊が、これはヘリコプターを使ったんですけれど、パキスタンの政府の了解なしにパキスタン領内で作戦を展開して、ああいうことになったということであります。そういう部隊なんです、今、配備されている部隊。だから訓練もそれに対応した訓練というふうになっていくわけなんです。

つまり東御市の上空がそういう軍事作戦の舞台になる、その任務は米軍の他国侵略行為の重要な一環になっていくということになるのは、私は平和憲法を持っている日本、そして平和を願う我が東御市民の上空がそういうふうに使われるということは、ぜひ拒否すべきだというふうに思っているんですが、市長はどのように認識されますか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 平林議員の侵略的な部隊、任務を持っているオスプレイの訓練に関して東御市上空での訓練を市長として拒否すべきではないかというご質問に対してお答えいたします。

私は日本の平和が70年続いたということ、これからも続くことを心から願っておるわけでありまして、それが続いた大きな要因の1つが日米安保同盟体制に起因して、しっかりとした体制がとられてきたということが1つの大きな手続き上の重要な要素であったというふうに考えております。したがって日本とアメリカのその関係ということに関しては、日本の平和に大きく寄与してきたというふうな考え方でありまして、そして何よりも国防と外交にかかわる事態に関しまし

ては、国の基本的な方針というふうに考えておりますので、直接的に市民の生活が阻害されるという事態がなければ、そのことに関してはお任せした方が賢明であるという認識でありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 時間がありませんから、詳しい論議は避けますけれども、私はその安保上体制を支持する、安保条約を支持すると別な次元で考えるべき問題だと思っているんです。沖縄の翁長知事も私は安保肯定論者ですと言いながら、政府が決めたことはいかにも乱暴だと、民主主義、自治に反するということで、ご案内のような立場をとっておられます。私はこのオスプレイの部隊が安保条約を肯定しても、安保条約は極東の平和と安全というのが一番の中心になっているんです。それを越えた任務を今、拡大している、それを安倍内閣が指示してどんどん広げていくということは、いかに安保肯定論者でも容認できないものだというふうに私は思っております。そこはよくお考えになっていただきたいと思います。そして横田基地に配備されることについて、周辺自治体は住民の説明は、配備強行については反対だと、福生とか三鷹市議会では配備反対の決議も採択されておられます。地元の自治体がそういう態度をとっていると、同じ地方自治を携わるものとして、そういうこともよく考慮して態度表明をされた方が妥当ではないかというふうに思いますので、ご指摘しておきます。

次に、防災に関連して、地すべりの指定に関連してですが、先ほど情報を周知するというお話がございました。それは当然そうであります。同時に私はこれを機会に防災体制、地域の防災体制を強化する機会にしてはどうかというふうに思っています。市内には急傾斜、崖崩れの指定地域もたくさんございます。それも踏まえてこの地すべりが指定されたのを契機に、それぞれ地域で起き得る事態を想定して、被害想定、避難訓練も行うようにしたらどうかな、そういう機会にしたらどうかなというふうに思うんです。地すべりに今度指定された区長さん何人かにお話を伺いました。区長さんによっては、ぜひ行政の方でこの地すべり指定について起き得る事態をお知らせいただいて、そしてどういうふうに避難するか、連絡体制はどうするか、避難場所をどうするか、そういうことを地域住民と行政の皆さんと話し合って、マニュアルのようなものをつくっていききたいと。そしてできれば来年の防災の日に、そういうことに基づいた訓練もしてみたいなということをおっしゃっている区長さんもおられました。1つの契機だと思うんです。だからそういうものとして、防災担当の方で対応していただきたいなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 今般の土砂災害の警戒区域の指定等について、これを契機にして地域の防災体制を充実させたらどうかというご質問かと思いますが、おっしゃるとおりでございますので、防災訓練では、例えば平成26年の防災訓練のときには、布下、常満、島川原区において、大雨土砂災害による被害を具体的に想定しました。3区と市をはじめとする防災関係機関で連携した訓練を行っております。こういった実践型訓練を行っておりますので、こういったことを今後につい

でも検討していくということ、また地域と連携して地域でのマニュアル作成についても、一緒になってやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ぜひ当該地域と協力しながら、いい体制が進むようにお願いしたいと思います。

それで今度の指定地域、先ほど西田沢のことを触れたんですが、業者の方からまだ正式に申請がないということではありますが、この地域は地すべり等防止法でも指定された地域なんですね。これは特別な規制措置もございます。現在、どういう規定があって、どういう対応をしておりますか。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 西田沢の件につきましては、先ほど説明した内容のとおりでございますが、市役所内部におきましては区から相談があったということにつきましては、私ども建設課、あるいは生活環境課、そして農林課と情報を共有するために打ち合せ等を行ってきております。ただし先ほど言ったような形で、業者からのまだ届出がないということで、それ以上のことはありません。

そしてこの許可につきましては、県の許可という形になりますので、業者は県の方と打ち合せを進めているのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 具体的なことがあってからの対応となりますが、その地域は地すべり等防止法による地すべり区域に指定されていて、現在、もう10年近く水抜き作業をやっています。私は現場を見たんですが、直径3.5メートル深さ12メートルの深井戸を掘って、ボーリングもして、当該地域について網の目のような排水路を設置している地域です。地すべり等防止法18条によって、これに災害を促進するような工作、大量に水を注入するとか、土盛りするとか、切土をするとかというのは厳しく制限されている地域であります。業者が予定している地域はそのど真ん中に約9,600平米、640キロワットの発電所を設置するというので、その設計ではその当該地域全量を地下浸透させるという申請内容になっています。水抜きをしている地域に注入するという基本計画というのは、全く相いれない、尋常ならざる設計のようでありまして、業者はやりたいということで地元説明会を開いておりますので、具体的な案件になった際には、十分住民の安全を配慮した対応をしていただきたいと思います。

それから、もう4分しかありませんから御堂開発について触れますが、安全対策を万全にとってほしいということは必ず強調しておきたいと思います。今、設計概要に基づいて検討を進めますということではありますが、私も土木については素人なんですが、勉強して子細に検討してみました。一番問題は排水路をつくるんですが、10年降雨で設計しております。調整池については30年降雨で

設計しているんですけど、その数値計算正しいこと前提にするんですけども、排水路の設計は10年雨量に対してU字溝の設計というのは最大通水量のぎりぎりか、4、5%余裕率なんです。調整池については3%ないし5%、2カ所つくるんですけど、そういうものでありますが、お手元にお示した資料の一番最後のページにあります、上田の測候所の資料を使っているんですけど、実際には横堰の測候所のデータが近似的に非常に近いと思うんですけども、いずれもこの2000年代に入ってから10年降雨、30年降雨を越す雨が実際にあるんですよ。だから今の余裕率だとかなり心配だ。もっときちんとした対応が必要なのではないかというふうに思いますし、下流域との関係も整合がとれた設計になっていない、この計画を検討しますと。ですからそのことも踏まえて、住民の皆さんに十分安全だという説明ができるような実施設計にしていく必要があると思いますが、関係者に私の問題意識を伝えておりますけれど、部長もお聞きだと思いますが、その対応について基本的なお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ちょっと時間もありませんので、基本的な考えだけを述べさせていただきますが、基本的にはそれぞれ国の方で定めた設計基準というのがございますので、その中でその基準に適合するような形で進めていくというような形になろうかと思います。

いずれにいたしましても今現在、県におきまして先ほど議員の方からお話のありました、現在策定済みの事業計画書に基づいて、その見直し作業というのですか、それを行っておりますので、いろいろ想定されることにつきましては、その点を考慮しながら進めていくことになるかと思います。

ただ、いずれにいたしましても横堰でこういう事態があったとか、いろんな事態はあるわけですが、そういうことも踏まえながら、国の設計基準というのは専門家の皆さんが長年培ってきた技術ですとか、そういうもので、場合によっては改正なども行いながら、きちんとしてつくってきたものでありますので、我々はそれを信頼して進めていくというのが基本的な考え方でありまして、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 実測というのは、設計は確率でやるというふうに担当者は言っているんですが、それは設計は設計です。しかし絶対起こしてはならない、この事業で、ということを前提にしながらやるということになると、横堰のデータも参考にしながら、本当にこれで大丈夫なのかと、住民の皆さんは心配していますので、そのことについて説明ができるような対応をしていただくということでお願いしたいと思います。引き続き取り上げてまいります。

終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号15 電力の自由化と取り組みについて、受付番号16 引きこもりの社会復帰支援の取り組みについて、受付番号17 若年層の自殺対策強化について。16番、依田政雄君。

依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 16番、依田政雄です。本日最後の質問になりますけれども、どうかお疲れのところはあるかと思えますけれども、答弁の方をよろしく願いいたします。

私は今回通告によりまして3項目について質問させていただきます。まず、電力の自由化と取り組みについて、そして引きこもりの社会復帰支援の取り組みについて、若年層の自殺対策強化についての3項目についての質問をさせていただきます。よろしく答弁をお願いしたいと思います。

まず最初に、電力の自由化と取り組みについてお伺いをいたします。

国は、この電力システム改革の目的を1つとして、安定供給を確保する、2つ目、電気料金を最大限抑制する、3つ目、需要家の選択肢や事業者の事業機会を拡大するの3つとし、また電力システム改革の3本柱として、1つとして、広域系統運用の拡大、2つ目、小売参入の全面自由化、3つ目でありますが、法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保でございます。この目的と、そして柱を据えて電力システム改革の第1段階を本年4月より始め、2020年4月をめどに電気の小売料金の全面自由化を含む第3段階までの改革を行うとしております。

特に来年4月より電気小売業参入の全面自由化が決まっており、低電力の需要家も対象になります。公共施設の低電圧受電はもちろん、一般家庭にも自由化が及ぶわけでございます。

電力の小売の自由化は、1990年代に世界的な規制緩和が進む中で、日本の高い電気代が問題となりました。国はこうしたことを受け、1995年から一連の電気事業改革をしてきました。1999年の第2次制度改革により、2000年から電力小売市場の段階的な自由化が拡大され、2008年の第4次制度改革の後、東日本大震災による電力危機で電力全面自由化の方向へと大きく傾きました。そうした規制緩和の中で、現在は50キロワット以上の高圧電力の事業化が対象となっていますが、そこで4点について市の取り組みについて、お伺いをいたします。

まず1点目でございますが、公共施設における電気の供給元の現状について、2点目、電力小売の自由化に対する認識について、3点目、東御市で管理している施設の年間電気料金はどのくらいか、4点目、公共施設の新電力導入についてであります。

次に、引きこもりの社会復帰支援の取り組みについて、お伺いをいたします。

現役世代の不就労者、引きこもりの増加は地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢者家庭の負担となっております。地域で就労できず引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が今、求められております。

厚労省では、引きこもりを様々な原因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態と定義し、それが26万世帯、これは平成27年8月の厚労省の調査でございますが、26万世帯に上ると推計しております。また近年、引きこもりの高齢化が進んでおります。全国引きこもりKHJ親の会（家族会連合会）の調べによると、引きこもり始める年齢が横ばいの傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。最近では、一旦社会に出て挫折したことで引きこもり状態になる人が増え、高年齢化に拍車をかけております。また

年齢が高くなるほど、抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなっております。問題は、引きこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受ける世代のはずが、子どもが社会復帰できない、また不就労の状況が続き、はては生活困窮に至る世帯にあることが予想されるわけでございます。

そこで厚労省は、各県の都市部に引きこもり地域支援センターを設置しています。ここでは主に引きこもりに特化した第1次相談窓口を設け、支援コーディネーター、これには社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等が引きこもりにある状態にある本人、家族からの電話、来所等による相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことにより、早期に適切な機関につなぐ自立への支援のことを事業内容としているわけでございます。

また、今年4月に施行した生活困窮者自立支援法では、その目的について生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し自立相談支援事業の実施、住居確保、給付金の支給、その他の支援を行うための所要の措置を講ずるとしております。

東御市において、地域活性化の一助となる地元地域での引きこもり者の社会復帰支援について、その取り組みをお伺いいたします。

次に、3項目めでございます。若年層の自殺対策強化について、お伺いをいたします。

平成22年以降、我が国の自殺者総数は減少傾向にはあるものの依然として年間2万5,000人以上の人が自ら命を絶っている現状にあります。その中で若年層の自殺者数の減少幅は、他の年齢層に比べて小さく、若年層に対してはこれまで以上に自殺対策の強化を図っていくことが今、求められております。20歳未満の自殺の原因は、学校問題、20代と30代は健康問題が最も多く挙げられております。そして20代は勤務問題、30代では経済・生活問題などがそれに次ぐ多さとなっております。また平成24年1月に内閣府が実施した意識調査によると、自殺したいと思ったことがあると答えた人の割合は、20代で最も高くなっております。

こうした状況を打開するため、平成24年に自殺総合対策大綱の全体的な見直しが初めて行われ、この年8月に自殺総合対策大綱「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」が閣議決定されました。見直し後の大綱では、具体的施策として若年層向けの対策や自殺未遂者向けの対策を充実すること、地域レベルの実践的な取り組みを中心とする自殺対策への転換を図る必要性、また国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等の取り組み相互の連携協力を推進することなどを強調し、平成28年までに自殺死亡率を17年と比べ20%以上減少させる目標を掲げております。

若年層をはじめとする自殺防止のための対策強化と予防対策について、東御市の取り組みをお伺いいたします。

以上、3項目の質問といたします。よろしく答弁を求め、第1回の質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号15、依田政雄議員の電力の自由化と取り組みについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

電気は水道やガスと同様、非常に重要なインフラとして供給元である電力会社は国による様々な規制を受けるとともに保護されてきました。一方で、地域ごとに定められた電力会社からのみしか電力を供給することができないことが、電力料金の高止まりや技術革新のための競争を妨げているとし、政府は平成12年以降段階的に電力の小売自由化を拡大してきております。そして平成28年4月からは、新規参入事業者も一般家庭向けの電気の小売事業を行える電力の自由化がされるということでございます。

そこで1点目のご質問、公共施設における電気の供給元の現状についてでございますが、当市の公共施設における電力の購入に係る供給元は、現在、中部電力株式会社1社のみでございます。

2点目の電力小売の自由化に対する認識についてですが、電力完全自由化後は電力の購入先を自らに合った事業者、料金プランから自由に選択することができるようになる上、従来競合関係になかった他の地域の電力会社との競争や発電設備を既に保有している大手企業や新興企業、IT企業といった他業種の参入も可能となることから、競争原理により電気料金の値下げが期待できるところでございます。したがって行政コスト節減の観点から、当市といたしましても調査・研究を進める必要があるものと認識しております。

3点目の東御市で管理している施設の年間電力料金についてでございますが、平成26年度決算における数値でございますが、指定管理施設を含んだ77の公共施設におきまして、消費電力量1,060万9,000キロワットアワーに対しまして、9,542万円ほどの電気料を支払ってございます。

4点目の公共施設の新電力導入についてでございますが、当市における公共施設ごとの電力使用実態等を分析した上で、今後この地域において契約可能となる事業者はどの程度あり、また電気料金はどうなるのか、適切な料金プランは何か、事業者の規模等、様々な観点から当市にとって最も経済的かつ効率的な電力の導入について比較検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号16、依田政雄議員の引きこもりの社会復帰支援の取り組みについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

内閣府が平成22年7月に実施した若年者の意識に関する調査の中で、引きこもり状態にある者は全国で69万6,000人と推計されております。引きこもりは個々に様々な理由が絡み合って、社会生活に入れない場合が多く、実態をつかみづらい問題であることから、市では現在、正確な人数や状況等は把握しておりませんが、関係者間の情報共有などにより状況把握に努めております。

引きこもり者の社会復帰の支援には、相談できる受け皿の設置が重要であるため、この4月からまいさば東御において、自立相談支援の窓口強化を図っております。また相談の次の段階で、就労に向けた日常社会的に自立のための訓練が必要であるため、就労準備支援を実施していく予定でございます。相談窓口及び支援の強化を図るとともに、県引きこもり地域センターをはじめとする関係機関と連携し、地域での引きこもり者の社会復帰支援に努めてまいります。

続きまして、受付番号17 若年層の自殺対策の強化についてのご質問につきまして、市長にかわ

りお答えいたします。

最初に、市の自殺の状況でございますが、平成22年から26年までの5年間に、27の方が自らの命を絶たれており、このうち39歳以下の方は10人おられました。市では自殺予防対策も含めた精神保健事業として、精神科医等の専門家による個別相談や働き盛り世代のメンタルヘルス講演会、心の健康づくり講座を実施しており、また悩みを相談しやすい窓口として身体教育医学研究所に委託し、心の健康相談を設けており、こちらでは高校生の相談も受けております。

相談窓口の周知につきましては、市のホームページでお知らせしているほか、様々な悩みごとの相談先をまとめて掲載した冊子「困ったときの相談窓口」を全戸配付しております。

23年度からはゲートキーパー育成講座を開催し、身近な人の自殺のサインに気づき、専門機関へつなげる役割を期待される人材の育成を図っているところでございますが、講座の修了者は現在124人となっており、今年5月に実施したアンケートでは、回答のあった人のうち7割の人が実際に家族や友人、知人など身近な人の心の相談にかかわり、専門機関へつなげたケースがあったと回答しております。

自殺防止には、1人で悩まず誰かに助けを求めることと、周りがその人の悩みに気づくことが重要であります。講演会や講座等により、その意識の啓発を図るとともに、県、市の相談窓口や国の自殺関連専用の電話相談「こころの健康相談統一ダイヤル」、社会福祉法人が運営する「長野いのちの電話」の周知等、相談しやすい体制づくりを更に進めてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） それぞれ答弁いただきました。これより一問一答で再質問を行いたいと思います。何項目かについて質問させていただきます。また項目の中でまとまって2点ほど、1点ほどと分けてやりますけれども、よろしく答弁をお願いしたいと思います。

まず電力の自由化についてであります。4点についての質問に対して答弁がございました。今、前向きな答弁であるなというふうに認識はいたしていると、まずそれを冒頭申し上げたいと思います。

この電力の完全自由化となる電力小売市場というのは、7.5兆円の規模とも言われ、既に数年前からその顧客争奪戦が厳しさを増しております。今回、私は市政のコスト削減に寄与すべく、いわゆる新電力事業者、PPSともいいますけれども、新電力事業者による電力調達の提案をいたしたわけでございます。

電力は国民生活を守る重要なインフラである以上、総括原価方式によって決められる電力料金は各社がサービスを競い合う競争原理導入へと開放されることから、経済界では大きなイベントの政策転換であると言われております。また今回の規制改革は、一般国民を巻き込むいわば電力を自由に選ぶ時代の幕開けを告げるものであり、一連の規制改革で東御市として取り組むべきは、まず小売自由化による恩恵を受けるため、電力調達コストの削減であると思っております。来春の小売自由化のタイミングが近づいており、国民的な機運が高まることが確実な情勢であります。

ところで私、今年の9月の定例会で一般質問をいたしました公共施設等総合管理計画にも関連するわけですが、今後、財源が減少していく中で、多くの公共施設が老朽化するわけですが、市は公共施設と事業をセットする考え、予算を平準化するとともに、施設を有効に機能させ、効率的な運営をしていくことが求められるわけであります。私はだからこそ、この電気料金をはじめとする各公共施設におけるランニングコストを縮減することで、その減額分が改修や長期寿命化等の費用として有効に使用できることになるわけでございます。そのために私は今回このことについて質問をしたわけでございます。

そこで質問をいたしますけれども、この公共施設の新電力導入について、市の取り組むべき大事な視点で私はあろうかと思えます。公共施設の新電力導入についてということは、非常に市の取り組むべき大事な観点であると思うわけでございます。様々な観点から、最も経済的かつ効率的な電力の導入を比較検討するとの答弁であります。私はこのことに関しまして具体的にどのような観点から、何を比較し、電力導入先を決定していこうと考えているのか、現在の考え方について、お伺いをいたします。答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの再質問についてお答えを申し上げます。

新電力の導入に当たり、どのような観点から導入先を決定しようと考えているかということでございますが、電力の導入に当たり、同様のサービス提供をより定額で受けられることは、電気料金の節約となりますし、また健全財政の確保を図る当市といたしましても、よりよい選択ができるよう取り組むべきものと考えております。

具体的な観点としては、当市の各公共施設の実情を踏まえて、最適な料金プランや料金セットプランはどういった形態なのか、施設ごとの電力使用量、電力使用時間帯等の実態を検証し、その上で当市のニーズに対応可能な事業者の中から最も定額で電力を導入できる相手方を選定するため、競争の原理による選定方法を考えております。

いずれにいたしましても安定供給の確保を前提とした電力料金の抑制が最大のメリットであると認識しておりますので、情報収集に努め導入について検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 公共施設の新電力導入についての市の考え方、取り組みについてお伺いいたしました。当市の公共施設における電気使用量や電気形態を把握し、分析の上で施設ごとにメリットがある料金体系をということで、今回の電力自由化のメリットを最大限に生かそうとする市の姿勢というのは、私はわかりました。これは大事なことでありますので、ひとつそのようにお願いしたいと思います。

今後、新規参入事業者等からの具体的な情報の収集に積極的に取り組んでいただき、当市にとっても最も有意義な電力導入ができることを私は強く要望をいたすところでございます。

また、来年4月からは電力が完全自由化になるわけでありますけれども、また電力の自由化の情

報が市から、また市民に対しても発信され、東御市民の電力自由化についての情報が共有され、より自由な選択ができるよう、あわせて取り組んでいただくことを要望し、これは答弁いただきましたものですから、それについては要望とさせていただきます。

そして次の質問に移りたいと思います。２番目の地域で取り組む引きこもりの社会復帰支援について、お伺いをいたします。再質問いたします。

引きこもりの社会復帰支援については、私は実態をつかむということが支援の第一歩であると思うわけでございます。答弁にありましたけれども、関係者間の情報共有などにより情報把握に努めており、また関係機関と連携し、地域で引きこもり者の社会復帰支援に努めてまいりますとの市の取り組みについては、私は前向きな答弁だと認識をいたしているところでございます。

ここで引きこもりの社会復帰支援について、先進的に取り組みをし、大きな成果を上げている自治体を紹介いたします。これは秋田県の藤里町であります。東御市の10分の1とは言わないですけれども、そんな大きな人口の自治体ではありませんけれども、この藤里町社会福祉協議会では、若者の引きこもり、不就労及び障がい者の社会復帰を目指す施策の中で、引きこもり者というのは、また不就労者は地域を盛り上げる若い力であり、まちの宝であると、このように位置づけて、全国でも引きこもり対策に成果を上げている町として有名でございます。

藤里町は、引きこもり問題にいち早く対応するために、平成18年に町内の実態調査を始めました。当初は家庭の事情に踏み込む、非常にこういう問題についてはデリケートな問題であり、情報収集の難しさや個人情報保護の観点から、誰がどのように調査するのか、有効回答が得られるのか等、課題が多かったということでございます。

そういう中で、社協が高齢者支援のために従来から実施していたネットワークを生かし、民生委員や福祉委員などと連携して、訪問調査を実施したところ、成果が出たのが第一歩だとお聞きしております。

このように訪問調査をするということが非常にやっぱり大事だというふうに私は思ったわけですが、そこでお聞きをいたしますけれども、東御市の当市の引きこもりや不就労者の実態調査についてのお考えをお聞きいたします。これが１点目でございます。

更に藤里町では、当事者を交え、深く意見交換を重ねる中で、次の段階の施策として、皆さんが集まれる居場所づくりと就労支援が必要不可欠であるという結論になり、既存の施設をリフォームし、福祉拠点こみっとをオープンさせ、様々な試行錯誤を繰り返しながら、就労支援に大きな成果を出し、現在に至っているとのことでございます。

ここで２点目ですが、お聞きをしたいと思います。東御市の引きこもりや不就労者の居場所づくりや就労支援の現状と、今後の対策をお聞きいたします。

以上、２点の質問とさせていただきます。よろしく答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 依田議員の再質問にお答えします。

1点目の引きこもりや不就労者の実態調査についてのご質問でございます。実態調査につきましては、大変難しい課題が多いと考えておりますが、ご質問にありました秋田県藤里町方式を含め、先進事例を研究していくとともに、最初は1戸1戸の訪問はできなくても、該当世帯に丁寧に情報を提供するなど、きめ細かな支援方法を模索してまいりたいと考えております。

2点目の引きこもり者や不就労者の居場所づくり、就労支援についてのご質問でございます。現在、地域活動支援センターさくらにおいて、障がい者等に居場所の提供や就労のための技能習得支援を行い、社会参加への適応性を高めるための各種相談や作業訓練を実施しておりますが、今後は引きこもり者や不就労者に門戸を拡大していくことを考えたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 端的に答弁をいただきました。それぞれ答弁はいただいたわけでありまして、本市の未就労者の実態調査についての考え、また引きこもりや不就労者の居場所づくりや就労支援の現状と、今後のことにつきましては理解をいたしました。

そこで実態調査や居場所づくりや社会復帰支援をしていく上において、私は相談できる窓口というものが非常に私は大事になってくるかと思うわけでございます。冒頭の答弁にもございましたけれども、この4月からは東御市においてもまいさば東御においても、自立相談支援の窓口強化を図っておりますとの答弁がありましたけれども、このまいさば東御の4月からの実績というのは、どのようなものか、その内容等についてお聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 本年4月からスタートしましたまいさば東御における自立相談支援事業の実績につきましては、4月から11月の8カ月間で84件の新規相談がございました。この中で、引きこもり関連の相談は7件であり、全体の8.3%でございます。いずれも当事者や家族からの相談であり、それぞれの自立支援計画を策定し、これに基づき保健師や関係機関の相談員と連携しながら、一人ひとりに寄り添った支援を展開し、社会参加や就労を目指していただいております。今後も相談窓口の最初の入り口であることから、市民への周知を更に強化し、より多くの方の相談支援につなげていきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 再質問の3点目の答弁をいただきました。4月から8カ月間で84件、相談があったということと、それからその中での引きこもりは7件で、全体の8.3%というまいさば東御の状況についてお聞きをいたしました。

やはり相談窓口というのは、非常に大切ではないかなというふうに私は思うわけでございます。そのような結果を出していることでありますので、繰り返し申し上げますけれども、本当に現役世代の就労者、また引きこもりの増加というのは、地域の活性化を妨げるだけでなく、高齢者の負担、家庭の負担ともなっているのは現実にはあるわけでございます。地域活性化の一助たる東御市の引きこもり者の社会復帰支援ということは、非常に大切ではないかなというふうに思うわけでござい

ます。

先ほどの藤里町のことも申し上げましたけれども、このときでも、実際にまた23年においても藤里町は実態調査を独自で行ったということも聞いております。その中で、やはり15歳から55歳の町民1,293人のうち113人が長期不就労状態で、引きこもっていたことが判明したということも載ってございましたけれども、その割合は8.74%、その半数以上は40歳以上であることもわかり、引きこもりの高齢化が明らかになったというふうに載ってございましたけれども、このように実態調査というのは、取り組みというのは引きこもり、そして不就労者が社会復帰をする前段階での地域住民とともに地元に貢献できるような仕組みや施設をつくり、就労応援につながっていくという、そういうことがありますので、このことについてぜひ調査をしていただいて、その後の格段の対応をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。これは要望であります。

それでは次の質問に入ります。3番目の若年層の自殺対策強化であります。市の自殺の状況でございますが、平成22年から26年まで、5年間に27人、そして毎年5人ほどの方が亡くなられ、そしてこのうち39歳以下の方は10人おられる。私は今、この答弁を聞き、胸に迫る思いでございます。本当にこの数字というものは、心に重く受けとめております。

国は、自殺は個人の問題でなく、社会の問題であると位置づけられた、いわゆる自殺対策基本法が2007年、平成18年10月に施行されました。翌19年には、自殺総合対策大綱を閣議決定しました。これに基づく施策を推進する、期限のある緊急対策として、平成21年度から26年度まで、国からの自殺対策緊急強化交付金により、都道府県が基金を造成し、そして市町村はこれを活用して地域の実情を踏まえた自殺対策を実施してきております。

平成27年度からは、地域自殺対策強化交付金として、恒常的な制度のもとでの事業展開がなされることとなっております。

そこで1点、お伺いをいたします。東御市では26年度までの基金事業を活用して、どのような取り組みを行い、どのような成果があったか、また本年度からの交付金事業への取り組みについて、お伺いをいたします。答弁をお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 市では平成22年度から県の基金による自殺対策緊急強化事業補助金を活用してまいりました。この事業は、国から提示された5つのメニュー、対面型相談支援事業、電話相談支援事業、人材養成事業、普及啓発事業、強化モデル事業において、地域の実情に沿った取り組みを展開するものであります。

市では先ほどお答えしたとおり、専門家による個別相談や心の健康に関する講演会、及び講座による普及啓発、ゲートキーパーの育成のほか、心の健康調査、こころのケアを目的としたポータルサイト東御こころのむきあいネットの開設と、情報発信等を身体教育医学研究所と連携して推進してまいりました。この基金事業の成果としましては、やはりゲートキーパー育成が挙げられます。23年度から26年度まで通算6回の講座を開き、就労者を対象としたフォローアップ講座も行っており、

知識と技術の向上も図ったところでございます。

なお本年度からの交付金による地域自殺対策強化事業につきましては、引き続きゲートキーパーの人材育成、講演会や講座等による啓発を推進するほか、様々な悩みや心の不安を本人、あるいは家族だけで抱え込んでしまわないよう、各相談窓口の周知と相談しやすい体制づくりを強化してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 答弁をいただきました。東御市の26年度までの基金事業を活用しての取り組み、また成果、また今年度からの交付金事業への取り組みについては、わかりました。

私は、自殺を防ぐためには悩んでいる方が誰かに話を聞いてもらうという一歩を踏み出していただくことが、私は重要なことではないかなというふうに思います。そんなふうにも言われております。そのためにいのちの電話などの専門相談窓口を広く知っていただくことも必要だが、例えば自身の経済問題で悩んでいる方は、相談するときに、かけるときに通話料がかかると思うとなかなか相談すること自体を踏みとどまってしまう、こういうことも考えられるのではないかと私は思います。電話相談もやっていますよ、やっていますよと言っても、やはり経済問題で苦しんでいる方は、それに電話代がかかってしまえば、また経済的な負担が多くなってしまう、そのことで悩む。そして繰り返しますけれども、相談を受けるということもためらってしまう、そのようなこともあるのではないかなというふうに私は考えます。

そこでお聞きをいたしますけれども、私はそのことに対してやはりより相談しやすい環境を整えるために、相談通話料の負担を気にしなくてもよい、そのような態勢の取り組みはとれないものか、そのことについてお聞きをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） いのちの電話は、都道府県単位を基本に社会福祉法人、またはNPO法人が運営しております。国の支援を受けて毎月10日は通話料のかからないフリーダイヤルとなっておりますが、普段は相談者に通話料がかかってまいります。議員ご提案への対応としましては、まず市の相談窓口へかかってきた場合において、相談者の了解の上でこちらからかけ直してお話を聞くといった態勢をとらせていただきたいと思いますと考えております。

また、東御こころのむきあいネットにも、インターネットからの相談窓口がありますので、こちらを周知してまいります。

このほか一般社団法人社会的包括サポートセンターが運営するよりそいホットラインがございます。全国どこからでもフリーダイヤルでつながり、自殺に限らず様々な悩みや困りごとの相談を24時間体制で受けていますので、こちらの周知にも努めてまいります。

なお市の相談窓口のフリーダイヤル化につきましても、電話回線等の問題もございますが、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 答弁いただきました。私は今、申し上げた通話料の負担を考えない、考えなくてもいいような体制の取り組みについてということで質問し、その答弁をいただきました。フリーダイヤル化についても可能かどうか、やはり検討していく、研究していくという答弁でありますので、私は今の答弁というのは強く、重く受けとめ、そしてその実現のために受けとめたいと思います。

ところで私、いろいろ調べてみました。若年層の自殺対策強化について、調べていたときに心の健康状態を自分でチェックできるこころの体温計というシステムがあったわけです、全国の中で調べていきましたら。そのシステムがあって、幾つかの自治体で自ら自分のことをチェックできる、そういうこころの体温計というものが幾つかの自治体ではホームページからチェックができるのだというのがわかったわけでありますけれども、ストレスは知らないうちにたまってしまうこともあるそうなので、早く気づけば自分で対処できることも多いと思うが、私はこうした心の健康状態を自分でチェックできるこころの体温計というシステムの導入についての考えをお聞きいたします、どうですか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 議員のおっしゃるとおり、自分の心の健康状態を知ることは、とても大切なことであると考えております。東御こころのむきあいネットは、身体教育医学研究所に委託して運営しておりますが、このサイトは自殺予防、メンタルヘルス、精神保健に関連する他のサイトにもリンクしており、リンク先の中にはストレスやうつ傾向などを自己チェックできるメニューもございます。市のホームページのトップからこころのむきあいネットへ入ることができますので、多くの市民にご覧いただけるよう、こころのむきあいネットの周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 答弁をいただきました。こころの体温計ということの導入については、それと同じような市のむきあいネットに入ることができるという。確かに私も市のホームページを見れば必ずバナーの上のところにそうあります。やっぱりこのことを取り組んでいるなということはある面でいくと東御市の取り組みというのは、私は安心したわけでありますけれども。

ここでちょっと提案ですけれども、東御市のホームページのトップページの中に、確かに東御こころのむきあいネットとあります。そこをクリックすると、すぐに状態を調べるところに行かないわけですね。一旦違う、次のところへホームページ、そこへ行まして、更にそこにいっぱいこういうふうにあるわけなので、そこからまた選んでこういうふうにやるという。それでそこをクリックするとまた次の今度いろんなところがあって、そこで初めてここだというような感じのところ、ストレスチェックという、5分でできる職場のストレスチェックというのが出る。これは私、やったときに、やはり自分もそういうストレスというものをチェックしたいなと思っている方がやったときに、1つのところをやったらまた次のところへ行っ、次のところへ行っまた次のところへ

行かなくてはいけないということになると、なかなかこのところでやっぱり自分の心のチェックをするということが、そこでもう、やめてしまう、かえってストレスがたまっただけではないかと、私はそういうふうに思いまして、何とかそのままそこで、ホームページのトップページのところからやればすぐチェックができる方向にいくと、このような態勢はできないか、そのことについてお聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） セルフチェックへたどり着くまでなかなかわかりづらいということでございます。管理を委託しております身体教育医学研究所と相談しながら、内容及びリンク先についてこころのむきあいネットの改善を進めまして、できるだけスムーズにそういったセルフチェックができるような態勢を整えてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 依田政雄君。

○16番（依田政雄君） そういう前向きな答弁でありありがとうございます。本当に大事なことでありますので、本当に心でストレスのたまった方というのは、もう一歩そこで何かあれば、気力を失ってしまうとか、いろいろあるもので、なるべくやっぱりやりやすい、やりやすいという方向に気持ちを上げていくということは、そういう手立てをするということは私は大事かと思っておりますので、ぜひその実現のためによろしくをお願いしたいと思っております。

実は、自殺対策に関する意識調査というのが、内閣府自殺対策推進室から出ております。これは24年の5月ですけれども。そここのところを見ますと、今までに自殺したいと思ったことがあると答えたものに、どのように乗り越えたかと聞いたところがあるわけなんです、そこには家族や友人、職場の同僚など、身近な人に悩みを聞いてもらったと答えたものが38.8%、これはとりもなおさず東御市のゲートキーパー、この取り組みをしていると、それに対して非常に大きな成果が来ているわけです。私はこのデータからもやはり家族や友人、職場の同僚など身近な人に悩みを聞いてもらったと、それで自殺したいと思ったことが今までに、そこを乗り越えた、こういうことがありますので、やはり東御市で取り組んでいるゲートキーパーの取り組みというのは、いろんな人に、多くの人に参加していただいてやるのが大事なかなというふうに私は思うわけでございます。ぜひその辺のことについて格段の取り組みをお願いしたいと思っております。

最後は、私は今回3項目を質問をさせていただきました。市長、電力の自由化と取り組みについて、そして引きこもりの社会復帰支援の取り組みについて、若年層の自殺対策強化について、これはとりもなおさず今、喫緊に抱えている東御市のそれを乗り越えていかなければならない、やっぱり大事なことであろうかということにつきまして、3項目について質問しました。市長は、皆さん答弁をいただきましたので、前向きに私はそれを評価いたしますけれども、市長の思いというものをここでお聞きをしたいと思っております。で、質問を終わりたいと思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 依田議員のご質問にお答えいたします。

基本的に各部長がお答えさせていただきました。前向きに検討させていただくということであり、ます。その中で、引きこもり、また自殺という問題、この問題に関しては、1つは今、詳細にご指摘いただいて、丁寧にまた身体教育医学研究所が非常に先進的に頑張っているという状態であると同時に、もう一つはやっぱり子どもたちの自己肯定感、幸せを感じる感動をやっぱりより経験していくという、今、社会がそれに対してしっかりと変わっていく、そのようなことがなければ、この問題が根を絶つことができないんじゃないかというような思いも一方ではしています。根本的に子どもたちの育ちが、やはりもっと愛されているというふうに自分で感じられ、そして自然に親しみ、体を動かしながら、いろんなことに感動しながら、セロトニンやドーパミンをしっかりと出したり、人のために奉仕することを喜びとするような、オキシトシンという物質だそうでございますけれども、科学的にもそういういろんなホルモン等が小さいときの経験によって出てきて、その中で生きていることを喜びに感じられる、そういう育ちを東御市でしっかりとやっていくと同時に、社会全体がそういうようなことを単に経済効率だとか、もしくはスピード感だけではなくて、人間にとって必要なものは何かというようなことをやっぱり社会全体でもう一回考え直しながら、子どもが生まれ、育つということはどういうことか、その子がやはり病気にならないで、また精神的にも自らの人生をよしとする、そのような育ちに導かれる、そのような社会をつくっていく、そのこともあわせて決意を持ってやっていきたいというふうに考えています。

大変重要なお指摘をいただき、しっかりと対治療法に関しては頑張っていくと同時に、不登校対策も含めていろんな子どもの育ちにしっかりと地域全体が寄り添える、そういうことを大切にしていって、そういう市になればというふうに決意しております。

○16番（依田政雄君） 終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 本日の一般質問はここまでとし、通告に基づく残りの一般質問は11日の午前9時から行います。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 4時05分）

平成 2 7 年東御市議会第 4 回定例会議事日程（第 3 号）

平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日（金） 午前 9 時 開議

第 1 一般質問

出席議員（19名）

1 番	窪 田 俊 介	2 番	佐 藤 千 枝
3 番	横 山 好 範	5 番	蓮 見 喜 昭
6 番	山 崎 康 一	7 番	若 林 幹 雄
8 番	阿 部 貴代枝	9 番	平 林 千 秋
10 番	依 田 俊 良	11 番	長 越 修 一
12 番	井 出 進 一	13 番	青 木 周 次
14 番	三 縄 雅 枝	15 番	町 田 千 秋
16 番	依 田 政 雄	17 番	柳 澤 旨 賢
18 番	堀 高 明	19 番	清 水 新 一
20 番	櫻 井 寿 彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	花 岡 利 夫	副 市 長	田 丸 基 廣
教 育 長	牛 山 廣 司	総 務 部 長	掛 川 卓 男
市民生活部長	土 屋 一 夫	健康福祉部長	山 口 正 彦
産業経済部長	北 沢 達	都市整備部長	橋 本 俊 彦
病院事務長	武 舎 和 博	教 育 次 長	清 水 敏 道
総 務 課 長	横 関 政 史	企 画 財 政 課 長	岩 下 正 浩
子育て支援課長	土 屋 親 功	福 祉 課 長	柳 澤 利 幸
農 林 課 長	金 井 泉	教 育 課 長	小 林 哲 三
代表監査委員	竹 内 春 彦		

議会事務局出席者

議 会 事 務 局 長	宮 嶋 武 彦	議 会 事 務 局 次 長	堀 内 和 子
書 記	正 村 宣 広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） おはようございます。

開会に先立ちましてお知らせします。生活環境課長から、体調不良のため本日の会議を欠席する旨の届出がありましたのでお知らせします。

○議長（櫻井寿彦君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。順番に発言を許可します。

受付番号18 湯の丸・池の平の観光客への取り組みをどうするべきか、受付番号19 東御市のご当地グルメをこれからどのように育てていくのか、受付番号20 子育て支援の取り組みをどのように進めるか。7番、若林幹雄君。

若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） おはようございます。議員番号7番、太陽と風の会、若林幹雄でございます。

さて、一般質問2日目でございます。今日も1日、ひとつよろしく願いいたします。

今朝トップニュースを見ていましたら、やっぱりトップニュースはノーベル賞の授賞式だったですね。日本から梶田さんと大村さん、お2人の方が受賞されました。非常にうれしく思っております。そして今夜宇宙ステーションから油井さんが戻っておいでになります。先日は金星探査機あかつきが5年ぶりに正常軌道に戻ったということで、うれしいニュースが続いております。ぜひこうしたうれしいニュースが来年、2016年も続きますことを祈っております。

それでは通告に従いまして質問に入らせていただきます。

最初に、湯の丸・池の平の観光客増員の取り組みについてお尋ねいたします。

市は現在、湯の丸・池の平高原の施設整備構想に基づき、キャンプ場やトイレ改修などを進めています。そしてこの夏には第2次東御市観光ビジョンを策定し、魅力ある観光づくりを目指して、さらなる入れ込み客増に取り組んでいこうとしています。

そこで3点にわたって質問したいと思います。まず第1点、現在の湯の丸・池の平高原の観光入り込み客と、その観光消費額はどのようになっているのでしょうか。

2点目、現在の観光施策の課題と問題点をどのように把握していらっしゃるのでしょうか。

3点目でございます。観光入り込み客と消費額を増やすための具体的な取り組みをどのように進

めるのでしょうか。

次に、東御市のご当地グルメをこれからどう育てていくのかについてお尋ねいたします。

観光客を呼び込むためにご当地グルメは必須のアイテムでございます。観光ビジョンでも東御市の食の魅力向上を指摘しています。ご当地グルメとは、安価でおいしく、その地域でしか味わえない庶民的な食べ物のことを指します。こうしたご当地グルメを中心にしたまちづくりがブームを呼んでいますけれども、その火つけ役となったのは富士宮やきそばでした。県内では伊那のローメン、駒ヶ根のソースかつ丼、佐久の鯉どんぶり、望月のみそかつ丼などが知られています。

私は5年前、平成22年12月議会におきまして、東御市としてのご当地グルメの取り組みについてお尋ねしました。これに対し市長は「とってつけたということではなくて、東御市に根っこを張った、そういうB級グルメを育てていく。東御市を訪れてでも食べたいというふうに言っていただければ、お客様をおもてなしできるような食の産業がこの地に育つために行政ができることをしっかりやっていく」と前向きな答弁をいただきました。

そこでお尋ねいたします。第1点目でございます。市長はご当地グルメに対してどのような認識をお持ちでしょうか。

2点目、この5年間で東御市におけるご当地グルメの取り組みは、どのように進められてきたのでしょうか。

最後に、子育て支援への取り組みをどうするのかについてお尋ねいたします。

地方創生の中で最大の課題は、まず何よりも人口減対策です。そのためには子育て支援への取り組みが喫緊の課題となっています。これまでも東御市は子育て支援に対しましては助産所の開設や保育園の新設、園庭の芝生化、中学校までの医療費の無料化など、幅広い取り組みを実施し、数多くの成果を上げてきています。

そこでお尋ねいたします。第1点目、現在の東御市の子育て支援制度にはどのようなものがあり、どのような成果を上げてきたのでしょうか。

2点目、地方創生のための子育て支援策をどのように考え、実行しようとしているのでしょうか。

以上が最初の質問でございます。いずれも簡潔な答弁を求めます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） おはようございます。

受付番号18、若林幹雄議員の湯の丸・池の平の観光客への取り組みをどうすべきかのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、現在の湯の丸・池の平高原の観光入り込み客と観光消費額の現状であります。本年7月、長野県が公表した平成26年度観光地利用者統計調査では、湯の丸高原の利用者数は年間57万1,600人であり、前年より1万8,800人減少、対前年比96.8%という状況になっています。また観光消費額につきましては、年間9億6,487万円と推計されており、前年より4,155万5,000円の増、前年対比104.5%という状況になっています。

次に、現在の観光施策の課題と問題点をどうとらえているかではありますが、湯の丸高原に関しては一昨年より観光入り込み客数は減少しているものの、平成22年以降では増加傾向を示しています。これらは安近短と称される、安く、近く、短く楽しむレジャー指向のほか、趣味や様々な活動に意欲的な元気なシニア層に浸透している歩く旅のブームをとらえたことによる効果と考えているところでございます。

しかし全般的な傾向として、グリーンシーズン期間中は通過型観光と言われる見るだけの観光にとどまっているため、いかにして滞在時間の延長につなげていくか、また宿泊型の観光客をどう増加させていくかが課題となっており、これら滞在型観光の確立がさらなる誘客への鍵になっているものと捉えているところでございます。

次に、観光入り込み客と観光消費額を増やすための取り組みをどう進めるかではありますが、先ほど申し上げました滞在型観光をいかに創出するかが鍵であり、湯の丸高原の地域資源を最大限活用し、魅力を高めていく取り組みが必要であると考えています。

具体的には、ソフト面では大自然の緩やかな時の流れを体感できるトレッキングや自然を観察する体験、従来からのスキーのほか、高地でのスポーツ合宿などの滞在型プログラムを創出していくこと。またハード面では、湯の丸高原施設整備基本構想に基づき、自然を満喫するためのキャンプ場の充実、合宿やレクリエーションなど各種サークル活動に幅広く活用できる多目的集会所の整備、県道をはじめとする交通インフラの整備に加え、外国人観光客の受け入れを見据えた、いわゆるWi-Fiと言われる無線LANなどの情報収集環境の整備などを計画的に進めることで、多くの観光客の獲得につながるものと考えています。

続きまして、受付番号19 東御市のご当地グルメをこれからどのように育てていくのかのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、ご当地グルメに対して、どのような認識を持っているかについてではありますが、ご当地グルメは平成18年ごろから各地で、安価で庶民的な料理を新たにつくり、それを自分の住む地域のものとして、地域おこしに活用しようとする試みから始まり、中には農山漁村の生活に根づいた郷土料理とはかけ離れたものも見受けられますが、基本的には地域づくりの団体等により近年になって研究・発掘された料理をまちおこしのためのツールや知名度アップの観光PRにつなげるものと認識しています。

このご当地グルメの取り組みに当たって重要なことは、まずは住民の自主性に基づく研究や創作に加え、メニュー開発、商品化といった部門には飲食店などの皆さんのご協力が不可欠と考えています。そしてそのメニューを地域の皆さんが食べ、親しみ、ご当地メニューとして内外に知ってもらおうという機運の盛り上がりも欠かせないものと感じております。

次に、この5年間でご当地グルメへの取り組みはどのように進めてきたかではありますが、市内の各地域や団体などでは、各種イベントを通じて海野ほうとう、くるみおはぎ、ジャガバタおやき、成立高原蕎麦などの料理の提供や、道の駅、味のセミナー実行委員会やしげの里づくりの会による

くるみ料理コンテストでの新メニューの開発など、積極的に取り組んでいただいているところであり、これらの活動に対して市でもお手伝いさせていただいております。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） おはようございます。

受付番号20、若林幹雄議員の子育て支援への取り組みをどのように進めるのかのご質問につきまして、市長にかりわりお答えいたします。

1点目の市の子育て支援制度にはどのようなものがあり、どのような成果を上げてきたのかのご質問でございます。

本年4月1日から、国の新たな子ども・子育て支援制度がスタートしておりますが、スタートに当たり第2次東御市総合計画、「とうみ夢・ビジョン2014」を上位計画とし、本年3月に東御市子ども子育て支援事業計画を策定し、進めております。

内容につきましては、子育て支援の核となるセンター機能の充実、ファミリーサポート体制の構築、発達特性を持つ子どもへの早期療育支援体制の構築、より豊かな幼児教育・保育の実践、子どもたちの安全で安心な居場所づくり等、子育て支援課を中心に市を挙げて取り組んでおります。

なお市民に好評な東御中央公園内の親子で楽しめる親水施設につきましては、来年度の整備改修を計画しております。

次に、成果でございますが、昨年度から子育て支援センターの活動内容により、市民の中から子育て支援活動の担い手となっただけの子育て支援サポーターが三十数名誕生し、里山探検活動や育児、野菜づくり等の支援をしていただいております。

保育園では、毎日15分間運動する15（イチゴ）タイムや、運動遊び、信州型自然保育認定による園外活動を行う中で、運動量が増加したことが挙げられるほか、土曜保育時間を本年度から通常時間に延長したことによる利用者の増加などがございます。

また、市における合計特殊出生率が微増ではありますが、増加傾向にあることも成果の1つと考えております。

2点目の地方創生のための子育て支援策をどのように考え、実行しようとしているのかのご質問でございます。

全国的な課題であります少子化対策につきまして、市まち・ひと・しごと創生総合戦略の1つに位置づけ、基本目標に「若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる」を掲げ、子育てしやすいまちづくりの実現に向けて様々な事業を実施してまいります。

まず市内及び県内外の子育て世代に対し、子育てするなら東御市と選択していただけるように、子育て情報の集約と情報発信を行う子育て応援ポータルサイト「すくすくほけっと」を12月中に開設します。そのほか結婚支援活動に対する補助事業、青年を対象とした健康に関する学習会の開催、幼児期の運動遊びや自然体験活動など、特色ある保育、子育て支援事業を実施してまいります。

また、子育てと仕事の両立実現を目指した子育てを応援する企業に対し、長野県が推進する「社

員の子育て応援宣言」制度を採用していただき、子育て世代がより働きやすい社会に向けて環境づくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それぞれ答弁いただきました。それではこれからは一問一答でお尋ねしたいと思います。

まず最初の湯の丸・池の平の観光客増員の取り組みでございます。先ほどのようなご答弁によりますと、これまでは見るだけの観光であったと。これから滞在型の観光の確立が必要だというようなお話がありました。更にソフト面の充実というお話もございました。今回、市が策定した第2次観光ビジョンによりますと、東御市の観光は長期的には減少傾向にありまして、厳しい現実と直面しているとしております。これまでの観光はキャンペーンやイベントが中心でしたけれども、これからは来訪者がこの地域を訪れることで、感動や共感を抱いていただけるよう、来訪者との感情的なつながりをつくり出すことが重要であるというふうに指摘しています。私もそのとおりだと思います。見るだけの観光から、自然ツーリズムなどの体験型の観光への転換が必要だと考えています。

9月議会におきまして、私は産業建設委員会として湯の丸高原を視察する機会がありました。その際、自然学習センターで担当の方から、今年観光協会が行った自然体験入門講座について、お話をお聞きしました。講座は参加者と一緒に山を歩き、高山植物や山について勉強するというものでした。参加された皆さんのアンケートを手に入れましたので、ちょっとここで紹介させていただきたいと思います。

講座は3回実施し、参加者合せて64名だったそうです。そのうち7名が女性でした。6割が市内をはじめ上田、小諸などの近隣市町村でした。16%が東京など県外からのお客さんだったそうです。市内からの参加者は残念ながら15%にとどまっていました。

そうした中で、この取り組みにおける満足度調査では、95%の方が「とても満足」、「満足」と答えられていました。「また参加したい」という方も97%に上っていました。どこに満足したのか、自由意見から拾ってみますと、高山植物や野鳥の観察、登山や歴史の話など、自然学習センターの担当者との交流を挙げられていました。私は湯の丸高原の観光客を増やすためには、こうした人と人を結びつけるような取り組みこそが必要だと感じています。観光客が求めているのは、豊かな自然とともに地域の方との交流でございます。これは観光ビジョンでも指摘しているとおりでございます。

私たちはこれまで、遊歩道や駐車場など施設整備を重視してきました。しかしそれだけでは人は来てくれません。ましてやりピーターにはなかなかいただけません。やはり自然体験を通じて地元の皆さんとの心の触れ合いを求めているのではないかと思います。

そのためには幾つか重要なポイントがあります。まず1つ目は、マンパワーでございます。今回の自然体験入門講座では、20人の観光客の方に対しまして、自然学習センター、それから市の職員、3名から4名の方がついていただいたそうです。とてもよかったと思います。1人の担当者では大

勢の観光客を案内することはできませんし、十分な触れ合いはできません。

こうした取り組みの2つ目のポイントは、それにふさわしい達人をそろえることだと思います。観光客の皆さんに満足してお帰りいただくためには、高山植物、野鳥や野生動物に関する知識、周辺の山々に対する知識や観天望気、安全登山に関する知識など、幅広い知識と経験が必要になります。そのためには計画的な人材育成が必要となります。

そこでお尋ねしたいと思います。市が現在、実施しております湯の丸高原登山道等整備事業及び自然環境啓発事業としまして、観光協会が主体となって募集している湯の丸地域観光ガイドというのがあります。今回、これは「お知らせ版」に載っておりましたけれども、東御市の魅力を紹介する地域観光ガイド募集となっています。これが12月1日から1月8日まで募集というふうになっております。この内容はどのようなものなのでしょうか。そしてどのぐらいの人数を予定しているのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 湯の丸地域観光ガイドの内容でございますが、湯の丸地域観光ガイドは、旅行者の学習体験的な志向をとらえた中で、来訪者へのホスピタリティ、おもてなしの向上と湯の丸高原の魅力を積極的にPRできる人材を育成することを目的として、観光協会が養成、組織化に取り組んだものでございます。

ガイド養成が修了した皆さんには、湯の丸高原の豊かな森や動植物、気候・風土など、湯の丸高原ならではの自然の魅力を来訪者へわかりやすくお伝えして、地域を楽しんでいただけるよう来年度、平成28年度から活動していく予定でございます。

また、募集人員につきましては、できる限り広く皆さんになっていただければありがたいということで、枠等は設けておりません。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 非常にいい取り組みかなと思っています。私もちょっと募集に応じてみようかなと思っています。私は湯の丸高原や池の平湿原には、ほかの地域にはない、優れた観光資源だと思います。烏帽子岳では本格的な登山が経験することができますし、池の平では車からおりて30分ほどで高山植物に触れることができます。眺望は抜群で、富士山から北アルプスまで目にすることができます。しかしそれが十分に発揮されていないところに大きな問題があるように感じています。これからは観光客が来ることを待っている受け身の姿勢ではなくて、積極的に山歩きや高山植物探訪会、野鳥の声を聞く会など、イベントを計画し、湯の丸・池の平のすばらしさをアピールするおもてなし観光に徹することが必要だと思います。

そのために幾つかご提案したいと思います。これは先ほどの自然探求講座の中でもアンケートに出ておりましたが、冬であればスノーシューのトレッキング、これが最近注目されているようです。スノーシューというのは、西洋式のかんじきのことでございまして、これを足につける、靴につければ深い雪の中でも歩いていくことができます。また野生の動物の足跡を追いかけるアニ

マルトラッキングなどはいかがでしょうか。アニマルトラッキングというのは、雪に残された動物の足跡をたどり、残されたふん、爪とぎをした木の幹、食べ散らかした木の実などを探ることで、動物の種類や行動をたどることをいいます。本来は野生動物の生態調査でございますけれども、最近アウトドアの楽しみの1つにもなっています。

また、宿泊されたお客様を対象といたしまして、夕食後のひととき、高山植物のスライド会を行い、湯の丸高原をもっと知っていただけたらいかがでしょうか。

最近注目されているイベントの1つに、ナイトツアーがあります。阿智村の昼神温泉では、満天の星を見るナイトツアーを行っており、人気を博しています。冬はオリオン座やシリウスなど、明るい星が多く、寒さ対策を十分に行って実施し、戻ったら温かい温泉に入れば、きっと思い出に残ることと思います。東御市は晴天率が高く、そうした条件もそろっております。

こうした取り組みの中で、観光ビジョンで掲げる感動と幸せの共感が生まれる地域が実現できるのではないのでしょうか。こうした提案に対して、市側のご感想をお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまのご質問で、スノーシューですとか、アニマルトラッキング、ナイトツアー等のいろんなご提案をいただいたわけでございますが、このようなご提案についての考え方ですが、それぞれの観光団体の方で基本的には取り組んでもらうというようなことかなというのが1つありますが、先ほどもお話がありました第2次観光ビジョンで明らかにさせていただいたとおり、湯の丸高原は自然環境とスポーツ環境の資源を生かした滞在型ツーリズムの創出に取り組んでいくというふうに考えております。またスポーツ、学習は気軽に楽しめるトレッキングや自然体験学習の一層の充実により、新たな地域ファンの獲得には大きな期待ができるものでございます。

そういった中で、今回の先ほどの幾つかの提案のある項目につきましても、今回の地域観光ガイドには高山植物等の解説だけではなくして、登山やキャンプ、バードウォッチング、自然体験プログラムなど様々な野外活動を支援できる自然体験学習指導者資格を取得するなど、さらなるステップをお願いし、活躍の幅を広げ、さらなる来訪者の増加につながるようになればいいかなというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今年の春ですね、東京の堀之内学園様から湯の丸高原荘を市に無償で譲渡していただきました。ここは学園の生徒のための宿泊施設でありましたが、施設も老朽化し、経費もかかるということから閉鎖することになり、市に譲渡されています。昨年春、議員有志で施設を視察する機会がありました。建物も一部修理すればまだまだ使えますし、施設は大部屋と幾つかの個室もあり、150人ほどの宿泊が可能となっています。市としての考え方としては、ここを高地トレーニングプールを利用するアスリートの施設としたいという意向でございます。ただそれだけでは私はもったいないかなと思っています。湯の丸・池の平のファンを増やすための拠点として、

「湯の丸高原森の家」として活用されたいかががでしょうか。現在、自然学習センターがありますけれども、いかんせん手狭でございます。私もここ2年ほどあそこを中心として、池の平への登山を行いましたけれども、2回とも雨が降ってしまいまして、雨宿りする場所としてはあそこはやっぱり狭いですね。だからそういった意味で、トレーニングプール、広いですから、トレーニングプール用の、アスリート用の部屋もつくるし、それからその一部でそうしたファンを増やすための拠点をつくったらいかがかと思っています。自然学習センターとあわせておもてなし観光が実現できるものと思います。市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 湯の丸山荘ですか、堀之内学園の施設の利用に関して、もう少し幅広い活用を考えたらどうかという若林議員の再質問に対してお答えしたいと思います。

まず若林議員もおっしゃっていただいたように、市では高地トレーニング用のプールの宿泊施設として活用していただけるのではないかとという提案を検討委員会にしてあります。それに基づきまして、日本水連が今年の7月の総会で、湯の丸を水連としての候補地として認定いただき、機関誌で発表いただいたと。また、いろいろな文科省の動き等もあって、県も42番を中心としながら、湯の丸への大型バスの冬季の通行等の確保等もあって、改良していくという形で、基本的には一本の糸がそこにつながりつつあるという状態になってきています。

そして市では、それに関連する中で、市民も利用できるような形の施設整備、高地トレーニング用のランニングできるロードであるとか、キャンプ地のさらなる整備であるとか、また多目的な集会場の整備とかというふうに歩を進めています。

そういう中で、基本線を維持しながら、あいている空間、あいている時間に、市民が活用できることも検討していくということに関しては、可能ではなかろうかなというふうに考えておりますけれども、今、直接議員がおっしゃった事項に関しましては、多目的ホール的な機能も今後は湯の丸に整備していきたいということでもありますので、どちらかというところの機能の方が対応しやすいかなというような感触も得ましたけれども、いずれにいたしましても全天候型な状況に湯の丸を持っていきたいということに関しては、意を同じくするところであるというふうに認識いたしております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 湯の丸高原荘の活用について、市長から前向きなご答弁をいただきました。ぜひ今後の中で活用を考えていただければと思っております。

さて、次にご当地グルメについて質問いたします。先ほどの回答では、住民の自主性が主であるというお話でございまして、行政は黒子役に回るといようなお話でございました。確かにそうかもしれませんが、ちょっとこの間、出たマスコミ等の状況についてお話をしたいと思います。

実は先週の土曜日に、テレビで長野の若返りのスーパーフードということで、木曽のすんきとともに東御市のクルミが取り上げられました。ご覧になった方も多いのではないでしょうか。クルミ

は健康必須アイテムを多数含んでいるスーパー食品ということでございました。放送においては、クルミを日ごろ食べていらっしゃる皆さんの肌年齢、血管年齢を測定するということから始まりました。その結果、肌年齢は10歳から15歳実年齢よりも若く、血管年齢は17歳から31歳若いというような驚くべきものでございました。こうした結果を受けて、ドクターはクルミには α リノレン酸とポリフェノールが多く含まれており、悪玉コレステロールを削減する効果やアンチエイジング効果があるという解説がありました。お肌つやつや、血管さらさらが期待できる、ちょうど花岡市長のようでございます。

番組では、最後にクルミを使ったメニューといたしまして、クルミみその焼きおにぎり、クルミこうなご、クルミちらしなど、クルミだれのそばが紹介されていまして。ご紹介いただいたメニューはそれなりに工夫されたもので、その評価も高いものがありました。こうした全国放送で東御のクルミのすばらしさが紹介され、宣伝効果は抜群でございました。私たちが宣伝しなくても、マスコミの方からクルミを全国にアピールしてくれているんですね。健康食ブームの中で、クルミの評価は高まるばかりだというふうに思っております。

それでお尋ねしたいと思います。昨日も同僚議員の中から、十のおいしい味ということで、グルメの話が出ておりましたけれども、これだけ注目された中で、特にいろいろなグルメは確かにありますけれども、その中で特にクルミという素材を使ったご当地グルメの開発を私は進めるべきではないのかなというふうに考えています。先ほどいろいろなものがあるというお話があったんですけども、確かにいろいろありますけれども、何をメインにしていくのかという点がやっぱりあるかと思いますね。

そういう中で、クルミを使ったご当地グルメの開発について、市側のご見解はいかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ただいまのクルミに関してのご当地グルメになるようなものを開発していったらどうかということでございますが、新たなメニュー開発ということにつきましては、やはりそういうことでいろいろな市のPRになっていくということは必要かなというふうに思っていますが、ただ、ご当地グルメということになりますと、やはり観光的に活用していくということになりますと、やはり市民の皆さんの理解ですとか、そういうものが必要になるかなというふうに考えております。したがって先ほども申し上げましたとおり積極的に様々な団体が郷土料理としてPRや開発に取り組んでいただいているということに対しては、感謝するところではあります。それぞれの団体の皆さんが行っているのが地域に発信するというよりも、ほとんどが地域の食材を利用した食育、地産地消、食生活の改善の推進でありまして、市外まで発信や拡大というふうには考えていないというふうに捉えておりますので、そんな中で将来的にご当地グルメというようなものに発展していけばいいかな、それに対して市としてはその活動に対してお手伝いをしていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 産業経済部長から非常に後ろ向きの答弁をいただいて非常に残念でございます。たしか観光ビジョンの中には、観光資源と地域の産業、食を結びつけた好循環が求められると書いてありますね。東御の食、物産のブランド力を観光に生かす必要があると書いてあります。決して単なる食育の問題だけではないと思いますね。そういった中で、もう少し一歩踏み出していただけないかなというふうに思っています。ただ、様々問題があることは重々注目しています、わかります。ただ、これだけ全国的にも注目されている素材を観光客誘致に使わない手は私はないだろうと思いますね。ぜひお役所根性から振り払って、一歩踏み出していただければありがたいと思います。

実は先月の21、22日に、ここにチラシを持ってまいりましたけれど、道の駅雷電くるみの里で、くるみ祭りが開かれました。これは地元のしげの里づくりの会と日本くるみ会議の共同開催によるものでして、クルミの品評会とクルミを使った料理、お菓子コンクールが行われ、例年になく大勢の皆さんでにぎわっていました。この取り組みの中から、クルミの新しい料理やお菓子が提案され、すばらしい成果が生まれています。しかしながらクルミの様々な食べ方を紹介する料理コンテストと、ご当地グルメを開発する取り組みというのは、根本において取り組みが違いますね、やっぱり。先日、市長がコンテストにおいでいただきまして、出品された料理をご覧になっていただきました。そのとき何気なく「使っているクルミの量が半端ではない」とおっしゃられましたね。覚えていますか。それで私はその言葉を聞いて、なるほどと思いましたね。コストを度外視したら売れないんです、やっぱり。多分コストを度外視しているんじゃないかということをおっしゃりたかったのではないかと思うんです。ご当地グルメとするには、素材に何らの制限のないコンテストではなくて、コストはどうか、味は万人向けのものか、具材は安定的に供給できるか、誰でもつくれるか、観光客に気軽に食べてもらえるかという視点が必要になるわけですね。そして何よりも地域の飲食店の皆さんにメニューの1つに加えてもらわなければいけないわけですね。そうしたことを考えると、やはり限界があるわけです。

そういった中で、これまでは里づくりの会とか日本くるみ会議の皆さんに非常に頑張ってきていただいたのですが、あるいは生産者の皆さん、地域の皆さんに頑張ってきていただきましたけれども、やはりそれには限界があります。やはりそういった意味では料理の専門家の目だとか、地域の食堂の皆さん、商工会の皆さん、そうした多面的な目が必要になるわけですね。ここにこそ行政の出番があるわけです。ただ、後ろに控えていればいいというのではなくて、そういったまとめて1つの方向へ持っていこう、そのために応援していこうという、そういう気持ちが必要ではないのかなと思うんです。そういった中でこそ、地域の皆さんの頑張りを市が支えていただいてこそ、新しいご当地グルメの誕生に結びつくものだと思います。ぜひ市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 若林議員のクルミに関する再質問にお答えしたいと思います。

その前に、B級グルメに関して前回の答弁で、非常に積極的な答弁があったというふうにお考え、お受け取りになったかというふうに思いますけれども、私はA級とかB級とか分けるのではなくて、できれば一級品のものをしっかりと提供していくべきではないかという趣旨の発言をあちこちでは言っているつもりであります。ビールとかワインに合うような、食事や十分な食材が提供できつつある中で、やはり料理として完成度の高いものが東御市にあれば提供していただけるということがまずベースにあるべきではないかというふうに思っています。

それから今、 α リノレン酸の問題でありますとか、ポリフェノールの問題とか、もしくはリチンやルチンの問題、そしてメラトニンがあるとか、いろんな説が、強壮剤があるとか、クルミに関してはいろいろな専門家がいろんな効能を述べていただいておりますけれども、これが実際に薬事法で許されている表現かどうかということに関しては、行政としては重大な関心を持っておりますので、やはりちゃんとしたエビデンスといいますか、科学的知見に基づいて、やっぱりこの効能に関して明らかにしていくという責任が行政には、語るときには、行政が語る場合には必要なのではないかと今、検討させております。

いろんな専門家をお願いするわけでありましてけれども、なかなかこれという決め手のものが、アメリカの農務省が出している科学分析以外にはないというのが正直なところでございます。

それからもう一つ、行政が遅れをとらないようにやりたいことというのは伝統食、クルミを使った伝統食、例えば出場地域にありますくるみほうとうでありますとか、くるみぜんざいでありますとか、もしくは謙信ずしと言われている笹ずしに必ずクルミが入っている状態であるとか、もしくは「およごし」と呼ばれているようなものであるとか、くるみそばであるとか、いろんな新たなクルミ料理ということに関して今、非常に注目度が高いわけでありましてけれども、今なら残せる伝統食としてのクルミを使った伝統食を一定程度の資料の中で残していかなければいけないのではないかと。そういう作業を行政としてはまずやらせていただいて、今、クルミブームが我々の予想を超えて早く来てしまっているといえますか、そういう状態の中で、まず行政としてやるべきことをやらせていただくということ、それからやはり料理の中に上手に市内の料理店がビールやワインとか、地元のお酒と一緒に食する食事の中に、地元素材の優秀な能力としてクルミを取り入れていただくというような地道なクルミの活用というようなこと、クルミとともに私もこの地に来て生きてまいりましたので、じっくり、これは本物として育てるということが必要があるかなというふうに切に感じておりますので、とりあえず一過的なものにしないために、やるべきことをやらせていただいて、当然B級グルメに関しても必要とあれば活用していくということで、B級グルメに限って掘り起こしていくというような作業に関しては、若干スピード感がないと指摘されてもしょうがないかなとは思いますが、総体としてはそういうことが必要だというふうに認識しておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） ただいまの市長の発言は、前向きというふうに捉えてよろしいんでしょう

か。必ずしもそうではないところでしょうか。前向きというふうに私は判断させていただきます。

クルミといえば、市長は本当にこれお仕事の中でもこれまでずっとやってこられましたので、そのよさも限界もいろいろ十分にそれはご存じなことだと思うんですね。それをぜひ生かしていただきたいなと思っています。

それからちょっと誤解があったように思うんですけど、B級グルメというのはA級があるからB級ではないんですね。B級グルメというのは手軽で安くて手に入るという意味合いなんですね。だからではB級グルメは生半可なものでいいだとか、そういうことでは決してないと思います。

もう一つ、例えばこのクルミ料理にしても、各家庭で随分違うのですね。この間、ちょっと私も東御市におけるおはぎをちょっとあちこちで食べてくる機会があったのですが、おはぎのつくり方も誠に違いますね。クルミとおみそをあえてつくったおはぎもあれば、おしょうゆでつくっているおはぎもあれば、お砂糖を入れるところもありますし、そういう点で非常にクルミという素材をもとにして、各お店がそれぞれ独自性を発揮した新しい商品を店ごとに開発できる、そういうおもしろさがあると思うんです。クルミ料理を食べ歩くなんていうことも1つできてくるのかなと思いますので、ぜひ今後の中で検討していただければありがたいと思います。

それでは最後になりましたけれども、子育て支援の取り組みはどのように進めるかについてお尋ねしたいと思います。

皆さんご存じのように子育て支援は、地方創生の眼目の1つであります。これまでは東御市は様々な取り組みを行い、重要な成果を上げてきました。その成果の一端が合計特殊出生率であります。合計特殊出生率というのは、女性が生涯に産む子どもの数でございますけれども、現在、全国平均は1.41でございます。1.4人ということですかね。この数字をいかに上げるかが大きな課題となっています。東御市の合計特殊出生率は平成19年から24年までで1.59でございます。これは長野県内77市町村中第15位でございます。第1位は駒ヶ根市、第2位が飯田市。駒ヶ根市で1.71です。飯田市は1.69、3位は宮田村で1.68。南信の市町村が上位にきています。そうした中で東御市は東北信の中でトップでございます。これまでの施策がこういった中に反映しているのかなという気がしておりまして、うれしく思っているんですけども、ただ、今後の中で問題があります。それは多子世帯対策だと思っています、私的には。すなわち2人や3人以上のお子さんを育てていくご家庭に対する支援策が今、必要ではないかなと思います。

国立社会保健人口問題研究所の調査によりますと、子育て世代にとって理想とする子どもの数は2人というふうに考えているご家庭が全体の49.9%です。3人と挙げたご家庭が38.5%となっています。この2人や3人ということを含めると、全体で88%を占めるわけです。理想どおり産むことができれば、合計特殊出生率が1.49ということはあり得ないわけですね。ということはなぜ希望どおり子どもを産めないのか、ここが問題だと思っています。

人口問題研究所の調査によりますと、その最大の原因は子育てや教育にお金がかかりすぎるからというものが全体の83.3%でした。もっと子どもを産みたいのに産めない、この状況を解決しない

限り、少子化への動きを押しとどめることはできないのではないかなと思います。多子世帯への経済的な援助がどうしても私は必要だと思います。

そこで3点にわたってお尋ねいたします。現在、保育園において第3子以降の保育料の半額免除を実施している世帯はどのくらいあるのでしょうか。

もし仮に第3子以降の全額免除を実施した場合、新たな負担額はどのくらいになるのでしょうか。

そして最後に市として、こうした多子世帯に対する支援をどのようにお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 若林幹雄議員の再質問にお答えします。

1点目のご質問の18歳未満の子どもが3人以上いる世帯で、第3子以降の保育料を半額免除している世帯は155世帯、園児数は161人でございます。

2点目の第3子以降を全額免除の場合、負担額はどのくらい増えるのかでございますが、平成27年8月末の園児数で見ますと、対象世帯の減免額は月額で164万円、年額で1,968万円の負担増となり、県補助金を差し引いた市の一般財源の負担は1,470万円ほどの増となる見込みでございます。

3点目の市としての多子世帯に対する支援をどのように考えるかでございます。同時入園でない場合の第3子以降の保育料無料化につきましては、保護者会からも要望が出されており、また市の子ども・子育て支援事業計画のアンケートでは、子どもの理想の人数が3人と答えた方が50%の割合で最も多かったことから、市民の皆様から期待されている子育て支援策の1つと考えております。

しかしながら第3子以降の保育料を全額免除いたしますと、対象となる園児数の増加が見込まれ、これに伴い保育士を増員しなければならないことなどから、市の財政負担がより大きくなることが予想され、現段階では支援策の拡充は難しいと考えておりますが、今後、国、県の支援策の動向を注視する中で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） なかなか難しいというご回答をいただきました。それでも1,470万円に対応できるのであれば、何とか予算を差し繰りしていただいて、実現していただければありがたいなと思っております。やはり子育て世代に向き合って、寄り添った施策が必要だと感じています。

こうした多子世帯に対する支援策は、何も保育園に限ったことではありません。小・中学校における給食費も大きな負担になっています。お子さんが3人になればご家庭にとって毎月の負担額はばかになりません。3人目からの給食費の無料化が求められていると感じています。ただ、この件につきましては、教育委員会に発言通告しておりませんので、今回質問は差し控えますけれども、ここで申し添えておきたいと思います。

さて、次の質問に移りたいと思います。東御市の子ども・子育て支援事業計画の概要版に、子どもの成長と子育て支援に関するアンケート結果が載っていました。それによると「子育てに必要なことは何ですか」という質問に対しまして、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」、

これが最も多く、就学前では49.7%、小学校の1年生では48.3%で、約半数の方が仕事と家庭生活の両立が子育てをする上での重要課題であると感じております。女性が働きやすい職場環境でないと結婚もできませんし、子どもも安心して産めません。ましてや子ども1人ではなく、2人、3人と産むためには、職場環境の改善が何よりも求められていると感じています。

2009年には、育児介護休業法が改正されまして、産後や育児休業後の短時間勤務制度の創設、残業免除が義務化され、職場環境は大きく改善されてきています。ただ、その一方で、マタニティハラスメントと呼ばれる問題が大きな問題としてクローズアップされてきています。

マタニティハラスメントとは、妊娠を告げたこと、あるいは妊婦であることによって上司、同僚、職場、会社から何らかの嫌がらせやプレッシャーを受けることとされています。これは組合の連合では、働く女性が妊娠・出産を理由に解雇されることや妊娠・出産に当たり職場で受ける精神的、肉体的なハラスメントと定義しています。連合では、2013年にマタハラに対する意識調査を実施しておりまして、「あなたは職場でマタハラをされた経験がありますか」という質問に対しまして25.6%、4分の1の人が被害に遭っているという結果が報告されています。

具体的には、心ない言葉を言われた、解雇や契約の打ち切り、自主退職を強要された、相談できる人がいなかった、残業を強いられた、望まない異動をさせられた、給料を減らされたなどというものです。こうしたマタニティハラスメントが起きる原因としては、連合の調査によりますと男性社員の妊娠・出産への理解不足・協力不足、これが51.3%です、圧倒的ですね。職場の支援や運用の設定不足27.2%が挙げられています。

また注目すべきことに、女性社員の妊娠・出産への理解不足・協力不足、これは22%ですが、こういった問題もありました。同じ産む性としてそういった女性に対して同じ女性からやっぱりマタハラされているという、そんな現状もあるようでございました。

そこで具体的に2点ほどお尋ねしたいと思います。現在、市役所において産休を取得されている方、育児休業をとっていらっしゃる方はどのくらいおられるのでしょうか。

第2点として、職場においてこうしたマタニティハラスメントに対する取り組みをどのように行っているのでしょうか。あわせて、市内の企業へのそうした指導、あるいは市民へのこういった問題に対する啓もう活動についてお尋ねしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 若林幹雄議員の再々質問のうち、市役所の産休者の関係、また市役所でのマタハラ対策についてのご質問について、私の方からお答え申し上げます。

現在、産前産後休暇を取得している職員が2名、それから育児休業を取得している職員については12名ということで、合計で14名が休暇をとっているところでございます。

次に、マタニティハラスメント対策についてですが、市役所ではマタハラに限定した職員研修は現在のところ実施はしておりませんが、人権問題全般に関する研修を新規採用職員と全職員を対象にそれぞれ年1回ずつ実施しております。この中で職場内の人間関係も含めまして、職員の人権意

識の向上を図っておるところでございます。

今後、マタハラにつきましても、パワハラまたはセクハラ等の職場内のハラスメント全般への気づきや、防止につながる職員研修を計画してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 市民への啓もうにつきましては、市役所では人権政策課の方で、男女共同参画の関係ですとか、人権擁護の関係で、引き続き取り組んでいく予定でございます。あと企業の社員の子育て応援宣言につきましては、先ほど最初の答弁で申し上げましたけれども、企業や事業所のトップの方に仕事と子育てが両立できる働きやすい職場の環境づくりの取り組みを宣言していただきまして、その内容を登録していただく施策でございます。

長野県では、12月1日現在で804社が登録し、東御市内では11社が登録されており、登録期間は2年間、企業名や宣言内容を県のホームページなどで広く周知されております。

企業側としても、働きやすい職場環境をつくり上げることで、新たな人材の確保や雇用者の定着、企業のイメージアップなどのメリットがあるということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 子育て世代が安心して産むことができるように、ぜひマタニティハラスメント対策の推進をお願いしたいと思います。

それから先ほど企業の子育て応援宣言というお話がございました。やっぱり企業の皆さんにとっても社員、人材でございます。そういう方々が安心して働ける職場環境ということは、企業にとっても大いにメリットのあるところだと思います。ぜひ、今11社というお話がございましたけれども、11社の企業の皆さん、敬意を表したいと思います。

また、市民に対しましても、こうした問題について啓もうしていただければありがたいと思います。

最後に、東御市としての子育て宣言について、お尋ねしたいと思います。

最初に申し上げましたように、子育て支援を充実することで、人口増を図ろうという取り組みは、地域創生の重要施策でありまして、全国の自治体が一斉に取り組みを強化しています。

こうした中で、最近とみに注目されるのは、子育て支援都市宣言を行って、広くアピールしている自治体が増えていることでございます。

例えば岡谷市では、「おかや子育て憲章」を制定しています。これは大人自身が共通の目標や認識を持って子育てをする意識づくりをしようということで、平成14年に制定されたものです。随分早かったですね。

上田市では、地域全体で子育て・子育てを支えることができるまちを築くために、「地域みんなで子育て未来っ子輝く都市宣言」を行っています。小諸でも同じような取り組みをしています、また、子ども条例を制定化している自治体も増えてきています。

そこでお尋ねしたいと思います。子育てに対する地域や市民、行政の姿勢を明らかにして、旗幟

を鮮明にして、子育て世代を誘うために、子育て支援都市宣言を行うお考えはないのでしょうか。子育てに対する旗印を高く掲げることで、東御市に移住を希望される方も増えるのではないかと考えております。私は東御市はそれだけの実績をこれまで積み上げてきているものと考えております。ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 子育て支援都市宣言をする考えはあるかというご質問でございます。

市におきましては、平成19年に東御市健康づくり宣言、青少年健全育成都市宣言を行っておりますが、いずれの宣言も市と市民が一体となって、そうした施策に取り組んでいこうということで、制定されたものでございます。

子育て支援につきましては、これまでも市の最重要施策の1つとして位置づけ、助産所とうみの開設や小学校区単位の5保育園の建設事業、保育園園庭の芝生化事業、信州型自然保育の推進、子ども・子育て支援事業計画に沿った子育て支援施策の充実等に取り組んでおります。したがって改めて子育て支援都市宣言を行う考えはございませんが、12月に子育て応援ポータルサイトを開設し、魅力ある市の子育て支援施策につきまして、県内に向けて発信してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○7番（若林幹雄君） 終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号21 総合戦略の施策推進について、受付番号22 市長所信について。3番、横山好範君。

横山好範君。

○3番（横山好範君） 3番、東翔の会の横山好範でございます。早速通告に従いまして質問をしてみたいと思います。

まず総合戦略の施策の推進についてということで、1項目めでありますけれども、先ほどもいろいろ今回の議会の中でも総合戦略につきまして、関連の質問が幾つかありますけれども、若干ダブる部分もあるかと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

市は、平成26年度に、26年度から35年度までの10カ年を計画期間とする第2次東御市総合計画、とうみ夢・ビジョン2014を策定いたしました。

第1次東御市総合計画に続き、新たな時代にふさわしい持続可能な東御市づくりを目指して策定されたものであります。

構成は、基本構想、基本計画、実施計画からなっているわけであります。また、本年は平成27年度から5カ年、31年度までを計画期間とする東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定をされたところでございます。これは人口減少が続く実情を克服し、活力ある地域社会を実現するため、まち・ひと・しごと創生法に基づき、策定をされたということでございます。いずれも、切り口は若干異なりますが、活力ある東御市づくりを目指して、総合的なそれぞれ目標を持った計画であり

まして、施策の方向づけを示したものであります。

そこで3点質問したいと思いますが、最初に第2次東御市総合計画と東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略、この2つのプロジェクトの関連性、位置づけはどうなっているのでしょうか。

2点目ですが、総合戦略には4つの基本目標ごとに施策がまとめられ、具体的な施策として項目が列挙されているわけでありましたが、その施策の具体的な展開方向なり事業計画等が明確に示しておらず、目標達成に向けた取り組みがはっきり見えてこないというように考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

それから3つ目でありましたが、現在、各地区で取り組まれております地域ビジョンについてであります。市では小学校区単位の地域づくりを重点プロジェクトの1つとして推進をしてきております。各地区の組織づくりを進めてきているわけなんです、新たな組織化ができ、事業が推進され始めている地区もあります。地域ビジョンはそうした新たな地域づくりの組織化とは別に、市内5つの各地区で策定を進めているものであります。

これらの地域づくりの指針として、地区住民が自ら策定に取り組んでいるものでありまして、各地区における策定状況はどのようになっているのでしょうか。また地域ビジョンは策定すること、それ自体にも意味はあるわけでありましたが、その策定をすることが目的ではないことは当然であります。ビジョンの実現に向けた地区独自の積極的な継続した取り組みが期待をされるところでございますが、こうした各地区の取り組みに対する支援は市はどのように考えていかれるのか、お伺いをいたします。

2項目めであります。市長の所信についてでございます。

市長は、平成20年4月、市長に就任されて以来、8年にわたり市政を担当されてまいりました。2期目の任期も四半期余を残すということになります。

この間、合併後の東御市の基盤の整備、確立を精力的に進めてこられたと思っております。議会におけるあいさつの中から、市長所信の一端を一部を拾ってみますと、小さくともキラリと光る東御市づくりに市民の力とアイデアを結集させ、子どもや孫が住み続けたいくなるようなまちづくり、世界に羽ばたく子どもたちが誇れるようなまちづくりを進めるため、常に市民の先頭に立ち、ともに汗をかき、声なき声に耳を傾け、市民視線を旨とし、取り組むこととしております。

2期目には、「みんなでTOMI大作戦」を選挙公約として掲げ、Tは互いに支え合うまち、Oはお産ができるまち、Mは魅力あふれるまち、Iは移住者を誘うまちと、この確立に向けて施策を進めてきております。

こうした所信のもとに進めてこられた8年間の市政の成果を市長はどのように評価をされているのでしょうか。そして今後の課題をどう捉えているのでしょうか。また、先日の市政報告会の折にも、次期市長選に3期目を目指して立候補を表明されておりました。昨日の一般質問の中でも、決意の表明もございました。改めて次期に対する市長の思い、決意をお聞かせいただきたいと思っております。

以上、1回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号21、横山好範議員の総合戦略の施策推進についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えを申し上げます。

1点目の総合計画と総合戦略の関連性、位置づけはどうかについてでございますが、第2次東御市総合計画は平成26年度を初年度とする東御市の最上位計画であり、「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」の実現を目指す、市民と行政の共通、共有のまちづくりの指針でございます。一方、東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、人口の現状と将来展望を分析した東御市人口ビジョンを基本として、人口減少の克服と活力ある東御市づくりのための個別計画という位置づけであり、総合計画を実現する手段の1つと捉えております。

2点目の総合戦略の施策展開方法についてであります。当市の総合戦略では4つの基本目標を掲げております。1つとして安定した雇用の創出、2つとして新たな人の流れをつくる、3つとして若い世代の結婚、出産、子育ての夢をかなえる、4つとして小学校区単位の地域づくりへの取り組みを通じて時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに広域的な地域と連携する、これら4つの施策の展開に当たっては、総合戦略に掲げる事業が確実に進むよう、基本目標を具体化するための14の施策と成果目標をお示ししました、いわゆる政策パッケージに基づきまして、事業実施をまいります。

また、事業実施後は、成果目標の達成状況を検証、見直し、改善を図る、いわゆるPDCAサイクルにより進捗管理をしながら、まち・ひと・しごとの創生に取り組んでまいります。

既に国の交付金を財源にいたしまして、商工業魅力アップ事業、移住定住促進事業、子育て応援ポータルサイト開設事業、農山村交流促進事業などの事業に取り組んでいるところでございますが、今後の事業推進に当たっても、国が地方創生を加速させるためとする国からの交付金の活用を念頭に、目標値の達成に効果のある事業を優先して実施いたしたいと考えております。

3点目の各地区における地域ビジョンの策定状況、及び地域ビジョン実現に向けた支援の具体策はどうかについてですが、小学校区単位の地域づくりの一環として、地区の役員だけでなく若者、女性、移住された方も参画して地域の将来ビジョンの策定を提案したところ、全5地区で着手いただくこととなりました。

その策定状況を申し上げますと、和地区と称津地区にあつては、既に策定されまして、全戸に配付する地域ビジョンのパンフレットを作成中であるとお聞きしております。滋野地区と田中地区にあつては年度内を、また北御牧地区にあつては来年度中の策定を目指し、それぞれご尽力をいただいているところでございます。

各地区の地域ビジョンが策定された以降につきましては、その内容を市の総合戦略へ反映させるとともに、そのビジョンの実現に向けた事業の検討やそれぞれの地域での取り組みに対しまして、それぞれからの要望に応じまして、市といたしましても支援を検討してまいりたいと考えておると

ころでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 受付番号22、横山好範議員の私の所信についての質問の東御市の基盤整備を進めてきたが、その成果と今後の課題をどうとらえているかにつきまして、お答えさせていただきます。

平成20年4月に私が市政を担わせていただいて以来、あと5カ月ほどで2期8年がたとうとしております。この間、東御市総合計画の基本理念も第1次計画の「さわやかな風と出会いの元気発信都市」から、第2次計画の「人と自然が織りなす しわあせ交流都市 とうみ」へとステップアップする中で、出会いを大切にする市づくりから交流へ、そして幸せを実感できる東御市の実現に向け、市民の皆様が主役であります協働のまちづくりを基本としまして、様々な施策を講じ、市政運営に取り組んでまいりました。

これまで取り組んだ主な事業を申しますと、広域特区にまで発展したワイン特区の取得、助産所とうみの開所、防災広報のためのコミュニティFMの開設、保育園の再編と改築、防災拠点である舞台が丘公共施設の整備、海野バイパスの開通、うんのわの開所等、子育て支援策をはじめとする社会生活の基盤整備や産業の振興に力を入れてまいりました。

また、土地開発公社の抜本的改革等による市の財政基盤の安定化にも取り組ませていただきました。

議員各位をはじめ多くの市民の皆様に支えられ、これらの事業が取り組みましたことに改めて感謝申し上げます。

東御市は、今、合併から10年が過ぎ、一自治体として生き残るための正念場に立たされています。今後少子高齢化が進行し、更に厳しい財政状況が予想される中で、産業や環境、医療や社会保障、教育等、様々な分野にわたり取り組まなければならない課題が山積しております。バランスのとれた事業実施が必要であるとともに、かじ取りの難しい時期を迎えていると考えております。

最後に、次期に対する思いはどうかという質問に対してお答えします。

現在、取り組みを進めている標高差を生かしたワイン産業の振興、高地トレーニング施設誘致をはじめとする湯の丸高原施設整備基本構想の実現など、当市にとって喫緊して重要な施策に徐々にではありますが、光明が見えつつあります。また人口減少に歯止めをかけるまち・ひと・しごと創生総合戦略は、待ったなしで取り組みが求められており、市の間断なき発展のためには事業の継続性が担保されなければなりません。かかる状況下にあって、まいてきた種が着実に根づき、実を結ぶよう手を尽くして、道筋をつけて、未来につないでいくことが私に与えられた責務であり、使命であると思っております。

市民みんなでつくり上げたとみんなで誇れる東御市になるために、「小さくともキラリと光る東御市」になるために、引き続き市民の先頭に立って、愛するふるさと東御と市民の幸せのために粉骨砕身、一生懸命努力してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君）　ここで15分間休憩します。

休憩　午前10時17分

再開　午前10時38分

○議長（櫻井寿彦君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

横山好範君。

○3番（横山好範君）　それでは再質問ということでお願いをしてきたいと思います。1問ずついきます。

まず総合戦略と総合計画との立ち位置といいますか、そういった問題については総合戦略は個別計画で、総合計画を実現するための手段の1つという位置づけだと、こういうお話でございます。先ほどもちょっと申し上げましたが、総合戦略の目標達成のためにはまさに総合的な市の発展がなければ戦略そのものも達成できないというようなものであるかと思ひますし、単にほかの個別計画とは違った意味合いもかなりあるのではないかと、こんなふうに私は思っております。双方見合いの中で十分考えていく必要があるのではないかとということであるかと思ひますが、総合戦略の背景として人口減少があるわけでありまして。先ほどの質疑の中でも若干ありましたが、少子高齢化は進行していきまして、人口はどんどん減少してきていますと、こういう状態が全国的に起きていると、こういうことであります。今の状態が続けば、日本の人口1億2,700万の人口があと200年、ちょっと遠い先の話であれなんですが、200年たつと1,391万人になると、3000年になると1,000人になると、ついにはなくなってしまうと、そんなことが今の出生率と死亡率が続くと数字的にはそういうことになる、こういうふうに石破創生担当大臣はある会議の中で言っています。そういう認識もあるわけでありまして。そんなことになるわけではないと思ひますが、先のことは何とも言えない、そういう状況であるのではないかと、こんなふうに思ひます。

そうならないように努力をしていくことが、今を生きる私たちに課せられている課題だと、こんなふうに思っているわけです。そういうことを考えると、総合戦略そのものが人口減少を食い止めることが最も重要な課題であると、こういうことでよいのかどうか、再確認でお尋ねしたいと思ひます。

○議長（櫻井寿彦君）　総務部長。

○総務部長（掛川卓男君）　ただいまの再質問にお答えを申し上げます。

議員のおっしゃるとおり、総合戦略については人口減少を食い止めることは最も重要な課題でございまして。総合戦略は雇用と新しい人の流れを創出し、若い世代の希望をかなえ、時代に合った地域をつくることなどによりまして、人口問題を克服しようとするものでございまして。

○議長（櫻井寿彦君）　横山好範君。

○3番（横山好範君）　そういうことであるということでありまして。そういう中で、これも先ほど若干出ましたけれども、女性が一生の間に産む平均の子どもの数は、合計特殊出生率といいますか、

そういうことで言われております。県でもまち・ひと・しごと総合戦略を作成しているわけですが、その中ではこの数値を明確に取り上げて、向上目標が示されているところであります。全国的の市区の中で、一番高いのは沖縄県の宮古島市だそうですが、2.27ということだそうです。一番低いところでは、これは多分東京の区だと思いますが、はっきり表現してなかったんですが、0.95というところもあると、こんなような話であります。長野県の場合には、1.54の現状を31年には1.65を目標とした総合戦略がつくられていると。東御市は人口ビジョンの中で、これは先ほどちょっと数字もありましたけれども、ビジョンの中の数字をそのまま使わせていただきますが、現状1.54を2030年に1.8にしたいと、2040年には人口置換水準といいますか、言いかえれば人口を長期的に一定に保てる水準というのが2.07ですか、一応2.1を見込み、見通しを立てていると、こういうことになっているわけですが、総合戦略そのものの中にはこういった率がはっきり示されていない、これはどういう理由なんでしょうか、お尋ねします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまのご質問でございますけれど、総合戦略の中に合計特殊出生率の目標を設定していないのはどういう理由かというご質問でございます。その基本となります人口ビジョンにおきましては、合計特殊出生率と社会動態の回復を念頭に、人口推計を行ったものでございます。これらによりまして2万8,000人程度の人口を維持できるものとしたいというわけですが、そういう状態にするためにはどう戦略的に施策展開をするか、それがすなわち総合戦略ということでございます。

合計特殊出生率をそのまま総合戦略の中の目標値にすることにつきましては、女性に対しまして責任と重圧を与えかねないものと考えられます。結婚されない方、また結婚され子どもをもうけたくても授からない方々もおられます。そのようなことにも配慮させていただいたところでございます。総合戦略による様々な施策展開により、雇用が創出され、人の流れも生み、若い皆さんの希望がかなえられる時代に合った地域づくりをする、その結果として人口減少の速度を鈍化させ、克服してまいりたいとさせていただいたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 人口ビジョンの中で、はっきりしたそういった見通しを立てているから、そういう中で読んでくれと、こういうことだろうと思いますし、戦略の中に、そこで言っている、戦略の中で言っても同じような感じなのかなという感じはしますが、そういった気持ちはわかりました。

合計出生率を目標にとってみても、ただそれを目標にして、達成するためにはかなりいろいろなそういった全体的な対策が当然とられなくてはいけないわけなので、1つの総合的な目標という考え方の中で、ビジョンの数字というものがあるわけなんです、そういったものをひとつ目指していく必要があるのかなと、こんなふうに思っています。

その次に、同じようなちょっとあれなんです、人口ビジョンの中でも明らかにしておりますが、

晩婚化とか未婚化というのが年々増加をしてきていると、これは少子化の一因になっていると、こういうことだと思います。初婚年齢を見ると全国の統計を見ますと昭和50年には27歳であったものが、21年には30.4歳、長野県では27.3歳が同じ平成21年には30.3歳になっているということで、50年と比較すると約3年ほど遅くなってきているという状況ではありますが、これはいろいろ考えてみても、目標にもならないし、それぞれの個人の自由な問題もありまして、非常に難しい問題だと思いますが、東御市の状況というのはどういうふうになっておりますか。もしおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 東御市における初婚年齢についてのご質問でございますが、東御市の初婚年齢につきましては把握をしておりません。長野県の初婚年齢の推移が公表されておりまして、その傾向と同様に東御市の初婚年齢が上昇しているものというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 人口減少を克服するためには、まず基本的な人口はしっかりと確保し、その上でいろんな対策をしていくと、こういうことが必要なのではないかなとこんなふうに思います。

ちょっとここで先ほどの質疑の中で、保育料の減免の質疑がありまして、その中で部長の方から3人目の無料化にした場合に、保育園へ入園する子どもが多く、予算的な問題もあって多くなってしまうとか、多くなりすぎたら困るとか、そういうような、ちょっと理解できないというか、もう一回もしあれだったらお願いしたいと思いますが、どういう意味での答弁なのか。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 部長にかわって私の方からお答えさせていただきます。

出生率を上げていくということのまず基本は、若い出産可能な年齢のご夫婦が希望されている平均値ということで、1.81という数字がありまして、希望をしながらその数字が実現していないということは社会の責任ではないかというふうに考えておるところであります。したがって国も県も市もこれを克服していくために、各々が努力していくということをまず目標に掲げていこうということでございます。

そういう中では、いろんな支援策が考えられるというふうに思っております。まだ議論の途中ではありますけれども、子育て世代に給料を手厚い給料体系にして、子育てが終わった世代からはだんだん必要な額に抑えていった方が子育てする人たちにとっては有利になるというようなことでありますとか、先ほど申しましたように子どもたちの保育費に関して、減免を多子世帯に対してやっていくと。東御市的には現在の人数を展開すると1,400万円ぐらいかかるわけでありますけれども、現在、家庭で保育していらっしゃるお子さんもいらっしゃるという状態の中で、無料であれば保育園に出したいという希望の家庭も出てくるというふうに推測すると約2,000万円ぐらいの原資が必要というお話を多少端折って部長の方から、増えるという可能性を指摘したところであります。そういう中ではありますけれども、またいろんな今、国と医療費の無料化に関しても、また社会全体

でペナルティをなくしていくような、そのような議論とか、いろいろ国も県もやっておりますので、原資に関して差し繰りつけば、そのことに関して前向きに検討すべき課題であるという認識は市全体として持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 突然の質問で大変申しわけございませんでした。そういうふうなご回答ありますので、そういうことで了解をいたしました。

ただ、ちょっと気になったのは、人が増えて困るような、そういうふうな受け取れたもので、それでは困ったかなと、こういう話でございます。

こういった人口減少の問題については、総合戦略の中では基本目標は3ですが、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる政策として、パッケージをされているわけであります。結婚、出産、子育てのそれぞれの希望をかなえるまちづくりの3施策と、ワーク・ライフ・バランスの実現というものをパッケージの中には入れてあるわけでございます。具体的な施策の展開については、国の交付金を活用しながら、優先度を検討し、予算化の中で提案をしていくという、こういうふうな最初の答弁もございました。いろいろ微妙な部分もありますし、難しい課題だと思いますが、婚活事業等について、子育て支援について若干他市の取り組みを、事例をご紹介しながら、ご意見をお伺いしたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

1つは、静岡県伊豆市の婚活事業の取り組みであります。婚活サークルをつくってありまして、iーリーグというものだそうですが、を立ち上げて、数多くのイベントを行い、若者に出会いの場を数多く提供しているということであります。iーリーグのアイは伊豆のI、出会いのアイ、愛する愛のアイ、3つのアイをとってそういった名前をつけたということであります。東御市でもいろいろな主体が出会いの会などの取り組みをしておりますけれども、伊豆市のこの事業はちょっと違った様相がありますので申し上げてみたいと思いますが、iーリーグ会員というものを募集します。これは男女の独身の会員であります。それから婚活活動を幾つかやっていくんですが、それを支援するボランティア、これはサポーターというらしいんですが、この皆さんも登録をしていただくと。会員及びサポーターの参加者は携帯サイトから登録をしてもらって、イベント等の情報も企画した段階で携帯電話を通じて発信をします。事業の運営、企画は市役所職員が担当する事務局が1人ですがいて、あと登録されたサポーターと協力をして事業をしていくと、こういうことだそうです。

具体的な事業は、例えばですが、河原でのアユのつかみどりとバーベキュー大会、チーム対抗いも掘りリレー大会、クリスマスパーティ、周年記念キャンプ等、年10回ほどのイベントを行っているようであります。参加者は50人から100人くらいいるということでありまして、年会費等はゼロでありまして負担はないと。ただイベントに参加する場合の実費はそれぞれその時点で各人負担で行っているということのようです。21年度から実施をしてきているということですから、もう7、

8年になるのですか、ということでもあります。

現在の会員数、これがまたびっくりなんですが、女性が586人、男性が769人だそうです。それでサポーターというのがお手伝いする、企画、運営をサポートする人たちのサポーターは13人の既婚者が登録していると、こういうことでもあります。行政でも担当窓口をつくり、かなり労力を使っているけれども、住民サポーターの力を活用して非常に厳しい内容の事業になっているかと思うんですが、長期間続けられていると、こういうふうな婚活事業であります。ちなみに伊豆市の人口は3万3,000人ということでもあります。

ただ、残念なことに、これで1年に何組の結婚ができていくか、その辺はちょっと調査してありませんので、こういう事業がやっているということでもありますので、何か、かなりこう、可能性が出るのではないかとということでもあります。これが登録しているは市内だけではなくて、市外の同じ県の皆さんとか、あるいは県外からの登録者もいるという、こういうことのようにあります。これが1つです。

それからもう一つなんですが、これは会派の政務調査活動で訪れました島根県江津市における子育て支援の取り組みについてであります。江津市は、島根県中央やや西寄りの日本海に面した人口2万5,000人ほどの静かな市でありました。江津市での子育て支援策として、平成21年から実施をしている赤ちゃん登校日事業というのがあるんですが、これは小学校5年生の生徒が生後4カ月の赤ちゃんとも、もちろんその親も一緒に抱いてくるんですが、ペアをつくりまして、赤ちゃんとかかわるための事前授業から始まり、3カ月間に4回の授業、これは総合学習の中でやっているということでしたが、かかわり体験、赤ちゃんとかかわり体験を行っていくと、こういうようなことをやっているということでもあります。

事前授業の中では、お母さんとかかわりの仕方、人と接するときのマナー、おじぎの仕方とかについても含めて、赤ちゃんの抱き方とか、そういうことも含めて事前学習を行い、2回目以降3回はペアをつくった同じ相手と3回かかわり合っていくということでもあります。

事業を始めるに当たって、3年ほど事前準備のための研修等を行って、先ほど申し上げましたが21年から開始し、7年目となっているということでもあります。事業の目的は、将来親となる生徒が赤ちゃんへのかかわりを通じて、小さな命に感動する心、親への感謝、人への思いやり、生きる勇氣などを育むということを目的に始められたということでございます。いじめとか、不登校とか、児童虐待など、痛ましい事件が増加をしている中で、心の教育プロジェクトとしても位置づけられているということでもあります。当初1校で始めた取り組みも2校に拡大し、市内の5年生の50%近い生徒が体験をしてきていると、こういうような実情であります。

この事業は子育てサポートセンターが担当しているということでございます。市の直営で実施をしていたんですが、いろいろ経費の関係もありまして24年度からはNPO法人でやっているというところらしいんですが、そのNPO法人がセンター業務を一括受託して、この事業も実施をしていると、こういうことでもあります。

事業に参加したお母さんや生徒の感想もビデオで見せてもらったんですが、人を大切にする、あるいは子どもへの愛情、親への感謝、助け合いの気持ち、それからお母さんが私も子どものときはこんなに大事にされたんだと、そういうふうに改めて親のといいますか、子どもの気持ちといいますか、両方の気持ちを自覚できるというようなことも言っていましたけれど、そういった気持ちの醸成など、人としての大切な学習が行われてきているなということを感じしてお聞きをしてみました。

この効果というのは息を長く考えなくてはいけないということで、すぐに効果がどうこうとあらわれるものではなくて、5年生が大人になり、あるいは親になり、子どもができた時点で初めて、あのときのこういった経験があったという、そういうことを気づく場合もあるかと思いますし、そういうことで息の長い事業であると思います。大人子ども含めて今、欠けているものを身につけられ、先々大きな効果があらわれるというふうなことも期待できるのではないかと思います。これ教育長の方へもちょっと質問すればよかったのですが、ちょっと投げかけてありませんので、子育て支援の立場で、いろいろお考えがあったら、お聞かせをいただければと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 静岡県伊豆市の婚活事業 i ーリーグの取り組みと、島根県江津市の赤ちゃん登校日事業につきまして、どのように考えているかというご質問でございます。

最初に、伊豆市の独身男女の出会いを応援する仕組み、取り組み、i ーリーグについてでございます。市では現在、社会福祉協議会に結婚相談事業補助金を、商工会に結婚支援活動事業費補助金を交付し、婚活事業を行っているところでございます。伊豆市のように市が実施主体となった婚活事業の取り組みは難しいと考えておりますが、先ほど議員からもお話が出ましたとおり、実際に何組のカップルが誕生し、結婚に結びついたのか等、情報収集を行い、今後研究してまいりたいと考えております。

次に、島根県江津市の赤ちゃん登校日事業でございます。将来、父親、母親となる子どもたちが赤ちゃんに触れ合うことによって、将来良好な親子関係ができるように、また小さな命をいとおしく思える心を育むということでございますが、この赤ちゃん登校日はあくまでも学校の授業ということでございまして、実施主体との関係もありますので、江津市の実施状況について情報収集を行い、今後研究してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） ぜひいろいろ研究をしていただいて、取り入れられる部分があったら取り入れていただければいいのではないかなと、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

人口対策は、教育もそうありますが、一朝一夕にはいかないものであります。目先を見て、簡単にやれることをやっていくということではなくて、しっかり先を見据えて、やるべきことを根気よくやっていくという、何の事業もそうだと思いますが、そういった思いが大事だと、こんなふう

に思っているわけであります。

次に、地域ビジョンの推進に当たって、市の支援についてお伺いをいたしました。ビジョンが地区住民自らの作業で自ら作成したものであり、住民が主体となってビジョンの実現に向けて力を出していくことがこれからの取り組みとして、できた段階後の取り組みとして非常に大切であるかと思えます。しかし各地区には財政的な裏づけはほとんどないわけであります。枠をはめない地区独自事業への支援について、考えていっていただきたいと、こういうふうに思うわけでございまして、地区ごとに一定の予算枠を確保するなど、新たな発想のもとに事業化を検討すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 地区ごとへの支援策として、一定の予算の確保等についてのご質問でございますが、各地区で策定いただいております地域ビジョンにつきましましては、総合計画に掲げました目標の1つでございます。時代に合った地域づくりの一環でもございます。地域ビジョンに掲げる各地区の将来像実現に向けての市の支援といたしましては、現在の制度でございます地域づくり活動補助金等による財政的支援、また地域づくり支援員やサポーターによる人的支援をさせていただければと考えておるところでございます。

また、小学校区単位的地域づくりにつきましましては、地域の自主性、また主体的、自立的な取り組みでありますことから、その活動状況を見極めながら必要に応じてさらなる支援について検討してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 最初の質問の中でもしたんですが、小学校区単位的地域づくりの組織化というのとは並行して、地域ビジョン策定というのは行われてきているし、それぞれの地域で地域ビジョンの策定そのものを、何ていいますか、組織づくりの組織と同じような形で多分やっているのではないかと思うんです。だからそういったところはあまり区別しなくて、地域ビジョンを達成する地域の活動というものに目を、重点を置いて、そういった支援をぜひできるようにお願いをしたいと思うわけです。

それで総合戦略の中で拾っていくと、こういうことでありまして、これはまさに地域創生の地域の事業であるかと思うんですね。ですから総合戦略とも相まって、既存の事業の中で考えるのではなくて、やっぱり新しい発想の中で国、県の創生対策事業の予算等も使えるものは使って、新たな財源を確保して事業を組み立てていくと、そんなようなこともぜひ考えていただいて、方向性を示したい、市の方でつくった事業化の中で事業をするのではなくて、地域の独自の発想のもとにやれるような予算枠をぜひ確保していただきたいと、こういうふうに思いますし、そうでなければ地域ビジョンをつくった、絵になってしまうのではないかと、この辺を心配するわけなので、その辺をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか、再度。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 横山議員のご質問にお答えいたします。

小学校区単位の地域づくりを自らのふるさとと位置づけて、どのような将来をしっかりと描き、その実現のために地域の人々が汗をかいていく、そのような仕組みが今、できつつあるという認識を持っております。まだまだ異論もあるし、向いているところ向いていないところ、現在、置かれている状況の把握をどういうふうに認識するかという違いは、地区ごとに違いがまだあるわけでございますけれども、将来のビジョンに向かって大きな動きが今、始まっている。そして地域のことを地域で考え、地域で実現していくという方向のための交付金システムなりがやっぱり考えられていくべきときを迎えつつあるのではないかというふうに私自身も考えております。

ご提案いただいた事項に関して、許される財政状況がどのようなものかということも含めまして、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 横山好範君。

○3番（横山好範君） 大変市長の前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。ぜひまたそういった方向でできるような形で、お考えいただければありがたいと思います。

最後になりましたが、市長の決意、しっかりとお聞きをいたしました。先ほどの最初の思い、決意ですが、お話を伺いいたしました。総合戦略の中では、住みよいまちづくりについて何か目標を掲げてあるわけなんです、あわせて住んでみたいまちというようなランキングもあるようでございます。住みよいまちというのは、こちらで作り出したまちづくりなんです、住んでみたいというのはそれぞれの主観が非常に強い、その人たちがそこへ住んでみたいという気持ちで大変難しい部分だと思いますか、住みよい、住んでみたいまちづくり東御市のために、一層の尽力を期待をしております。よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号23 市民病院の経営状況について、受付番号24 大河ドラマ「真田丸」と東御市への観光について。5番、蓮見喜昭君。

蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 議席番号5番、太陽と風の会、蓮見喜昭です。本日も元気に一般質問を行っていきます。

今回は2点について、市民病院の経営状況について、それと大河ドラマ「真田丸」と東御市への観光についての2点について質問します。

まず最初に、市民病院の経営状況についてですが、市民病院については今議会の一般質問で複数の議員がしております。東御市民病院は毎年繰入金として約1億円、そして現在の累積欠損金が8億9,000万円以上になったということで、今回は市民病院の経営に関して質問をしたいと思いますが、昨日の2人の同僚議員の質問でもありましたが、9月議会でも指摘がありましたように、市民病院に対する一般質問が少ないというような指摘があったと記憶しております。思い出してみると私もたしか1期目のときに質問を1度だけした記憶があるのですが、それからかなり時間がたって

しまいまして、そのときも病院に一般会計の繰入金は当然ありましたけれども、累積欠損金は今ほどの金額ではなかったというふうに記憶しております。

実際のところ東御市民病院に限らず、全国各地にある公立の病院のその多くが財政的な問題に直面をしているわけですが、そんなわけで公立病院の先進的事例を見たくて、研究したく先月会派で熊本県にある玉名中央病院というところを訪問させていただきました。その玉名中央病院については、昨日同僚の阿部議員がいろいろ説明されておりましたので、詳細には述べませんが、病院の院長先生をはじめとして、医師としての手腕だけでなく、経営者としての手腕もしっかり発揮されて、そういった医療陣を事務局がしっかりサポートしているというような印象を受けました。

その病院以外にも、今回のこの質問をするに当たっていろいろな病院を調べたりしてみたんですが、いわゆる経営的に成功されているような公立病院というのは、本当にいろんな工夫をしているんだなというふうに感じたところです。

そこで、ここ数年の間の東御市民病院の取り組みについてお聞きしますが、ここ数年間の東御市民病院での医師、看護師の人数はどのように変化しているでしょうか。

同じくここ数年間の市民病院での人件費の推移はどうなっているでしょうか。

そして東御市民病院の強みというもの、そして弱みというものはどこにあるとお考えでしょうか。

続きまして、大河ドラマ「真田丸」と東御市への観光についての質問ですが、いよいよ多くの方々待望のNHKの大河ドラマ「真田丸」が年明けから放送が開始されます。ロケも既に進んでいるようでして、期待に胸を膨らませる方も多いと思いますが、このドラマ放映によって東御市を含む上田地域には訪問される方々が増えるというチャンスでもありますので、このドラマ放映直前の状況についてお聞きをしたいと思います。

先日、東御市のお隣の上田市でも市議会の一般質問がありまして、新聞記事なんかを拝見しておりますと、今回の議会の質問では、やはり「真田丸」関連の質問が多かったそうです。特に多かった質問が、やはり増える観光客に対してどういう対応をするのですとか、そういった受け入れ態勢にかかわることですとか、あとは駐車場が少ないという話でしたので、駐車場に関するような質問が多かったというふうに記憶しております。

東御市も、この大河ドラマが放映されることが決まったのが1年半ほど前だったように記憶しておりますけれども、真田家にゆかりのある海野宿にある駐車場を無料化したりですとか、あとは南側にも駐車場を増設して、観光客の受け入れの準備をいろいろされてきていると思いますけれども、実際に今現在の上田市を見てみると、大河ドラマの放映が決まってから、明らかに訪問される方の人数というものが増えてきたような気がします。もちろん北陸新幹線の効果というものは当然あるとは思いますが、実際に数えたわけではないんですが、訪問されたお客様とお話をしている中で、上田市内のホテルがとりづらくなったとかいう話もお聞きしました。恐らく大河ドラマが始まるとかなり混むということが予想されますので、実際に放送が始まる前に行っておこうということでお越しいただいている方々ですとか、ドラマが始まると知ってから、いてもたってもいられな

くて現地までいらっしゃった方とか、皆様それぞれが思いを秘めてこの上田地域にお越しにいたっていると思うのですが、いわゆる「真田丸」を通じての訪問客商戦というべきでしょうか、それはもう既に始まっているような気がします。

そこで質問をいたしますが、この大河ドラマ放映が決定してから、東御市としてはどのようなことに取り組んできたのでしょうか。その放映が決まってから1年半ほどたちますが、実際の東御市への訪問客というものは増えているのでしょうか。そしてこの上田地域のほかの自治体との連携はどのようなになっているのでしょうか。

以上が私の最初の質問です。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 受付番号23、蓮見喜昭議員の市民病院の経営状況についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えします。

初めに、ここ数年間の医師、看護師、技師の人数の変化についてのご質問でございますが、過去5年間の状況について申し上げますと、常勤の医師につきましては平成22年度当初は9人で、その後25年度に11人に増加しましたが、現在は9人の医師が勤務をしておる状況でございます。また看護師につきましては、平成22年度当初は54人で、その後26年度に60人に増加をいたしました。現在は54人に減少し、5年前と変わりのない状況でございます。一方、技師につきましては、平成22年度当初は18人で、その後の業務量の増加や拡充などに伴いまして、今年度当初に29人に増加をいたしました。現在は27人となりまして、5年前に比べて9名の増加となっているところでございます。

次に、2点目のここ数年間の人件費の推移についてのご質問でございますが、臨時的に勤務をしておりますパート医師の賃金も人件費に含めまして、平成22年度の決算では7億5,000万円余りでございましたが、その後毎年増加いたしまして、26年度の決算では9億7,000万円余りとなりまして、5年間で2億2,000万円増加をいたしました。

次に、3点目の市民病院の強みと弱みについてのご質問でございますが、当院は2次医療機関という位置づけになっておりますが、その中でも地域に密着した様々な医療ニーズにこたえるために、小規模多機能病院として地域住民にとりましては最初に受診する最も身近な病院でありまして、極めて1次医療に近い部分を担っているところであります。したがって当初の診断を行うための検査機器等を数多く備えておりまして、救急や急病患者等の診断を迅速に行いまして、すばやい治療を施すとともに、当院での対応が困難な場合には速やかに他院へ紹介するなど、患者さんへの初期対応として適宜適切な医療を行うことができるという強みがございます。

しかしながら一方では、迅速に対応するための職員や検査機器等にかかる費用の増加が、病院経営の大きな負担になってしまうという強みに相反する弱みもございます。

市が運営する公立病院といたしましては、これまでも地域住民の医療ニーズにこたえるため、小規模ながら多機能性を重視し、維持してきたという経過がございます。過度に採算性ばかりを意

識した医療だけを扱うことができないという経営的には極めて苦しい立ち位置にあるということもご理解をいただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 受付番号24、蓮見喜昭議員の大河ドラマ「真田丸」と東御市への観光についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、大河ドラマ放映が決まってからどのようなことに取り組んできたかであります。真田氏のルーツは海野一族にあることを積極的にPRするため、「真田氏ゆかりの海野一族の里」をキャッチコピーとして、情報発信、誘客宣伝に取り組んでいるところでございます。

具体的には、「東日本ハイウェイマップ」などの各種フリーペーパーを活用した情報発信に加え、「NHK大河ドラマガイドブック」等への掲載や、メディア報道に取り上げてもらうための活動を積極的に展開しているところであります。

次に、東御市への訪問客は増えているかであります。長野県が集計している観光地利用者統計調査によると、大河ドラマ「真田丸」放映決定後の本年1月から6月までの市内の三大観光地の観光入り込み客数は37万6,400人であり、昨年と比べ減少していますが、この要因は4月における湯の丸高原スキー客の入り込み数が去年同期より5,000人余り減少したことによる影響ととらえています。また同期間の海野宿における観光入り込み客数は6万5,500人であり、前年より4,000人増、前年同期比106.5%という状況になっております。

次に、上田地域の他の自治体との連携はどうなっているかであります。大河ドラマ「真田丸」の真田氏の居城やゆかりの地が数多く上小地域にあることから、上田地域広域連合内に設置された上田地域観光協議会が中心となって、広域的な情報発信と誘客宣伝に取り組んでいるところでございます。

具体的には、上田地域4市町村が連携して、銀座NAGANOなどを活用した合同誘客キャンペーンを積極的に展開しているほか、「いざ、真田幸村公ゆかりの地へ」と題した信州上田地域周遊ガイドマップの作成、広域観光周遊「真田氏史跡めぐりスタンプラリー」などの企画、更には広域観光ガイドの養成などを進めております。

また、しなの鉄道沿線観光協議会との連携も図り、シリーズで新聞掲載されている「しなの鉄道沿線真田物語」への海野宿の紹介や、「しなの鉄道沿線マップ&ガイド」の作成、観光列車「ろくもん」での観光キャンペーンにも取り組んでいるところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） それでは再質問を行います。ここからは一問一答をお願いします。

最初に、市民病院に関しての再質問ですが、やはり先ほど経営状況がいい病院、いろんな経営的な取り組みをしていると申し上げましたけれども、ただ、公立病院と経営というものの関係について、やはり病院は人命を預かるという、そういった特殊なところもございますので、病院経営と利益うんぬんという関係については、様々な意見、考え方があるのは承知で、あえて質問をさせてい

ただいているわけですが、なかなか医療一筋でやられてこられた医師の先生方に、本業の医療に加えて病院経営もというのは、なかなか最初は難しいところもあると思うんです。しかしながらそれをうまく病院の事務局がサポートをしてやって、しっかりタッグを組んで前に進んでいけば、いろんな道が見えてくるのではないかなというふうに正直感じました。

そういった意味でも市民病院の経営改革を語る上で、これからの病院事務局の存在というものもしっかりと院長をはじめとする医療スタッフ、そして経営面についてもいろんなサポートをして、市民病院を盛り上げていく、活性化していくという意味で、今まで以上に病院事務局というものが重要になってくるとは思うんですが、これからの病院事務局の役割についてどのようにお考えか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいまの病院の事務局という表現のご質問でございますが、いろいろ受け取り方があるかと思います。1つには、経営面において現場を預かる幹部という組織もあります。病院におきましては院長はじめ副院長、そして事務長、看護部長、技師部長ということで、これらが幹部職員ということで経営陣に当たっておりますが、実際に運用面を考えたときには、やはり事務局として大きく経営にかかわっている部門といたしまして、1つには診療報酬という大事な病院の収入面を預かっている医事という部門があります。具体的には医事係ということで組織をされております。そしてまた経理を中心といたしまして、支出の方を管理しております、当院では庶務係ということで組織をしておりますけれども、そういった2つの入りと出にかかわる大きな部門、これが病院では事務局というような認識でいたしておるところであります。

特にその中でも医事を預かる部門、これにつきましてはやはり経営のかなめとして医療業界におけるやはり専門的な幅広い知識も必要ですし、また高い専門性が要求されますので、専門職としてのスキルの高い人材を配置していく必要があると、そんなふうに考えているところであります。

また、一方では、いわゆる公立病院ということになりますので、当然にして本庁の方の総務部門、また財政等を預かる部門等も広い意味では事務局という言い方もあるかもしれませんけれども、こちらにつきましては副市長も含めまして、病院経営検討会議ということで、当市の場合は病院事業が3つございますので、それを含めた形の中で改革に向けての会議を開いているということでもあります。

また、病院におきましては、先ほどの幹部の職員が数名おりますが、そこに前院長であられた医師が顧問という形で残っておりますので、その医師も含めた形で、毎週水曜日朝7時45分から8時半まで、幹部会議を開催して、経営のみならず、また病院の諸課題について話し合いを行っているということで、なかなか表に出ない部分等がございますけれども、そんな形の中でそれぞれの立場で努力はしているということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 病院内にはいろんな立場の幹部の方々がいるということもよくわかりまし

たけれども、やはり専門職、専門スキルも必要だということで、そのあたりは病院事務長にぜひ音頭をとっていただいて、うまい調整をしていただけたらというふうに思います。

今までの一般質問等を通じたところですか、公営病院に関する資料や本等読んでみて、医師の数というものは病院の売上に比例するという話を何度も聞いた記憶があります。確かに医師の数が少ない病院ですと、対応できる病気の数も当然少なくなりますし、その結果、科の数が減ってしまって、患者さんの選択肢も大分少なくなってしまうのではないかなというふうに思います。結果、より多くの医師がいて、治療の範囲の広い市外にある大きな病院に行ってしまうという図式が成り立ってしまうところもあるわけでありますが、東御市民病院の場合は私が議員になってからも常に医師確保のためにいろいろ努力をされてこられたなというふうに感じています。様々な話も聞きますし、なかなか医師確保というものが難しくて、過去にいわゆる医師の紹介制の、そういった機関を活用して多額の紹介料を払ってまで、お医者さんを探し出してきたということもあったなというふうに記憶をしています。

というわけで医師の数が多いいことが、その病院の歳入アップにつながると、今まで正直そのようにずっと考えてはいたんですが、いろいろそれが実際にそうなのかということで、ちょっと調べてみたんですが、総務省が発表しております資料の中で病院経営分析比較表というのがあります。それを取り出していろいろ精査をしてみて、東御市の市民病院の経営状況について自分なりにいろいろ見てみました。私もそういった数字が大好きで、そういった比較表を見てしまうと、1時間ぐらい平気で見てしまうのですが、この資料を見てみますとその資料の中に病院の100床当たりの医師の数の比較が載っておりました。東御市民病院の場合は、平成25年なのでちょっと古い資料だったんですが、平成25年の場合に全国の100床当たりの医師の数が14.5人が平均だそうです。類似平均、これは東御市民病院が属する同じクラスの病院ということで、50床から100床未満の病院、東御市民病院は60床なので、こちらの分類に入るわけですが、類似平均の100床当たりの医師の数が7.5人ということでした。それに対して東御市民病院の100床当たりの医師数は、東御市民病院は60床しかありませんで、平成25年度には医師の数が11人だったものですから、それを100床当たりに換算すると20人という計算になります。全国平均で14.5人で、類似平均で7.5人中、東御市民病院は医師の数が20人ということで、これはかなり多いかなというふうに思いました。

医師だけでなく、医療スタッフもかなり多くて、全職員で見ると100床当たりの全国平均が125人、職員が全国平均が125人、そして類似の平均が102.3人に対して、東御市民病院は213.3人ということで、類似平均のほぼ倍ぐらいということで、こちらもかなり多いふうに感じました。

以前の一般質問のやりとりとかを見ても、そういったわけで医師や看護師の数が増えれば、それが病院の歳入アップにつながるというふうに私は考えていたのですが、この分析表を見ると必ずしもそうではないのかなというような気がしていました。このあたりについて市はどのように考えるか、お聞きもしたいんですが、昨日も結城院長が答弁されていたように、東御市民病院の医療収益全体で見ると人件費が高い水準であるとおっしゃっていましたが、調べてみると確かに本当

にそのとおりだと思います。高いからだめというわけではないんですけれども、実際にその数値を見てみますと、先ほどの病院経営分析比較表によりますと、平成25年度では人件費が医療収益に占める割合が何と70%もありました。ちなみに全国平均の数値で53.2%、類似平均でも63.4%ということなものですから、比較してもかなり高いと。例えば民間の会社でも、収入の中の人件費が70%を超えるとかなり経営が大変であるということが容易にわかるわけですし、明らかにこの数字は改善が必要であるように考えます。というより、もっと早く何かしらの改善をすべきではなかったのかなというふうにも思います。

先ほどの答弁の中でも、この5年間の中で多くの職員が正職員化を図ってきたということで、スタッフの職場満足度、更に離職率が低下したとは思いますが、それはそれですばらしいことだと思うんですが、とはいっても先ほどの答弁の中ではパートさんの賃金も加えて、この5年間で人件費が2億2,000万円増加ですか、ということになっております。

もちろん東御市の市民病院が必要と考える方はとても多いですし、人命がかかるという、そういった特殊な部分もありますので、もうかるもうからないの基準、つまり民間企業のような経営感覚を公立病院の経営に持ち込んでも、そぐわないという意見があるのは重々承知であります。そういった考え方も当然あると思いますが、ただ、それはやはりバランスだと思うんですね。いろんな方々の熱い思いの詰まった市民病院でもあり、5年ほど前の累積欠損金ならともなく、さすがに今の累積欠損金が8億9,000万円ですか、この金額になってくると、さすがにバランスが今、とれていないというふうには思えないんですね。

それに加えて、先ほどの分析表を見てみますと、人数もそうなんですが、医師や看護師等スタッフの平均年齢も高いんですね。特に医師は全国平均、平成25年度の結果ですけれども、医師に関しては全国平均より10歳以上高くて、平成25年度の全国の医師の平均が44.4歳なのに対して、東御市民病院の医師の平均年齢は54.6歳というふうになっています。このあたりのところも人件費を押し上げる要素の1つになっているのかなというふうに感じました。

平均年齢が高いということを考えると、今現在まだ大丈夫なのかもしれないんですが、将来的に後継者、医師、看護師の後継者がいなくなってしまうのではというような危惧をしているところであります。もし仮にそういう可能性があるなら、近い将来に後継者育成ということも大きな課題になってくるのではないかと思います。

というわけで、これからも長い期間、市民病院に存続してもらうためには、医師を含めた世代交代、そうした若手後継者の育成にも力を入れるべきだと思うのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 議員からただいまご指摘、多くのことをいただきました。そんな中で、最初にご紹介いただいた病院経営分析比較表というご案内がありましたけれども、行政でいう一般会計の決算カードに似たものでございまして、ほぼ1年遅れぐらいで発表されておまして、

まだ26年度分は全国の公立病院、そろっていないということでもあります。私も4月に異動してからこういった分析表を見ながら、いろいろと分析を行ってきたところではありますが、1つにはこれは市民病院ばかりではなくて病院事業全体の決算での数字が上がっておりますので、職員数その他もろもろにつきましても、3事業すべての職員がここに入っているということでもあります。

それからもう1点は、看護職におきましては実は看護助手という、専門職でない職員等もおりまして、これは報告をするときにそれぞれの病院がどんな感度で報告をするかによっても、職員数というのは一概には比較できないところもございますので、その辺については先ほど2倍ぐらいというお話がありましたが、そういった部分も含まれているということで、これは弁解になってしまいますが、考慮いただきたいというふうに思っているところでもあります。

ただ、しかしながらそういった中で、やはり人件費がこの5年間で2億円以上増加したという事実はあるわけございまして、そういった中ではやはりこれまで小規模多機能ということで、いろんなサービスをやってきた、そういった中で職員を増やさざるを得ない、そしてやはり人材不足から正職化を図っていくというようなことの中で、この5年間で過ぎてきたということがございます。

特にそういった中で、人が増加してきたということもありますが、それ以外にやはり当院は平成6年4月の開院ということで、20年余りしかたっていない病院でありまして、まだまだ職員の年齢がその後ずっと伸びてきて、毎年退職者も少ないというようなこともありまして、やはり人件費の中のそういった部分の自然増というものについても、やはり構造的な要因があるのかなというふうに思っています。

専門職におきましては、今後も人数の少ない病院でありますので、やはり退職が1名ないし2名という中での異動になりますので、なかなか全体の年齢の若返りを図っていくということも難しいものがあるかというふうには思っております。

同様に、医師につきましても、やはり研修医を受け入れたりですとか、信大等大学病院の系列で医師を派遣していただくというようなこともなかなかできない病院でありますので、どうしても医師の高齢化、それに伴い賃金も高くなるというところについては、小規模病院の宿命というようにところもございます。

ただ、全体といたしまして、そういった抱えている問題を話していても何の解決にもなりませんので、やはりこれまで培ってきたものを維持しながら、ただ業務の内容は精査しつつ、やはりコストを意識した病院運営というものは、もう当然やっていかなければいけないというふうに思っております。ですので時間をかけてその部分については改善を図っていくということでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） いろいろと小規模病院としての宿命とおっしゃってございましたけれど、そういった特殊ないろんな問題があるのは承知の上でございますけれども、やはり出ていくお金をこれから様々な形でコントロールして、改善をぜひとも図っていただきたいと思います。

反対に、出ていくお金の話ではなくて、反対に病院の収入面ですね、入ってくるお金の方を高めるといことで、小さなやっぱり病院では確かに限界はあるかと思いますが、そうはいっても今、できることをやはり着々として行っていくと、何も変わっていかないというふうに思います。

収益を上げていくという中で、以前の一般質問でも質問させていただいたんですが、そしてあとほかの病院関係者にもいろいろお話を聞く中で、不謹慎な言い方に聞こえたら本当に申しわけないのですけれども、東御市民病院で行っております透析ですね、透析という治療法は以前利益性が高いというわけで、東御市民病院でもかつて9床だったベッド数を17床まで増やしたという経緯があると思うんですが、その後はどのようなになっているのでしょうか。

それと昨日の同僚議員に対する答弁では、収益を上げるために今後の診療報酬の見直し、そして地域包括ケアの病床を設置して、それらを含めて今後の収益アップのために何か、病院経営の利益性を高めるために何か考えることがあるのでしょうか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 収入にかかわるご質問でございますが、初めに透析の話でございますが、平成22年に8床増床して17床で運用をしているということで、5年余りが経過をしているところであります。現在は平均で45名の患者さんにご利用をいただいております、なおかつそのうちの7割から8割が市民の方のご利用ということで、この透析については現在の福祉の森のあちらに移転をするときに、新しく市民病院をつくったときに透析を初めて始めたということで、これは市民の利便性を高めるための施策ということで始めたことであります。そういった形で市民に多くご利用いただいているということにつきましては、安定した稼働と安定した収入ということになっているというふうに思っております。

また、地域包括ケア病床でございますが、そもそもこの病床は従来の一般病床ですとある程度入院をすると退院をしていかなければいけないということがありますが、こちらの病床の場合は在宅復帰に向けたリハビリを中心とする病床でありますので、より長い入院が可能となるというようなメリットもありますし、その分、退院調整に時間をかけながら、自宅の方にお戻りいただけるというようなこともありますので、昨日も答弁いたしました、現在10床で運営をしているところでありますが、やはり当院の位置づけ、極めて1次医療に近い中での位置づけを考えた場合には、やはりこういった地域包括ケア病床の運用というものが、今後も拡大をしていく必要があるだろうというふうには思っております、それは経営面ということもございますでしょうが、やはり地域包括ケアという推進の中では、当院の役割として今後も重点的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） 市民病院がこの地域に必要と考えていらっしゃる方が本当に多い中で、今後の動向というものは皆が注目をしていると思います。9月議会の中の、決算議会の中でも社会福祉委員会の附帯意見の中でも、市民病院には危機感を持って経営改革を進めてほしいとありました。

ですのでやっぱりコンサルの方とか、第三者の意見をうまく活用していただいて、経営的にも、そして市民の意見にも配慮した、バランスのとれた改革というものをぜひとも進めていただきたいと思います。

続きまして、大河ドラマ「真田丸」についてですが、先ほどの答弁の中で全体的な観光客はスキー客の減少により若干少ないと、今年の訪問客は少ないということですが、海野宿自体に対しては4,000人増の6万5,500人ですか、少しは効果が出ているのかなというふうに感じましたが、私はこのところの取り組みで一番よかったと思うのは、やはり駐車場を無料にしたことではないかなというふうに思います。そして以前のものに加えてもう一つ新しいものもできたということで、満車でどこにとめられないなんてことは少ないでしょうし、ただ、まだ市内在住の方で、海野宿の駐車場が無料になったということをまだ知らない方も数人この前いらっしゃったので、ぜひとも周知をもう少ししていただいて、例えば市外からその方々のお知り合い等が東御市を訪問していただいたときには、ぜひとも海野宿の駐車場を利用してもらって、東御というところをもっと楽しんでいただけるようなことができたらいいなというふうに思います。

地域の連携という部分は、先ほどの答弁の中で大体わかったのですが、ただ、大河ドラマというものはやはりこの地域を売り出す絶好の機会でもあると思いますので、いろんな方々をぜひとも巻き込んで、昨日の同僚議員の中でもありましたけれども、市民に協力を求めるという話もありましたけれども、まさにそのとおりだというふうに思いました。

やはりお隣の上田市に來られた訪問客の数%でもよいので、もっと東御市の方に引っ張って、この地域を知ってもらうという必要性があると思います。

というわけで、上田の「真田丸」関連地域にも東御市の観光案内やパンフレット等を積極的に今までおいていなかったようなところにも置いていただいて、観光客が集まる場所に置いていただいて、東御市にも足を運んでもらうというような、そういった工夫が必要になってくると思います。現在、上田地域に既に多くの方々が訪問をし始めているという状況を鑑みると、ドラマ放映が開始されて、最初の1、2カ月もたてば、ある程度観光客の流れというものがわかってくるのではないかなというふうに思います。

そういう中で、やはり今回は大河ドラマという大きな興味で、この上田地域に来ていただけると。たまたま上田に來られた方が、そこで東御市のパンフレットが置いてあったので、東御について興味を持ってもらえたと。だから東御に寄ってみようかなという流れになっていく、なっていけばよいなというふうに思っています。

そんな中で、上田地域広域連携の中で上田地域に多数ある「真田丸」ゆかりの観光スポット等にも、もっと東御市の案内を置いてもらったり、場合によってはイベント等にも参加して、上田地域の観光のついでに東御市にもその延長線上で足を運んでもらうという努力、必要があると思いますけれども、実際に私どもがよく行く上田地域の施設、例えば上田駅のところには近郊市町村のパンフレットと一緒に東御市のものも置いてあったりとかしますけれども、実際にほかの場所ではどう

いった施設、場所等に東御市の案内等が置いてあるのでしょうか。そういったパンフレット、冊子等をうまく活用するということについて、どのようにお考えか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ご質問のまず上田市内でのパンフレットの配備状況についてでございますが、上田駅構内に既に設置されております駅観光案内所や上田市観光会館内に設置される予定の上田広域の関係でございますが、広域観光インフォメーションブースといった主要施設はもとより、上田市内の各観光地の案内所に配備をお願いし、自由にお持ちいただけるようにしているところでございます。

次に、効果的なPRを進めていくためにということですが、ITなどを活用した情報発信に加えて、来訪者が口コミによる拡散により、共感を得ていくことが必要であると考えております。したがって東御市の強みである豊かな食・物産を周遊しながら味わっていただく、食の体験や歴史文化的価値の高い海野宿、白鳥神社など真田氏のルーツをめぐる旅などを紹介し、一足伸ばして実際に感じていただくような様々なツールを活用しながら、PRしてまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） ぜひパンフレット等、そしてITですとか、あと訪問客の口コミ等もうまく絡めて、しっかり活用して、お客様にこの東御市に来ていただけるようにしていただければというふうに思います。

それよりもっと大事なこともあるんですけども、私が申し上げたいのは、ただ、今回の訪問というのは一過性にしてしまっただけではもったいないなということを申し上げたいなというふうに思います。やはり今年はドラマでやっぱり注目を浴びるので、例年よりはたくさんの方がこの上田地域に当然来ていただけると思うんですが、これはただかつての大河ドラマの放映された地域の状況を見ても明らかなんです。大河ドラマが放映された地域は、やっぱりその年はどうしても盛り上がります。当然盛り上がってたくさんの方が来ていただくんですが、その翌年以降、そのドラマ放映が終わってしまうと、熱も冷めてしまって訪問客が少なくなってしまうというような現象があります。

そんなこともあって、やはりこの地域、せっかく訪れていただいたお客様をドラマ放送が終了した後も、また再度訪問してもらえるような、いわゆるリピーターになってもらう必要があるというふうに思っています。リピーターを増やすにはどうするかということで、いろんな考え方がある中で、今朝同僚の若林議員もご当地グルメについて質問をされていまして、昨日も同僚議員が十味、十の味と書いての十味ですか、ということで地域の食についてのPRということも提案をされていまして。私もご当地グルメというのもそうですけれども、やはり地元の食材というものを使って、やっぱりこの地域の名物というものがあって、より多くの方々に親しんでもらえるようなものに育っていけば、地域の農業活性化にも役立ちますし、必ずリピーターが増えるのではないかなとい

うふうに思っています。

やはりそのときに、東御市を訪問したときに食べた味が忘れられないと、だからまたその地に行ってみたい。いろんなところに旅行に行くような方は、そういった経験をされている方が多いと思うんですけども、同じことがこの東御で実践できないかなというふうに考えます。つまりリピーターは胃袋でつかむと、そういう考え方、そういった発想も大切だと思うのですが、リピーターを増やすということについて、そういった方法の1つとして地域の食で盛り上げて、リピーターを増やしていくという試みについては、どのようにお考えか、お聞きをします。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） ご質問のまずリピーターになってもらうための取り組みについてでございますが、今回の「真田丸」放映に伴い、新たに上田城南側に設置されます観光スポット、信州上田真田丸大河ドラマ館には、かなりの人手が期待できます。このためここで来館者に対して更に足を伸ばしていただいて、東御市へ誘う情報発信と誘客宣伝を検討しているところでございます。

また、上田市観光会館内に開設予定の先ほども申し上げました観光インフォメーションブースにおいて、真田氏ゆかりの海野宿を積極的に観光PRしていくほか、東御市に来て、見て、東御市を知っていただくための来客者への特典つきの観光キャンペーンなどを企画し、誘客にまずはつなげてまいりたいと考えております。

次に、東御市の農産物、地域食材を使った食のPRということでございますが、市の特産であります巨峰、クルミなどの農産物をはじめワイン、地ビール、チーズなどに加え、地域色であるクルミを使ったおはぎや地粉で打った成立高原蕎麦などについて、銀座NAGANOや大田区を中心とした首都圏において積極的なPRを行っております。

また、東御市応援寄附金、いわゆるふるさと納税においても東御市の特産品をお礼品として取り入れる中で、東御市が生んだ、東御市で育ったおいしい味を多くの人に味わっていただくことを通じながら、市の誘客につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 蓮見喜昭君。

○5番（蓮見喜昭君） やはり複数の議員も質問しているとおり、やっぱり食というのは、地域の食というのはアピール度が非常に高いと思いますので、ぜひこの観光客の方々が喜んでもらえるように進めていただけたらというふうに思います。

私を含めて、多くの東御市民のやっぱり皆様が今回の大河ドラマの放映というのを心待ちにしていると思います。今回のドラマ放映を通じて多くの県外の方々が上田地域に関心を持って、積極的に訪問、そして我が東御市にも足を運んでもらえることを切に願いますし、実際に来ていただいて、東御市に来てよかったなと思ってもらえるような受け入れの態勢というものも、それぞれの立場でしっかりできればよいなというふうに感じます。

今回のドラマ放映が東御市の観光行政にとってよい方向に進むきっかけになるように祈念いたし

まして、私の一般質問を終わります。

○議長（櫻井寿彦君） 昼食のため、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午後 ０時００分

再開 午後 １時００分

○議長（櫻井寿彦君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。一般質問を続けます。

受付番号25 特別支援教育等について、受付番号26 生活保護の基準引き下げについて。１番、窪田俊介君。

窪田俊介君。

○１番（窪田俊介君） 日本共産党の窪田俊介です。通告に従い、質問をしてみたいと思います。お昼の後ですので、眠くならないようによろしく申し上げます。

初めに、特別支援教育等についてであります。

市民病院にことばの外来が開設され、身近なところで、つまり市内できつ音のあるお子さんや、そのご家族、また社会人も言葉の相談や支援を受けられるようになりました。そもそも考えてみますと、こうした言葉の支援の要望があるということを私自身も、市内小学校にことばの教室を設置してほしいという要望を通じて認識したものであります。そして現実には県内19市で東御市だけがことばの教室がないということ、また質問に当たっては、実際に市外の通級指導教室に通っているお子さんや仕事の合間で送迎している家族、また、その現場で支援してくださっている先生方のお話を聞いて、また教室ではなくて病院に通っていらっしゃるお子さんの話もお聞きしました。

そうした中で、やはり市内学校にこうした支援拠点をつくるのが、子どもたちの健やかな発達を保障するものだと考えて取り上げてきたテーマでありました。今回、質問のタイトルは特別支援教育等についてと、少し間口を広くしてありますが、主に言葉の支援について質問をするものであります。

市内に新たな環境を得て、では教育委員会はどうしていくのか、病院、学校での現状などを質問して考えてまいりたいと思います。

最初に、ことばの外来の現状について確認します。市民病院ことばの外来への相談状況はどうか、お聞きします。

続いて、ことばの外来では、どんな支援を行っているのか、質問していきます。この２つは市民病院での現状をお聞きするものです。

次に、学校現場の現状についてただすものですが、まずことばの教室で現在、指導を受けている児童・生徒数の現状はどうか。

次に、学校では、言語障がい等の支援が必要な児童・生徒はどう把握しているのか。そして言語障がい等の支援をどのように行っているのか、質問をしてみたいと思います。

次に、生活保護の基準引き下げについてであります。

このテーマについては、先にこの間の減額の経過について、おさらいをしておきたいと思います。食費、水光熱費などに充てる生活扶助費は、2013年から3年間で約670億円カットする過去最大の削減が行われ、今年はその最終年度となっております。同じ2013年の年末からは、年末年始で出費が増えるために支給される期末一時扶助も約70億円削り込まれました。

今年に入ってから生活保護費の削減は続いております。7月からは家賃として支給される住宅扶助費を3年間かけて約190億円削減する計画が始まりました。また先月11月からは、冬場の暖房で光熱費などが増えるために、そうしたことに対応するための冬季加算、これが減額されました。総額約30億円だそうです。ここまででおおよそ1,000億円近くが生活保護世帯から削減されたわけですね。本当にここまで削ってしまっているのかと、最後のセーフティネットとしての役割を果たせるのか、甚だ疑問に感じるものです。

ですがまだまだ政府はこのほかの一時扶助の削減できるのではないかと検討しているという報道も目にする状況であります。

最近のニュースを見ると、一体この1,000億円どこに行くのか、本当に心配になるわけです。1,000億円です。この消費税10%にするときに痛いから和らげるために軽率減税やりましょうと、そういう報道も聞かれてくるわけです。私からしたら100円払うから殴らせてくれと、そう言っているような気がします。もし子どもがそんなことをしているのを近所で見たら、やめておけと言うんじゃないかと、本当に怒りがわいてきますけれども、余談です。

今、見てきたとおり、生活保護基準の引き下げは連続して大幅に行われており、生活保護利用世帯に大打撃となっております。全国各地で、もう、これ以上何を削ればいいのか、人間らしく生きられないとの怒りの声が上がっており、生活保護利用者が基準引き下げの違法性、不当性を問う集団訴訟を提訴している状況であります。

こうした中で、質問では、今年行われた住宅扶助削減減額、冬季加算の減額の内容、市内の生活保護利用者世帯への影響などを見ていきたいと思います。

最初に、住宅扶助の減額の内容と、市内生活保護世帯への影響はどうか。

次に、冬季加算引き下げの内容はどうか。

3つ目に、それぞれ特別基準など例外措置があるが、生活保護世帯への周知はされているのか、以上の3点を質問して、最初の一括質問といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） 受付番号25、窪田俊介議員の特別支援教育等についてのご質問4点いただきましたが、前半の2点について、市長にかわりお答えいたします。

初めに、市民病院で行っておりますことばの外来への相談状況についてのご質問でございますが、ことばの外来につきましては昨年4月の開設以来、毎週水曜日に実施をしております。この間、言葉の音を繰り返したり、引き伸ばしたり、言葉が詰まるなど、いわゆるきつ音に関する相談が100件余り、きつ音以外の相談が20件余りございました。

またきつ音に関する相談者の年齢層につきましては、就学前の児童や小学生が全体の3分の2を占めておりまして、残りの3分の1が学生や社会人といった状況で、市内在住の方は全体の3分の1でございました。

次に、ことばの外来の支援内容についてのご質問でございますが、ことばの外来は言葉がどもるなどの心配ごとについて、言語聴覚士が相談に乗り、検査や助言、指導等を行っており、きつ音は単に言葉の滑らかさやスムーズさをかかわる、ご本人だけの問題ではないということを踏まえながら、3つの取り組みを行っております。

1つ目は、親御さんをはじめ周りの方に助言をして、きつ音に対して寛容で理解をしていただける環境づくりを支援すること。

2つ目は、ご本人の不安を軽減し、自分に対して肯定的な認識が求めるよう、きつ音の受けとめ方を支援すること。

そして3つ目は、きつ音の言語症状に対して、楽な話し方の練習をするで、滑らかに話す体験を促進することなどによりまして、きつ音の改善に向けた取り組みを行っているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 受付番号25、お尋ねの3、そして4点目についてお答えをいたします。

まず3点目のことばの教室で現在、通級指導を受けている児童・生徒の現状はどうかというご質問であります。東御市から上田市北小学校のことばの教室で通級指導を受けている児童が1名おります。このほか、通級指導を視野に入れて相談されている児童が1名おります。

次に、4点目の学校では言語障がい等の支援が必要な児童・生徒をどう把握しているかについてですが、言葉に関する障がいとしては、主としてコミュニケーション障がいと学習障がいがあります。言語障がいについては、子どもが言葉を発するようになる1歳から6歳ころの幼児期段階において、発見されることが多く、保護者をはじめこの時期に行われます乳幼児健診などで、保健師や保育園などの先生が気づき、診療や支援が始まります。保育園などから学校へ申し送りがなされ、引き続き学校での教育的支援につなげているところであります。

学習障がいのある子どもについては、読み書きが始まる小学校へ入学してから、担任の教師が気づくというケースがほとんどであり、学習障がいと通級指導教室、和小学校のくすみ教室での支援につなげているところであります。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 受付番号26、窪田俊介議員の生活保護の基準引き下げについてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

1点目の住宅扶助の減額の内容と、市内生活保護世帯への影響のご質問でございます。住宅扶助基準額につきましては、今年7月に近年の家賃物価動向等を踏まえて改正され、主な内容といたしましては住宅扶助上限額の適正化、地域区分の細分化、単身世帯で床面積15平米以下の場合に上限額を低減する仕組みが導入されました。

市におきましては、11月末現在、94世帯の被保護世帯中、1世帯が影響を受ける状況であります
が、現在は経過措置を適用し、影響は生じておりません。

なお経過措置期限もございますので、当該世帯に対しまして改正概要等について説明しております。

2点目の冬季加算引き下げの内容のご質問でございます。冬季加算につきましては今年10月に冬季に増加する光熱費支出の地区別の実態及び近年の光熱費物価の動向等を踏まえて、適正化を図られ、地域、世帯人数により加算額及び加算が改正されました。

市におきましては、旧基準に対し単月では加算額が減額となりましたが、加算期間について11月から翌年3月までであったものが、11月から翌年4月までと1カ月伸びたことから、冬季加算の総額につきましては、2人世帯で1,200円ほどの増額、1人世帯、3人以上世帯で2,200円から7,300円ほどの減額となっております。

3点目の例外措置の周知についてのご質問でございます。

住宅扶助、冬季加算とも個別事情による配慮措置や経過措置が設けられております。被保護世帯の生活状況等を踏まえ、必要な特別措置、経過措置は適用したいと考えており、適用該当世帯には保護変更通知及び担当ケースワーカーを通じてお知らせしてまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） それでは再質問に入ります。ここからは一問一答ですが、ある程度まとまる内容はまとめて質問させていただきたいと思います。

最初に、特別支援教育等についてであります。ことばの外来への相談状況ですが、きつ音に関する相談が先ほどの答弁だと約100件で、そのうち市内在住が3分の1、年齢層別では3分の2が就学前から小学校のお子さんということでした。大ざっぱにはことばの外来開設以来、1年と半年ぐらいいの間で市内の就学前から小学校のお子さん20人前後が相談に訪れたということかなと思いますが、一応確認をしておきたいと思います。

また、以前の私の通級教室の質問でも確認していることですが、基本的なことを幾つか確認したいと思います。教育委員会の方の先ほどの答弁でも、きつ音は子どもが言葉を発するようになったころから幼児期で発見されることが多く、保護者や乳幼児健診などで保健師や保育園などの先生が気づき、診療や支援が始まるとされてきました。

そこで実際にことばの外来へ相談に見えたときのきっかけはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

それと以前、これも通級指導教室に通っている児童を取材したときには、半年以上から1、2年の間、通っていらしたんですが、ことばの外来の方ではどのくらいの頻度、期間で通うようになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいま窪田議員のご質問3点でございますが、初めに市内の子ど

もの利用者数ということですが、おおむね20名程度ということでございます。

それからことばの外来に見えるようになったきっかけということでございますが、やはり一番大きかったのは新聞等のマスコミで報道されたことにより、こういった外来を知ったということ、それから中にはインターネットの検索などで市民病院の取り組みを知ったという方がいらっしゃいます。もちろん身近なところでは、保健師や保育士からつながったり、また当市においては3歳児健診にも言語聴覚士が同席しておりますので、こちらの健診からつながるケースも当然あるということでございます。

それから外来に通う頻度でございますが、これはやはりまちまちでありまして、多い方は週1回、月1回の方もいらっしゃいます。また社会人ともなりますと、そんなに通えないということもありまして、数カ月に1回ということもありますので、その方の症状等によりまして、いろんな周期で通っていらっしゃるということでもあります。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今、ことばの外来においでになるきっかけや通う頻度などもお伺いしたんですけれども、以前の通級指導教室、学校に通っていらっしゃるケースとほぼ同じなのかなと私は思いました。もう少しちょっとことばの外来の方で確認しておきたいことがあります。先ほどの答弁でも3歳児健診からことばの外来につながるケースがあるとのことでしたが、この部分が今、これまでと違うというか、新しくなったのかなと思うところであります。つまりこれまでも就学前には、そうしたお子さんを把握して、何らかの対応をされたりして、就学後にことばの教室につながっていたと思うんですけれども、今、就学前に専門的なこういう支援も受けられる可能性が高くなったということではないかと思うんですね。

そこでお聞きしたいのは、仮に3歳児健診でことばの外来につながった場合、就学前にはどのぐらいのお子さんが、こういう言い方が正しいのかどうかかわからないんですけれども治るのか、いわゆる5歳児健診でどの程度改善しているのか、お聞きしたいと思います。

また、念のためにこの費用負担はどのくらいになるのか、この2点を質問したいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 病院事務長。

○病院事務長（武舎和博君） ただいま2点のご質問でございますが、子どものきつ音の治るといいますか、改善という表現がよろしいかと思っておりますけれども、やはり早期対応早期介入というのがキーワードになってまいります。そういった意味では、先ほどからお話がありますように3歳児健診にこれまでの保健師のみではなく、専門職としての言語聴覚士が加わっているというのは、当市の大きな特徴であるというふうに思っております。しかしながら言語聴覚士が赴任したのは今年の4月、そして3歳児健診に参加するようになったのが今年の9月からの取り組みということでございまして、まだ1年余りでございますので、それが5歳児健診に行ってどう改善されたかというのは、まだちょっとデータ的にはとれていないというような状況でございます。

しかしながら一般論といたしまして、やはりきつ音のある子どもは全体の5%程度いるというふ

うに言われております。これが7割から8割は改善をされて、大人になると1%に減少するというようなことがございますので、そこにこういった取り組みを更に加えることによって、この幅は縮まるだろうというふうに思いますので、やはり全体的に考えますと早期の対応、早期の介入というところが大事であるというふうに思っております。

それから費用でございますが、こちらは診療報酬ということになりますので、医療的な治療ということになりますので、もし3割負担というふうに仮定した場合には、1時間の対応でおおよそ千数百円のご負担をいただくということになります。ただ、子どもさんの場合は、ご案内のように中学生までは福祉医療費という制度の中で動いておりますので、この制度における受益者負担はいただくこととなりますが、それを除けば費用は発生しないということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） その改善、どのぐらい改善するかという数値的にはまだ実態は、1年余りのことなのでわからないということでした。一般的には私も以前も質問したので、全体で5%ぐらいのお子さん、そういうきつ音のケースはあるという話は覚えていまして、そのうちの7、8割は治っていくということでした。今の東御市の就学前のお子さんたち、大体1,500人ぐらいだと思いますね。単純にちょっとこういう数字を出すのもどうかと思いますけれども、5%で8割ぐらい改善するのだとすると、就学してからも恐らくそれでも10人前後はやっぱり本来サポートすべきお子さんがいるのではないかなという気はしております。もうちょっと少なくはなるかもしれないですけども。

ただ、やはり私もそういう何人いらっしゃるのかというよりは、本人や家族の不安にちゃんと寄り添ってあげられることが大切だと思っております。

費用負担の方も、受益者負担で500円は払うんだなということで、やっぱりただではないということはおわかりいただいたと思います。

学校の方はどうなるかということで質問をしてみたいと思います。今、先ほどの答弁では、ことばの教室に通う、またそれを相談しているお子さんを合せてお2人いらっしゃるということでした。以前質問した当時と同じように、現在も3歳児健診や市内、先ほども言いましたけれども、5歳児健診からの学校での支援をどうするか、就学相談ですよね。福祉でやるのか、通級教室でやるのか、その子に合った支援を連携しながら行っていることと思います。

これまでも先生方の寄り添った支援が行われてきたんですけども、先ほども申し上げたようにやっぱり専門家が市民病院にいてくれるということが変わってきています。しかもこれ、今3歳児健診のときに言語聴覚士さんが同席してくださって、支援につないでくださっているという状況です。場合によっては東御市内で育ってきたお子さんは、就学前には言葉の不安を解消して入学できるのかなということも考えられるわけです。

そこでお聞きしますけれども、今後市内で育った子どもたちは就学前に多くが言葉の不安を解消して入学する可能性があります、学校で対応の必要はなくなるということなのでしょうか。教育

委員会ではどう考えるか、質問したいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） ただいまの言葉の不安を抱えて入学していく児童に学校ではどのように対応していくかということでもありますけれども、入学に当たっては言葉の課題だけでなく、すべての配慮を要する、支援が必要なお子さんについてはきちっと連絡をしているわけでもあります。連絡会を取り、資料をツールとして園から小学校に上げていくということも実施しております。こういった連携は、今は医療、教育、福祉、あるいは場合によっては労働等とも連携するのが常識でありまして、通常、支援会議というふうに行っておりますけれども、そういう会議には必要に応じて今、申し上げた皆さんにご出席いただいて、保護者も交えて共通理解をしたりしていくということになります。

お互いにその児童の状態や指導の在り方、配慮の仕方等を共有しながら、児童が不安になったり、あるいは気持ちの面で傷つくようなことのないように配慮をしていくということを学校では行っております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） いろいろな支援の必要があり、必要に応じていろいろな方々と情報を共有するということはやっているということでした。ちょっとあまりこういう言葉の支援とか、そういうのが必要なくなるかうんぬん、話がメインではないんですけども、改めてちょっとお聞きしたいと思ったのは、言語障がい、この言葉の不安を持っていることについて、これまでことばの教室で、今回はことばの外来、教育的な場所で支援していくのと、医療的な要するに治療というか、リハビリですね、そういう支援があるんですけども、この違いというのは一体何なのか、お聞きしたいと思います。

今回、この言語聴覚士が市民病院に配置されて、環境がまた充実してきたんですが、またこうしたこの新たな条件を生かして今現在、何か連携を行っているのか、あわせてお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 言語障がいについて、教育的支援と医療的支援の違いは何かというご質問であります。違いの部分はきつ音など言語障がいに対して国家資格でありますスピーチセラピー、STという診察、診断をし、改善方法の提示までの部分が医療的部分と、提示のあった改善方法の実施または訓練というような部分が教育的分野ということになろうと思います。

ことばの教室、学校におけることばの教室に配置される先生がSTの資格を持っている方であれば、ことばの教室において医療と教育が同時的に行われることとなるということでもありますけれども、なかなか教育的、そういう教育現場、そういう先生を求めるということは難しいなということはお思っております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今、教育長にお答えいただいて、私の理解は要するにそのお子さんの生活する環境とともに一緒に支援していくのが教育の方になるのかなと。もちろん専門、S Tさんですか、今、教えていただきましたけれども、やっぱり生活しているその環境、周りの友達、家族と両方とも理解の中でその子が暮らして、健やかに発展できる、そういう、発達できる、そういう環境はどうしてもやっぱり治療だけでは得られないのかな。もちろん治療の方で得られないとは言いませんけれども、十分必要な条件なんではないかなと今のお話を聞いて思いました。当然教員の方に資格もあって教師であれば同時にできるけれどもという話でした。

やっぱり改めて私、これ、ちょっと今、お聞きしてきて、言語障がい、言葉の支援の潜在的ニーズというのはやっぱり引き続き病院の体制があっても、この地域の子どもが育っていく上では、小学生になっても、中学でも当然あるのかなと私、考えております。ですからやはり同時にそういうニーズがあるとすれば、ことばの教室の市内設置の要望、今後とも必要ではないかと私は思います。役割を同じ担うことは恐らくできないでしょうけれども、学校の生活の場面でのそうしたことがこの市内で受けられる環境整備が私、やっぱり引き続きこの東御市内で求めていると思うんですが、その見解はどうか、お聞きします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育長。

○教育長（牛山廣司君） 市内の学校にことばの教室は必要であろうと、そのことによって当事者の仲間が理解をしたり、ともに育っていくことが大事であろうというご質問かなというふうに思いますけれども、これは先ほど申し上げましたように言葉に困難があるとか、改善が必要だと、配慮すべきお子さんであるということに限らず、言葉に限らず、発達障がい等を含めまして、学校では対応していくということでもあります。ですので当事者の学習や訓練も必要でありますけれども、周囲への理解というのは、すべての配慮を要するお子さんについてなされることであるというふうに考えております。

一番、ことばの教室でなくて、東御市ではことばの外来を大事にしてやっていきたいという考えでありますけれども、これは以前にもお答えしてあると思いますけれども、このことばの外来が開設されるときに、S Tの先生と直接お話をさせていただきました。やはり場合によっては幼少期から大人になっても訓練が必要であるという場合があることも踏まえまして、やはりずっと病院で訓練、そして改善を見届けていく必要があるだろうと。長期的に見ていくにはやはりこのことばの外来がベストだという私はお話をさせていただいて、確認してございます。

そんなことを話し合っておりますので、私はやはり今回市民病院においでいただいた先生のお力を踏まえまして、これは学校でなくてこのことばの外来が一番いいなというふうに判断しております。

小学校においてことばの教室を仮に開設しましても、中学校においては学校では連続できるか、小・中と、考えますと、中学校にはことばの教室は開設しておりませんので、これはやはりそこで途切れてしまうかなということも背景にあるわけであります。以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今、お聞きした話で、ことばの外来を東御市民全体のそうした拠点にして、教育の現場ではすべからく子どもたちの、ともに生活して育っていく、そういう環境を充実させると、ちょっと私は頭が悪いので、すべては理解はしていませんけれども、ただ市内にはつくっていく必要はないんじゃないかという受けとめになります。やはりそうした今後やっぱりどういう市民の皆さんがやっぱりそれでもという話にはなるかもしれないんですけども、今のそうした考え方もある程度やっぱり今回教育委員会のホームページも、いろいろ新しくされたり、情報発信をしていくんだという構えになっていますので、やはり市民的にそういう議論をしていくためにも、情報発信をしていただきたいと、そういう要望をしておいて、この質問を終わりにいたします。

続きまして、生活保護基準引き下げのテーマに入ってまいりたいと思います。最初の住宅扶助減額の内容について、1つ確認しておきたいと思います。先ほどどういう改定が行われたのかという説明の中で、床面積の上限額の新設というのがあったんですが、これはそもそもどういう目的か、確認をしておきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 窪田俊介議員の再質問にお答えいたします。

床面積別の住宅扶助上限額の新設の目的でございますが、劣悪、狭あいな住宅にもかかわらず住宅扶助上限額で家賃を設定し、被保護世帯を居住させる貧困ビジネスを回避する対策として、より適切な住環境を整えた住宅へ誘導するために、床面積に応じて上限額を設定する仕組みが導入されたものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 床面積の上限設定、低減のシステムはこれ貧困ビジネスの取り締まり対応ということでありました。ただ、貧困ビジネスの取り締まりというのはもちろん当然なんですけれども、今回この面積による低減を決める際に行った厚労省の調査では、実際には貧困ビジネスの疑いありとされたのは0.6%にすぎなかったと報告が上げられております。ですから気をつけたいのは、私たちというか、生活保護を適用していく、この基準を適用していく上でこれを理由に住宅扶助引き下げに導くようなことはあってはならないと思っております。今回住宅実態調査というのが行われていまして、その報告書では生活保護利用者の居住実態が劣悪で、今の扶助基準で借りられる最低居住面積水準を満たす住居は全国平均で14.8%しかないということを認めております。今回の住宅扶助削減の一方で、本来は住まいは人権として安定した生活の土台である住宅提供の政策も進められてきたんですね、この日本の中では。要するに住んでいるところの質の改善です。そうした政策がこれまで行われてきたわけです。質問として、住宅セーフティネット法というのがあるんですけれども、そのもとでは住宅確保要配慮者への支援や、また生活困窮者自立支援法では期限がありますけれども、住宅確保給付金などが行われているはずですが。

質問しますが、それらの目的や当市の現状はどうか、お聞きします。また、こうした住むところ

は人権だと、そういう流れに反して今回の住宅扶助の引き下げによって、住宅確保困難が起こるんじゃないか、そういう危惧がされます。改めて質問をいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 最初に1点目の住宅確保要配慮者への支援としましては、市営住宅の優先入居が挙げられます。この支援は著しく所得の低い世帯等に対し、市営住宅申し込みのときに倍率優遇方式により、入居に対する優遇措置を図っております。

次に、生活困窮者自立支援法による住宅確保給付金は、離職等により経済的に困窮し、住居を失った、またはそのおそれがある者に対し、諸条件はありますが、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労、自立を図ることを目的としております。

なお当市においては、平成27年4月以降、現在まで給付実績はございません。

もう1点、住宅扶助基準額の改正により、被保護世帯の住宅確保が困難になるのではないかとということでございますが、当市で今回の改正で影響を受けるのは1世帯、2人家族であり、新基準を超える家賃額の住宅に居住している世帯であります。市内及び周辺市町村には当該額以下で賃借できる物件も複数存在することから、影響は最小限であると考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 今回の住宅扶助の影響を受けるのは1世帯だけだということでした。基本的にこの地域は上限額以下の物件が結構多いから大丈夫だというお話でした。ただ、私、本当にこの、もちろん東御市の対応がという話ではなくて、この住宅扶助削減という、こういうのが本当に大丈夫なのかと言いたいのであります。今回の扶助削減の理由は、一般低所得者層の平均家賃より、この生活保護世帯の住宅扶助の上限額が高いから下げるといふ、そういう理由で行われております。実態と上限を比べるといふのは、そもそもおかしいんですが、そもそもやはり最低居住水準の住宅に住める金額なのかと、この扶助額が。そういう議論がされるべきではないかと。実際にはこの審議会でされなかったんですけれどもね。この最低居住水準という考え方ですけど、1975年の当時の建設省によって住宅政策基本計画でつくられた考え方です。当たり前ですけども、国の住宅供給はこの基準に基づいて量を増やし、質の改善をしてきたわけです。ところが今回の減額を決定した審議会で、そんなものは関係ないと、要するにそんな住宅政策の最低居住水準みたいなぜいたくな家には住んではいけないというばかりに決定がされたわけです。

話は飛びますがけれども、日本の住宅政策というのは基本的に持ち家中心主義、経済政策としてそうした歴史的な流れがございます。つまり家族をつくった中間層の人たちが、自宅を持つために支援はするけれども、低所得者の、特に単身世帯、こういう人たちには住宅の配慮というのはされてこなかった歴史があります。ですから今でも恐らく公営住宅で単身者が入居するのは難しいと思います。80年代に高齢者の単身者は公営住宅に入ることが可能になりましたけれども、実は海外ではこうした低所得若年層の住宅保障というのが当たり前にあります。先日も親と一緒に暮らす引きこもりの若者の質問がございました。こうした若い人が親と一緒にいたんでは、それは子どももでき

ませんと、それは海外の考え方らしいです。フランスなんかも実際にそうです。

ですからこうした住宅政策、単身者向けの住宅政策というのは実は、話はそれてしまってあれなんですけれども、少子化問題だったり、引きこもりの問題にも1つは重要な課題だという認識が必要であります。

だんだんこういう話をしていくと、自分の方にも降りかかってくるので、話を前に進めますが、やはり今回住宅扶助削減、影響は少ないからいいやという話ではなくて、住まいは人権、この立場でやはり今回の動きに対しての私たちは向き合っていかなければいけないということを指摘しておきたいと思います。

次の冬季加算引き下げについてであります。冬季加算は支給期間が5カ月だったのが6カ月に延び、2人世帯では総額で約1,200円ぐらいのプラスでしたか、単身世帯、3人世帯では総額で2,000円から7,000円の減額ということでありました。先ほども答弁にありましたけれども、月額でいくとやっぱりすべての世帯で減額になります。実際に数字を見ますと単身世帯で月額では2,120円の減、2人世帯で1,840円の減、3人世帯で2,790円の減、4人世帯で3,800円、5人で4,800円、6人で3,980円。この減額、そんなものかというかもしれませんけれど、今の長野県内の灯油の平均価格というと18リットルでいくらかと、ちょっとインターネットでざっと調べたら1,400円ぐらいでした。ですから2,000円とか3,000円になってくると、要するに灯油18リットル2つ分、それがどのぐらいもつのかというのはありますけれども、今年寒くないからいいという話ではなくて、そういうのを減らしているんだということであります。

そもそもこの額が冬場の実態、つまり生活実態に合っているかどうかもあるし、こういう削減が行われているということです。

もう一つ、この冬季加算の減額で問題意識が必要なのは、生活保護世帯の単身世帯って一体どういう世帯なのかということでもあります。東御市の場合ですけれども、単身世帯、55%が高齢者、18%が傷病者、14.5%が障がい者、あとその他と。半分は高齢者で、その残りの半分の3等分した人が、そのうちの3分の1が傷病者で、障がい者で、そういう方々の世帯なのであります。こういう方々が本当にどういう暮らしをしているのかということをよく見ておく必要が私はあると思っております。

実は生活保護世帯、受給世帯の実態調査というのが、長野県の民主医療機関連合会で行われました。昨年の6月にこれは発表されたものです。2014年ですから、当然今回の住宅扶助、冬季加算の減額というのはされていませんけれども、2013年の8月に行われた生活扶助減額、この第1弾が行われたその影響を調査したものです。この当時、この調査を発表を報道した記事があります。ちょっと読みますけれども、調査によると生活保護費の減額によって、支出を抑えるために食事や風呂の回数を減らしている、外に出ないと答えた人が多かったという。ひと月の食費は2万円から3万円が30%、3万円から4万円が25%、1日の食事回数が3回に満たない人が36%、入浴が1週間に0回から2回と答えたのは53%、下着など衣服を年に一度も買わなかった人は33%だと。また

町内会や地域行事に全く参加しないと答えた人は74%、冠婚葬祭に全く参加しない人は52%だと、こういう暮らしをしている人たちに今回この追い打ちをかけたというのが、この引き下げの現実であります。

いわゆる本当にこうした方々が暮らしている、先ほども話しましたが、最低居住水準を保障している、そういう住まいにお住まいの方は少ないです。築何十年かたった、すきま風が入るような借家で、逆に寒い中でストーブをたかなければ暮らしていけないような建物で、この燃料代が削減されたわけです。寒さをこらえて高齢者や障がいをお持ちの方が縮こまって暮らしている、外にも出ない。暖かくなって外に出たら歩けなかったという方もいるそうです。話をちょっと進めますけれども、こうした状況に対してやっぱり手を差し伸べるべきだろうと私は思います。

3つ目の質問のところで、特別基準の周知について再質問をしておきたいと思います。改めて先ほど例外措置があって、しっかりと対応していきますという答弁だったんですけれども、冬季加算の特別基準は具体的にどのようなケースが挙げられるのか、お聞きます。もう一つ、今回の基準削減ばかりだったんですけれども、ちょっとプラスで暖房器具の購入費支援、支給、除排雪費用の支給が設けられています。その具体的内容をお聞きしておきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 冬季加算の特別基準の具体的ケースとしましては、傷病、障がい等による療養のため外出が著しく困難であり、常時在宅せざるを得ない者や乳児が世帯にいるなどの場合でございます。

次に、暖房器具の購入費支給については、保護受給開始後、初めて冬季加算が認定される11月において、最低生活に直接必要な暖房器具の持ち合せがないときは、暖房器具の購入に要する費用について、2万円範囲内で必要な額を認定できる制度となっております。除雪・排雪費用の支給については、豪雪地帯において本人または親族や地域の支援では日常生活に必要な通路、避難路の確保のために必要な除雪・排雪が困難な場合は、その費用について冬季加算認定期間、3万円を上限に認定できる制度となっております。ただし東御市は豪雪地帯に指定されていないため、この制度は該当にはなりません。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ちょっと豪雪地帯の除雪費用は適用はこの地域ではできないということでしたが、いろいろそうした特別基準の内容があるようでした。やはりこうした、先ほども私、実態という点で説明してきたつもりですけれども、生活状況を含めてぜひ適用、該当世帯には本当にぜひ、こうした基準、適用していったほうがいいですね。先ほども申しましたが、加齢やうつ病、引きこもりなど、福祉事務所が認めた場合、こうした基準は対象になるはずですので、医師の診断書をもとに生活実態をちゃんと把握して、対応していただきたい。それを改めて求めていきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） より一層の生活実態を把握した対応ということでございますが、ケースワークを通じ被保護者の生活実態の把握に努め、医師の意見等も踏まえ、適用可能な措置がある場合はその都度対応しておりますが、今後も適切に対応してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） ぜひそうしていただきたいと思います。質問の方はこれで時間も来ていますので、あれですけれども、こうした冬場の冬季加算減額、住宅扶助の3年の数字で、この生活保護世帯の嘆き、要するに低所得者層が苦しい生活しているから生活保護世帯も下げろという、そういう下げ方をしているんです。ということは逆にいえば本当に今まででは低所得者層と言われた方がやっぱり生活保護レベルの暮らしをしていたんだと、生活は厳しいんだと。私は上田税務署管内の所得の分布というのを平成20年から25年分、ちょっと税制の改正もいろいろあったので、所得階層別で調べたものがあります。大体そんなに大きくは変わっていませんけれども、変化しているのは100万円以下の所得と、2,000万円超の所得の方々です。要するに格差がどんどん広がっています。当然これ税務署の所得ですから、非課税の世帯は入っていませんので、ですからこの100万円以下の世帯というのはこの上小管内ですけれど、33%ぐらいですけれど、実際に非課税、それ以下の生活をされている方はもっと増えるんだという、そういう認識であります。

ぜひこうした状況を踏まえて、やはり私は何らかの生活支援として市の方で考えていただく必要があるのではないかと考えています。県内の市町村でも、長野県でも南の方で暖かい方ですけれども、天龍村とか、根羽村、下條村、阿智とか、高森、松川、阿南、豊丘、売木、本当に南の方なんですけれど、そっちで今回この低所得者向けに、東御市もかつてやりました福祉灯油を実施しているんですね。ですからやはりこうした生活状況、確かに安倍首相は一生懸命景気は上がってきた上がってきたと言うんですけれども、実感は違いますし、数字もそうふうになっておりません。そうしたものにやっぱり目を向けて、実態を把握して、こうした福祉政策をぜひとっていただくことを求めまして、質問を終わりにいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 受付番号27 消防団について、受付番号28 県道改良について、受付番号29 花岡市政について。12番、井出進一君。

井出進一君。

○12番（井出進一君） 議席番号12番、さわやかな声ではないが、さわやかな風の会、井出進一です。通告に従い一般質問をいたします。

一般質問の2日目を迎え、昨日からの熱のこもったやりとりに議場もヒートアップして、皆さん大分お疲れのところとは思います。いつものようにはつらつとしたさわやかな一般質問をしたいわけですが、ちょっと声がおかしいですね。よろしくお願ひしたいと思います。

今日、私は自らの経験を踏まえ、そして市民の皆さんがこの時期に最も関心を持っている事柄に関して、関係者並びに地域の皆さんの声を代弁する形で、3つの項目について質問させていただきます。

まず消防団についてですが、私が議員活動とともに大切に考え、ライフワークでもあります消防団に関する質問をいたします。

消防団員は、生業の仕事を持つかわら市民の生命と財産を守るため、日夜厳しい訓練を行い、活動をし、ボランティア精神で市民を思ってくれております。災害は忘れたころにやってくると昔から言われているように、火災はもちろん近年では局地的に大雨を降らすゲリラ豪雨などの気象災害をはじめ、突発的な災害の発生が危惧されることを考えると、消防団組織の充実が地域の消防防災体制のかなめとして必要不可欠といえます。

このように消防団の必要性は増すばかりである反面、消防団員の確保やその運営は多くの課題が以前より指摘されてきました。市民の皆さんの安全・安心に直結する消防団に関して、市においても大きな施策の1つになるのかと考えます。そこで消防団について、この現状と市のお考えを3点にわたり、お伺いいたします。

1として、その現状と課題、特に人員確保と福利厚生に対して、市はどんな対応をしてきましたか、お伺いをいたします。

2として、本年度は比較的大きな火事や災害のない平穏な年でしたが、この1年間消防団の活動状況はどんなだったのでしょうか、お伺いします。

3として、北御牧地区では、ここ数年にわたり区の合併や再編が行われてきました。そうした動きに合せ消防団も同様の部の合併が行われています。最近では山崎部が下八部と一緒にになりました。今後の消防団組織として存続を考え、部の統廃合や再編の具体的な動きはどうなっているのか、そうした場合の市のかかわりはどうなるのか、お伺いいたします。

次に、県道改良についてです。これも私、議員活動とともに大切に考え、ライフワークの1つでもあります県道東部望月線に関する質問をいたします。

1として、私の地元では昨年5月に十数年待ちわびた宮バイパスが期成同盟会の皆さんのご尽力や地権者はじめ地域住民の皆さんの理解により、念願の開通になりました。既に1年半が経過するわけですが、このバイパスの開通による影響や効果は見られたのでしょうか、お伺いしたいと思います。

2といたしまして、旧北御牧村と旧東部町を結ぶ一番のメイン道路となる東部望月線ですが、合併10年が過ぎた現在も依然として当初の計画が完了していない部分が見受けられます。常田交差点先、加沢の改良とカクイチ交差点の交通渋滞対策の進捗状況はどんなか、お伺いします。

3として、県道東部望月線に関して、県も含めて市の考えはどんなでしょうか、今後の見通しはどうなっておりますか、お伺いいたします。

次に、花岡市政についてです。続いて、やっぱりこれも私のライフワークの1つであり、この時期に一番市民の皆さんが関心を持っている花岡市政について質問をさせていただきます。

東御市が発足以来11年目が過ぎようとして、今年も暮れを迎え、年が明けると急に慌ただしさが増してきます。もちろん市長にとっても、我々議員にとっても4年に1度市民の皆さんからの厳し

い審判を受ける年になるからです。

既に新聞報道によりますと、選挙管理委員会で来春の市長選は4月10日と日程が決まりました。全国的にもモデルケースと言われた平成の合併も入念な合併協議を経て、当初残っていた1市2制度も徐々に解消されたとともに、昭和30年代の東部町の合併の経験が生かされたこともあり、両町村間の交流も増え、一体感の醸成も進んできました。

この間、市では合併を成し遂げた前市長の4年間を受け、平成20年4月から現在の花岡市政にバトンタッチがされ、早くも2期が過ぎようとしています。県下18番目に誕生した東御市は、花岡市政の卓越したリーダーシップにより、助産所や子育て、エフエムとうみ、ワイン特区、舞台が丘構想、高地トレーニングなど、アイデアに富んだ様々な施策を展開してきました。他の市とも決して引けをとらず、胸を張って自分は東御市の出身ですと誇りを持って語ることできるまでになってきました。

今議会の招集あいさつで、市長は自らが述べたように2期目の花岡市政の最終盤を迎えています。既に6日の市政報告会のことが報道されましたので、4年前とは多少の様子は違うわけですが、この時期でなくてはならない質問を幾つかしますので、答弁をいただきますようお願いいたします。

1として、2期目の任期の最後を迎えるに当たって、この間、取り組んでこられた実績と成果はどうか、お答え願います。市長は前回の再選に当たって、マニフェストの中に多くの夢を示されました。そつなく実践に移してこられたと思いますが、現在までに実施のできなかった公約はありますか。あるとするとどんなことで、今後の任期で課題となっていることは何でしょうか、お伺いします。

2として、第三者から市長を見ると、何事も手抜きをすることなく、決して休むことなく、とにかくリーダーシップを発揮して先頭を突っ走っているイメージが強くあります。そんな市長の2期8年の花岡市政によって、市はどう変わったでしょうか、お伺いをいたします。また、市役所では職員を対象に毎年勤務評定を行い、その結果が手当に反映されたそうで、昨日はボーナスの支給日だったと聞きました。さぞかし稲荷町はいつもよりにぎやかだったのではないかなと、このように思っております。

当然市長は勤務評定の対象ではないかと思いますが、今までの市政運営に関して自分なりに自己採点をいただくとどうなりますか、お伺いします。

3として、市長はこの任期中に市長として合併10周年を迎え、昨年には記念の式典はじめいろいろな行事、イベントも行われました。旧両町村の一体感もだんだんと深まり、長野県で一番住みやすい市にも選ばれました。市長はこの10年をどう総括し、次の10年にどうやってつなげるおつもりですか、お伺いをいたします。

4として、議会ではたびたび話題になり、この議会一般質問でも同僚議員が取り上げていましたが、東御市の地方創生や高地トレーニングプールの誘致は、誰が見ても言い出しっぺで計画した市長が最後まで面倒を見る。言いかえるとちゃんと責任をとるべきではないかと思います。いかがで

しょう、お伺いします。

5として、市長の3期目の立候補に向け、最後の質問です。市民誰もがしたくて、なかなか口にできなかったことを私はライフワークとして代弁させていただきます。本日、私のこの質問をCATVやエフエムとうみの向こうでしびれを切らせて待っていた多くの皆さんが期待していると思います。率直に市長は来年4月10日に施行される市長選に立候補されるのでしょうか。その決意をお伺いします。

以上、通告による3項目に関して、最初の質問とさせていただきます。どうか私が、そして多くの市民の皆さんが納得する答弁をいただけますよう、よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 受付番号27、井出進一議員の消防団についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えを申し上げます。

初めに、1点目の消防団の現状と課題、人員確保、福利厚生に対してどんな対応をしてきたかでございますが、消防団の現状は6分団41部と本部、音楽隊で組織しております。団員数につきましては、条例定数800人に対し現在788人で活動をしており、そのうち女性団員は20人でございます。

課題に対しての対応についてですが、人員確保につきましては消防団各部において区と協力しながら、各戸訪問や住民が集まる防災訓練時に参加者へチラシの配付や声かけ活動、分団ではポスターを作成して、掲出をして周知をしております。

また、市では消防団と協力し、各種イベントや春、秋の火災予防運動期間でのチラシ配付及び市報、市公式ホームページのほか、エフエムとうみなどで機会をとらえ加入促進活動を行っているところでございます。

福利厚生につきましては、従来からの消防団員等福祉共済の加入に加え、昨年度から火災現場等での活動後の心身のケア及びリフレッシュを図るとともに、団員相互の結束を深めていただくため市内4カ所の日帰り温泉施設の利用券を配付しているところでございます。

次に、2点目のご質問、本年度消防団の活動状況はどうだったかでございますが、消防団の主な活動としまして消防技術の向上、発展と消防団員の士気の高揚を図るため、毎年小型ポンプ操法とラッパ吹奏大会を実施しております。今年度も準備段階を含め市内消防団41部すべての参加と協力のもと、市の大会には小型ポンプ操法18チーム、ラッパ吹奏団体6チーム、個人15チームが出場しました。また市の大会の上位入賞チームは、上小大会に出場し、小型ポンプ操法の部では西宮部が2位と輝かしい成績をおさめております。

また、団員の知識と技術の向上のため、普通救命講習会や認知症サポーター養成講座など、毎年開催しておりますが、今年度の新たな活動といたしましては、水防技術の習得のため5月に国土交通省主催の千曲川犀川総合水防演習に30名の団員が参加しました。更に11月には、山火事などに対応するため、小型ポンプを複数台連結して放水を行うための実技講習会を開催し、90名の団員が参加をしております。

災害等の活動状況は、火災等12件、台風や集中豪雨2件、行方不明者の捜索1件で、延べで881名の団員が出動しております。

次に、3点目のご質問、今後の存続を考え、部の統廃合や再編の具体的な動きと市のかかわりはどうかでございますが、ポンプ操法大会を見ましても人員的に消防部単独での出場が難しい部があり、このような部は同じ分団内の他の部と連合により大会に出場している状況でございます。このような現状を鑑みまして、消防団員を確保し、消防団を存続していくためにも組織全体の在り方を検討していくことが重要であることから、昨年度から元消防署長、元消防団長、現役の消防団幹部による消防団組織等検討会を発足し、今後の在り方について検討をいただいているところであります。

この検討会からのご意見を今後踏まえまして、これから意見集約はされてくるわけですが、それを受けて市として今後の消防団組織等の方針を決定していきたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 受付番号28、井出進一議員の県道改良についてのご質問につきまして、市長にかわりお答えいたします。

初めに、1点目の宮バイパス開通による影響や効果は見られたかについてですが、田之尻から畔田間の宮バイパスは関係する皆様方のご理解、ご協力により平成25年5月31日に供用開始となりました。宮バイパスの完成は幹線道路として地域間のアクセス性の向上が図られたことによる、防災・減災機能の向上など、生活の安全性や経済の活性化を生み出す効果があること、また旧道の通過交通の減少に伴う交通事故や騒音の減少など、沿線住民の皆さんの生活の質の向上に効果があるなど、中長期的に地域が発展するための効果があると考えています。

次に、2点目の東部望月線、加沢、カクイチ信号の進捗状況はどんなかについてですが、現在、本路線は常田南交差点から旧大和化工様までの約350メートルが改良済みとなっています。県では本年度新規に旧大和化工様から所沢川東、約700メートル区間の事業計画を作成し、今後の予定などについて6月24日と6月26日に、常田、加沢の事業計画沿線の皆さんに対し住民説明会を開催いたしました。この区間については、本年度用地測量などが実施され、平成28年度以降事業が順次進められるものと考えております。

カクイチ製作所様前の交差点ですが、現在、維持修繕事業として信号機の時間調整、交差点内を通過する車両の安全確保のためポールによる誘導、側溝のふた設置など実施していますが、県は今回事業着手した新規区間の進捗状況を見ながら、その先線も事業を進める計画であります。市といえども、早期の事業実現を引き続き要望してまいりますので、地元の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

次に、3点目の市の考え方と今後の見通しはどうかですが、県道東部望月線は東御市田中から佐久市望月を結ぶ重要な幹線道路であり、災害時の緊急輸送路として大切な位置づけを担っています。また本路線は、地元から修繕や改良要望が多く、修繕については要望をお聞きした時点で県に連絡

し、修繕をしている状況です。改良要望箇所につきましては、地元との連携を図り計画的に実施可能な箇所から早期着手できるよう、引き続き要望してまいります。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 井出進一議員のライフワークに近い、受付番号29番の花岡市政についてのご質問にお答えいたします。

1点目の2期目の実績と成果、未実施の公約と課題は何かにつきましては、主な取り組みといたしましては、子育て支援では公立保育園の1地区の1園化と改築の推進、安心のまちづくりでは防災の拠点として舞台が丘の公共施設整備、観光振興のための海野バイパス、滞在型交流施設うんのわなどの整備をはじめ、明神館の改修にも現在、取り組んでおります。

また、ワイン産業の振興、小学校区単位の地域づくりなどの取り組みも徐々にではありますが、形になりつつあり、一定の成果があらわれていると考えております。

一方で、助産所を含めた市の病院事業改革や湯の丸高原の高地トレーニング構想については、今後も継続して取り組まなければならない課題であると認識しております。

次に、2点目の2期8年の花岡市政で市はどう変わったか、自己採点はにつきましては、まず小学校区単位の地域づくりを通して、すべての地区で地域の皆さんが主体となって地域ビジョンの策定が進められていることなど、地域づくりに参画する機運はより高まってきているものと感じております。

また、景気が回復基調にあり、地域の経済活動も活発化する中で、工業団地の販売も進んできました。また、新たなワイナリーの増加や近隣市町村と連携したワイン産業の進展など、今後の東御市にとって明るい話題が多くなり、元気になってきたと感じています。

そんな中、あくまでも判定は市民の皆様にご判断いただくべきものでありますが、あえて自己採点をいたしますと、ABCの3段階でB++が妥当かと考えております。残された任期での実践を通じて、市民の皆様から及第点をいただけますよう、誠心誠意努めてまいり所存でございます。

3点目の合併10年の総括と、次の10年にどうつなげるかについてでございますが、合併後の10年は第1次総合計画の基本理念である「さわやかな風と出会いの元気発信都市」に基づき、市の一体感の醸成と、都市基盤の整備を進めてまいりました。市民アンケートでは8割以上の方から「東御市が住みよい」との回答をいただいておりますので、合併後の行政運営がおおむね順調に推移しているものと総括しているところでございます。次の10年を進めるに当たっては、第2次総合計画に掲げる「人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ」の実現を目指して取り組んでいるところですが、昨年来人口減少の克服と地域の活性化を目指す地方創生の取り組みが喫緊の課題となっております。このため10年後も魅力あふれる美しいふるさと とうみであるよう、地方創生元年と言われる本年を契機に、東御市版まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成したものであり、この総合戦略を指針とした政策の展開が求められてきております。

4点目の地方創生や高地トレーニングプール誘致は、計画した市長が最後まで面倒を見るべきで

はないかにつきましては、ようやく緒に就いたばかりの地方創生総合戦略はもとより、道半ばの高地トレーニング用プール施設誘致に関しましては、焦らず、急がず、あきらめずの精神で、たとえ立場が変わったとしても最後までかわりを持たせていただきたいと考えております。

さて、5点目の4月の市長選挙に向けて立候補の決意はについてお答えいたします。

2期8年間、官民パートナーシップによる市民との協働を原点に、老いも若きも、そして女性も男性も、市民みんながまちづくりに参画し、互いに支え合い、お産ができて、魅力があふれ、人々を誘う、みんなでとうみ、TOMI大作戦を前面に掲げ、小さくてもキラリと光る元気な東御市づくりに精励してまいりました。今、まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ着手している様々な施策を具現化させるためには、継続して取り組む必要があります。自らの置かれた状況から逃げることなく、愛するふるさと東御市のために、市民益を旨とし、全身全霊、奉仕の心を持って尽くさせていただきたいと考えております。

これからのまちづくりは、一人の百歩よりも百人の一步が大切であると考えます。市民の皆様とともに東御市の新たな一步を踏み出させていただきたい、これが3期目を目指すに当たっての率直な私の思いであります。

○議長（櫻井寿彦君） 井出進一君。

○12番（井出進一君） 水を飲んだからいいかと思いますが、質問いたします。3項目に対してそれぞれ丁寧に、しかも最後の項目に関しては希望どおり、市長自らの答弁いただきました。これからはそれぞれの項目ごとに一括質問一括答弁による再質問をいたします。いずれも明快な答弁をお願いいたします。

消防団に関しましては、予期せぬ災害に対応するため災害栄養物資がどうなっているか、少しわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

県道改良に関しましては、またかと言う人もいる、思われるかもしれませんが、昨年大雪のときの災害の例を出すまでもなく、北御牧小学校の前ところが渋滞がすごいわけでございまして。どうでしょう、そこへトンネルをあけるなんていう計画が実現性はありますか、お尋ねします。

再質問で、花岡市長の2期8年を見てきましたが、絶賛です。市長は先ほどの答弁で自己採点を謙遜してB++とおっしゃいました。私は大きな丸、いやいや花丸をあげたいと思います。今年最後の一般質問、紅白歌合戦でいうところの大トリを仰せつかった者として、時間は山ほど残っていますので、最後にもう一度、市のさらなる発展のため、市民のために頑張ってくださいと意味で、市長の思いをお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまの再質問のうちの消防団の関係で、備蓄品についてのご質問でございます。消防団につきましては、備蓄品につきましてはそれぞれ必要な、要望を各消防団から受けまして、それに沿った備品の備蓄等をしているところでございます、配付をしているところ

でございます。更に一般の食料品等の備蓄については、各家庭でお願いしているところでありまして、災害時にそういった各家庭において備蓄品を持ち出せなかった世帯については、市の方でも一定程度用意しているということでありまして、その内容的には缶詰等のご飯類、あるいは乾パン等の主食類につきましては、約5,500食分ということでありまして、これは一定の基準ということの中では、県の指針の中では人口の5%を2食分というような目安ということで、人口の5%、東御市では3万人ですので1,500人の2食分というようなわけで3,000食が基準かと思っておりますけれども、若干多めで5,500というような備蓄をしているところでありまして。

そのほかに資機材関係、消防団以外で市でも様々な備蓄品をしておりまして、避難所で使えるような仕切り板ですとか、畳ロール、それから毛布等、様々なものを用意しているところがございます。

主な備蓄の状況は以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 都市整備部長。

○都市整備部長（橋本俊彦君） 再質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいました箇所なんですけれども、非常に道路改良も難しい箇所かなというふうに感じております。また今般の地すべりの指定もこれから受けるのかなという箇所かなというふうに考えております。

トンネルの実現性ということなんですけれども、以前からもご質問でいただいている内容でもございます。1度、今後上田建設事務所の皆さんとこのことについて話し合いの機会を設けたいなというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） もう一度時間をいただきましてありがとうございます。東御市が住んでいいところだという思いを多くの市民が抱いていただいています。そしてこれがやはり市民の誇りとなって、よそに負けないいい市だ、子どもたちにやはりふるさとに帰って生活すべきだと親がしっかりとと言える、帰っておいでよと言える、そういう市づくりができれば、これは一朝一夕にできるものではありません。そして外からの評価と、更には自らが自らの地域をつくり上げてきたという自己確認と確立と、そして自信に満ちあふれたものにしていかなければいけないというふうに思っています。

大変厳しい財政状況の中で、多くの方の希望にこたえることは非常に困難な中で、取捨選択をしなければなりません。百人の方が百人満足する、そういう市政を展開することが不可能な状態であることをご理解いただくために、一生懸命努力し、そしてそういう状況下の中であって、そういう選択肢も自分とは違うけれども、あるかもしれないと容認いただけるような、そういう努力を今後行政はしていかなければいけない、そういう時代を迎えているというふうに考えております。

職員とともに、許されるならばその先頭に立って、頑張ってまいりたいということをお誓い申し上げます。最後の決意の表明にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫻井寿彦君） 井出進一君。

○12番（井出進一君） しっかり私も受けとめましたので、質問をおしまいにしたいと思います。
ありがとうございました。

○議長（櫻井寿彦君） 以上で通告に基づく一般質問は、すべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時36分）

平成 27 年東御市議会第 4 回定例会議事日程（第 4 号）

平成 27 年 12 月 14 日（月） 午前 9 時 開議

- 第 1 議案第 81 号 平成 27 年度東御市一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 2 議案第 82 号 平成 27 年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 3 議案第 89 号 明神館改修増築工事変更請負契約の締結について
- 第 4 議案第 83 号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例
- 第 5 議案第 84 号 東御市個人番号の利用等に関する条例
- 第 6 議案第 85 号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び
東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 86 号 東御市税条例等の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 87 号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 88 号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例
- 第 10 議案第 90 号 財産の処分について
- 第 11 請願・陳情の上程

出席議員（19名）

1番	窪田俊介	2番	佐藤千枝
3番	横山好範	5番	蓮見喜昭
6番	山崎康一	7番	若林幹雄
8番	阿部貴代枝	9番	平林千秋
10番	依田俊良	11番	長越修一
12番	井出進一	13番	青木周次
14番	三縄雅枝	15番	町田千秋
16番	依田政雄	17番	柳澤旨賢
18番	堀高明	19番	清水新一
20番	櫻井寿彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

市長	花岡利夫	副市長	田丸基廣
教育長	牛山廣司	総務部長	掛川卓男
市民生活部長	土屋一夫	健康福祉部長	山口正彦
産業経済部長	北沢達	都市整備部長	橋本俊彦
病院事務長	武舎和博	教育次長	清水敏道
総務課長	横関政史	企画財政課長	岩下正浩
生活環境課長	塚田篤	子育て支援課長	土屋親功
福祉課長	柳澤利幸	農林課長	金井泉
教育課長	小林哲三	代表監査委員	竹内春彦

議会事務局出席者

議会事務局長	宮嶋武彦	議会事務局次長	堀内和子
書記	正村宣広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ちましてお知らせをいたします。建設課長からご親族の葬儀のため、本日の会議を欠席する旨の届出ありましたのでお知らせをいたします。

○議長（櫻井寿彦君） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第81号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第6号）

（質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 議案第81号 平成27年度東御市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 何点かお尋ねします。過日若干のご説明がありましたが、本会議でありますので、改めてお伺いします。

4ページ、債務負担行為で追加事項で小諸厚生総合病院に対する補助金の項目がありますので、何点かお尋ねします。東御市民が小諸厚生病院に大変お世話になっておりますので、応分の拠出をするというのはあり得ることだと思いますが、その内容についてご説明いただきたいと思います。

東御市民が小諸厚生病院にお世話になっている状況について、最近のデータがあったら教えてください。

その再構築に東御市では5,500万円を拠出するという提案であります。当該の小諸厚生病院の方から東御市にはどのくらい負担していただきたいというような、具体的なお要請があったんでしょうか。そして5,500万円というふうに決定した根拠はどのようなことでしょうか。

続けて、済みません、4点ほどございます。24ページ、25ページの中ほどの（8）で家庭的保育事業、これは小規模保育事業への委託料の追加補正ですが、当該の小規模保育所、かなり市民の皆さんから期待されていて、申し込みがかなりあるというふうにお聞きしていますが、現在の利用状況、そして今度は追加補正になりましたが、追加分というのはどの程度になっているのでしょうか。

それと30ページ、31ページ、一番上段の農地中間管理事業費、これは1,200万円皆増となっております。新規事業であります。その事業の具体的な内容をお知らせいただきたいと思います。

それと32、33ページであります。4の観光事業費の観光事務諸経費の追加ですが、大河ドラマ

「真田丸」にかかわる商品企画・制作事業に対する補助というふうになっていますが、現在、企画されている中身ですね、どういう中身が企画されていて、どういう補助をするかということです。それから同じページの消防費の（２）の防災情報通信施設であります、緊急災害時に情報を周知するために出力を増大するという事なんですが、それにかかわって難聴地域というのはどの程度現在あって、今度の出力改修ですべてがカバーできるかどうかという点と、もうちょっと実際FMラジオの実態を聞いてみますと、ラジオは配付されましたけれど、全然使っていないというご家庭も多いように聞いています。それで実際に配付率が七十何%何がしですか、実際にそれで日常的にラジオをご使用になっていて、そういう情報伝達がスムーズに、常に具体的に聴取できるような状況になっているのかどうか。電波が届かなくて前提条件がないということの解消するのは当然なんですが、実際に利用しない、スイッチを入れていないと実際に役に立たないわけですね。緊急時には強制入力になりますけれど、それ以外のいろんな様々な行政情報伝達がなかなか行き届かないという面があります。その辺実態がどうなっているか、お知らせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 平林議員のご質問にお答えします。

最初に、補助金の内容でございますけれども、小諸厚生総合病院移転新築整備事業支援事業補助金でございます、小諸厚生病院の事業概要でございますが、施設規模が建築面積が3,300平米、床面積が2万1,270平米、地上6階地下1階という施設規模でございます。病床数が一般病床246床でございます、事業期間が、着工が来年の3月から竣工が29年10月というような予定になっております。開院時期は29年の12月を目途ということでございます。総事業費が83億5,100万円というような内容になっておりまして、建物の建築費が74億700万円、医療機器整備が9億9,400万円というような内容でございます。

これまでの経過でございますけれども、平成20年に現状の病院の耐震診断が行われまして、結果震度6強から7で倒壊または崩壊の危険が高いというような中で、平成22年4月に東御市、小諸市、軽井沢町、御代田町が浅間南麓中核医療機関の充実に関する要望書を厚生連に提出しました。内容は病院の早期再構築と高度医療、救急医療の向上というような内容でございます。

あわせて小諸市が小諸厚生総合病院の再構築に関する要望書を厚生連へ提出しております。それで23年10月には、小諸市、厚生連、病院の3者で病院再構築に関する覚書を締結、この際、東御市長、軽井沢町長、御代田町長のそれぞれ町長が立ち会っております。

その後、本年の9月29日に厚生連から東御市へ事業に対する財政支援を求める小諸厚生総合病院再構築に係る要望書が提出されました。市におきましては、ただいま議員からお話がございましたけれども、市民がお世話になってきた状況の中でございまして、外来、入院、救急患者ですか、これが平成26年度で22万3,500人ほどの利用がございまして、うち市民の利用が3万4,000人というようなことで、約15%というようになっています。

また、市の保健事業関係では、特定健診ですとか、各種検診、人間ドックや北御牧地区のＪＡの集団検診を行っていただいております、市と連携、協力する医療機関として地域医療を担っていただいていると、こんなことを勘案いたしまして、決定した次第でございます。

それで厚生連の方からは、具体的にいくらという金額のお示しはございませんでしたが、私どもとしましては平成25年度に佐久総合病院の佐久医療センターが整備されましたが、この際、上田地域広域連合ふるさと基金を使って財政支援を行った経過がございまして、佐久総合病院を利用した救急車による搬送患者数の割合、これは13.5%でございますけれども、から上田広域の負担分を決めまして、それを均等割と人口割により各構成市町村の負担額を決めております。このとき市は約5,500万円というような、金額は5,470、済みません、何がしかということ、約5,500万円を欠けるような補助をしております、それに見合った形で私どもの病院の方も財政状況、市の財政状況も厳しいわけでございますけれども、小諸厚生病院が市民の利用状況や検診の状況、あと2次の救急医療の利用等を鑑みまして、支援の必要性があると判断し、金額につきましても市の先ほど申し上げたとおり財政状況は厳しくございますが、佐久医療センターの整備とほぼ同額の支援額といたしました。

あとは24ページ、25ページの小規模保育事業委託料につきましては、子育て支援課長からお答えします。

○議長（櫻井寿彦君）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（土屋親功君）　24、25ページの家庭的保育事業の小規模保育事業委託料654万1,000円ですが、まず利用状況につきましては、こちらの小規模保育事業所、定員12名でございまして、現在12名が入っております。その中で上田ですとか、上田市、立科町、長和町等のお子さんもご利用しています。また増額の内訳ですけれども、特例加算がありまして、その中の処遇改善等の加算ですとか、管理者設置加算、冷暖房費加算、賃借料加算、あと休日保育加算等を積算していく中で、1月から3月までの保育料が不足を生じたということで、増額をお願いしたいということで今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君）　産業経済部長。

○産業経済部長（北沢　達君）　まず30、31ページの農地中間管理事業費につきましては、後ほど農林課長の方からお答えします。私の方からは32、33ページの観光費の観光事務諸経費、観光商品企画・制作事業補助金につきましてご説明させていただきます。

まず今回、「真田丸」の放映決定によりまして、特に海野宿につきましては観光客が増えているという中で、観光客の中には地域のお土産が欲しいという中で、そういうお土産のニーズにこたえるために、観光協会が観光ＰＲをあわせて市のＰＲをするようなお土産を開発したいということがございまして、それに対して市の方でその開発費用につきまして補助をさせていただきたいというものでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） それでは30ページ、31ページの農地中間管理事業費に関するご質問につきまして、お答えいたします。

農地の貸付希望者と借受希望者とを仲介する仕組みとしまして、農地中間管理事業の促進に関する法律に基づき設置されます長野県農地中間管理機構へ、10年以上の期間農地を貸し付け、かつ一定の要件に該当した場合に農地を貸した人に交付される機構協力金と言われるお金でございます。31ページの説明欄に3種類お金、項目を載せてございますが、まず一番上の地域集積協力金につきましては、面積が10ヘクタール以上の一定区域内の農地について、機構への貸付面積が定められた割合を超えると、その地域に対して交付されるお金ということでございまして、これにつきましては具体的には沓田御堂地区の推進委員会に交付されるお金でございます。対象面積が2,883アールございまして、1アール当たり3,600円の協力金が交付されるものでございます。

続きまして、その下の経営転換協力金120万円ですが、これにつきましては農業をリタイアするものとして、すべての農地を機構に貸し付けた土地所有者へ交付されるというお金でございまして、貸し付けた面積に応じて交付されます。具体的にはお2人予定対象者がおりまして、お1人の方は50万円、もうお1人の方は70万円ということで合計120万円ということになっております。

その次に、もう一つの耕作者集積協力金ですが、94万8,000円、これにつきましては2筆以上の隣接した農地を中間管理機構に10年以上貸し付けた場合、その土地所有者へ交付されるということになっておりまして、面積につきましてはこれは474アールでございます。金額につきましては1アール当たり2,000円で、合計94万8,000円という内容になっております。

それでこの機構集積協力金につきましては、全額県の補助金でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 32ページ、33ページの下段、臨時災害放送局設置整備事業に関するご質問につきましては、企画財政課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 私の方から臨時災害放送局に関する補正に関してのご質問に対してお答えいたします。

まず、この臨時災害放送局の関係ですけれども、現在、出力が20ワットで放送をしておるところを臨時災害放送局を設けますと出力の制限はなく放送ができるということになります。ただし東御市におきましては最高100ワットであれば、今の難聴地域に対してすべて放送が聞こえる状態になるということで、関係機関等の調査によりまして明らかになっておりますので、最高100ワットまでで出せる機械をかえようというものであります。ただしこの市内において難聴地域がなければ100ワット以下の放送もあるということでありまして、100ワットまでは地域では出そうということで考えているところであります。

今回ご質問の難聴地域の対策でありますけれども、これまで聖、東西入等につきまして、難聴地域ということで対策をとらせていただいております。その対策としましては、ラジオ配付当初、希望者に対してアンテナの設置等をしてまいりました。また現在、こういう対象地域でなくてもちょっと建物の陰とか、そういうお宅に難聴のお宅があるという状況がありまして、そういうお宅に対してはとうみケーブルに電波を乗せておりますので、その電波をラジオに通じさせて聞けるという状況もつくっております。

そういう中で、インターネットでも聞けるという状態になっているところでありまして、また本年度からスマートフォンによりまして、スマートフォンをお持ちの方であればアプリを入れれば、アプリケーションソフトを入れれば聞けるという状況にもなっております。そういう状況を考えますと、東御市内においては聞こうとすれば今、聞くことが可能な状況になっているというふうに感じております。

ただしそういうソフトがないお宅においては、出力20ワットの状況ですとまだ聞けない状況はあるかなというふうに考えているところであります。そのために100ワット化を、いざというときに100ワット化を図るということであります。

もう一つの質問で、日常的に聞いてもらえる状態にあるかどうかという質問でございますけれども、平成25年にエフエムとうみの聴取状況の調査を聞き取りで、少数ではありますけれども調査をした経過がございます。そういう中で、配信機器を電源に接続していない、もしくは接続しているかどうか自分でも把握できていないという、そういう家庭が3分の1ございました。そういう状況でございますので、現在、私どものまちづくり懇談会等の地区に出向いて、何らかの説明会をする場において、ラジオの使用方法的説明等をさせていただく中で、聞いてもらえる状況をつくっていく、そのようなことを取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 追加2点をお願いします。小諸厚生病院の援助金ですけれど、病院の方の資金計画によりますと、小諸以外の周辺市町村から5億円の協力を仰ぎたいという計画になっておるようであります。ほかの市町村がどの程度、町ですね、どの程度拠出するかはまだ決まっていないというお話のようであります。東御市5,500万円というふうに申し出て、5億円で全体で達しなかったというような場合に、追加要請というのがあり得るのでしょうか。もしあった場合はどうお答えになのでしょうか。

それともう1点、農地中間管理費でご説明があったんですが、そのうち地域集積協力金、これ御堂にかかわるということで、1ヘクタール当たり3,600円で、これは個々の農家にお渡しになるのではなくて、推進委員会に一括してお渡しするということのようですが、それは推進委員会ではどのようなふうにご活用なさるか、こういうふうに使ってほしいとかということになるのでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 5億円のあれなんですけれども、全体の事業費の中では83億5,100万円というような中身なんです、小諸市から30億円、自己資金等で48億円ほどございまして、その他資金で5億円というような小諸厚生の方で予定しておるんですが、この中に国、県の方へも厚生病院で申請するような内容がございまして、そういった形の中でいろいろ東御市の方から5,500万円という、ほかに近隣の軽井沢ですとか、御代田ですとか、そういうところは要望はされたようなんですが、いくらくらというようなそういう内容は私どもの方はまだ承知しておりません。

そんな中で、やっていく中でいろいろまだ足りないから東御市さん、またもう少しというようなお話があった場合に、そのときにできるだけその要望にはこたえたくないわけですが、要望があった段階でちょっとまた検討したいと、そういうことでございます。よろしいでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 地域集積協力金の使い道でございますが、地域集積協力金につきましては1アール当たり3,600円の金額でございます。このお金につきましては先ほどもご説明いたしましたが、御堂地区の推進委員会の方に支払いがされます。使い道としましては、圃場整備の地元負担金がかかるものですから、それにつきましては農業基盤整備資金を借り入れることになっております。その資金の利子の返済に使うように予定しております。最終的には事業完了後にこの中間管理事業によります中心経営体農地集積促進事業補助金という補助金が入ってきますもので、最終的にはそれですべて地元負担金を賄う予定ですが、当面事業が終わるまではこの地域集積協力金を使って資金の返済等に充てていくという予定でおります。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） よろしいですか。

3番、横山好範君。

○3番（横山好範君） ちょっと2、3、質問いたします。

まず28、29ページなんです、荒廃農地復旧事業の関係の補助金があるんですが、これの内容はかなり進んできたのかなという感じなんです、内容と、あわせて関連があるかと思うんですが、その1段下の新規就農者に係る果樹苗木の補助金の増額補正の内容について、教えていただきたいと思います。

それからもう1点なんです、32、33ページの一番上段のところなんです、上の段のところなんです、商工業振興助成事業費の1,610万円、説明のときには機械設置事業等に係る補助金というようなお話でしたけれども、その内容についてご説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず1点目の農業振興費の方の中の、28、29ページですが、荒廃地復旧対策事業補助金と果樹等苗木購入補助金につきましては、後ほど農林課長の方からお答えいたします。

32、33ページの商工業振興助成事業費の中の商工業振興助成事業補助金につきましては、東御市商工業振興条例というものがございまして、その中で各事業所の方で建築費、あるいは機械等を設置した場合、補助できる制度がございまして、そういう中で27年度につきましては今現在、集計したところ17件、建物等で9件、機械で8件ということで17件の申請予定がございまして、それを集計いたしまして今回補正をお願いするわけですが、当初予算につきましては継続、何年か続いてというようなことで行っている企業もございまして、当初1,691万円ほどの予算でスタートしているわけですが、その後集計する中で今回1,610万円ほどの予算をお願いしたいということでございます。

いずれにいたしましても近年景気がある程度戻ってきたのかどうか、それぞれの企業、設備投資にかかる費用が若干増えてきているのかという中で、今回少し大型というのですか、そんな補正をさせていただくようなことになったということでございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 農林課長。

○農林課長（金井 泉君） 予算書28ページ、29ページの農業振興事業諸経費の荒廃地復旧対策事業補助金720万円に関する内容についてでございますが、これにつきましては市の単独の補助事業ということでございまして、永年性作物を荒廃地を復旧して植える場合にかかる事業費の2分の1か、もしくは10アール当たり30万円を乗じた、どちらかの低い額を補助していくという制度でございます。

今年度の進捗の状況でございますが、まだこれから事業を実施する予定ということで現在、把握しているものでございますが、全部で5件、面積で479アールを予定しております。当初の予定面積が98アールを予定していたので、381アールの増ということで、増えております。

内容的には、ワインブドウが2件ということで143万73アール、リンゴが2件ということで、59.78アール、そのほかにクルミが1件ということで、275.55アールというような内容の予定になっております。

続きまして、同じページの一番下でございます。新規就農者（育成事業費の中の果樹等苗木購入補助金）の関係でございます。これにつきましては新規就農者の就農初期の期間、3年間と定めておりますが、この経営の不安定な時期に農家に対して果樹等の苗木の購入の2分の1を市が補助するというものでございます。今年度の予定としまして、補助対象者は9名ということでございます。

内容的には生食ブドウの方が5名、リンゴの方が1名、ワインブドウの方が3名ということで予定をしております。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 2つお聞かせください。1つは、20、21ページの一番下の子育て世帯臨時特例給付金給付事務費の補助金精算金ですが、これは精算金なんですけれど、この給付金が今回どのくらいの世帯に給付されたのか、世帯数というか、教えてください。それでどんな使い方が

されたのかなと私、これを聞いて思ったんですが、何人かの方に聞いて、1人の方がとても何かあったんですけど、子ども3人いる5人のご家族が今年はこれをもらわなかったということで、いつもはクリスマスケーキ、こんな一番ちっちゃいケーキしか買えないけれど、今年は18センチのちょっと大きいケーキをそのために買えるということで、ふだん何で、えっと思ったかという、そのお宅、お父さんが仕事が忙しくて、いつも9時、10時でないと帰ってこなくて、食事、夕飯なんかは家族でとれないということでいたんですけど、このクリスマスには大きなケーキを買うから、お父さんも仕事を特別に繰り合せて早く帰ってきて、おいしい田中のケーキ屋さんのケーキを買うなんていう、ちょっとほのぼのとした、そんなお話をちょっと聞いて、この給付金が出たことによって、そんな効果があったのかなと思ってちょっとあれです。その辺ちょっと数を教えてください。

それから36、37ページのところなんです、真ん中辺の中学校修繕事業費の関係で、15の北御牧中学校放送設備更新工事費250万円ありますが、これですが、更新ということなので、すべてを新しく入替えたのかどうか、ちょっと当初予算を確認していないんですが、当初予算でこれが予定できなかったのかどうか、ちょっとその辺を2点お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 20、21ページの子育て世帯臨時特例給付金給付事務費、補助金精算金につきましては、福祉課長の方からお答えします。

○議長（櫻井寿彦君） 福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 申しわけありません、今、ちょっと手元に具体的な数字の持ち合せがなく、また後でお答えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 36、37ページ、北御牧中学校放送設備に関しましては、教育課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） 北御牧中学校の放送設備の改修工事ということでありますけれども、この放送設備を運用している機材が、OS、ウインドウズの初期の段階のもので、修繕費と修繕部品等がなくなったということで、今回更新をするものであります。

以上ですが、よろしくお願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 何かさっき変なことを言ったかしら。さっきちょっとあれしたのは、本当にそんなほのぼのとしたいい家庭のためにと、そういうことでちょっと話をしたのですけれど。今の放送設備の関係なんです、なぜ今回これを聞いたかという、今から28年度にかけて市内の公共施設の在り方などを検討されているということですが、建物ばかりとかではなく、いろいろ日常使用されている備品やこういういろんな設備一式などがだんだん、建物も一緒に建てたときに整

備されたのが、だんだん古くなったりして、いろいろな状況で修理とか、だんだん増えてくると思うんですが、市内の公共施設の在り方を検討する中で、こういうようなことの調査などしながら、検討されることがあり得るかどうか、そういうことをちょっとお聞きしたいのですが。

○議長（櫻井寿彦君） 教育課長。

○教育課長（小林哲三君） 今、お話のありました建物本体もさることながら、その中の設備等も老朽化しているということの中の対応について、どんなふうに進めているかということでもありますけれども、毎年度毎年度で予算におきして、学校を回りましてそういう施設の老朽化状況を確認しながら予算化をしてきたところでもありますけれども、長寿命化計画と言われているものがございすけれども、これにつきましては公共施設全体としての長寿命化の指針、方針を策定した後に個別施設の計画をつくるということになっていきます。教育課におきましてそういうことを見据えながら日々施設の老朽化、どの部分が老朽化しているか、緊急のものにつきましては当初予算なり補正予算ということで対応しているところであります。

長寿命化計画につきましては、全体計画もありますので、近々にはつくりたいということで準備をしているところでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それでは私の方から3点ほどお伺いをしたいと思います。

まず11ページのところでございます。財産収入のところで、今回不動産売却収入ということで2億1,420万円ということで計上されています。当初の説明の中で、羽毛山工業団地という話だったんですけれども、売却先、あるいは売却単価、その他お知らせいただければありがたいと思います。

それから23ページのところ、私立保育園運営委託事業費のところで海野保育園、保育所運営委託料350万円、海野保育園広域保育委託料ということで480万円、園児数増に伴うということで、海野保育園さん、結構園児が増えているのかなというふうに感じるんですが、その件と、それからその後の35ページのところ、幼稚園教育支援事業費のところで私立幼稚園就園奨励費ということで250万円計上されています。これも申請者の増加に伴う私立幼稚園就園奨励費の増額補正ということでありましたけれども、先ほどの海野保育園、それからこれはくるみ幼稚園さんだと思うんですけれども、そういった中でそちらの方の園児さん、結構増えているのかなと、この辺の実情についてお尋ねしたいと思います。

それから37ページでございます。伝統的建造物群保存事業費の中で、海野宿歴史民俗資料館内部改修工事費と海野宿歴史民俗資料館屋根等改修工事費ということで300万円と600万円が計上されています。一般質問でも来年度「真田丸」ということで、観光客増が見込まれてくるわけですが、この中で海野宿を訪れていただく観光客の方が増えれば良いと思っているんですが、そういったことも含めて対応なさっていただけるのかどうか、その辺をちょっとご回答いただきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 10、11ページの不動産売払収入の関係でございますが、これにつきましては議案90号で財産処分ということでお願いしてあります案件と関連するものでございまして、このたび羽毛山工業団地内で長野トヨタ株式会社が用地を取得したいということで、その契約が調ったということでお願いしていることでありまして、金額につきましてはここにありますように2億1,420万円でございます。単価につきましては1平米当たり1万3,417円、坪に直しますと4万4,353円でございます。単価につきましては分譲販売当時の価格、いわゆる簿価を基準としまして、基本としまして決定させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山口正彦君） 23ページの海野保育園保育所運営委託料、海野保育園広域保育委託料の関係と、35ページの私立幼稚園就園奨励費の関係につきましては、子育て支援課長からお答えします。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（土屋親功君） 22、23ページの私立保育園運営委託事業費のうち、海野保育園保育所運営委託料、まず350万円についてですが、海野保育園につきましては定員90名ということで委託しておりまして、4月当初の児童数が87名でしたが、補正予算をとる11月に5名の増となり、92名となっております。今後更に未満児等が増加することを見込みまして350万円を計上させていただいております。また、その下の海野保育園広域保育委託料480万円ですが、こちらにつきましては私立保育園に委託している他市町村からの市が受託した市外児童の保育委託料であります。4月当初に市外の児童の委託は5人でしたが、11月に入りまして現在3名の増ということで8名となっております。また、こちらにつきましても更に年末に向けての園児の若干の増を見込みまして増額の補正をさせていただいております。

次に34、35ページの幼稚園教育支援事業費の私立幼稚園就園奨励費250万円でございます。こちらにつきましては、くるみ幼稚園のほか10園の就園奨励費の方を計上しておりまして、現在、対象者が117名おります。今後年度内で5名ほどの増員を見込みまして250万円を計上させていただいております。

○議長（櫻井寿彦君） 教育次長。

○教育次長（清水敏道君） 3点目、海野宿歴史民俗資料館につきましてご説明をいたします。

上の内部改修につきましては、ご指摘のように観光客が増えつつある、また来年新年から「真田丸」の放映が始まるということで、更に内外のお客様が増えるであろうということで、資料館の内部の飾ってある展示物でございますけれども、ショーケースなどもそれぞれあちこちから中古品を持ってきて飾ってあるような状況でございまして、パネルも古くなっているということで、ショーケース、畳、パネルをこの期に更新したいという内容、単独事業でございます。

2つ目の屋根等改修でありますけれども、本年になりましてから雨漏りが大分大きくなってまいりまして、本年度の当初予算では実は国庫補助が間に合わなかったのですけれども、5月の全国大会で文化庁の皆さんにお話をしたところ、補助になるかどうか検討していただくということで、このたび補助対象にさせていただけるという話になりましたので、ちょっと遅ればせでございますけれども、屋根のふきかえをする事業が600万円で、こちらは国庫補助事業でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） それぞれご回答いただきました。大変ありがとうございました。11ページの土地売却収入金でございますけれども、今まで売れなかった土地が売れたということで、すごい喜ばしいことなのかなと思っています。まだ残っているということで、引き続き売却が進んでいければありがたいと思います。

ちなみにこれ簿価を基準にして決められたということで、坪単価4万4,313円ということでございましたけれども、従来の簿価から比べてどのぐらい下回ってしまったのか、それをちょっとお知らせいただければと思います。

それからこのお金をこれまでの市債の返済に繰上償還するというので、39ページ、市債償還金ということで2億4,400万円載っていますが、こちらの方に充当するというふうにお聞きしているんですけれども、この間の市の財政状況を見ますとピークと比べて、例えば平成29年あたりは積立金が20億円ぐらい下回る勘定になりますね。これからの財政は非常に厳しいということで、積立金の取り崩しが続くのではないかなと思って心配しているんですけれども、普通の場合、借入金の返済、約定返済ということで、毎月決まって返済していくんですけれども、今回の場合には約定返済のほかに繰上償還ということで一括して返済するというお話のようなんですけれども、もうちょっと内部留保を厚くした方が今後の財政にとっては都合がいいのではないかなと思うんですが、そのご見解もちょっとお聞きしたいと思います。

それから保育園と幼稚園の関係なんですけど、いずれも増えているということでございますね。これは市外からも大勢集まってきていらっしゃるということで、今の市立保育園の園児さんというのは、どちらかというと横ばいという形で進めているように感じるんですけれども、私立保育園や私立幼稚園の方が園児さんが増えているということは、何かそういった市立保育園自身の使い勝手の悪さみたいなこともあるんでしょうか。それについてのご見解をお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 10、11ページの関係の今回の土地売却収入金の中で、簿価と実際の価格の差でございますが、基本的には簿価を主として考えておりましたが、今回の土地につきましては高低差というのですか、のり面が大きいというようなことで、その辺も考慮いたしまして、簿価の金額が4万5,000円でございますが、それに対しまして先ほどの4万4,353円ということで、率に直しますと98%になっております。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 39ページの繰上償還に関するご質問につきまして、企画財政課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（岩下正浩君） 39ページに関する質問についてお答えします。

今回の繰上償還につきましては、土地開発公社からの買い戻し、または代物弁済した土地の売却収入を原資として繰上償還するものでございまして、金利的に将来にわたって1,610万円ほどの利息が軽減できるというものでございまして、これにより財政の健全化を図っていく、これを目的として実施するものであります。

市保有土地の売却収入の取り扱いにつきましては、現在までのところ市として三セク債の借り入れ時に代物弁済された土地につきましては、減債基金に積み立てた後、繰上償還するという、そういう考え方で今まで実施をしております。その分につきまして今回の金額のうち469万5,000円ほどの額ということ、それと買い戻した土地の分が売れた場合には、利息の高い起債から償還するという考え方に基づいて実施しております、それが2億3,932万9,000円ほどということで、これによりまして現在、金利が高く設定されているものから順次返済していきたいと、そういう考え方で今回の補正予算は作成しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

今後の基金と繰上償還に関する考え方でありましても、今後確実に支出が伴う事業としましては、公共施設等総合管理計画に基づく改修等が確実にかかってくるものというふうに思っています。この公共施設の維持管理、更新に係る中長期的な経費や、これらの経費に充当可能な財源の見込みを分析する作業を今、始まっております、今後策定していくということになります。起債というものを考えますと、このかかる財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能があるということと、将来便益を受けることとなる後の世代の皆さん方と現世代の市民の皆さん方との間で負担を分担し合うという、そういう機能が起債にはあるというふうに考えています。それと基金を考えますと、現在、大きく事業を実施するに当たって財政調整基金でありますとか、減債基金、それと公共施設の設備、整備のためには公共施設等整備基金という基金もございまして、今後そういう公共施設等総合管理計画を策定する中で、費用等が明らかになってまいります。ただ、現段階では明らかになっていない、そして今後総合計画を取り組んでいく中で、事業もまたどういうふうになっていくのか明らかになってまいります。これらを勘案しまして市の財政計画を毎年中期のもの、長期のものを策定して、基金の積み立てや基金の活用を検討しているところでございまして、今後計画等が明らかになった段階では、どういう基金をどうしていくのか、償還をどうしていくのかということ、これを再度検討する必要があると思っております。

現段階では、これまでの方針どおり起債の総額を減らすということで、市の財政健全化を進めることが優先であるというふうに考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（土屋親功君） 私立保育園の広域保育の利用が多いわけですが、まず育児休暇明けで職場に復帰したいという未満児のお子さんの依頼がありまして、公立保育園に関しては、もう今、結構未満児保育室がいっぱい状況、また保育士もちょうどいっぱい状況でありまして、その中でまず行きたい保育園をご希望を聞く中で、それぞれ紹介すると最終的には私立保育園、海野保育園さんで預かっていただけるというようなことの中で、途中入園で来る、広域、こちらの会社へ勤めたいという方の対応ということで増えてきているということでもあります。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今、保育園のお話がありました。ほかでもいろいろ話を聞くんですけども、今、未満児保育へのニーズがすごく高いというふうに判断してまして、こうやって民間の保育園だとか幼稚園があるということで、市で十分できないところを補完していただくという点ではすごくありがたいんですけども、だんだん今後そういったニーズが高まってくの中では、未満児保育についてももう一回見直してみる必要があるのではないかという気がするんですけども、それについて何かご意見ありましたら、いただきたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（土屋親功君） 公立保育園、今、建設の方を一通り終わらせて、もう今、新しくできていますので、見直す、増築するとかという考えはございませんが、和保育園でも0歳児が今年二十何名というふうに加えまして、そちらの0歳児を一時保育室に移動させて、そこに冷房等設備をして動かしたりしております。という中で、建物の中でそういうことをやりながら、入園した人数に応じて対応はしてまいりたいと考えています。

また、小規模保育事業所もできましたし、そういうところを活用させていただきながら、待機児童はいないんですけども、希望に沿えるようにお預かりしていきたいということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第81号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第81号は原案のとおり可決されました。

(質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第2 議案第82号 平成27年度東御市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第82号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第82号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第89号 明神館改修増築工事変更請負契約の締結について

(質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 議案第89号 明神館改修増築工事変更請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

14番、三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 先日ご説明をいただきました。当然のことながらこの金額に対しては私自身が高いだ低いだというふうなことは当然わかりませんので、申し上げるつもりはありませんけれども、説明の中で工事が始まっているにもかかわらず、工事着工後改めて建物を点検、調査をしましたところというふうに説明をいただきました。こういう大規模改修をするというときに、一般的にきちんとした調査をして、ではそれをどうするか、そしてではそれにはいくらかかるのかというふうな計画というのはきちんとして立てるべきということが一般的だというふうに思っています。それにもかかわらず工事着工後改めて建物を点検、調査をしましたところ、そのときに聞いていて、「えっ」というふうに思いました。本当にこの改修工事、約3億円という本当に大規模な工事にもかかわらず、なぜ工事着工後に改めて調査をしなければならなかったのか、ものすごく仕事の仕方としてはスキルが低いというふうに感じました。その辺のところを納得できるような、何で改めて調査をして700万円近くの工事費をかけてしなければならないのかというふうにとっても不思議に思いました。説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回の変更にあたりまして、今回のように増額ということに至りまして、ご心配をおかけして申しわけないところでございます。

いずれにいたしましても当初、設計の段階では営業をしている中でお客様に影響を及ぼさないように配慮したりする必要があることから、すべてを点検して把握するというのが困難な状況にもあります。外観による確認やこれまで事前に不備が認められる設備、機械などを精査する中で、今回実施設計に反映させたものであります。しかしながら営業をとめて実際に工事を取りかかる中で、整備等の点検を行った際に、当初では見込むことができなかった箇所の修繕や設備などの不備が確認されましたので、今回追加工事というような形となっているところでございます。

具体的な内容でございますが、まず機械設備工事では今年３月末の実施設計完了後において、今年度の夏期シーズンに厨房設備のエアコンの能力低下が生じてまいりました。このため着工後におきまして確認したところ、経年の劣化と既にメーカーサービス期間が終了し、部品の供給ができないことが判明したことから、今回の工事に合せて更新するものでございます。

次に、電気設備工事につきましては、内装工事に伴う修繕対象の照明器具を取り外した際、一部の器具の安定器に劣化が確認されました。当初設計の段階では目視によるさび、腐食などの確認は行う中で、極力既存の照明器具を使用する計画で進めてきたところでありますが、今回確認された内容により、他の照明施設においても今後安定器に支障が生じる可能性が高いことが見込まれました。したがって現在、国ではＬＥＤ化を推奨していること、また大規模の交換には施設を改めて休館をする必要がある等を考えますと、今回の改修工事に合せ、将来的な維持管理費も含め、当初計上している以外の照明施設についても更新する必要があるというような形で判断させていただきました。

そのほかには建築工事等で同様な理由で必要な箇所の修繕が生じるところでございます。結果として増額するということになり、ご心配をおかけすることになりましたが、いずれにいたしましても着工後でないと確認できない等があるということにつきましては、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

いずれにいたしましても実施設計を行う際におきましては、変更が生じないようでき得る限り慎重、詳細な調査に努めてまいりたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○１４番（三縄雅枝さん） そういうことなんですね、工事というのは。着工後でないとわからないことがある。その辺がちょっとおかしいなというふうに思うんです。説明のときに、厨房の話がありました。経年による劣化が激しく、この経年による劣化が激しいことがどうして当初わからなかったのかなと。電球とＬＥＤの照明器具についても、その辺は無理して理解をしようと思えばできますけれども、経年による劣化が激しいことが、どうして当初わからなかったのかなというふうに思うんですけれども、いずれにしてもこういう結果になっている中で、この改修工事というのは今、説明したように常に常に増工というか、改めて工事費を盛るというふうに考えるべきなんです

か。私はやっぱりしっかりと見れば、どこが激しく劣化しているのか、どこがいけないのか、どこをどうすればいいのか、きちんとやっぱり精査して設計、そういうことをするべきだというふうに思うんですね。本当にこのときの説明で、何やってんのというふうに思ったんですね。もう一度お願いします。

○議長（櫻井寿彦君） 市長。

○市長（花岡利夫君） 三縄議員の質問に私の方から説明をさせていただきたいと思います。

当初、コンサルが出した原案では、8億円の予算が必要になっておりましたけれども、市としては対応できないということで、市が一般財源でどんなに確保しても3億円が限度であるというふうに最高、必要最小限の、しかも将来的に経営が成り立つ、そういう案を絞り出させていただきたいというお願いをしました。ご承知のように何度か予算化を試みましたが、やはりどうしても補助事業にならないということで、温泉の改修事業では補助事業にならないということでありまして、一般財源で合併特例債がない中ではやらざるを得ないという状態になってきたわけでありまして、ワイン特区及び地方創生の中で、全く補助事業がないものに関しては、地域再生計画の中で将来的にそういうワイン産業と結びついた誘客ができるということを内閣府にお認めいただく中で、補助事業になってきたということでありまして。

限られた予算の中で出発させていただいておりますけれども、そういう中でどうしてもやらざるを得ないという事業に関して、どうしても工事が始まると出てくるというのは、改修事業のつきものという面はありますけれども、もう一つは、わかっているけれども我慢せざるを得ないという側面も多くあったということでありまして、入札差金等の予算の範囲内の中で、今回やれるところまではやっていこうということで、今回は契約変更案件として出させていただいておりますので、契約変更ではあるけれども予算の増額をお願いするものではないというふうに理解しておりますので、限られた予算の中で最大の効果を上げるべく努力をしてきた結果ということで、お認めいただきたいということでございます。

○議長（櫻井寿彦君） 三縄雅枝さん。

○14番（三縄雅枝さん） 多分いろんな事情があるというのは理解いたしますけれども、やはりわからないものに説明をするときに、きちんと理解ができるように、誤解のないような説明をまずしていただきたい。そしてやはり改修工事の場合には、きちんとした、今、事情をお話し、聞けば理解をしないわけでもないですけども、やはりきちんとした調査をして、それに対する予算づけというものはしていただきたいなというふうに思いました。

○議長（櫻井寿彦君） 7番、若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） 今、同僚議員のこの件に対する質疑をお聞きしてまして、ふと思ったんですけども、こういう形で増工という形になってきますと、当初の入札制度自身がどうなるのかなということに、ちょっと懸念を抱くわけですね。最初契約してしまっ、関連ということで増工増工といってしまうと、入札制度自身がきちんとした形の運営にならないんじゃないのかなという

気がしますけれど、その辺についてはどのようにお考えなのでしょう。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 一般的な工事につきましては、事業を進めていく中でやはりどうしても、今回の場合は若干違いますが、一般的にはやはり進めていきますと現場と設計が合わないというのがどうしても出てきます。というのはやはり机上でやっている部分というような部分もありますし、現場で実際に今度施工をする業者が設計図書を見比べたときに合わないというような部分がどうしても生じてしまったりとか、やっていく中で地元関係者との調整もあったりとか、いろんな場面に変更せざるを得ないという場面がどうしても出てきます。その辺についてはご理解していただきたいというふうに考えています。

そういう中で、最小限度のやはりこう、当初設計どおりに建築、建設していくというのが基本でございますので、そういう認識のもとで基本的には進めていきたいというふうに考えていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） この増額が800万円ほどになると思うんですけども、この部分については入札の対象にかかってないという形になりますよね。もしやるとすれば、これは私、厨房だとか、あるいは照明器具ということであれば、機械設備の別途の契約という形で、もう、できたのではないかなと思うんですね。その中で例えばこの竹花組さんが入札したらそれでいいし、ほかの業者が入ればそれでいいということになるんですけれど、そういったより安い価格で落としていただくという、そういう入札の精神を生かすような形の対応ができなかったのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 今回、追加工事でございますので、入札ですか、発注のスタイルとして別途発注ということも考えられるわけですが、今回いずれにいたしましても追加させていただいています内容につきましては、施設内の工事になりますので、別の業者になるとやはり後々の建物自体全体の瑕疵責任というようなこともございますので、何社にも分かれるというのはいろいろと今後の管理上まずいというようなことの中で、今回は変更契約というような形の中の手法をとらせていただいております。

また、変更契約にするに際して、設計価格ですか、設計価格、契約価格を決めるに当たりましては、当然、当初設計価格と実際の実施価格、請負額というのが差がありますので、その点は考慮した上で額の決定をさせていただいています。一般的に言われます請負比率というようなものを設計額に掛けた金額で当初の額と差がない、差異が生じないような形の変更契約額として定めて、今回お願いしているものでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 若林幹雄君。

○7番（若林幹雄君） こういった契約工事の変更契約というのは、今回のこれじゃなくて、以前に

もこんなようなことがあったりしまして、そのときもいろいろ問題になったことを記憶しています。
今後の中で市民の誤解を招くことのないよう、適正な運用をお願いしたいと思います。

以上、意見として、要望として申し添えておきたいと思います。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第89号は原案のとおり可決されました。

ここで先ほど一般会計補正予算の中で、阿部議員の質問に対し、福祉課長から答弁を求められておりますので、許可をいたします。

福祉課長。

○福祉課長（柳澤利幸君） 先ほどの阿部議員からの質問でございますけれども、ページが20、21ページ、子育て世帯臨時特例給付金の今回補正に上がっているのは、事務費の精算金ということでございますけれども、その実績をという話ですので、お伝えします。

平成26年度の実績につきましては、子育て世帯臨時特例給付金、件数についてですけれども、3,677人でございました。児童1人当たり1万円の給付を行っております。

なお本年度につきましては、今、事務事業執行中ですので、また数字が決まり次第、ご報告を申し上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） お知らせをいたします。これからの議案につきましては、委員会に付託される議案であります。よって、自己所属委員会の担当部門にかかわる議案の質疑については、原則として委員会をお願いすることが例となっておりますので、申し添えます。

◎日程第 4 議案第83号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第4 議案第83号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第83号は総務文教委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第 5 議案第84号 東御市個人番号の利用等に関する条例

（質疑、委員会付託）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第84号 東御市個人番号の利用等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

1 番、窪田俊介君。

○1 番（窪田俊介君） 個人番号の利用等に関する条例案について、幾つかお聞きます。

この条例案は、マイナンバー制度への個人情報利用を東御市が法に基づいて独自に利用することを規定する条例でございます。自治体の裁量になっているんですが、今回東御市で幾つかの事務で利用することにした理由は何かございますか。

もう1点、利用に当たって、さきにパブリックコメントを行っております。市長部局、教育委員会で合計30前後の事務を挙げておりましたが、今回の条例案の別表のところで市長部局では私立幼稚園就園奨励補助金、2番目に生活困窮外国人に対する生活保護措置、3番目に福祉医療給付、4つ目に市営住宅管理の4事務が挙がっています。また別表3では、教育委員会の就学援助費給付、奨励給付の2つの事務、合計6事務だけになっているんですが、この利用範囲を絞った理由と、また条例に盛らなかった市長部局のほかの事務については、今後どのような扱いになるか、お聞きます。

あわせてパブリックコメントで提起した30前後のこの事務以外は、当面予定していないという解釈でよいか、お聞きます。

もう一つ、別表2では市長部局の扱う先ほどの4事務以外に、5から10までの6事務についてはパブリックコメントの一覧になかった事務であります。これはどういう規定か教えてください。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） それぞれ番号法にかかわります条例化事務についてのご質問にお答えをいたします。

まず番号法19条9号に基づいて独自に利用する事務とした理由についてでございますけれども、マイナンバー法で規定されている事務以外でも社会保障、税、災害対策の分野におけるものに限り、条例で規定することにより利用できることとなっております。東御市では個人番号を利用すること

により、個人の情報を正確かつスムーズに連携し、行政の効率化、添付書類の削減等住民の利便性の向上及び公平公正な社会の実現を図るため、特に効果が高く、準備の整った市長部局4事務、教育委員会の2事務を条例化することといたしました。

パブリックコメントでは、市長部局の取り扱う事務の利用範囲を絞った理由はなぜか、除かれた事務の今後の取り扱いについてのご質問でございますけれども、パブリックコメントにおいては将来利用を予定している事務も含めて提示させていただいております。今回1月から利用を始める事務として、6事務に絞って条例化を図り、残り25事務（後日訂正あり）については利用できるような準備が整い次第、しかるべき時期に条例化を図ってまいりたいというふうに考えております。

なお今回の条例化を図らなかったことにより、サービスが低下したり、あるいは手続きで市民の皆様にご不便をおかけするようなことはございません。

また、29事務以外の利用予定についてのご質問でございますけれども、パブリックコメントで当面考え得る事務を挙げさせていただきましたので、それ以外の事務につきましては今のところ予定をしてございません。

それとあと別表2の取り扱う4事務以外に5から10までの6事務については、パブリックコメントの一覧表になかった事務だが、これはどういう規定かというご質問でございます。ご指摘のとおり条例別表2の項番5から10までの6事務につきましては、番号法に規定されている法定事務でございます。番号法で規定されている以外の特定期間情報について利用連携を図る場合には、番号法9条2項の規定によりまして、条例で定めなければならないというふうにされているところでございます。例えば項番5の障がい児通所給付費等に関する事務は、番号法では地方税と住民税（後刻訂正あり）の情報のみ情報連携するというふうに規定されておりますけれども、東御市におきましては介護保険や国民健康保険の情報についても事務処理上、必要となり得るため今回条例化することとするものでございます。最も身近な行政機関といたしまして、きめ細やかなサービスをするためということでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 条例の設定についての説明はいただきました。ちょっと再質問の方では、セキュリティに関することになるんですが、条例で挙げている事務は東御市の庁内だけの利用になるのか、それともほかの市町村とネットワークを介してやりとりすることもあるのか、お聞きします。

そのやりとりは中間サーバーを介して行うのか、それもお聞きします。

扱う事務が法定事務だけでたくさんあるんですが、自治体独自の利用が広がると、個人番号につながっていく情報がどんどん拡大されていくわけです。こうしたところに情報漏えいの心配があるんですが、セキュリティの確保はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） それでは連携の時期の問題について、私の方からお答えをさせて

いただきたいと思います。

平成28年の1月から庁内における連携は始まりますが、他市町村との連携につきましては法律で定められているとおり平成29年7月からとなりますので、ご了解をいただきたいというふうに思います。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） 再質問の2点目、3点目の中間サーバーの関係、それからセキュリティ確保の関係につきましては、総務課長からお答え申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 他の市町村と情報連携をする場合につきましては、直接市町村とやりとりをするのではなく、自治体中間サーバーを介して連携することとなります。

セキュリティの関係でございますけれども、独自利用事務により取り扱う情報が増加する場合、当然独自条例事務においても同様に、法定事務と同様に制度面、システム面から様々な安全措置を講じてまいります。市といたしましても法令等に基づいたセキュリティ対策を行いまして、個人情報の保護には万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（櫻井寿彦君） 窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 最後になります。通知カードとか、今、皆さんの世帯に届けられていることに関する事なんですけれども、通知カード、各世帯に届いておりますけれども、現時点で東御市内の送達状況はどうか、未達、本人に届いていない数と、その理由は何か、今後その対処はどうするのかをお聞きしておきます。

各世帯に届けられて、通知カードの封筒に個人番号カード新制交付のご案内のパンフレットが入っているんですね。この個人番号カードの申請は任意のはずなんですけれども、かなり一切触れずに一方的に誘導しているなと思うんです。「広報とうみ」でもマイナンバー特集で、これは任意ですと注意しているんですけれども、依然市民的には戸惑いがある。これ折に触れて正確に徹底していく必要があるのではないかと思います、それはどうでしょうか。

あと同封されているパンフレットに、個人番号カードの便利やメリットが強調されているんですね。住民票や印鑑証明など各種証明書がコンビニで取得できる、健康保険証や図書カード、図書館カードとしても利用できるようになる、オンラインバンキングなど各種民間のオンライン取引にも利用できる、まだ法律で決まっていない内容が記載されているんですね。これは市民に誤解を与えるもので、正確に提供していく必要があると思うんですが、これも「広報とうみ」でできること、できないこと、正確に示していく必要があると思いますが、どうでしょうか。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） 市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） まず通知カードの送達状況のご質問でございます。10月5日現在の住居地にお届けするという事で、東御市内では11月中旬から郵送が始まっておりますが、郵便

局では12月1日、対象の約1万1,800世帯への配達処理が終わっているというご連絡がございました。そのうち、あて所に尋ね当たらないものが174通、受け取り拒否が5通、不在で郵便局での保管期間が終了したものが445通、合計624通が12月10日現在、市役所に届いております。

今後、市では通知カードが市役所に保管されておりますので、2月末までにとりに来てくださいという内容のはがきをお出しいたします。それでもご連絡のない方につきましては、住居実態を含め調査させていただき、お届けするよう対応をしていきたいというふうに考えてございます。

制度の趣旨を折に触れ正確に徹底するべきではないかというご質問でございますけれども、まず各世帯に郵送されております個人番号の通知カードは、国において一括作成され、送付されてございますので、市町村で追加等のご案内をすることができません。東御市では、11月中旬から郵送が始まっておりますけれども、個人番号カードの申請等について電話で多くのお問い合わせをいただいているところでございます。今後も市民の皆様には市報やホームページ等を通じまして、同制度の正確な趣旨等の周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

個人番号カードのできることを示すべきとのご質問につきましてでございますけれども、個人番号カードの電子証明書を利用したサービスは、マスコミ等でも報じられているとおり、今後拡大していく見込みではありますが、現在できることはインターネットでの税申告、e-Taxですね、それと29年1月からインターネットで自分の特定個人情報の閲覧等ができるマイナポータルのみの利用であるというふうに認識をしてございまして、「市報とうみ」7月号や、あるいは各地区での市民説明会等の折にもご説明をしてきておるところでございます。先ほど申し上げましたとおり、今後も同制度の情報につきましては、随時市報等でお知らせをするとともに、丁寧な説明に心がけてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それで済みません、先ほどお話をしました中で1点だけ訂正をさせていただきます。例示をさせていただきました項番5の障がい児通所給付等に関する事務で、番号法においては地方税と住民票の情報のみを連携をするという法律になっております。「住民票」というお答えをすべきところを「住民税」ということでお答えをいたしました。訂正させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は社会福祉委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第84号は社会福祉委員会に付託することに決定いたしました。

◎日程第 6 議案第85号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例及び東御市消防団員等公務災害補償条例の

一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第6 議案第85号 東御市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例及び東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 1点だけ確認します。今回の改正では、厚生年金法等の改正に伴う読みかえ規定だと思いますが、法改正により読みかえ規定だけですか、東御市で独自につけ加えた、そういう項目があるのでしょうか、確認です。

○議長（櫻井寿彦君） 総務部長。

○総務部長（掛川卓男君） ただいまのご質問につきまして、総務課長からお答えを申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） 総務課長。

○総務課長（横関政史君） 東御市で独自につけ加えたものはございません。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第85号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 7 議案第86号 東御市税条例等の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第7 議案第86号 東御市税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 個人番号をどう使うかという規定になっておりますが、そのうち市条例については減免が届出等についての、届出書類の記載を求めるという中身であります、下を見ますと届出は…。

○議長（櫻井寿彦君） 平林議員、社会福祉委員会に付託したいと思うのですが、その委員会の中でお願いいたします。

質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は社会福祉協議会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第86号は社会福祉委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 8 議案第87号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第8 議案第87号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 何点か伺います。改修された明神館等の料金設定であります。何点か伺います。

この条例は、上限の設定というご説明でありました。それで最高額、特別日で1万5,000円、これは部屋代だけでありますから食事も含めると恐らく2万円前後というふうになります。近隣の温泉旅館をちょっと調べたんですが、別所温泉の中堅どころで、風呂付きの1泊料金、食事つきで、2万円から2万5,000円というところがあります、もっと高いところはあるんですけど、中堅どころ。一方では、ビジネス客もお相手するということで6,000円という設定もございます。それでこの料金体系、どういうふうに設定するかというのは、明神館が今後どういうお客さんを相手にしてやるかという性格にかかわるものだと思います。私は明神館は公共的な施設であり、地域の特性を生かしながらリーズナブルで広く利用できる料金体系ということが望ましいんじゃないか、それが基本ではないかというふうに私は思っているんですが、そこで何点か質問いたします。

1つは、現在の料金と比べますと1.7倍から1.3倍というのが各部屋の料金になっています。風呂つきでは1万5,000円、和洋室で1万円。現行のまま1.7から1.3倍というふうになりますが、各タイプごとのそういう料金を設定した見積もりといたしますか、根拠といたしますか、どういう算定をしながら設定をしたのかと。実際料金は上限ですから、現実を見て定めるというふうになっていますが、設計単価と、いわば、ということになりますので、その辺のお考えはどうなのかということをお聞きします。

2番目に、そういう料金体系でお招き、泊まっていただきたいお客様がどんな方々を対象にしているかということです。

それから3番目に、地域の施設でありますので、地域の住民の皆さんに対するサービスということとを当然考慮しなければならないと思うんですが、その辺はどういうお考えでしょうか。

もう一つ、コテージについてですけど、農業体験交流施設の一環だという位置づけであります。既に現行の簡易宿泊施設がございます。これは料金表によると別立てになっているんですね。ただ利用については、農業体験等や新規就農者を目指すためのお泊まりに使うとか、そういう目的に利用するというふうになっておりますので、簡易宿泊施設も含めてそういう体験交流に活用できる、そういう設定でもいいんじゃないかなというふうに思ったんです。ただ新築とグレードが違い

ますから、農業体験交流施設Aタイプ、Bタイプというような位置づけで、両方とも積極的に活用できるというふうな考え方もあるのではないかと思います、その辺はご検討なさったんでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） まず今回の料金決定についての考え方でございますが、いずれにいたしましても公共宿泊施設ということを踏まえながら、収支への影響も考慮するとともに、来館者の減少につながらないよう、従来からの料金と近隣類似施設の料金を踏まえた上で価格を設定させていただいております。したがって今回、いずれにいたしましても種類として和室、和洋室に加えまして、露天風呂つき和室が加わることで、あとツインルームが4部屋というふうになります。これによりまして基本的には3種類の宿泊料金の設定がなされることになりました。この料金算定に当たりましては、従来からの料金を踏まえた中で、和室、和洋室が従前のグレードと同じでありますので、この従前の料金をまず基本としております。したがってそれぞれ従前の料金とほぼ同額となっているところでございます。

2つ目の露天風呂つきの和洋室につきましては、これは露天風呂が新たにつくということで、グレードが高くなっていること等を踏まえまして、基本となります和室、和洋室料金より大人1泊3,000円から4,000円ほど割高とさせていただいているところでございます。

ツインルームにつきましては、ビジネス向けというような部分もございますので、上田市のビジネスホテル等の料金を参考にいたしまして、大人1泊6,000円から8,000円というような形で設定させていただいております。

なお3種類の料金のうち、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始のいわゆる特別日の大人料金につきましては、議員の方からお話がありましたように限度額を基本的には、と同額として条例で定めさせていただいているところでございます。

今回の改修に当たりまして、どんなお客様を対象として考えているのかということでございますが、基本的には公共施設として広く皆さんに愛されるような施設にしていきたいということでございますので、基本的にはすべての皆さんというような形で考えているところでございます。

3つ目の地域の皆さんへのサービスということでございますが、料金的には市内、市外というような形の設定は設けてございませんが、今後地域の皆さんと、この明神館がどういうふうな形の中でつながりを持ちながら進めていくかということにつきまして、またイベント等につきましても今後検討していきたいというふうに考えております。

4点目のコテージの今後の利用方法でございますが、いずれにいたしましても今回従来からあります簡易宿泊施設と今回の農林業体験交流施設とは、料金的には基本的にはかえてございますが、今後運用していく中ではどういう皆さんが団体として来られるかというようなこともありますので、それにつきましては今後指定管理者であります振興公社とも協議しながら、弾力的な運用が図ればなというふうに考えていますので、よろしく願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） 平林千秋君。

○9番（平林千秋君） ご説明いただいたんですが、できるだけ新しい体系になって、お客様が増えていくようなものにぜひしたいと思うんですね。そこで現在の宿泊者の状況がどうで、改築してこういう料金設定で、サービスの中身も充実したものになると思うんですけども、お客さんがこれで増えていくのかどうか、その辺の見通しはどういうふうに立っていますでしょうか。何かシミュレーションをやって、こういう方向があるよという結果がもしあるとすれば、具体的にお示しいただきたいと思います。

要するにこの料金設定では、コストの問題として、先ほど可決された追加も含めて2億9,235万円の改修投資になりますね。それでそのコストに見合った効果がどの程度得られているか、現実的に収入増の効果ということと、付加的な効果のいろんな評価のことがあるんですが、その辺は構想に見合うという関連から見た場合に、どういうことが検討されているか、その辺はどうでしょうか。

○議長（櫻井寿彦君） 産業経済部長。

○産業経済部長（北沢 達君） 明神館のまず利用者数についてでございますが、あいにく手元に細かいデータがなくて申しわけありませんが、過去10年間では宿泊、宴会、日帰り客も含めて平成18年をピークに26年度、昨年度では10.5%の減、8万1,707人となっております。

次に、今回の改修に当たって収支的なシミュレーションを行っているかということでございますが、基本的には検討はしておりますが、具体的にお示しできるようなものはございませんが、外構、宿泊とレストラン等のリニューアル及び宿泊棟の増築による客数の増、及び宿泊料金等の単価アップなどにより、一定程度の増収が見込まれるものと考えております。

しかし今後ともゴールデンウィーク、お盆、年末年始などを特別日18日とし、休日前を59日、平日を276日と見込む中で、施設を利用していただいています市民をはじめとするリピーターの顧客に加え、効果的なPRを企画することにより、新たな顧客の拡大を検討しております。

また、宿泊数、宴会、レストランなどの増収により、収益の改善を図り、委託事業、自主事業を合せた収支で黒字に転じるよう振興公社とともに、収支の目標を立てているところでございます。この目標実現に向けサービスの向上に取り組み、地域に愛される施設になるよう営業努力を図ってまいりたいというふうに考えております。

あと最後の今回の改修に伴いまして、どんな見合った効果があるかというようなことでございますが、いずれにいたしましても今後明神館につきましては、地域の皆さんにも愛されるような施設になるように、管理運営について努力していきたいということで、よろしくお願いいたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第87号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 9 議案第 88 号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例

(質疑、委員会付託)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 9 議案第 88 号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第 88 号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 10 議案第 90 号 財産の処分について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 10 議案第 90 号 財産の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は産業建設委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第 90 号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

◎日程第 11 請願・陳情の上程

○議長（櫻井寿彦君） 日程第 11 請願・陳情の上程をいたします。

陳情第 40 号 名護市議会議員陳情者代表、宮城安秀ほか 10 名から提出されました、沖縄の米軍普天間飛行場代替施設建設の早期実現、沖縄米軍基地の整理縮小及び負担軽減を求める意見書の採択を求める陳情については、議席配付のみといたします。

陳情第 41 号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、複数税率による軽減税率の導入実現を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第 42 号 人にやさしい地域づくりの会、谷口博から提出されました、マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める陳情書は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第 43 号 長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子から提出されました、介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情は、社会福祉委員会に付託します。

陳情第44号 東御市九条の会代表、渋谷泰一ほか1名から提出されました、安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求める意見書の提出を求める陳情は、総務文教委員会に付託します。

以上で本日の日程はすべて終了しました。

◎散会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 本日はこれをもって、散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時50分）

平成２７年東御市議会第４回定例会議事日程（第５号）

平成２７年１２月１８日（金） 午後１時３０分 開議

- 第 １ 議案第８３号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例
- 第 ２ 議案第８５号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び
東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 第 ３ 議案第８４号 東御市個人番号の利用等に関する条例
- 第 ４ 議案第８６号 東御市税条例等の一部を改正する条例
- 第 ５ 議案第８７号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例
- 第 ６ 議案第８８号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例
- 第 ７ 議案第９０号 財産の処分について
- 第 ８ 陳情第４４号 安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求める意見書の提出を求める陳
情
- 第 ９ 陳情第４１号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める陳情書
- 第１０ 陳情第４２号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求め
る陳情書
- 第１１ 陳情第４３号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情
- 第１２ 議員提出議案第１２号 東御市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例の提
出について
- 第１３ 議員提出議案第１３号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出につい
て
- 第１４ 議員提出議案第１４号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽
減を求める意見書の提出について
- 第１５ 議員提出議案第１５号 介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出について
- 第１６ 議員派遣について
- 第１７ 継続審査、調査の申し出について
- 第１８ 市長閉会あいさつ

出席議員（19名）

1 番	窪 田 俊 介	2 番	佐 藤 千 枝
3 番	横 山 好 範	5 番	蓮 見 喜 昭
6 番	山 崎 康 一	7 番	若 林 幹 雄
8 番	阿 部 貴代枝	9 番	平 林 千 秋
10 番	依 田 俊 良	11 番	長 越 修 一
12 番	井 出 進 一	13 番	青 木 周 次
14 番	三 縄 雅 枝	15 番	町 田 千 秋
16 番	依 田 政 雄	17 番	柳 澤 旨 賢
18 番	堀 高 明	19 番	清 水 新 一
20 番	櫻 井 寿 彦		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市 長	花 岡 利 夫	副 市 長	田 丸 基 廣
教 育 長	牛 山 廣 司	総 務 部 長	掛 川 卓 男
市民生活部長	土 屋 一 夫	健康福祉部長	山 口 正 彦
産業経済部長	北 沢 達	都市整備部長	橋 本 俊 彦
病院事務長	武 舎 和 博	教 育 次 長	清 水 敏 道
総 務 課 長	横 関 政 史	企画財政課長	岩 下 正 浩
生活環境課長	塚 田 篤	子育て支援課長	土 屋 親 功
福祉課長	柳 澤 利 幸	農 林 課 長	金 井 泉
建設課長	関 一 法	教 育 課 長	小 林 哲 三
代表監査委員	竹 内 春 彦		

議会事務局出席者

議 会 事 務 局 長	宮 嶋 武 彦	議 会 事 務 局 次 長	堀 内 和 子
書 記	正 村 宣 広		

◎開会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） 皆さん、こんにちは。

開会前に先立ちまして、市民生活部長から14日の総括質疑においての答弁の一部に誤りが認められたため、その訂正答弁のため発言を求められております。これを許可します。

市民生活部長。

○市民生活部長（土屋一夫君） 先ほどございましたように、12月14日の総括質疑におきまして、窪田議員の東御市個人番号の利用等に関する条例案に対する質疑の答弁で、条例に盛りなかった事務を残し25事務と答弁いたしました。正しくは22事務であります。またパブリックコメントへ掲載した事務数は28事務であります。

ここで訂正申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（櫻井寿彦君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 議案第83号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

◎日程第 2 議案第85号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第1 議案第83号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、日程第2 議案第85号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 総務文教委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月14日に付託された議案について、12月15日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によりご報告申し上げます。

議案第83号 東御市議会議員及び東御市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

議案第85号 東御市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び東御市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

総務文教委員長、着席願います。

これから議案第83号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第83号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第85号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 3 議案第84号 東御市個人番号の利用等に関する条例

◎日程第 4 議案第86号 東御市税条例等の一部を改正する条例

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第3 議案第84号 東御市個人番号の利用等に関する条例、日程第4 議案第86号 東御市税条例等の一部を改正する条例、以上2議案を一括議題とします。本2議案に対する審査報告を求めます。社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 社会福祉委員会審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月14日に付託された議案について、15日に審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第84号 東御市個人番号の利用等に関する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

通知カード送付時に同封されていた説明資料の利用範囲と、市における個人番号の利用範囲が異なっているので理解するのが難しいという意見や、セキュリティ上の懸念もあり自主事務を広げるべきでないという意見、法律で定められた以上は市においても必要な条例を定めて対応していくべきという意見があり、次の附帯意見をつけ、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

附帯意見。市として個人番号の利用等に関する説明冊子等を作成し、正確な情報を市民に周知するとともに、窓口においても混乱のないように丁寧な対応を心がける必要がある。

また、セキュリティに関しても、様々な懸念が存在するので、適切な対応を行うこと。

議案第86号 東御市税条例等の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過を申し上げます。

個人番号は、12けたの番号に様々な個人情報が一元的につながり、広がる危険性があるため、扱う情報は制限すべきであるという意見や、法律に合せて進めていかなければならないが、市民の理解は進んでいないという意見があり、次の附帯意見をつけ、賛成多数で原案を可決すべきものと決定しました。

附帯意見。市民へよりわかりやすいに周知を図るとともに、窓口においても親切丁寧な対応を心がける必要がある。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから議案第84号の討論を行います。

1番、窪田俊介君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○1番（窪田俊介君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） 3番、横山好範君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○3番（横山好範君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにほかにございませんか。

まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

1番、窪田俊介君。

○1番（窪田俊介君） 議席番号1番、窪田俊介です。議案第84号 東御市個人番号の利用等に関する条例について、原案を可決すべきものとした委員長報告に対し、反対討論を行います。

この条例は、番号法9条第2項及び19条9号に基づき、同一機関内、また同一自治体内複数機関の間で特定個人情報を独自利用するために必要事項を定めるものであります。また、今後情報提供ネットワークシステムの整備に伴い19条14号に基づいた条例制定が必要になるものと思われます。

条例を制定しなかった場合の運用において、番号法に規定された事務とそうでない事務を明確に分けて管理する必要があり、逆に事務負担が増える可能性もあり、一定の必要性はあり得ます。しかしながらマイナンバー制度の個人の様々な情報が個人番号をキーに、名寄せ、突合し、収集、管理されるという性格について、改めて目を向ける必要があります。番号法19条では、マイナンバー制度で収集した個人情報の提供を制限していますが、12号では刑事事件の捜査やその他の政令で定める公益上の必要があるときは例外として提供を認めています。今後、この制度は便利、快適の提供という宣伝のもとで利用の促進がされるでしょう。一方でこれは個人情報をさらさなければサービスを受けられないという差別的な性格を内包しながら、個人情報の収集が進むものであります。多少不便でも個人のプライバシー、尊厳を守る立場には相反するものであります。これら人権を侵害し得る制度の利用の起点となるものとして指摘し、反対討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。

3番、横山好範君。

○3番（横山好範君） 委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

国民一人ひとりに付される12けたの番号、マイナンバーの通知カードは、ほとんどの個人に届きまして、いよいよ来年から利用が開始をされる段取りとなっております。

政府は、行政の手続きが効率化され、国民にとって利便性の高い公平公正な社会の実現が期待できるところでございます。個人番号は、社会保障、税、災害対策分野に限定され、法に定められた事務手続きが法定事務であります。のみに使われるということに規定をされているわけでございます。

地方公共団体においては、法定事務に類する事務について条例で規定したものについて使用することとなっており、この事務を定めるもので、個人番号利用が本格化するに当たって、必要な条例制定であります。

ただ、新たな制度の開始に当たって、その内容が市民に十分周知されておらず、不安があるのも事実であります。また個人情報もしっかり守られるかどうかと心配する向きも多く聞かれるわけでございます。こうしたことから制度内容について、しっかりとした説明をするとともに、セキュリティ対策に十分な対応を行うこととした附帯意見を含め、委員長報告に賛成をします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は、可決すべきものの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

議案第84号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号の討論を行います。

1 番、窪田俊介君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○1 番（窪田俊介君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） 3 番、横山好範君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○3 番（横山好範君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論をお願いします。

1 番、窪田俊介君。

○1 番（窪田俊介君） 議席番号1 番、窪田俊介です。

議案第86号 東御市税条例等の一部を改正する条例について、原案を可決すべきものとした委員長報告に反対討論を行います。

先ほど可決された議案第84号と同じく、マイナンバー制度では1つの番号にあらゆる情報がひもづけられ、利便性が強調されていますが、これらの漏えいによっても甚大な被害を及ぼす可能性があります。その利用においては極力利用範囲を拡大することは避けるべきものであると考えます。

また、先ほど申し上げましたとおり、個人のプライバシーにおいても重大な問題をはらむ危険性を指摘して、反対の討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に委員長の報告に賛成者の発言を許します。

3 番、横山好範君。

○3 番（横山好範君） 賛成ということで討論をいたします。

個人番号法施行に伴い、国の準則に基づき必要な改正であります。ただ、先ほどもありましたように新たな制度であるため、その内容を市民が十分理解できるよう周知を図る必要があります。

以上のことから、原案を可決すべきものとした委員長報告に賛成いたしますのでございます。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。本案は挙手により採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

議案第86号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第87号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例

◎日程第 6 議案第88号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例

◎日程第 7 議案第90号 財産の処分について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（櫻井寿彦君） 日程第5 議案第87号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例、日程第6 議案第88号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第90号 財産の処分について、以上3議案を一括議題とします。本3議案に対する審査報告を求めます。産業建設委員長。

○産業建設委員長（井出進一君） 本委員会は、12月14日に付託された議案について、15日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第87号 東御市芸術むら公園条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、明神館の日帰り客と宿泊客同時に満足していただくことは非常に難しいことであり、宿泊できる温泉施設として宿泊客の満足度の向上を図るため、宿泊機能を強化することは理解できる。しかし地元の利用者への配慮も行っていきたいとの意見がありました。

また、心のこもったおもてなし、新しいサービスの提供など、管理する振興公社と十分な研究、協議を行い、多くの人が再び訪れたいと思える施設にしてほしいとの意見もありました。

議案第88号 東御市青年研修センター条例の一部を改正する条例、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、この施設も中央公民館などと同様に、多くの市民が利用できるよう配慮してほしいとの意見がありました。

議案第90号 財産の処分について、原案を可決すべきものと決定。

審査経過、特に申し上げることはございません。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

産業建設委員長、着席願います。

これから議案第87号の討論を行います。

(「なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第87号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第88号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決すべきものとの決定であります。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

議案第90号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第8 陳情第44号 安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求める意見書の提出を求める陳情

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第8 陳情第44号 安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求める意見書の提出を求める陳情を議題とします。本案に対する審査報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（長越修一君） 請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月14日付託された陳情において、15日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定によりご報告申し上げます。

陳情第44号 安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求める意見書の提出を求める陳情、不採択すべきものと決定いたしました。

審査経過、審査に当たり委員会から出された意見は次のとおりでございます。

採択に賛成の意見としては、法案採決後の世論調査において、国民の8割が十分な審査がされたとは思わないとする結果を主権者たる国民の一番身近な地方議会が、引き続き意見していくべきだ

と意見がございました。

不採択の意見としては、実質の審議時間からは十分審議されているという意見や、国の最高議決機関が民主主義のルールに基づき出した結果であり、その内容に基づき地方議会は動いていくことが原則であるという意見がございました。

採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 2点ほどお尋ねします。

ご審査に当たり陳情提出者の意見を聴取したと聞いております。陳情者はどういう意見を開陳されたのでしょうか。また、それをご審査に当たってどのように参照されましたか。

2点目でございますが、陳情の委員会採決に当たって、賛成者及び反対者からの討論があったと思いますが、その討論がどんな内容だったのかをお知らせいただきたいと思います。

○総務文教委員長（長越修一君） お答えします。

陳情者からは、陳情趣旨の説明をしたいという申し出により、これを認め、説明時間を設けました。代表者により、日本国憲法を用いて陳情の趣旨の文面のご説明をいただきました。これにより日本国憲法の条文から、民主主義、平和主義、立憲主義について改めて確認させていただいた上で、各委員から意見が出たと判断しております。出された意見は、先ほど報告したとおりでございます。

また、討論では、法案が通った後の世論調査において8割近い人が十分審査が尽くされていないと示している。地方議会も住民の声を聞き、意見をしていくべきだという賛成討論がございました。反対討論はございませんでした。

以上であります。

○議長（櫻井寿彦君） 総務文教委員長、着席願います。

これから陳情第44号の討論を行います。

9番、平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） 5番、蓮見喜昭君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○5番（蓮見喜昭君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論願います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林でございます。ただいま議題となりました陳情第44号安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求める意見書の提出を求める陳情を不採択すべきものとした委員長報告に反対する討論を行います。

安全保障関連法は、去る9月、政府与党により強行成立させられたものでございます。当時の世論調査によっても、8割以上が政府は十分な説明をしていないとし、6割が法案自体に反対したように、国民の理解が得られていない中での暴挙であったことは明白であります。

東御市議会は、6月議会でこの法案の持つ重大性から、今国会での成立を急ぐことなく国民の理解が得られるよう十分審議し、慎重審議を求めるとの意見書を全会一致で採択しています。これに相反した事態に意見書を提出した議会として、政府国会に遺憾の意を表明するのは当然ではないでしょうか。安全保障関連法案は、陳情書で言われているように日本国憲法に反するものであります。同法では戦闘地域での兵たん、戦乱が続く地域での治安維持活動、そして集団的自衛権の行使など、そのどれもが憲法九条に反し、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっています。

政府は今、その具体化を進めています。スーダンに派遣されている自衛隊員が、殺傷にかかわる現実的な懸念もされています。中東情勢の中でIS、イスラム国攻撃に有志連合に日本が後方支援する事態になれば、もたらされる影響は重大であります。

また、立憲主義による政治の在り方が今、鋭く問われています。どのような政府であろうと、憲法に基づく政治を行うのは近代国家の在り方です。安全保障法に対し、圧倒的多数の憲法学者、歴代の内閣法制局長官、元最高裁長官など、かつてない人々から憲法違反と指摘され、今も指摘され続けています。

このような重大な憲法違反の法体系の存在を許すならば、立憲主義、民主主義、法の支配という国の存立の土台を根底から覆されることになります。

委員会の審議では、国会で多数で決めたんだから、地方はそれに基づいて動くなどとした議論があったと聞いています。安倍首相も国会多数の議決だなどと言い、合理化していますが、6割を超える国民の多数の意思を踏みにじり、違憲立法を強行することは国民主権という日本国憲法によって立つ民主主義の根幹を破壊するものであります。これに対して主権者である国民が声を上げ、是正を求めるのは当然のことです。

また、中央政府が民主主義の根本を踏みにじった場合、国民に身近な地方がそれを批判、是正の声を上げることが地方自治の本来果たすべき役割だと私は思います。

本陳情は、そうした期待を込めたものであり、ぜひとも採決すべきだと思います。市議会としては陳情者の意を踏まえ、市民の代表機関としてその是非について突っ込んだ議論をしていただきたかったと思います。

この法律の強行成立させられた直後から、憲法の違憲の安全保障法を廃止をしよう、立憲主義を取り戻そう、かつてない規模の国民的な運動が広がっています。ここ東御市でも、そういう強い声が上がっています、広がっています。主権者は国民です。違憲の法律を改廃するのも国民です。立憲主義は何としても回復しなければなりません。これが来年の大きな課題になることを指摘し、本陳情を不採択とした委員長報告に反対する討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5 番、蓮見喜昭君。

○5 番（蓮見喜昭君） 陳情第44号 安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長の報告に賛成の立場で討論します。

総務文教委員会の審議の中で、多くの国民が今回の法案で十分に審議が尽くされていないという指摘がありましたが、新聞等の報道によりますと国会では200時間を優に超える審議時間を費やしたとのこと、そして最終的には民主主義のルールに基づき、国レベルで決議をされたわけであるので、我々地方議会はその結果を尊重すべきだと考えます。

以上の理由につき、今回の陳情、安全保障関連法の廃止と立憲主義の回復を求める意見書の提出を求める陳情について、委員長の報告に賛成の立場とし、私の討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから陳情第44号を採決します。この陳情は挙手により採決します。この陳情に対する委員長の報告は不採択とすべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

陳情第44号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

◎日程第 9 陳情第 4 1 号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める陳情書

◎日程第 1 0 陳情第 4 2 号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める陳情書

◎日程第 1 1 陳情第 4 3 号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情

（委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第9 陳情第41号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める陳情書、日程第10 陳情第42号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める陳情書、日程第11 陳情第43号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情、以上3件を一括議題とします。本3件に対する審査報告を求めます。

社会福祉委員長。

○社会福祉委員長（阿部貴代枝さん） 請願・陳情審査報告を申し上げます。

本委員会は、12月14日に付託された陳情について、15日に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

陳情第41号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、軽減税率の導入をしても1世帯当たり約4万円の増額となり逆進性は解消されないという意見や、増税分は社会保障の財源として使用されることから生活必需品に対する軽減税率は必

要であるという意見があり、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

陳情第42号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める陳情書、採択すべきものと決定。

審査経過、法定委任事務として自治体が行うものであり、財政的な負担は国の負担とすべきであるという意見があり、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

陳情第43号 介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情、一部採択すべきものと決定。

なお陳情項目のうち、1、介護職員をはじめとする介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ることについて、採択すべきものと決定いたしました。

審査経過を申し上げます。陳情内容にすべて国費で賄うとあるが、そうすると増税ということになりかねないという意見、人員配置基準については市内の現状でサービスはできていると考えられるという意見、介護現場の労働者の待遇は非常に厳しい実情があるため、国全体として処遇改善をして介護崩壊が起きないように陳情項目すべてを採択すべきという意見がありました。

介護現場で働くすべての労働者の処遇改善については必要であり、この部分は一部採択すべきであるという意見があり、採決の結果、賛成多数で一部採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告終わります。

○議長（櫻井寿彦君） これから委員長に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

社会福祉委員長、着席願います。

これから陳情第41号の討論を行います。

9番、平林千秋君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対です。

○議長（櫻井寿彦君） 3番、横山好範君、委員長の報告に反対ですか、賛成ですか。

○3番（横山好範君） 賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

まず委員長の報告に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林であります。ただいま議題となりました陳情第41号 複数税率による軽減税率の導入の実現を求める陳情を採択すべきものとした委員長報告に反対する討論を行います。

今、問題になっている軽減税率なるものは、消費税負担の軽減につながるものではなく、軽減などとは全くの錯覚、幻想であります。これは食料品などの税率を現行の8%を維持するというもので、決して負担が軽くなるわけではありません。それ以外のすべて、私たちの生活につながる諸々

の消費税率を10%にするものであり、実施に移されると全体で4兆4,000億円もの増税になります。平均世帯で年4万円以上の負担増になるのです。大増税であります。

陳情の理由の中で、消費税は低所得者の負担が重くなる逆進性の問題があると指摘していますが、今回の措置によってこれが解消するわけでもありません。総務省の家計調査をもとにした試算では、食料品を8%に据え置いても、例えば年収200万円以下の世帯の消費税10%負担は年収の5.9%に上り、年収1,500万円の世帯の負担率2.1%の2.8倍になります。むしろこの格差は拡大するんです。この増税による痛税感を和らげることに、幅広く国民の理解を得ることにもつながらないことは明白であります。ましてこのための1兆円の財源手当てが先送りするという無責任なものであります。その財源の一部には政府が低所得者対策として医療、介護、保健、障がいにかかわる自己負担分が年収10%を超えた分を公費で補てんするという、総合合算制度導入に予定していた4,000億円を取りやめて充てようとも伝えられています。更に国民負担増にもなりかねません。新聞報道では、今回の措置を政府与党による1兆円選挙対策などとも酷評されています。

消費税増税は社会保障のためなどと言われますが、しかし安倍内閣の実際にやっていることは国保、年金、介護、医療、すべてを削る方針であります。一方で大企業に対する大減税です。軽減税率導入を決めた来年度税制方針では、法人税の実効税率はついに30%を割り込み29.97%に、19年度も更に引き下げるとしています。2013年の37%から数年で7ポイントも引き下げる大減税でやっているんです。

更に経済に対する影響も重大であります。昨年の消費税8%の増税により、国民総生産GDPがマイナス成長となり、いまだ国民の所得も冷え込んでいるこのときに、10%にすれば暮らしも経済も立ち行かなくなるのではないかと強く心配されています。このように消費税10%への増税を前提とした軽減税率導入には幾多の重大問題があり、本陳情には反対したいと思います。

以上であります。

○議長（櫻井寿彦君） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。

3番、横山好範君。

○3番（横山好範君） 陳情第41号の委員長報告に対して賛成する立場で討論をいたします。

平成29年4月より、消費税率が8%から10%へ引き上げが予定されているわけであります。少子高齢化が進む中で、高齢者が非常に多くなっている。社会保険料など現役世代の負担が年々高まると、こういった状況の中で制度の存続、あるいは社会保障財源を確保していくということが急務になっているわけであります。そうした中で、消費税アップ分は社会保障に充てるということにしていることから、消費税率の引き上げはやむを得ないものであると考えるわけであります。

しかし消費税は所得に関係なく誰もが一律に負担するものであり、低所得者への影響がより大きくなるということから、実施に当たっては誰もが使う生活必需品の税率軽減により、負担軽減を図り、国民の理解を得ていくことが求められているところでございます。

以上のことから、陳情を採択すべきものとした委員長報告に賛成をいたします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから陳情第41号を採決します。この陳情は挙手により採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

陳情第41号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第42号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから陳情第42号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

陳情第42号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第43号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 討論なしと認めます。

これから陳情第43号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は一部採択すべきものとの決定であります。

お諮りします。この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

陳情第43号は委員長の報告のとおり一部採択とすることに決定しました。

◎日程第12 議員提出議案第12号 東御市議会の議員の定数に関する条例の一部を 改正する条例の提出について

（上程、説明、質疑、討論、採決）

○議長（櫻井寿彦君） 日程第12 議員提出議案第12号 東御市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例の提出についてを議題とします。本案を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第12号 東御市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例の提出について。

地方自治法第112条及び東御市議会会議規則第14条の規定により、東御市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものとする。

平成27年12月18日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、青木周次。

賛成者、依田政雄、横山好範、蓮見喜昭、山崎康一、若林幹雄、依田俊良、町田千秋。

別記

東御市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例。

東御市議会の議員の定数に関する条例の一部を次のように改正する。

「19人」を「17人」に改める。

附則

この条例は公布の日以後の最初の一般選挙の選挙期日の告示の日から施行する。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

13番、青木周次君。

○13番（青木周次君） ただいま上程になりました議員提出議案第12号につきまして、提案理由を説明申し上げます。

開会日にもご報告いたしましたが、議会改革特別委員会において6回の委員会と、管外への議会視察を行い、議会のあるべき姿について審議を重ねてまいりました。

議会には多様な市民の意見を反映させることのできる体制が必要であり、その意味では議員数が多い方がより深い審査、議論をすることができますが、しかし一方で本市の人口は2005年、平成17年をピークに減少が進み、今後も減少傾向が顕在化していくことが予測されています。

そのような状況を踏まえ、東御市議会においても人口減少の現状に真摯に向き合い、議員定数を削減しても、より多くの市民の声にこたえる努力をすることで議会が果たすべき責任を全うすることができると判断し、議員定数を削減することが適当であるとの意見が大勢を占めました。このような議会改革特別委員会での審議結果を踏まえ、議員提出議案第12号につきましては、本市議会の議員の定数を19人から17人に改めようとするものであります。

この条例は、公布の日以降の最初の一般選挙の選挙期日の告示の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君） これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 質疑なしと認めます。

青木周次君、着席願います。

これから議員提出議案第12号の討論を行います。

9番、平林千秋君、原案に反対ですか、賛成ですか。

○9番（平林千秋君） 反対であります。

○議長（櫻井寿彦君） 16番、依田政雄君、原案に反対ですか、賛成ですか。

○16番（依田政雄君） 原案に賛成です。

○議長（櫻井寿彦君） ほかにございませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。登壇の上、討論を願います。

9番、平林千秋君。

○9番（平林千秋君） 日本共産党の平林であります。ただいま議題となりました議員提出議案、東御市議会議員定数条例改正案に反対する討論を行います。

提案は、現行定数19を2削減し17とするものであります。第1の問題は、定数は東御市議会の在り方の根本にかかわることであり、慎重審議、検討が必要だったにもかかわらず、これが十分でないまま結論に至ったことであります。平成23年の地方自治法の改正で、町議会の議員定数上限規定が廃止され、各議会の自主的、自律的判断にゆだねられることになりました。東御市では、平成19年に定数改定を行いました。今回の見直しは改定地方自治法のもとで初のことになります。これを踏まえ、東御市議会の議会機能の充実強化のため、今日の地方分権の進行で自治体機能が拡大が進んでいる中で求められる議会の機能、行政監視機能、政策提言機能などの発揮と、住民の期待にこたえる上でどの程度の議員定数が必要なのかを十分検討すべきであります。

私はこれらを通じて議会自らの活動を検証し、議会活動を発展させる方途を見出し、議会への親しみと信頼をつくり上げる契機にしたいものだというふうに思っておりました。全国市議会議長会は、今年の6月にまとめた提言、「地方分権時代における議事機関としての役割を果たす議会のあり方」で、次のように指摘しています。

日本の地方行政が活発に政策を展開するために、それを監視する議会にも一定規模の定数が必要である。そうでなければ議会が担うべき行政の監視や改善を求める機能は果たせない。議会がこの先、議員定数を論議するに際しては、行政に対する監視、改善機能をどう評価するか、それが重要な指標になる、こういう指摘であります。非常に大事な点だと思います。

私はこれも踏まえ、議会改革特別委員会の審議に当たっては次のような項目で慎重審議を求めました。

1、地方分権で地方自治事務が増大し、首長の権限も強化されている中で、議会のあるべき姿について検討すること。

2、前回定数以後の東御市議会の活動の検証。

3、類似団体の定数の現状を調べ、現地調査もし、参考にすること。

4、地方行政の専門家から意見を聴取すること。

5、市民参加の機会をつくることなどであります。

これらはいずれもどの自治体でも実施していることです。しかし先行した議会改革調査研究委員会では、議員定数は議題となっておらず、議会改革特別委員会の計6回の審議のうち、議員定数に

ついでの実質的な審議は大町市議会の視察を挟んでわずか3回、合計8時間にも満たない審議でありました。到底検討すべき課題を尽くした審議とは言えないと思います。議会活動の検証も市民から直接意向を聴取する措置もとらないままでした。

第2の問題は、削減の規模及び理由について十分な検討がないことであります。委員長報告で今、報告されましたが、人口減少に向き合う、あるいは削減しても議会が果たすべき任務を全うできるの2点を挙げているにすぎません。

日本共産党は、議会改革、議員定数を考えるに当たって次の点が重要だと考えます。

第1、議員定数は議会議員の責務を果たす視点が重要だということであり、議会は二代表制と言われるように首長とともに市民を代表する立場です。予算、条例などを審議、決定し、市民の福祉向上のために政策提言し、執行機関を監視する使命があり、この使命を果たすために何人の議員がいればよいのか、どういう機能を発揮し、強化すべきかなどを検討することが重要だと考えます。

第2、日本共産党は現行定数がベターだと考えています。東御市もそうですが、人口3万人台の自治体は全国に90ありますが、うち6割以上、58議会が定数20人から18人であり、東御市議会がとりわけ多いというわけではありません。自治体の事務数は人口の多い少ないにかかわらず、同程度であり、現行定数程度でしっかりした機能を果たすことが重要だと思います。議員は市民の代弁者であります。定数を減らすことは市民の意思を市政に反映する道を狭めることになります。

第3、削減しても議会の機能を果たせるうんぬんということがありましたが、そうであるならば今も議会議員がしっかりした機能を発揮して、市民の負託にこたえることこそ求められるということであり、このためには現在の議会活動の検証と改革努力こそ必要だと思います。市政の内容は多様化し、地方分権の中で地方の追うべき分野は広がっています。首長の権限も強まっています。その中で議会活動、市政チェック機能、住民要求を把握した政策提言機能が一層重要になっています。

検討の中で現行の3常任委員会を削減して2にする方向ですが、日本共産党は現行3常任委員会体制を維持し、よりきめ細かな行政チェックと政策提言活動の強化を主張してまいりました。

以上、主な点を挙げました。議会改革は議会機能の強化のためにこそあります。削減ありきではなく、しっかりした議会活動をしていく、これが必要だと思います。

以上、自戒を込めて発言いたしました。

以上、本議案に対する反対討論といたします。

○議長（櫻井寿彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

16番、依田政雄君。

○16番（依田政雄君） 議席番号16番、依田政雄です。議員提出議案第12号 東御市議会の議員の定数に関する条例の一部を改正する条例の提出について、原案に賛成の立場から討論をいたします。

議員定数については、平成23年の地方自治法の一部改正により、それまでの人口段階別の上限数に係る制限が撤廃され、各地方公共団体の実情に応じて条例で定めることとされました。地方議員にとって最大の権限と責任は議決権の行使であります。したがって議員は市民の声や自らの調査研究から到達した結論を市政に反映させることは当然として、議員の定数の在り方についても常に研究する必要があります。

一方、何名の議員構成が妥当なのかという客観的な根拠はどこにもありません。したがって現状の議員定数を維持しなければ市民の負託にこたえられないとする根拠も当然のことながらありません。

合併から10年が経過し、その間、定数議論を重ねてきましたが、今、当市議会が求められているものは、より一層の議会活動の強化であり、あわせて議会改革であると思います。議会改革がイコール定数削減ありきではありませんが、これまで以上に多様な民意の反映に努め、議会機能が十分発揮できるよう議員一人ひとりが取り組んでいくことが重要であると考えます。人口減少の現状に真摯に向き合い、議員定数を削減しても、より多くの市民の声にこたえる努力をすることで議会が果たすべき責務を全うすることができると考えます。

市議会では、昨年度から議会改革調査研究委員会を設置し、常任委員会の在り方について調査研究をしてまいりました。現在の3常任委員会から2常任委員会に減ずることにより、1常任委員会の所属員数の見直しを行い、委員会での審査の充実と議論の活性化を図ることが必要であり、ついでには早期に特別委員会を設置し、議員定数見直しを念頭に検討することが適当であるとの議会改革調査研究委員会の検討結果を受け、議会改革特別委員会を設置し、議員定数について審議をしてまいりました。その中で決定してきたことであり、市議会がより活性化した議会となるべく努力する決意を新たにしたものであります。あえて自ら進んで厳しい選択をすることが、今まで以上に市民と議員との信頼を深めるきっかけになるものと確信するものであり、それこそが議員定数削減の最大の効果であると最後に申し述べて、原案に対しての賛成討論といたします。

以上です。

○議長（櫻井寿彦君） これで討論を終わります。

これから議員提出議案第12号を採決します。本案は挙手により採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君） 挙手多数であります。

議員提出議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議員提出議案第13号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について

◎日程第14 議員提出議案第14号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保

等自治体の負担軽減を求める意見書の提出について

◎日程第15 議員提出議案第15号 介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出について

(上程、説明、質疑、討論、採決)

○議長(櫻井寿彦君) 日程第13 議員提出議案第13号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について、日程第14 議員提出議案第14号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出について、日程第15 議員提出議案第15号 介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出について、以上3件を一括議題とします。本3件を書記に朗読させます。

○書記 議員提出議案第13号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出について。
地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣あて、別記のとおり提出するものとする。

平成27年12月18日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書。

現在、政府においては、消費税の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早期に具体的な検討を進める」との大綱のもと、その導入に向け議論が進められています。

そもそも、平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げは、少子高齢化に伴い現役世代が減り、高齢者が増える中で、子ども・子育て支援、医療、介護、年金の各分野の充実及び社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き上げによる増収分は全てそれら社会保障に充てることが決まっています。

消費税には、景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題があります。そこで、この増税による痛税感を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠です。

軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える「複数税率」とされる制度です。

欧州の多くの国では、既に日本の消費税に相当する付加価値税で食料品などに軽減税率が導入されています。

また最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっています。

そこで政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

- 1、複数税率による軽減税率導入については、2017年4月の消費税率引き上げと同時に行うこと。
- 2、対象品目については、国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる効果が高い食料品など対象を幅広くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議員提出議案第14号 マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成27年12月18日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

マイナンバー制度の円滑な運営に係る財源確保等自治体の負担軽減を求める意見書。

マイナンバー（社会保障・税番号）制度の導入に伴い、市町村には通知カード、個人番号カードの交付について対応するよう求められています。直接のカード交付経費である地方自治体情報システム機構への交付金については、平成27年度は国庫補助（個人番号カード交付事業費補助金・補助率10分の10）が措置されている一方、市町村のカード交付事務に係る経費については、個人番号カード事務費補助金が措置されています。しかし、これは国が平成27年度に予算化した40億円を、市町村の人口比で案分した額によって交付申請を行うこととされ、本来全額が国庫負担であるべきところ、非常に低い補助上限額となっており、おのずと市町村は財源負担を強いられることとなっています。

また、平成28年度以降についても、個人番号カードは相当数の交付が見込まれますが、現時点ではこれらに対して十分な補助金額が確保されているのか明確ではありません。

そこで、政府において自治体負担の軽減のために以下の事項について特段の配慮を求めます。

記

- 1、平成28年度以降についても、地方公共団体情報システム機構に支払う交付金全額を国の負担とし、十分な予算措置をすること。
- 2、同時に、円滑な個人番号カード交付事務を行うため、事務処理に必要な人員の確保やシステム整備経費など全額を国の負担とし、十分な予算措置を行うこと。

3、地方公共団体の予算編成等に支障が出ないよう、補助金交付やシステム改修フローなど、円滑な制度導入準備のために必須の情報を適時適切に提供すること。

4、マイナンバー制度のスムーズな導入に向けて、地方自治体職員や地域の事業者に対する研修用ガイドブックの作成、研修会の開催など、十分な支援を実施すること。

5、配達できなかった簡易書留郵便（マイナンバー通知）の受取人の所在調査に要する経費は全額を国の負担とし、十分な予算措置を行うこと。

6、マイナンバー制度導入時の混乱に乗じた詐欺の防止や個人番号カードの円滑な交付の推進のための周知広報に対する支援を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

議員提出議案第15号 介護労働者の処遇改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣あて別記のとおり提出するものとする。

平成27年12月18日。

東御市議会議長、櫻井寿彦様。

提出者、東御市議会議員、阿部貴代枝。

賛成者、横山好範、平林千秋、依田俊良、三縄雅枝、町田千秋。

別記

介護労働者の処遇改善を求める意見書。

超高齢社会を迎える中で、介護労働者の人材確保・離職防止対策は喫緊の課題となっています。厚生労働省が発表した介護人材需給推計では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には37.7万人が不足するとしています。2015年4月の介護報酬改定では、介護職員の賃金改善を促進するために介護職員処遇改善加算が強化されました。しかし、基本報酬は引き下げられ、介護サービス事業者は厳しい事業運営を強いられており、これ以上の処遇改善を事業所に委ねることは困難です。

人材不足は地域の介護施策に深刻な影響を与えるため、国の施策として人材確保・離職防止対策を推進するよう求めます。

介護労働者の人材確保・離職防止対策、及び安心・安全の介護を実現していくために、下記の事項について国に要望します。

記

1、介護職員をはじめとする、介護現場で働くすべての労働者の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（櫻井寿彦君） 本案に対する提案者の趣旨説明を願います。

8番、阿部貴代枝さん。

○8番（阿部貴代枝さん） 議員提出議案第13号、14号及び15号につきましては、ただいま書記が朗読したとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井寿彦君）　これから提案者に対する質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　質疑なしと認めます。

阿部貴代枝さん、着席願います。

これから議員提出議案第13号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　討論なしと認めます。

これから議員提出議案第13号を採決します。本案は挙手により採決します。

お諮りします。本案を原案とおりに決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（櫻井寿彦君）　挙手多数であります。

議員提出議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第14号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　討論なしと認めます。

これから議員提出議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　異議なしと認めます。

議員提出議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第15号の討論を行います。

（「なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　討論なしと認めます。

これから議員提出議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君）　異議なしと認めます。

議員提出議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16　議員派遣について

○議長（櫻井寿彦君）　日程第16　議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付しました議員派遣日程のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣日程表のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣日程表のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎日程第１７ 継続審査、調査の申し出について

○議長（櫻井寿彦君） 日程第17 継続審査、調査の申し出についてを議題とします。

社会福祉委員長から、閉会中の所管事務調査として所管する関係団体との協議を実施したい旨の申出書が提出され、議長においてこれを受理しました。

お諮りします。社会福祉委員長の申し出のとおり調査が終了するまで閉会中の継続調査を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（櫻井寿彦君） 異議なしと認めます。

よって、社会福祉委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査を行うことに決定しました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

◎市長閉会あいさつ

○議長（櫻井寿彦君） ここで市長からあいさつがあります。

市長。

○市長（花岡利夫君） 平成27年第4回定例会の閉会に当たり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会は、12月1日に開会をし、本日まで18日間の会期で行われました。

今議会におきましては、初日に平成27年度一般会計・特別会計の補正予算、条例の新設並びに既存条例の一部改正、工事請負契約の変更など、10議案を提案いたしましたところでございます。上程となりました議案につきましては、本会議、常任委員会を通じて慎重なご審議を重ねていただき、それぞれ可決、ご決定をいただきまして改めて厚く御礼申し上げます。

また、今議会では10日から11日の2日間にわたり、11名の議員から29項目の一般質問をお受けいたしました。市民ニーズが複雑多岐にわたる中、農業、福祉、教育等に関する問題に加え、今回は特に地方創生と総合戦略、病院の経営、「真田丸」を見据えた観光振興、湯の丸高原施設整備構想と高地トレーニング等、市民の皆様からの声を反映したご質問と、忌たんのないご意見やご提言を頂戴いたしました。

一問一答、再質問等に対する答弁を通じて、それぞれの行政課題に対する私の思いのたけをお示しさせていただきました。また、図らずも私自身の2期8年間を振り返るとともに、次への決意

を申し述べる場を提供していただきました。

この間、人口減少という危機のもとでありながらも、将来に夢の持てる話題が幾つか芽吹いてまいりました。より多くの市民の皆様のご理解とご協力を賜りながら、市民益に主眼を置き、誠心誠意尽くしてまいる所存でございます。

なお、この12月24日には準備を進めてまいりました子育て応援ポータルサイト、「すくすくぼけっと」を市の公式ホームページ上に開設いたします。多くの子育て世代の皆さんにご覧、ご活用いただければ幸いです。

長野朝日放送が主催する第15回ふるさとCM大賞NAGANOにおいて、地域おこし協力隊ととうみケーブルテレビで作成した「とうみよいとこ、オラホにおいて♪」が過日12月6日に行われた審査の結果、見事優秀賞、八十二銀行賞に輝きました。来年は1年間に50回、テレビを通じて市の特産品であるオラホビールと、東御市の名前が広く県下にとどろくことになります。このたびの栄誉にあやかって、来る年が更に元気なよい年になることを切望してやみません。

平成27年、2015年ひつじ年も残すところあと10日余り、間もなく新しい年を迎えます。年が明けると市では、選択と集中を旨とし、第2次東御市総合計画、「とうみ夢・ビジョン2014」並びに「東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿った形で、新年度の予算編成作業に着手してまいります。とりわけ財政状況が不透明の中、年明け早々に見込まれる国の大型補正予算への期待と動向を見据えつつ、県の来年度予算編成にも注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、前例にとらわれることなく、細部にわたっての事務事業の見直しと経費の削減を念頭に置きながら、スクラップ・アンド・ビルドの精神に徹し、真に必要な事業を確認するとともに、市民を主人公とした協働のまちづくりを通じて、「人と自然が織りなす しあわせ交流都市」の具現化に向けて、施策の推進に当たってまいります。議員各位、並びに市民の皆様には、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

2015年の世相をあらわす今年の漢字に「安」が選ばれました。安全保障関連法をめぐる国会内外での議論の高まりや、世界で頻発するテロや自然災害による不安が増したこと、更には時の安倍首相の圧倒的な影響力からもうなずけるところであります。来年は本来の意味での「安」、安全・安心な社会が訪れるよう、私自身も引き続き奉仕の心を持って尽くしてまいることを改めて肝に銘じたところでございます。

3カ月予報によりますと、今年の冬は平年並みか、比較的暖冬との報道でございましたが、師走も半ばを過ぎ、東御の里にも雪の便りが届くころとなり、肌を刺す寒さも厳しさを増してまいりました。市民の皆様並びに議員各位におかれましては、時節柄健康には十分ご留意され、ご健勝で活躍されますことをご祈念申し上げます。

以上、12月定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつとさせていただきます。長い期間にわたりまして、本当にありがとうございました。おそろいで夢と希望に満ちあふれたよい年をお迎えください。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井寿彦君） これをもちまして、平成27年東御市議会第4回定例会を閉会とします。

長期間にわたり、ご苦労さまでした。

（午後 2時58分）